

長瀨町地域防災計画

令和5年3月

長瀨町防災会議

目次

第1編 総則	1
第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第1 趣旨	1
第2 計画の策定及び修正	1
第3 計画の効果的推進	2
第4 計画の用語	3
第2節 長瀬町の概況	4
第1 地形、河川	4
第2 気象	4
第3 地質及び断層	4
第3節 災害対策の基本方針	5
第4節 防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	6
第1 町	6
第2 消防機関	7
第3 県	7
第4 指定地方行政機関	9
第5 自衛隊	10
第6 指定公共機関	10
第7 指定地方公共機関	11
第8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	11
第9 災害時応援協定締結団体・事業者の役割	12
第5節 防災体制	13
第1 町の体制	13
第2章 防災訓練	14
第1節 基本方針	14
第1 趣旨	14
第2 目的	14
第2節 現況と実施計画	15
第1 現況	15
第2 実施計画	15

第3章 調査研究	18
第1節 基本方針	18
第2節 現況	18
第3節 実施計画	18
第2編 震災対策編	21
第1章 総 則	21
第1節 地震被害想定	21
第1 想定地震	21
第2 想定結果	22
第2節 災害対応の方針	23
第1 想定結果を受けた対応	23
第3節 減災目標	24
第1 減災目標設定の考え方	24
第2 減災目標	24
第4節 施策の体系	25
第2章 施策ごとの具体的計画	27
第1 自助、共助による防災力の向上	27
【基本方針】	27
【現 況】	27
【具体的取組】	28
< 予防・事前対策 >	28
1 自助・共助による住民の防災力の向上(普及啓発・防災教育)	28
2 自主防災組織の育成強化	32
3 長瀬町消防団の活動体制の充実	33
4 事業所等における防災組織等の整備	34
5 ボランティア等活動支援体制の整備	37
6 地区防災計画の策定	38
7 適切な避難行動に関する意識啓発	38
< 応急対策 >	39
1 自助による応急対策の実施	39
2 地域による応急対策の実施	39
3 事業所による応急対策の実施	40
4 ボランティアとの連携	40
5 地域の安全確保への協力	40
第2 災害に強いまちづくりの推進	42

【基本方針】	42
【現況】	42
【具体的取組】	42
<予防・事前対策>	42
1 防災都市づくり	42
2 耐震化と安全対策の推進	44
3 空き家対策	45
4 不燃化等の促進	46
5 オープンスペース等の確保	46
6 宅地等の安全対策	47
7 土砂災害の予防	48
8 地震火災等の予防	49
9 被災建築物応急危険度判定体制等の整備	50
10 孤立化地域対策	51
<応急対策>	52
1 公共施設等の応急対策	52
<復旧対策>	54
1 迅速な災害復旧	54
第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保	58
【基本方針】	58
【現況】	58
【具体的取組】	59
<予防・事前対策>	59
1 交通関連施設の安全確保	59
2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備	60
3 ライフラインの確保	61
<応急対策>	64
1 道路ネットワークの確保	64
2 交通規制	66
3 交通施設の応急対策	67
4 ライフライン施設の応急対策	67
<復旧対策>	69
【関係各課】	69
1 ライフライン施設の早期復旧	69
第4 応急対応力の強化	71
【基本方針】	71
【現況】	71
【具体的取組】	73

< 予防・事前対策 >	73
1 応急活動体制の整備	73
2 防災活動拠点の整備	74
3 消防力の充実強化	75
4 救急救助体制の整備	75
5 相互応援の体制整備等	76
< 応急対策 >	79
1 災害発生直前の未然防止活動	79
2 応急活動体制の施行	79
3 防災活動拠点の開設・運営	88
4 応急措置	88
5 消防活動	89
6 自衛隊災害派遣	92
7 応援要請	96
8 応援の受入れ	99
第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備	101
【基本方針】	101
【現況】	101
【具体的取組】	101
< 予防・事前対策 >	101
1 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備	101
< 応急対策 >	104
1 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達	104
2 広報広聴活動	112
第6 医療救護等対策	115
【基本方針】	115
【現況】	115
【具体的取組】	115
< 予防・事前対策 >	115
1 医療救護体制の整備	116
2 埋・火葬のための資材、火葬場の確保	117
< 応急対策 >	118
1 初動医療体制	118
2 遺体の取扱い	122
< 復旧対策 >	124
1 防疫活動	124
2 遺体の埋・火葬	124
第7 帰宅困難者対策	126

【基本方針】	126
【現況】	126
【具体的取組】	127
<予防・事前対策>	127
1 帰宅困難者支援体制の整備	127
<応急対策>	130
1 帰宅困難者への情報提供	130
2 一時滞在施設の開設・運営	131
<復旧対策>	134
1 帰宅支援	134
第8 避難対策	135
【基本方針】	135
【現況】	135
【具体的取組】	135
<予防・事前対策>	135
1 避難体制の整備	135
<応急対策>	140
1 避難の実施	140
2 避難所の開設・運営	142
3 広域避難	149
4 広域一時滞在	149
第9 災害時の要配慮者対策	151
【基本方針】	151
【現況】	151
【具体的取組】	152
<予防・事前対策>	152
1 避難行動要支援者の安全対策	152
2 要配慮者全般の安全対策	155
3 社会福祉施設入所者等の安全対策	157
<応急対策>	161
1 避難行動要支援者等の避難支援	161
2 避難生活における要配慮者支援	162
3 社会福祉施設入所者等の安全確保	164
4 外国人の安全確保	165
第10 物資供給・輸送対策	166
【基本方針】	166
【現況】	166
【具体的取組】	167

<予防・事前対策>	167
1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材・医薬品の供給体制の整備	167
2 緊急輸送体制の整備	172
<応急対策>	174
1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給	174
2 緊急輸送	176
第11 生活の早期再建	178
【基本方針】	178
【具体的取組】	178
<予防・事前対策>	178
1 罹災証明書の発行体制の整備	178
2 応急住宅対策	179
3 動物愛護	180
4 文教対策	181
5 がれき処理等廃棄物対策	182
6 被災中小企業支援	183
<応急対策>	184
1 災害救助法の適用	184
2 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行	187
3 がれき処理等廃棄物対策	188
4 動物愛護	189
5 応急住宅対策	190
6 文教対策	193
<復旧対策>	196
1 生活再建等の支援	196
第3章 災害復興	213
【基本方針】	213
【実施計画】	213
第1 復興に関する事前の取組の推進	213
第2 復興対策本部の設置	213
第3 復興計画の策定	213
第4 復興事業の実施	214
第4章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置	215
【基本方針】	215
第1 趣旨	215
【実施計画】	215

第1	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応	215
第2	地震発生後の対応	217
第5章	火山噴火降灰対策	218
第1	基本方針	218
第2	実施計画	218
【具体的取組】		219
<予防・事前対策>		219
1	火山噴火に関する知識の普及	219
2	事前対策の検討	222
3	食料、水、生活必需品の備蓄	223
<応急対策>		224
1	応急活動体制の確立	224
2	情報の収集・伝達	224
3	避難所の開設・運営	226
4	医療救護	226
5	交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策	226
6	農業者への支援	226
7	降灰の処理	226
8	広域一時滞在	227
9	物価の安定、物資の安定供給	228
<復旧対策>		229
1	継続災害への備え	229
2	その他復旧対策	229
第6章	最悪事態（シビアコンディション）への対応	230
第1	シビアコンディションを設定する目的	230
第2	シビアコンディションへの対応	230
第3	シビアコンディションの共有と取組の実施	230
第3編	風水害対策編	233
第1章	総則	233
第1節	本町における風水害の概況	233
第1	過去の主な風水害	233
第2	予想される災害	234
第2節	施策の体系	236

第2章 施策ごとの具体的計画	239
第1 自助、共助による防災力の向上	239
【基本方針】	239
【現況】	239
【具体的取組】	239
<予防・事前対策>	239
1 自助・共助による住民の防災力の向上(普及啓発・防災教育)	239
2 自主防災組織の育成強化	239
3 長瀬町消防団の活動体制の充実	239
4 事業所等における防火組織等の整備	239
5 ボランティア等活動支援体制の整備	239
6 地区防災計画の策定	239
7 適切な避難行動に関する普及啓発	239
<応急対策>	241
1 自助による応急対策の実施	241
2 地域による応急対策の実施	241
3 事業所における応急対策の実施	241
4 ボランティアとの連携	241
5 地域の安全確保への協力	241
第2 災害に強いまちづくりの推進	242
【基本方針】	242
【現況】	242
【具体的取組】	244
<予防・事前対策>	244
1 水害予防－治山	244
2 水害予防－治水	244
3 土砂災害の予防	246
4 防災都市づくり	247
<応急対策>	248
1 公共施設の応急対策	248
<復旧対策>	248
1 迅速な災害復旧	248
第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保	249
【基本方針】	249
【現況】	249
【具体的取組】	249
<予防・事前対策>	249
1 交通関連施設の安全確保	249

2	緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備	249
3	ライフラインの確保	249
	<応急対策>	249
1	道路ネットワークの確保	249
2	交通規制	249
3	交通施設の応急対策	249
4	ライフライン施設の応急対策	249
	<復旧対策>	250
1	ライフライン施設の早期復旧	250
第4	応急対応力の強化	251
	【基本方針】	251
	【現況】	251
	【具体的取組】	251
	<予防・事前対策>	251
1	応急活動体制の整備	251
2	防災活動拠点の整備	251
3	消防力の充実強化	251
4	救急救助体制の整備	251
5	相互応援の体制整備等	251
	<応急対策>	252
1	土砂災害防止	252
2	応急活動体制の施行	254
3	防災活動拠点の開設・運営	258
4	応急措置	258
5	消防活動	258
6	自衛隊災害派遣	258
7	応援要請	258
8	応援の受入れ	258
第5	情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備	259
	【基本方針】	259
	【現況】	259
	【具体的取組】	259
	<予防・事前対策>	259
1	情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備	259
2	気象情報や避難情報の活用の周知	259
	<応急対策>	260
1	特別警報・警報・注意報の伝達	260
2	町における措置	270

3	災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達	271
4	異常な現象発見時の通報	272
5	広報広聴活動	273
第6	医療救護体制	275
【基本方針】	275
【現況】	275
【具体的取組】	275
<予防・事前対策>	275
1	医療救護体制の整備	275
<応急対策>	275
1	初動医療体制	275
2	遺体の取扱い	275
<復旧対策>	275
1	防疫活動	275
2	遺体の埋・火葬	275
第7	避難対策	276
【基本方針】	276
【現況】	276
【具体的取組】	276
<予防・事前対策>	276
1	避難体制の整備	276
<応急対策>	278
1	避難の実施	278
2	避難所の開設・運営	284
3	広域避難	284
4	広域一時滞在	284
第8	災害時の要配慮者対策	285
【基本方針】	285
【現況】	285
【具体的取組】	285
<予防・事前対策>	285
1	避難行動要支援者の安全対策	285
2	要配慮者全般の安全対策	285
3	社会福祉施設入所者等の安全対策	285
<応急対策>	285
1	避難行動要支援者等の避難支援	285
2	避難生活における要配慮者支援	285
3	社会福祉施設入所者等の安全対策	285

4 外国人の安全確保	285
第9 物資供給・輸送対策	286
【基本方針】	286
【現況】	286
【具体的取組】	286
<予防・事前対策>	286
1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材・医薬品の供給体制の整備	286
2 緊急輸送体制の整備	286
<応急対策>	286
1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給	286
2 緊急輸送	286
第10 生活の早期再建	287
【基本方針】	287
【現況】	287
【具体的取組】	287
<予防・事前対策>	287
1 罹災証明書の発行体制の整備	287
2 応急住宅対策	287
3 動物愛護	287
4 文教対策	287
5 がれき処理等廃棄物対策	287
6 被災中小企業支援	287
<応急対策>	287
1 災害救助法の適用	287
2 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行	287
3 がれき処理等廃棄物対策	287
4 動物愛護	287
5 応急住宅対策	287
6 文教対策	287
<復旧対策>	288
1 生活再建等の支援	288
第11 竜巻等突風対策	289
【基本方針】	289
【現況】	289
【具体的取組】	292
<予防・事前対策>	292
1 竜巻等突風の発生、対処に関する知識の普及	292
2 竜巻注意情報等気象情報の普及	292

3	被害予防対策	293
4	竜巻等突風対処体制の確立	293
5	情報収集・伝達体制の整備	294
6	適切な対処法の普及	294
<	応急対策>	297
1	情報伝達	297
2	救助の適切な実施	299
3	がれき処理	299
4	避難所の開設・運営	299
5	応急住宅対策	300
<	復旧対策>	301
1	被害認定の適切な実施	301
2	被災者支援	301
第3章	災害復興	304
【	基本方針】	304
【	実施計画】	304
第4章	雪害対策	305
第1	基本方針	305
第2	大雪災害の特徴	305
第3	実施計画	306
【	具体的取組】	306
<	予防・事前対策>	306
1	住民が行う雪害対策	306
2	情報通信体制の充実強化	307
3	雪害における応急対応力の強化	308
4	避難所の確保	309
5	孤立予防対策	309
6	建築物の雪害予防	310
7	道路交通対策	311
8	鉄道等交通対策	312
9	ライフライン施設雪害予防	312
10	農林水産業に係る雪害予防	312
<	応急対策>	314
1	応急活動体制の施行	314
2	情報の収集・伝達・広報	315
3	道路機能の確保	316

4	交通規制	316
5	救出・救助及び孤立地区への支援の実施	317
6	避難所の開設・運営	318
7	医療救護	318
8	ライフラインの確保	319
9	地域における除雪協力	319
	<復旧対策>	320
1	長期化する雪害への対応	320
2	農業復旧支援	320
3	その他復旧対策	320
4	生活再建等の支援	320
第4編 複合災害対策編		321
	【基本方針】	321
	【具体的取組】	322
	<予防・事前対策>	322
1	複合災害に関する防災知識の普及	322
2	複合災害発生時の被害想定の実施	323
3	防災施設の整備等	323
4	非常時情報通信の整備	323
5	避難対策	324
6	災害医療体制の整備	324
7	災害時の要配慮者対策	324
8	緊急輸送体制の整備	324
	<応急対策>	325
1	情報の収集・伝達	325
2	交通規制	325
3	道路の修復	325
4	避難所の再配置	325
第5編 広域応援編		327
	【基本方針】	327
	【想定災害】	327
	【県の広域連携の枠組み】	327
	【具体的取組】	329
	<事前対策>	329
1	広域応援体制の整備	329
2	広域支援拠点の確保	329

3	広域応援要員派遣体制の整備	330
4	広域避難受入体制の整備	330
5	町内被害の極小化による活動余力づくり	331
	<応急対策>	333
1	広域応援調整（後方応援本部（仮称）の設置）	333
2	広域応援要員の派遣	333
3	広域避難の支援	335
4	がれき処理支援	337
5	環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援	337
	<復旧・復興対策>	338
1	広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行）	338
2	遺体の埋・火葬支援	339
3	仮設工場・作業場の斡旋	339
4	生活支援	340
第6編	事故災害対策編	341
第1節	火災対策計画	341
第1	大規模火災予防	341
第2	大規模火災対策	346
第3	林野火災予防	348
第4	林野火災対策	350
第2節	危険物等災害対策計画	352
第1	危険物等災害予防	352
第2	危険物等災害応急対策	352
第3	サリン等による人身被害対策計画	354
第3節	放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画	357
第1	放射性物質及び原子力発電所事故災害対策の基本的な考え方	357
第2	予防対策	358
第3	応急・復旧対策	360
第4節	農林災害対策計画	368
第1	目標	368
第2	実施計画	368
第5節	道路災害対策計画	369
第1	道路災害予防	369
第2	道路災害応急対策	371
第6節	鉄道事故対策計画	374
第1	基本方針	374
第2	鉄道事故対策	374

第7節	航空機事故対策計画	376
第1	目標	376
第2	活動体制	376
第3	応急措置	377
第8節	文化財災害対策計画	379
第1	基本方針	379
第2	実施計画	379

第 I 編 総 則

第1編 総則

第1章 総則

第1節 計画の目的

【総務課】

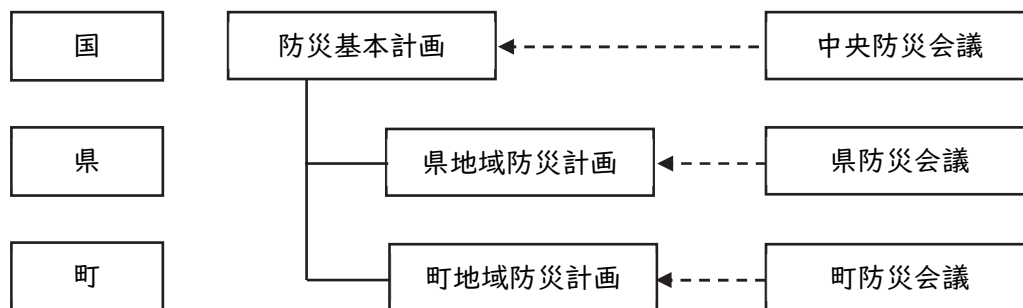
第1 趣旨

本計画は災害対策基本法第42条の規定及び防災基本計画に基づき、町域にかかる災害から、住民の生命、身体及び財産を保護するため、長瀬町防災会議が定めるものである。

第2 計画の策定及び修正

長瀬町防災会議は、長瀬町地域防災計画を作成し、及び当該計画に検討を加え、必要に応じて修正を行う。

災害対策基本法で定められている国、県、町の防災会議と防災計画の体系は以下のとおりである。



防災会議の組織及び運営については、関係法令、長瀬町防災会議条例、長瀬町防災会議に関する要綱及び長瀬町防災会議の権限に属する事項のうち会長が専決できる事項の定めるところによる。

《資料－1 関係条例等》

1 令和元年9月修正の概要

消防機関の広域的活動に関する事項等について修正を行った。

2 令和5年3月修正の概要

災害対策基本法の改正及び県防災計画令和3年3月修正、令和4年3月修正等を踏まえ、所要の修正を行った。

【主な修正内容】

- ・避難所等における感染症対策
 - ・避難勧告・避難指示の一本化等
 - ・個別避難計画作成の努力義務化
 - ・広域避難に関する事前の準備
 - ・女性の視点を踏まえた防災対策の推進
 - ・避難行動の妨げとなる正常性バイアス等の理解の促進
 - ・住民自らの避難行動の理解促進（避難に関する情報への理解促進、マイ・タイムラインの作成・普及、町長による避難情報の発令基準の設定）
 - ・広域応援・受援体制の整備
 - ・避難所外避難者への支援
 - ・災害廃棄物等の適正処理体制の確保
 - ・町行政組織の見直し
 - ・町職員初動マニュアルの見直し
- 等

第3 計画の効果的推進

1 自助、共助による取組の推進

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安心・安全を確保するためには、行政による公助はもとより、個人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。個人や家庭、地域、事業所、団体等の社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための取組を推進する。

2 男女共同参画の視点

町は、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、町防災会議の委員に占める女性の割合を高めるように取り組むとともに、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画という視点を踏まえた災害対策を推進する。

3 広域的な視点

他の市町村等との連携の強化を図り、広域的な視点で防災対策を推進していく。

4 人的ネットワークの強化

町は、県や防災関係機関、協定締結団体等に対し、災害発生時に迅速かつ確実に連絡が取り合えるよう、日ごろから顔の見える関係を築き、強固な協力関係のもとに災害対策を進める。

5 デジタル化の推進

効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化に当たっては、災害対応に

必要な情報項目等の標準化や、システム（SIP4D等）を活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

6 計画の効果的推進に向けた取組

本計画を効果的に推進するため、次の点に留意して取り組む。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・計画に基づくマニュアル類の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底・計画、マニュアル類の定期的な点検や検証・点検や訓練から得られた機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映 |
|---|

地域防災計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限の努力をし、さらに制度等の整備、改善等について検討、実施する。

第4 計画の用語

本計画において、略して表記した用語の意味は、次のとおりである。

- 1 町：長瀬町
- 2 本計画：長瀬町地域防災計画
- 3 町本部：長瀬町災害対策本部
- 4 町防災会議：長瀬町防災会議
- 5 本部条例：長瀬町災害対策本部条例
- 6 県：埼玉県
- 7 県防災計画：埼玉県地域防災計画
- 8 県本部：埼玉県災害対策本部
- 9 県支部：埼玉県災害対策本部秩父支部
- 10 災対法：災害対策基本法
- 11 救助法：災害救助法
- 12 協定締結団体等：災害時における応急・復旧業務に係る応援協定を締結した団体や事業者

第2節 長瀬町の概況

【総務課】

第1 地形、河川

本町は、県の西北部、秩父山系の関門に位置し、町域の中央を縦貫して流れる荒川の両岸に細長く開けた町である。総面積は30.43km²で、そのうち約60%が山林で宝登、不動、陣見、大平、釜伏の山々に囲まれ、これらの山を源とする沢は、それぞれ荒川に流入している。

また、本町は県立長瀬玉淀自然公園区域にあって、特に上長瀬から高砂橋に至る荒川の両岸は、国指定名勝及び天然記念物保存区域となっている。

第2 気象

本町は、盆地のため県内で気温が低い地域で、冬期に夜間の冷え込みが強く降霜や結氷の期間が比較的長い。また、秋から冬にかけて放射霧による濃霧の発生が多い。降水量は9月が最も多いが、盛夏期には雷雨が発生しやすい。風は一般に弱いですが、台風の接近や通過時には瞬間的に強い風が吹く。

第3 地質及び断層

町域では、三波川帯の結晶片岩類が基盤をなし、その一部は荒川に沿って発達する。河岸段丘面は、第四系の段丘堆積物により被覆されている。三波川帯は、低温高压型の変成作用による結晶片岩からなり「三波川結晶片岩類」「御荷鉾緑色岩類」に区別される。町周辺での三波川帯は、南北方向に走る出牛－黒谷断層（西側）と象ヶ鼻－朝日根断層（東側）に規定されている。町は両断層に挟まれた場所に位置する。三波川結晶片岩類は、泥質片岩を主体に砂質・苦鉄質片岩、石英片岩などからなる。これは町域の広範囲に分布する。

また、御荷鉾緑色岩類は、塊状溶岩・ハイアロクラスタイトなどからなり、宝登山を中心とする狭い範囲に分布する。一般に、結晶片岩には、薄くはがれる性質があり、東西・南北性の節理及び断層が発達する。荒川とその支流の浸食は、それを反映し町の地形を特徴づけている。さらに、三波川帯の分布域には、岩田周辺の荒川河床などにおいて蛇紋岩体の貫入も認められる。

段丘堆積物は、主に礫・砂及び泥から形成されている。現河床からの比高は、20mでその分布は、おおむね平坦地をなし、上長瀬から野上下郷地域に至る広範囲に、さらに井戸・岩田地域及び矢那瀬地域などに分布する。

第3節 災害対策の基本方針

【総務課】

町は、住民の生命を守り、いち早く復旧復興を果たすことを目標とし、事前の備え（予防・事前対策）、発災時の対応（応急対策）、速やかな生活再建（復旧・復興対策）に取り組む。

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下、「発災時」という。)の災害対応に当たっては住民の安心を確保するため、スピーディな判断と柔軟な発想で臨む。

1 自助・共助の強化

家庭における取組（家具の固定、災害用伝言サービスの利用、家庭内備蓄等）を促進することにより自助を強化するとともに、自主防災組織などの共助の能力を高めることで、住民の被害を最小化する。

2 広域的な応援・受援体制の整備

本町は秩父圏域の中にあり、国道140号や秩父鉄道を軸として秩父圏域の市町や大里圏域の市町と交流が可能である。また、関越自動車道を経由して首都圏各地とつながっている。こうした地の利を生かし、本町は避難の受け皿や応援・受援の体制を整備し復旧復興に取り組む。

3 災害の拡大・二次災害への備え

本町が立地する首都圏は一体として様々な機能を分担している。首都直下地震発生時等によって湾岸の石油コンビナートや発電所、交通網が壊滅的な被害を受けると、長期にわたる停電や燃料枯渇などによる二次災害のおそれがある。こうした万が一の事態に備え、町庁舎や中央公民館などの防災拠点の電源・燃料の多重化や、町外からの避難者の受入れ、帰宅困難者対策等を進める。

第4節 防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

【総務課、県、関係機関等】

防災に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者及び自衛隊の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

第1 町

町は、基礎的な地方公共団体として、町域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、町域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する（災対法第5条第1項）。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長瀬町	<p>1 災害予防</p> <p>(1) 防災に関する組織の整備に関する事。</p> <p>(2) 防災に関する教育及び訓練に関する事。</p> <p>(3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事。</p> <p>(4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事。</p> <p>(5) 災害発生時における相互応援の円滑な実施及び民間の団体の協力の確保のためにあらかじめ講ずべき措置に関する事。</p> <p>(6) 要配慮者の生命又は身体を災害から保護するためにあらかじめ講ずべき措置に関する事。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、災害発生時における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事。</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 警報の伝達並びに避難の指示に関する事。</p> <p>(2) 消防、水防その他の応急措置に関する事。</p> <p>(3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事。</p> <p>(4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事。</p> <p>(5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事。</p> <p>(6) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事。</p> <p>(7) 緊急輸送の確保に関する事。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事。</p>

第2 消防機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
秩父消防本部・ 秩父消防署北分署・ 長瀬町消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防防災に関する広域的な施設及び設備の整備に関すること。 2 消防団の組織の整備に関すること。 3 救助及び救援施設、体制の整備に関すること。 4 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関すること。 5 消防知識の啓発、普及に関すること。 6 火災発生時の消火活動に関すること。 7 被災者の救護、救出及び誘導に関すること。 8 被害に関する情報の収集・伝達及び被害調査に関すること。

第3 県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整に努める。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
埼玉県	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災に関する組織の整備に関すること。 (2) 防災に関する教育及び訓練に関すること。 (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。 (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること。 (5) 災害発生時における相互応援の円滑な実施及び民間の団体の協力の確保のためにあらかじめ講ずべき措置に関すること。 (6) 要配慮者の生命又は身体を災害から保護するためにあらかじめ講ずべき措置に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、災害発生時における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。 2 災害応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関すること。 (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。 (3) 被災者の救難、救助その他保護に関すること。 (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること。 (5) 施設及び設備の応急の復旧に関すること。 (6) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関すること。 (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	<p>に關すること。</p> <p>(8) 緊急輸送の確保に關すること。</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、災害の發生の防衛又は拡大の防止のための措置に關すること。</p>
<p>秩父地域 振興センター</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 埼玉県災害対策本部秩父支部の運営に關すること。 2 災害情報の収集及び報告に關すること。 3 町及び関係機関との連絡調整に關すること。 4 災害現地調査及び報告に關すること。 5 災害応急対策活動に必要な応援措置に關すること。 6 秩父防災基地の運営に關すること。 7 町と連携した帰宅困難者対策に關すること。
<p>秩父福祉事務所</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉関係被災状況の調査に關すること。 2 福祉関係各法に基づく保護に關すること。 3 日本赤十字社埼玉県支部との連絡に關すること。
<p>秩父保健所</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健衛生関係の被害状況の収集に關すること。 2 医療品、衛生材料及び各種資材の調達、あっせんに關すること。 3 各種消毒に關すること。 4 細菌及び飲料水の水質検査に關すること。 5 そ族、害虫駆除に關すること。 6 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に關すること。 7 災害救助食品の衛生対策に關すること。 8 災害時の上下水道の衛生指導に關すること。 9 医療機関、診療所及び助産所の応急対策活動に關すること。 10 その他の保健衛生に關すること。
<p>秩父農林 振興センター</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林畜水産被害状況の調査に關すること。 2 農林業災害融資に關すること。 3 主要農産物の種子及び苗の確保に關すること。 4 農作物病虫害の防除対策に關すること。 5 防除機具及び農薬の調整に關すること。 6 農業用施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に關すること。 7 治山、森林管理道路施設の応急対策に關すること。 8 り災者の食料等の確保及び輸送に關すること。
<p>秩父県土整備事務所</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 降水量及び水位等の観測通報に關すること。 2 洪水予報及び水防警報の受理及び通報に關すること。 3 河川、道路及び橋りょう等の被害状況の調査及び応急修理に關すること。
<p>秩父環境管理事務所</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物の処理についての関係機関との連絡調整に關すること。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
秩父警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集・伝達及び広報に関すること。 2 警告及び避難誘導に関すること。 3 人命の救助及び負傷者の救護に関すること。 4 交通秩序の維持に関すること。 5 犯罪の予防検挙に関すること。 6 行方不明者の捜索及び検視（死体見分）に関すること。 7 漂流物等の処理に関すること。 8 その他治安維持に必要な措置に関すること。

第4 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
関東農政局 埼玉県拠点	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防対策 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関すること。 2 応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること。 (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること。 (3) 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。 (4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること。 (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること。 (6) 応急用食料、物資の支援に関すること。 (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること。 (8) 食品の需給、価格動向や表示等に関すること。 (9) 関係職員の派遣に関すること。 3 復旧対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 農地、農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること。 (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。
東京管区気象台 (熊谷地方気象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び、発表に関すること。 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象の発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。 6 災害時等に地方公共団体へ職員を派遣し、防災対応支援のため、防災気象情報の提供及び解説・防災対策への助言を行う。(気象庁防災対応支援チーム：JETT)

第5 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第32普通科連隊	1 災害派遣の準備 (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。 (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 (3) 県防災計画と合致した防災訓練の実施に関すること。 2 災害派遣の実施 (1) 生命、身体及び財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。

第6 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
東日本電信電話(株) 埼玉事業部	1 電気通信設備の整備に関すること。 2 災害時における重要通信の確保に関すること。 3 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。
長瀬郵便局・ 長瀬駅前郵便局	1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること 2 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること
日本赤十字社 埼玉県支部	1 災害応急救護のうち、医療、助産及び遺体の処置(遺体の一時保存を除く。)に関すること。 2 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整に関すること。 3 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に関すること。
東京電力パワーグリ ッド(株)熊谷支社	1 災害時における電力供給に関すること 2 被災施設の応急的対策及び復旧に関すること

第7 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
秩父鉄道(株)	1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
(一社) 埼玉県トラック協会	1 災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関すること。
(一社) 埼玉県LPガス協会	1 LPガス供給施設の安全保安に関すること。 2 LPガスの供給の確保に関すること。 3 カセットボンベを含むLPガス等の流通在庫による災害発生時の調達に関すること。 4 自主防災組織等がLPガスを利用して行う炊出訓練の協力に関すること。
(一社) 埼玉県バス協会	1 災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること。
秩父郡市医師会・秩父郡市歯科医師会・秩父郡市薬剤師会・(公社) 埼玉県看護協会第一支部	1 医療及び助産活動の協力に関すること。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 3 災害時における医療救護活動の実施に関すること。

第8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
農業協同組合	1 町が実施する被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 2 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 3 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 5 農産物の需給調整に関すること。
森林組合	1 町が実施する被害状況調査その他応急対策の協力に関すること。 2 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関すること。
生活協同組合	1 応急生活物資の調達及び安定供給に関すること。 2 災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関すること。
町社会福祉協議会	1 要配慮者の支援に関すること。 2 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。
町商工会	1 町が実施する商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	2 災害時における物価安定についての協力に関すること。 3 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する こと。
医療機関等経営者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 2 被災時の病人等の収容、保護に関すること。 3 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。
社会福祉施設管理者	1 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 2 災害時における収容者の保護に関すること。
金融機関	1 被災事業者等に対する資金の融資に関すること。
学校法人	1 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 2 被災時における教育対策に関すること。 3 被災施設の災害復旧に関すること。
行政区	1 町が実施する応急対策についての協力に関すること。
PTA等 社会教育関係	1 町が実施する応急対策についての協力に関すること。

第9 災害時応援協定締結団体・事業者の役割

町は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、団体、事業者と災害時応援協定を締結し、災害時における協力を依頼している。町と協定締結団体等は、災害時に協定が有効に機能するよう、日ごろから連絡体制、応援要請手段等について取り決め、強固な協力関係のもとに災害対応が行えるよう協定を締結している。

《資料-2 応援協定・覚書等締結状況》

《資料-3 応援協定・覚書》

第5節 防災体制

【総務課、企画財政課】

第1 町の体制

1 組織、配備体制

町は、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておく。町災害対策本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、県に準じながら、地域特性等を踏まえて決定する。

2 災害救助法が適用された場合の体制

町に災害救助法が適用された場合、町は知事から委任を受けて災害救助法に基づく救助事務を実施（または県の実施する救助事務を補助）する。町は、あらかじめ救助体制を定めておく。

3 業務継続計画（BCP）

業務継続計画（BCP）を策定し、発災時は計画に基づき、限られた人的・物的資源を基に、中断することができない通常業務や災害応急対策業務などの非常時優先業務を最優先に実施する。

4 災害対応に必要な電源等の確保

大規模災害による長期停電に備え、庁舎等における災害対策活動を継続するため、必要な電源・燃料を多重化する。

5 コンピュータシステムやデータのバックアップ対策

町は、保有する各種情報システムについて、災害時における継続稼働や重要データのバックアップ対策を講じる。

第2章 防災訓練

第1節 基本方針

【総務課】

第1 趣旨

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実践的能力のかん養に努めるとともに、町、県及び防災関係機関、住民及び事業所等が災害に対応できる体制の確立を目指し、実際的な各種訓練を計画的に実施する。

第2 目的

防災訓練の目的は、町、県及び防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認と住民の防災意識の高揚であり、具体的な実施目標は以下のとおりとする。

- 1 防災訓練を通じて、町、県及び防災関係機関の組織体制の機能確認等を実施し、実効性について検証するとともに、町、県及び防災関係機関相互の協力の円滑化（顔の見える関係）に寄与すること。
- 2 防災訓練の実施に当たっては、本計画等の脆弱性や課題の発見に重点を置き、本計画等の継続的な改善に寄与すること。
- 3 住民一人ひとりが、日常及び災害発生時において「自らが何をすべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講ずるために、住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会とすること。
- 4 防災訓練の実施に当たっては、学校、自主防災組織、事業者、ボランティア団体、要配慮者を含む住民など多様な主体による実践的な訓練を行い、自助、共助体制の確立に資すること。
- 5 防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等に十分配慮して行い、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。
また、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 6 防災訓練の実施に当たっては、実際の災害を想定したうえで、それぞれが行うべき動きに即した計画とし、訓練運営上、やむを得ずに実際の災害時の行動と異なることを行う場合には、参加者、見学者に対して差異を明確に表示するなど、災害発生時の住民の適正な行動を阻害しないように十分留意する。

第2節 現況と実施計画

【総務課、秩父消防本部】

第1 現況

町では防災関係機関の連携と住民の保護を目指し、長瀬町防災訓練を実施している。

第2 実施計画

1 長瀬町防災訓練

防災体制の万全を期すため、町、県及び防災関係機関、住民、事業所等と一体となり実施し、災害対策の習熟と町、県及び防災関係機関相互の連携協力体制の確立・確認を図る。

2 訓練の種類

(1) 災害情報伝達訓練

町や秩父消防本部、長瀬町消防団は、災害情報の収集伝達機器を十分機能し活用できる状態に保つとともに、情報の収集、判断、伝達等の訓練を実施する。

【訓練の種類】

- ・災害情報収集伝達訓練
- ・通信連絡訓練
- ・非常通信訓練

【実施の方法】

- ・災害情報の収集伝達機器を日常の業務で活用し、点検と性能の維持を図る
- ・気象の予報・警報、重大事故等を通知及び連絡する
- ・被害の状況及び処置を報告及び連絡する

(2) 消防訓練

町は、秩父消防本部、長瀬町消防団などと連携し、消防訓練を実施する。

【訓練の種類】

- ・基礎訓練
- ・火災防御訓練
- ・水災防御訓練
- ・救助救急訓練
- ・総合防災訓練

(3) 避難訓練

町及び施設の防火管理者等は、避難指示等を円滑に行うため、警察、消防及びその他の

団体の参加を得て、年1回以上実施する。

【訓練の種類】

・町が実施するもの

災害時における避難指示等の円滑、迅速確実を期するため、関係機関、居住者、滞
在者等の協力を得て実施する。

・防火管理者が実施するもの

学校、医療機関、工場、事業所、その他の防火対象物の防火管理者は、その定める消
防計画に基づき実施する。

・児童、生徒の避難訓練等

学校等の施設管理者は、児童、生徒の身体及び生命の安全を期するため、あらかじめ
各種の想定のもとに避難訓練を実施し、非常災害に対し、臨機応変の処置がとれるよう
常にその指導に努める。

・避難行動要支援者等の訓練

住民、団体、企業等が行う避難行動要支援者避難誘導、災害時の帰宅訓練等の自発的
訓練に対し資料や情報の必要な支援を行う。

(4) 学校、医療機関及び社会福祉施設等の訓練

町は、幼児、児童、生徒、負傷者、障がい者及び高齢者等、災害対応力が弱い者の生命、
身体の安全を図り、これらの者が利用する施設の被害を最小限に止めるため、施設管理者
に対して防災訓練を実施するよう指導する。

3 事業所、自主防災組織等が実施する訓練

災害時の行動に習熟するため、住民相互の協力のもと日頃から訓練を行い、自らの生命及
び財産の安全確保を図る。

【訓練の種類】

・事業所における訓練

学校、医療機関及びその他消防法で定められた事業所は、消防訓練に合わせて実施す
る。地域の自主防災組織等と連携を図ることが望ましい。

・自主防災組織等の訓練

町及び秩父消防本部が行う訓練に積極的に参加し、又はこれらの機関の指導・協力の
もとに災害図上訓練（DIG※1）や避難所開設・運営訓練（HUG※2）などを実施する。

4 その他の訓練

上記訓練のほか、毎年、業務継続計画図上訓練、徒歩帰宅訓練等、災害対応に資する各種
訓練を計画的に実施する。

5 訓練の検証

実災害を想定して計画を立て、災害の流れに合わせて訓練を実施し、実施報告書を作成す

るとともに評価及び検証を行う。

【評価及び検証の方法】

- ・ 訓練後の意見交換会
- ・ アンケート
- ・ 訓練の打合わせでの検討

【検証の効果】

- ・ 評価や課題を整理し、地域防災計画等の見直しに活用する。
- ・ 次期の訓練計画に反映する。

※1 DIG (Disaster Imagination Game)

大きな地図を参加者で囲み、災害をイメージして自宅近くの危険箇所や障害物を把握し、具体的な避難路や要配慮者の避難などを確認する実践的な訓練。

※2 HUG (Hinanzyo Unei Game)

避難所の開設・運営責任者となったことを想定し、避難所で起きる様々な事態への対応を短時間で決定することを学ぶ訓練。

第3章 調査研究

【総務課】

第1節 基本方針

災害による被害は、その規模とともに地域に固有の自然条件や社会条件と密接に関係するため、その対策も合理性と多様性が求められる。したがって、町土の地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、実践的な震災対策を推進するため、自然科学や社会科学などの分野について総合的かつ効果的な調査研究を実施する。調査研究にあたっては、男女別データの収集・分析に努める。

第2節 現況

1 ハザードマップの作成

町では、防災に関する各種知識や、県が令和2年5月に公表した水害リスク情報図など最新の災害情報を住民に提供し、災害に対する事前の備えに役立てていただくため、令和3年1月に「長瀬町災害対応ガイドブック（ハザードマップ）保存版」を作成した。

近年、日本各地で土砂災害・風水害・地震などの自然災害による、甚大な被害が発生しており、被害を最小限に抑えるには、住民一人ひとりが防災に関する知識、意識を高め、協力し、助け合う必要がある。

第3節 実施計画

1 基礎的調査研究

(1) 防災アセスメントに関する調査研究

地域の災害危険性を総合的かつ科学的に明らかにし、防災対策の効率化を図るため、防災アセスメントの実施について検討する。防災アセスメントは、地域の災害危険度の把握とともに、自治会、学校区等の地域単位で、実践的な防災対策を行うため、地区別防災カルテを作成する。地区別防災カルテは、地区内の危険地域や危険物施設、防災関係施設等を表示した「防災地図」と、地区の防災特性（子供、女性、高齢者の比率などを含む）を診断した「カルテ」から構成される。

(2) 地震被害想定に関する調査研究

震災対策を効果的に実施するためには、県内に大きな被害を及ぼす可能性がある地震を想定し、被害の規模や特徴を地域別に把握することが必要である。町は県が実施する地震による地域の危険度及び被害の想定に関する調査を活用する。

2 震災対策に関する調査研究

地震災害は、自然現象と社会的要因が複雑に絡み合い、被害状況が非常に多岐に渡るため、様々な分野から地震被害による影響を科学的に解明して、その成果を有効に震災対策に反映していくことが必要である。町は県が公表する、震災の予防に関する調査及び研究の成果を活用する。

第2編 震災対策編

第2編 震災対策編

第1章 総則

第1節 地震被害想定

【総務課】

第1 想定地震

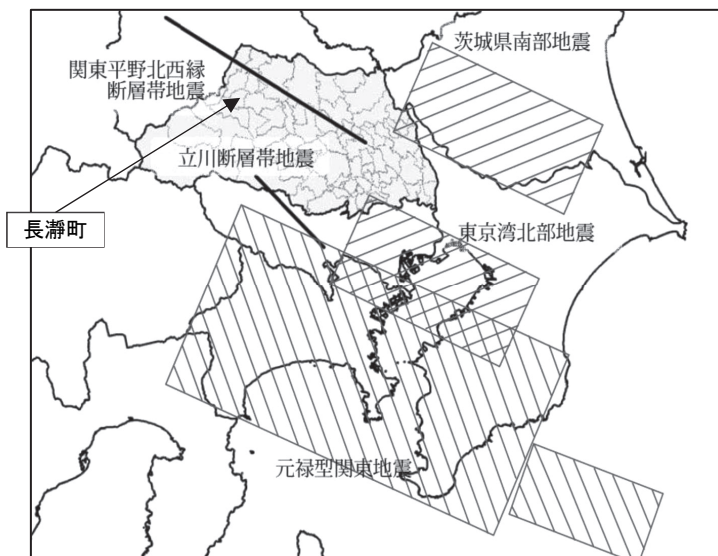
本町に係る地震被害想定は、県が実施した「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月）を参考に、次のように設定する。

想定地震とその概要

地震のタイプ	想定地震名	マグニチュード	想定概要
海溝型地震	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
	茨城県南部地震	7.3	
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
活断層型地震	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：0%～0.008%
	立川断層帯地震	7.4	最近の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%

注) ※は地震調査研究推進本部による長期評価を参考にしたものである。

資料) 「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月、埼玉県）



資料) 「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月、埼玉県）

第2 想定結果

県が想定した5つの地震による被害想定結果を次に示す。

このなかで、本町に最も大きな地震被害をもたらすと考えられるのは、関東平野北西縁断層帯地震である。

長瀬町における地震被害想定結果

項目	予告内容		単位	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震	立川断層帯地震	
震度	最大震度		—	4	4	4	6強	4	
液状化	高い地域	面積	Km ²	0	0	0	0	0	
		面積率	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
建物被害	全壊 (揺れ+液状化)	全壊棟数	棟	0	0	0	78	0	
		全壊率	%	0.00	0.00	0.00	1.30	0.00	
	半壊 (揺れ+液状化)	半壊棟数	棟	0	0	0	479	0	
		半壊率	%	0.00	0.00	0.00	8.02	0.00	
	焼失	焼失棟数	棟	0	0	0	2	0	
		焼失率	%	0.00	0.00	0.00	0.03	0.00	
人的被害	死者数		人	0	0	0	6	0	
	負傷者数		人	0	0	0	82	0	
	うち重傷者数		人	0	0	0	7	0	
ライフライン被害	電気	停電人口	直後	人	0	0	0	5,659	0
			1日後	人	0	0	0	862	0
		停電率	直後	%	0.00	0.00	0.00	71.56	0.00
			1日後	%	0.00	0.00	0.00	10.90	0.00
	電話	不通回線	回線数	回線	0	0	0	5	0
			不通率	%	0.00	0.00	0.00	0.14	0.00
		携帯電話	停電率	%	0.0	0.0	0.0	10.9	0.0
			不通率	%	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
	上水道	断水人口		人	0	0	0	2,006	0
	下水道	機能支障人口		人	0	0	0	1,248	0
生活支障	避難者数	1日後		人	0	0	0	188	8
		1週間後		人	0	0	0	328	8
		1か月後		人	0	0	0	510	8
	帰宅困難者数	平日	人	441	242	373	1,404	481	
		休日	人	1,320	612	1,190	2,399	978	
その他	廃棄物	災害廃棄物		万トン	0.0	0.0	0.0	1.2	0.0
				万m ³	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0

注) 破壊開始点の違いにより「関東平野北西縁断層帯地震」の場合は3ケースについて、「立川断層帯地震」の場合は2ケースについて予測しているが、表に記載した数値は、各ケース中で最も大きい値を用いている。

資料)「埼玉県地震被害想定調査」(平成26年3月、埼玉県)

第2節 災害対応の方針

【総務課】

第1 想定結果を受けた対応

県は、国の想定や調査結果を踏まえ、発生が懸念される南関東の地震の中から、過去に実際に発生した地震でかつ、県に甚大な影響を及ぼす地震を中心に地震被害想定を実施した。

今回、新たに深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として扱った関東平野北西縁断層帯地震について調査したところ、県内の最大震度は7で、震度6弱以上の地域が県中央部を中心に広範囲に広がり、被害が最大になることが分かった。

本町においてもこの関東平野北西縁断層帯地震による被害想定が大きくなっている。しかし、今後30年以内の地震発生確率は、ほぼ0%~0.008%と極めて低いため、関東平野北西縁断層帯地震は、複数の災害が短期間で起こる「複合災害」の中で、限られた防災資源の有効活用及び他の都道府県からの受援を検討すべきであると整理した。(第4編 複合災害対策編)

一方、東京湾北部地震は首都圏南部、特に東京都心に大きな揺れが想定されており、被害は東京湾岸を中心に広範囲にわたる。電力、石油等のエネルギーを東京湾岸に依存している本県は、東京湾北部地震によって大規模停電、石油類燃料の枯渇といった二次被害を受けるおそれもあり、首都機能の低下による影響は全国に波及し、応急・復旧活動にも大きな支障が生じる。

このため、県は東京湾北部地震を地域防災計画の中で対処すべき事態と位置づけ、他の都道府県や関係団体とともに防災・減災対策に当たることとしている。

なお、ほかの3地震（茨城県南部地震、元禄型関東地震、立川断層帯地震）への対応は、東京湾北部地震への対応に包含されている。また、東京湾北部地震については、それにより引き起こされる最悪事態（シビアコンディション）を防災関係機関や住民と共有するため、第6章において対策の方向性を示すこととする。

被害想定調査の結果は、被害の推計であり、想定通りの地震の規模が同じ設定で起こるとは限らない。したがって、対策については、目標を明確にするために東京湾北部地震を対象としながらも、最大の地震である関東平野北西縁断層帯地震や、さいたま市直下地震などを意識外に置くことなく、様々な事象を想定しながら対策を検討していく。

また、被害量が前回調査より減少した要因の一つである「初期消火の向上」は、県、町、住民が今まで防災対策の取組を推進してきた成果である。本計画では、さらに安心・安全な町を実現させるため、引き続き県、町、防災関係機関、事業者及び住民が一致団結し、将来の災害に備えるため、共通の達成基準としての減災目標を定める。

第3節 減災目標

【総務課】

第1 減災目標設定の考え方

本町には、災害時に危険性がある施設が少なく、被害を拡大させる要因（災害リスク）も比較的少ない。しかし想定より震源が本町に近くなる場合や県内直下で発生する場合、あるいは様々な悪条件が重なる複合災害に見舞われる可能性もある。

そのため、今回の被害想定を参考にしながら、人的被害をさらに減らすとともに、住民の生活の速やかな回復を図るため、減災の数値目標と目標達成への主な対策を明示する。町、県、関係行政機関、企業、住民等が共有することにより、さらに被害を極小化する取組を進める。

第2 減災目標

県では東京湾北部地震の発生を想定し減災目標設定している。しかし、本町においては東京湾北部地震による死者数、負傷者数や避難者数、ライフラインの被害は想定されないため、減災目標の設定にあたっては、関東平野北西縁断層帯地震の被害想定を基礎として目標を設定することとする。

減災目標	目標を達成するための対策や項目
死者・負傷者を約50人減少させる（約50%）	・建物の耐震化 ・家具類の転倒防止対策の推進 ・自主防災組織、長瀬町消防団の初期消火力の強化など
避難者（1週間後）を約160人減少させる（約50%）	・建物の耐震化 ・被災建築物の応急危険度判定 ・ライフラインの早期復旧 など
ライフラインを60日以内に95%以上復旧する	・施設・設備の耐震化 ・設備構成の多重化バックアップ など

第4節 施策の体系

【総務課】

予防・事前対策	応急対策	災害復旧対策
第1 自助、共助による防災力の向上		
自助・共助による住民の防災力の向上 (普及啓発・防災教育)	自助による応急対策の実施	
自主防災組織の育成強化	地域による応急対策の実施	
長瀬町消防団の活動体制の充実		
事業所等における防災組織等の整備	事業所における応急対策の実施	
ボランティア等活動支援体制の整備	ボランティアとの連携	
地区防災計画の策定	地域の安全確保への協力	
適切な避難行動に関する普及啓発		
第2 災害に強いまちづくりの推進		
防災都市づくり	公共施設の応急対策	迅速な災害復旧
耐震化と安全対策の推進		
空き家対策		
不燃化等の促進		
オープンスペース等の確保		
宅地等の安全対策		
土砂災害の予防		
地震火災等の予防		
被災建築物応急危険度判定体制等の整備		
孤立化地域対策		
第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保		
交通関連施設の安全確保	道路ネットワークの確保	
緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備	交通規制 交通施設の応急対策	
ライフラインの確保	ライフライン施設の応急対策	ライフライン施設の早期復旧
第4 応急対応力の強化		
	災害発生直前の未然防止活動	
応急活動体制の整備	応急活動体制の施行	
防災活動拠点の整備	防災活動拠点の開設・運営	
	応急措置	
消防力の充実強化	消防活動	
救急救助体制の整備	自衛隊災害派遣	
相互応援の体制整備等	応援要請	
	応援の受入れ	

第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備	災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達
	広報広聴活動

第6 医療救護等対策

医療救護体制の整備	初動医療体制	防疫活動
埋・火葬のための資材、火葬場の確保	遺体の取扱い	遺体の埋・火葬

第7 帰宅困難者対策

帰宅困難者支援体制の整備	帰宅困難者への情報提供	帰宅支援
	一時滞在施設の開設・運営	

第8 避難対策

避難体制の整備	避難の実施
	避難所の開設・運営
	広域避難
	広域一時滞在

第9 災害時の要配慮者対策

避難行動要支援者の安全対策	避難行動要支援者等の避難支援
要配慮者全般の安全対策	避難生活における要配慮者支援
社会福祉施設入所者等の安全対策	社会福祉施設入所者等の安全対策
	外国人の安全確保

第10 物資供給・輸送対策

飲料水・食料・生活必需品・防災用資 機材・医薬品の供給体制の整備	飲料水・食料・生活必需品・防災 用資機材等の供給
緊急輸送体制の整備	緊急輸送

第11 生活の早期再建

罹災証明書の発行体制の整備	災害救助法の適用	生活再建等の支援
応急住宅対策	被災者台帳の作成・罹災証明書の発行	
動物愛護	がれき処理等廃棄物対策	
文教対策	動物愛護	
がれき処理等廃棄物対策	応急住宅対策	
被災中小企業支援	文教対策	

第2章 施策ごとの具体的計画

第1 自助、共助による防災力の向上

【基本方針】

災害から一人でも多くの命を守るために最も重要なのは、第一に「自らの身の安全は自らで守る」という「自助」の考え方、第二に、地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む「共助」の考え方である。町は、各々の公助の役割を効果的に果たすためにも、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織等（※）の整備を促進する必要がある。

その上で、震災時において、建築物の倒壊や火災の同時多発的な発生などから地域を守るため、住民や事業所等が、町や秩父消防本部と連携して災害対策に取り組めるよう、地域における防災活動の活性化に取り組む。

また、住民一人ひとりの防災意識と自主的な災害対応力を高めるため、きめの細かい防災教育を、地域特性を踏まえ体系的に行うとともに、広報紙の配布、講演会・研修会の開催、施設見学及び体験的な学習機会を提供するなど、住民の自発的な防災学習を推進する環境整備を進める。

【現況】

- 自主防災組織の組織率 93%(令和4年4月1日現在)
- 長瀬町消防団員数 94人(定員数：110人 令和4年4月1日現在)
- 埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録数(長瀬町内事業所) 5団体(令和4年12月現在)
- 防災教育
 - ・広報紙での啓発
 - ・防災訓練での啓発
 - ・学校教育での普及

※自主防災組織や事業所等における防災組織等

【自主防災組織】

地域の方々が自発的に、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行うために結成する団体（組織）を指す。

主に町内会や自治会などを単位に結成される。

【事業所等における防災組織等】

一定規模以上の事業所又は危険物を取り扱う事業所において、消防法又はその他の法令により設置が義務付けられている自衛消防組織を指す。その他の事業所については、防災活動のために、自主的に設置した防災組織を指す。

《資料-4 埼玉県地域防災サポート企業・事業所(長瀬町内事業所)》

【具体的取組】

<予防・事前対策>

【関係各課、秩父消防本部】

1	自助・共助による住民の防災力の向上(普及啓発・防災教育)
2	自主防災組織の育成強化
3	長瀬町消防団の活動体制の充実
4	事業所等における防災組織等の整備
5	ボランティア等活動支援体制の整備
6	地区防災計画の策定
7	適切な避難行動に関する普及啓発

1 自助・共助による住民の防災力の向上(普及啓発・防災教育)

(1) 取組方針

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど防災への寄与に努めることが求められる。町は、自主防災思想の普及、徹底を図り、自助、共助の取組を促進する。

(2) 役割

■町の役割

- ・防災に関するパンフレット、防災マップ等の作成・配布
- ・防災教育に役立つ設備・機器、映像資料等の整備・貸出
- ・防災に関する講演会・研修会の開催
- ・防災に関する広報の実施
- ・緊急地震速報についての普及・啓発
- ・高齢者に対する適切な避難行動に関する理解促進

■住民の役割

- ・防災に関する学習
- ・火災の予防
- ・防災設備（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー）の設置
- ・非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ・食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄（最低3日間（推奨1週間）分を目標）

- ・自動車へのこまめな満タン給油
- ・家具類の転倒防止やガラスの飛散防止対策
- ・ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修
- ・震災時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル171など）
- ・自主防災組織への参加
- ・県や町、自治会、自主防災組織等が実施する防災訓練、防災活動への参加
- ・近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（町内会・自治会の活動等）への参加
- ・近隣の要配慮者への配慮
- ・住宅の耐震化
- ・保険・共済への加入など生活再建に向けた事前の備え
- ・家庭や地域での防災総点検の実施
- ・飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

（3）具体的な取組内容

ア 災害に関する各種資料の収集・提供

県及び町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。また、地域における災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、災害伝承の取組を支援する。

イ 住民向けの普及・啓発

○埼玉県防災学習センター等の活用

町は、常設の防災学習拠点である埼玉県防災学習センター等の利用を広報し、住民の防災学習を積極的に促進する。

また、町の防災活動拠点（「第4 応急対応力の強化 現況」参照）についても機能を紹介するなど住民の自発的な防災学習に活用する。

○普及・啓発パンフレット等の作成配布

町は、防災知識の向上のための普及、啓発を図るため、住民向けの防災に関するパンフレット等を作成し、配布する。

○防災学習用設備、教材の貸出

町は、防災学習に役立つ設備や機器、ソフトウェア映像資料等を整備し、希望する団体又は個人に貸出を行う。

○講演会・研修会・出前講座の実施

町は、防災に関する講演会、研修会、出前講座を開催する。

また、男女共同参画の視点からの災害対策についても講演会・研修会・出前講座を開催する。

○マスメディアの活用

テレビ、ラジオ及び新聞等の各種マスメディアを通じて、住民の防災意識の高揚を図る。

○広報紙等の活用

町が発行する広報紙等に、防災に関する情報を掲載する。

○緊急地震速報の普及・啓発

住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発を図る。

また、防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図る。

【緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動】

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅などの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備えビルのそばから離れる。丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が状況を察知していないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすようなことはしない。ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキを踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなどできるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

○高齢者に対する適切な避難行動に関する理解促進

町の総務課・健康福祉課等が主体となって、普段の活動の中で在宅の高齢者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

ウ 自助の強化

○実践的な訓練の導入

町は、住民を対象とする訓練に災害図上訓練（DIG）や避難所開設・運営訓練（HUG）を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施、普及に努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

○防災意識の向上

住民は、町その他の行政機関が実施する防災対策に協力するとともに、過去の震災から得られた教訓を伝承するとともに防災訓練等へ参加する。

○家庭内の三つの取組の普及

住民は、次に掲げる震災に備える三つの取組を日ごろから家庭内で実施する。

町は、三つの取組を中心に、住民が日ごろから災害発生時の行動を家族とよく話題にするよう働きかける。

- 1 家具の配置を見直し、家具類の転倒、落下、移動を防止する。
- 2 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段として、災害用伝言ダイヤル等の手段を確保する。
- 3 家庭内で備蓄を行う（最低3日間（推奨1週間）分を目標とする）。特に、飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリング備蓄」を導入する。

○防災総点検

住民の防災意識の高揚と災害への備えを充実・強化するため、町、住民、事業者など主体ごとに家庭、職場、地域における防災の総点検を実施する。

【主な点検例】

主 体	点検事項
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・家具や家電製品などの転倒防止対策 ・「災害用伝言ダイヤル171」等の利用方法の確認 ・備蓄品・非常持ち出し品の点検 ・住居の耐震性の確認と必要な補強等 ・家族の非常時の連絡方法の話合い ・避難場所や安全な避難経路の確認 ・消火器の設置場所、操作方法の確認
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の防災体制の整備 ・職場の安全対策（備品などの転倒防止対策） ・建物の耐震診断、必要な補強等 ・備蓄品・非常持ち出し品の点検 ・従業員等との非常時の連絡方法等の整備

	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器、発電機など防災資機材の点検 ・危険物等関連施設の安全点検
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の危険性の把握 ・高齢者・障がい者等の避難行動要支援者の支援の確認 ・地域住民への連絡系統の確認 ・防災備蓄の点検(防災資機材、備蓄品) ・消防水利や施設の点検・確認 ・危険な場所や避難経路、避難所の確認・点検
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の防災体制の整備状況 ・教職員への研修 ・児童・生徒を含めた避難訓練の実施状況 ・学校の防災体制の確認 ・学校施設・設備の安全点検 ・危険物・化学薬品等の管理点検 ・避難所としての取組状況

2 自主防災組織の育成強化

(1) 取組方針

大規模災害が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るためには、町、防災関係機関による応急活動に先立ち、出火防止、初期消火、情報の収集・伝達、住民自らが被災者の救出・救護、避難等を行うことが必要である。

このため、自主防災組織等の育成、強化を図り、長瀬町消防団等との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できる環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

自主防災組織の活動内容

	活動内容
平常時	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 ・日頃の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及 (例 防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布) ・情報の収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練 ・防災用資機材の購入・管理等 資機材の例 初期消火資機材(軽可搬ポンプ、消火器) 救助用資機材 (ジャッキ、バール、のこぎり) 救護用資機材 (救急医療セット、リヤカー) ・地域の把握 (例 危険箇所の把握、要配慮者)

発災時	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火の実施 ・情報の収集・伝達 ・被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施 ・集団避難の実施（特に、避難行動要支援者の安全確保に留意） ・避難所の運営活動の実施（例 炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）
-----	---

(2) 役割

■町の役割

<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の育成(新規結成及び活動の強化) ・地域における防災リーダーの育成

3) 具体的な取組内容

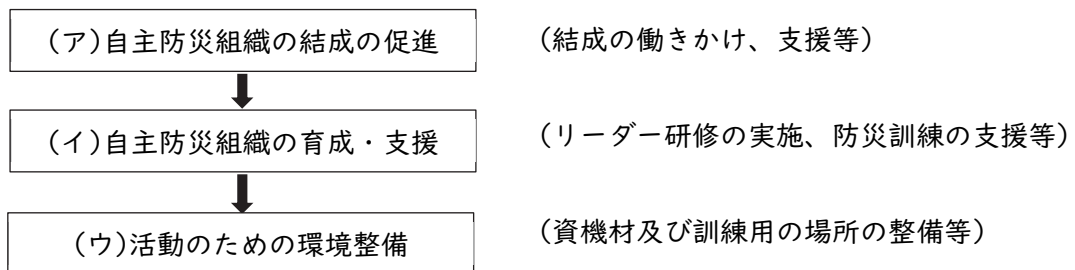
ア 自主防災組織等の組織化の推進

自主防災組織が結成されていない地域の組織化を推進する。自主防災組織の編成に当たっては、以下の点に留意するとともに、町の地域の実情に応じて最も有効と考えられる単位で組織編成を行う。

<ul style="list-style-type: none"> ・既存のコミュニティである町内会や自治会等を活用して結成する。なお、それらの規模が地域防災活動の単位として大きすぎる場合は、さらにブロック分けするなど既存の地域コミュニティを生かした単位にする必要がある。 ・昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。
--

イ 活動の充実・強化

○町は以下に示すような自主防災組織の指導育成を図る。



3 長瀬町消防団の活動体制の充実

(1) 取組方針

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす長瀬町消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層をはじめとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及・啓発活動を実施する。

(2) 役割

■町の役割

<ul style="list-style-type: none"> ・長瀬町消防団の設置 ・長瀬町消防団員の募集 ・長瀬町消防団活性化総合計画の策定
--

(3) 具体的な取組内容

ア 長瀬町消防団の活性化と育成

町は、長瀬町消防団活性化総合計画（昭和63年2月29日消防消第6号消防庁長官通知）を策定し、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、女性や大学生の入団促進など幅広い層への働きかけや、機能別団員、分団制度の活用等消防団の活性化とその育成を進める。

イ 公務員の消防団員との兼務

公務員が消防団員として活躍することは地域防災の推進を図る上で住民からの理解が得やすくなるとともに、職員にとっても防災行政の習熟につながることから、入団促進を図る。

ウ 長瀬町消防団の広域応援活動

大規模災害が発生した場合には、被災市町村の消防団のみでは災害対応が困難なため、長瀬町消防団による広域応援活動が可能となるよう、災害時における相互応援協定の締結を推進する。

4 事業所等における防災組織等の整備

(1) 取組方針

大規模な災害が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、町内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。町は、町内に立地する企業等における防災組織の育成指導を図るとともに、企業等における事業継続のための取組を支援する。

(2) 役割

○事業所等

機関名等	役割
町	<ul style="list-style-type: none"> ・企業に対する指導・助言の実施 ・事業継続力強化支援計画の策定
商工会	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続力強化支援計画の策定
企業、社会福祉施設、医療機関等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定 ・事業継続マネジメント（BCM）の推進 ・防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、各計画の点検・

	見直し等の実施 ・コンピュータシステムやデータのバックアップ対策の実施
--	--

○危険物等関連施設

機関名等	役割
町(一部の高圧ガス等は県)	・危険物等関連施設の管理者に対し、事故予防規程等の制定や防災組織の活動等の助言・指導の実施

○集客施設等(学校、医療機関その他)

機関名等	役割
町	・学校、医療機関及び中央公民館等不特定多数の人が出入りする施設の管理者に対する指導・助言の実施
学校	・防災計画及び業務継続計画の策定

(3) 具体的な取組内容

ア 企業等における防災教育

事業所や医療機関、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

県及び町は、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。

イ 企業等における防災体制の充実

町は、各企業が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大を防止する。

企業は、災害時に企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、飲食物・物資等の備蓄、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また企業は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災

活動の推進に努める。更に、災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。町や商工会は中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

ウ 危険物関連施設の防災対策

町（一部の高圧ガス等は県）は、危険物等関連施設の管理者に対し事故予防規定等の制定や防災組織の活動等に対し助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

エ 学校等の防災計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校等の実態に即した適切な防災計画を立てる。

<公立学校>

○防災計画

災害が発生した場合に児童及び生徒の生命の安全を確保するため防災計画を作成する。この計画の作成に当たっては、公立小中学校管理規則に従って計画される学校の防火及び警備の計画との整合を図る。なお、学校等の立地条件及び施設・設備を点検し、自校の弱点を知り、それに応じた防災計画を作成する。

○防災組織

学校等においては、防災組織の充実強化を図る。その際、県及び町並びに防災機関の防災組織との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織とする。

○防火管理

災害に伴う二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

・日常点検の実施

職員室、理科室及び家庭科室等の火気使用場所並びに器具を点検する。なお、消火用水及び消火器等についても点検する。

・定期点検の実施

消火器具、屋内消火栓設備、火災報知機設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具並びに設備等については、精密に機能等をチェックする。

○防災教育

学校における防災教育は安全教育の一環としてホームルームや学校行事を中心に、教育

活動の全体を通じて行う。特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階に即した指導を行う。

・学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練を行う。また、防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震擬似体験、AED研修等のほか、防災教育拠点（県防災学習センター等）や地域の防災訓練での体験学習を実施する。

・教科目による防災教育

社会科や理科の一環として、地震災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についてビデオ教材等を活用した教育を行う。

また、地域における防災施設や設備の見学・調査などを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

・教職員に対する防災研修

災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

<私立学校>

上記「公立学校」に準じた措置を講じる。

5 ボランティア等活動支援体制の整備

(1) 取組方針

大規模な災害が発生した場合に、埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク（以下「彩の国会議」という。）等の協力を得て迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができる体制を整備する。

(2) 役割

■町の役割

- | |
|---|
| ・災害ボランティアの支援及び活動環境の整備
・ボランティア関係機関等との情報共有 |
|---|

(3) 具体的な取組内容

ア 災害ボランティアの支援及び活動環境の整備

県及び町はNPOやボランティア団体の支援に取り組むとともに、彩の国会議、社会福祉協議会等関係機関の協力による迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができる体制を整備する。

また、災害時に、県及び町は、彩の国会議、社会福祉協議会等関係機関と連携し、ボランティアを円滑に受け入れるための体制構築に努める。

イ ボランティア関係機関等との情報共有

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア関係機関等と連携し、日頃からボランティア情報の共有化を促進する。

6 地区防災計画の策定

(1) 取組方針

地区防災計画の策定を通し、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図る。

(2) 役割

■町の役割

- ・地区居住者等に対し、提案手続等の周知
- ・地区防災計画の策定

7 適切な避難行動に関する意識啓発

(1) 取組方針

避難行動の妨げとなる正常性バイアス（自分が経験したことのない危険や脅威を過小評価する傾向）等を理解し、適切な避難を行うための普及啓発を行う。

(2) 役割

■町の役割

- ・正常性バイアス等に関する普及啓発

(3) 具体的な取組内容

ア 住民向けの普及啓発

住民が避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるよう、町は正常性バイアス等の知識を教える防災教育や避難訓練の実施等、普及啓発に努める。

< 応急対策 >

【総務部、町民福祉部】

1 自助による応急対策の実施
2 地域による応急対策の実施
3 事業所における応急対策の実施
4 ボランティアとの連携
5 地域の安全確保への協力

1 自助による応急対策の実施

(1) 取組方針

事前の備えに基づき、住民自らが防災対応にあたる。

(2) 役割

■住民

- ・初期消火の実施
- ・避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める
- ・自主防災活動への参加、協力
- ・避難所でのゆずりあい
- ・町及び秩父消防本部が行う防災活動への協力
- ・風評に乗らず、風評を広めない

2 地域による応急対策の実施

(1) 取組方針

事前の備えに基づき、地域における共助による防災対応を行う。地域における避難対策及び要配慮者対策は、「第8 避難対策」及び「第9 災害時の要配慮者対策」を参照する。

(2) 役割

■自主防災組織の役割

- ・初期消火の実施
- ・情報の収集・伝達の実施
- ・被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施
- ・集団避難の実施（特に、避難行動要支援者の安全確保に留意する。）
- ・避難所の運営活動の実施（炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）

■長瀬町消防団の役割

- ・消火、救助活動の実施

3 事業所による応急対策の実施

(1) 取組方針

事前の備えに基づき、事業所がその所在する地域の一員として共助による防災対応を行う。

(2) 役割

■事業者の役割

- ・利用者、従業員等の安全確保
- ・被災者等の安否確認
- ・救助隊との協力
- ・救出・救護の実施

■町の役割

- ・企業等が設置する自衛消防隊と連携した被害の拡大防止

4 ボランティアとの連携

(1) 取組方針

大規模災害時に、被災地内外からボランティアの応援を円滑に受け入れるため、関係機関が連携して対応する。

(2) 役割

■町の役割

- ・災害ボランティアセンターの運営支援

■町社会福祉協議会の役割

- ・災害ボランティアセンターの設置・運営
- ・ボランティアの受入れ、振り分けなど

(3) 具体的な取組内容

ア 町災害ボランティアセンターの設置

町は、災害ボランティア活動が効果的に行えるように、被害状況等の情報提供に加え、ボランティアニーズの収集を行う。町社会福祉協議会は、発災後直ちに、町と連携しボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。町災害ボランティアセンターは、町社会福祉協議会、ボランティア団体が主体となり、ボランティアの受入れ、振り分けなどを行う。また、町のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等の支援を要請する。

5 地域の安全確保への協力

(1) 取組方針

自主防犯組織は、地域の安全の確保のため町及び警察の活動に可能な範囲で協力する。

(2) 役割

■自主防災組織の役割

- ・地域の安全確保に向けた町、警察への協力

第2 災害に強いまちづくりの推進

【基本方針】

地震による人的・物的被害を最小限にするため、建築物の不燃化の促進を図るとともに、避難行動や災害応急活動を円滑に行うことができる空間の整備等により、総合的かつ計画的な防災都市づくりを推進する。

【現況】

○防災拠点となる施設等の耐震化率（役場庁舎、中央公民館、小・中学校3校） 100%

【具体的取組】

<予防・事前対策>

【関係各課】

1	防災都市づくり
2	耐震化と安全対策の推進
3	空き家対策
4	不燃化等の促進
5	オープンスペース等の確保
6	宅地等の安全対策
7	土砂災害の予防
8	地震火災等の予防
9	被災建築物応急危険度判定体制等の整備
10	孤立化地域対策

1 防災都市づくり

(1) 取組方針

地震による被害を最小限にするために、延焼の危険性、倒壊の危険性、避難の困難性、応急活動の困難性を改善し、災害に強いまちづくりをするとともに、日ごろから安全・安心でゆとりある快適なまちを目指す。

(2) 役割

■町の役割

- ・防災面に配慮した適正な土地利用の計画的推進
- ・適正な土地利用の推進
- ・町レベル、地区レベルでの災害危険度の公表
- ・社会資本の長寿命化計画の策定・実施
- ・地震防災緊急事業五箇年計画の作成及び事業の推進
- ・防災活動のための公共用地の有効活用

(3) 具体的な取組内容

ア 防災面に配慮した適正な土地利用の計画的推進

○総合的な土地利用

限られた土地の合理的かつ適切な保全、活用を図り、計画的かつ総合的な土地利用を推進する。

○土地利用の規制・誘導

開発指導要綱やその他関係法令などにより、乱開発の防止など防災面に配慮した適正な土地利用を推進する。

○住宅地の改善と拡大防止

防災上危険な住宅地を把握し、課題に応じた適切な改善を図ると同時に、住宅・住環境の向上を目指す。

○土地情報の整備

適正な土地利用を推進するため、土地の自然条件や土地利用の変遷、災害履歴及び植生等の情報を整備する。

○地籍調査の推進

災害発生時に迅速な復旧・復興対策を行うため、土地の所有者や境界等を明確にする地籍調査を引き続き推進する。

イ 公共土木施設の耐震補強の推進

公共土木施設の耐震補強工事を計画的に進める。

ウ 社会資本の老朽化対策の推進

町は、老朽化の進む社会資本（橋りょう、下水道等）に関して、長寿命化計画を作成して予防保全的な維持管理に転換する等、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。

エ 地震防災緊急事業五箇年計画の作成・事業の推進

町は、地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、県とともに地震防災事業の着実な実施を図る。

オ 防災活動のための公共用地の有効活用

町は、避難場所、避難所、備蓄、応急仮設住宅など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。

2 耐震化と安全対策の推進

(1) 取組方針

地震による被害を最小限に止めるため、耐震改修の推進体制を整備し、建築物等の耐震性の向上を図る。

(2) 役割

■町の役割

- ・耐震改修促進計画の策定
- ・耐震診断及び耐震改修の促進
- ・ブロック塀倒壊防止対策の推進
- ・自動販売機転倒防止対策の推進
- ・エレベーターにおける閉じ込め防止対策の推進

■防災関係機関の役割

- ・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 公共建築物等

○町有建築物等

町は、耐震改修促進計画を策定し、現行耐震基準以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、計画的に耐震診断、耐震改修等を実施する。

○防災関係機関の建築物等

防災関係機関は、所有又は使用する現行耐震基準以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修等を実施する。

イ 一般建築物等

一般建築物の耐震化は、所有者又は使用者の責務として行うものとし、町は、そのための助言、指導、支援を行う。

○建築指導等

建築物全般（建築設備を含む。）及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）の安全性の確保のため、建築基準法に基づく建築確認申請の審査等を通じ指導を行う。

○耐震化対策

町は、一般建築物の耐震性向上の促進を図るため、建築物の所有者又は使用者に対して、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発するとともに、建築物の耐震化のために必要な情報の提供を行う。

・耐震化に特に配慮すべき施設

町は、駅等不特定多数の者が使用する施設及び要配慮者に関わる一定規模以上の社会福祉施設や、医療施設等について耐震性の確保に特に配慮する。

・耐震化に関する相談窓口の設置

建築物の耐震診断、改修等に関する相談窓口を設置する。

・耐震診断を行う技術者の養成

建築関係団体と連携し、耐震診断及び耐震改修設計を行う技術者を養成する。

・耐震性に関する知識の普及・啓発

耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関する情報の提供、説明会の開催等を通じ、住民への知識の普及・啓発に努める。

○ブロック塀の倒壊防止対策

町は、管理する道路沿道のブロック塀等の地震による倒壊を防止するため、以下の施策を推進する。

・ブロック塀の実態調査

避難路、避難所及び通学路等を中心に市街地内のブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険箇所を把握する。

・ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発

ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広く住民に対し啓発するとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についての知識の普及を図る。

・ブロック塀の点検・改修等に関する指導及び助成

ブロック塀を設置している者に対し、点検を行うよう指導するとともに、上記の実態調査に基づき危険なブロック塀に対しては改修や生け垣化等を奨励する。また、町は、ブロック塀の改修や生け垣化等の実施に対し、助成措置を行う等、その推進に努める。

○自動販売機の転倒防止対策

町は、沿道の自動販売機について、関係団体と連携し、地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行う。

○エレベーターにおける閉じ込め防止対策

町は、エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、震災発生時のエレベーター閉じ込め対策について啓発し、水、食料、簡易トイレ等を備えたエレベーター用防災用品の整備を促進する。

3 空き家対策

(1) 取組方針

町は、平常時より、災害による被害が予想される空き家等の状況を確認し、所有者等に対し必要な措置を適切に講ずるよう努める。

(2) 役割

■町の役割

・空き家の実態把握及び措置

(3) 具体的な取組内容

ア 空き家の実態把握及び措置

町は、空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対して指導、助言又は勧告を行う措置を検討する。

4 不燃化等の促進

(1) 取組方針

木造住宅は延焼の危険性が高いため不燃化対策を促進する。

火災の危険を防除するため、不燃性・難燃性の高い建築物へ誘導し、不燃化等の促進を図る。

(2) 役割

■町の役割

・建築物の防火の推進

(3) 具体的な取組内容

ア 建築物の防火の推進

木造住宅等の不燃化等を促進する。

5 オープンスペース等の確保

(1) 取組方針

災害発生時に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止効果を高めるため、公園の整備や緑地等の保全を行い、オープンスペース（防災空間）を確保する。

(2) 役割

■町の役割

・公園の整備
・緑地・農地の保全
・広幅員道路の整備

(3) 具体的な取組内容

ア 公園の整備

町は、震災時における住民の生命、財産を守るため、長瀬地区公園や地域の防災活動拠点について、耐震性貯水槽、夜間照明、放送施設、非常電源施設等の災害応急対策に必要な施設の整備を推進する。

イ 緑地等の保全

緑地は、火災の延焼防止に大きな効果があり、また井戸等の農業用施設には重要な役割が期待されるため、町は緑地等の保全を推進する。また、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じる。

ウ 広幅員道路の整備

町は、延焼遮断帯及び避難路としての機能を併せ持つ広幅員道路を計画的に整備する。

6 宅地等の安全対策

(1) 取組方針

町は、造成地に発生する災害の防止対策を講じる。

(2) 役割

■町の役割

・宅地造成地における防災対策の推進

(3) 具体的な取組内容

ア 宅地造成地の防災対策

○災害防止に関する指導等

町は、建築基準法に規定されている建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて宅地造成地における災害防止のための指導を行う。また、造成後は梅雨期や台風の巡視強化及び注意喚起を実施する。

○指導基準

・災害危険度の高い区域

急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地の各区域内の地については、原則として開発計画を認めない。

・人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずるよう指導する。

・盛土地盤の安定措置

盛土により宅地造成をしようとする土地については、建設機械による締め固めや、盛土高さ、地下水及び土質状況に応じ、地滑り抑止ぐい等の安全措置を講ずるよう指導する。

○大規模盛土造成地マップの作成・公表

町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

【大規模盛土造成地】

・面積3,000㎡以上の谷埋め盛土、または原地盤の勾配が20度以上かつ盛土高5m以上の腹付け盛土がなされた造成地

7 土砂災害の予防

(1) 取組方針

土砂災害警戒区域、山腹崩壊地等における防災対策を推進する。

(2) 役割

■町の役割

・警戒避難体制の確立

(3) 具体的な取組内容

ア 急傾斜地の防災対策

「第3編 風水害対策編－第2章－第2 災害に強いまちづくりの推進」を準用する。

イ 山腹崩壊地など

実施機関	震災予防対策
県、町	1 現況 県の治山事業は、県面積の37%にあたる八高線以西の山地、丘陵地を対象として集中的に実施している。 2 全体計画 大地震により山がゆるみ、その後の降雨によって大規模な土石流が発生するおそれがある。このため、荒廃溪流については、治山ダム及び護岸工等の整備を推進し、土石流防止、溪流の浸食防止を図り、被害を未然に防止するとともに、既設工作物については常時点検を行い、設備の機能の維持に努める。

山腹崩壊地や荒廃溪流については、山地の保全や森林の維持・造成を図るため治山施設の整備などの対策を推進する。また、既設工作物については点検を実施し、施設の老化、損傷等が生じているものについて、補修・更新等を行う。

なお、山崩れや土砂流出の防止工事として、治山ダム等の整備、山腹基礎工、山腹緑化工などの施工を実施する。

治山事業等は、災害発生危険度の高い地区から逐次実施し、既設工作物についても亀裂の発生等異常の早期発見に努めるとともに、有害行為の防止や住民に対し避難行動など自主的な防災活動が行えるよう普及啓発を行う。

8 地震火災等の予防

(1) 取組方針

地震火災は、地震発生時の気象状況や住宅地の状況等によって甚大な被害をもたらすことから、日ごろから出火防止を基本とした予防対策を推進するとともに、危険物取扱施設等の安全性を向上し、地震火災による被害の軽減を図る。

(2) 役割

■町や秩父消防本部の役割

- ・ 出火防止対策の推進
- ・ 初期消火体制の充実
- ・ 危険物取扱施設の安全化

(3) 具体的な取組内容

ア 地震に伴う住宅からの出火防止

(ア) 一般火気器具（ガスコンロ、灯油ストーブ等）からの出火防止

○町、秩父消防本部は、地震発生時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。また、過熱防止装置の付いたガス器具の普及を図る。

○対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、灯油ストーブ等で普及している対震自動消火装置の管理の徹底について周知する。

○電熱器具、電気機器、屋内外配線を出火原因とする火災を防止するため、過熱防止機構等の一層の普及を図るとともに、感震ブレーカーの設置や、地震後は、ブレーカーを落としてから避難するなどの普及、啓発を図る。

○住宅用火災警報器等の設置などの普及、啓発を図る。

(イ) 化学薬品からの出火防止

○町は、学校等で保有する化学薬品について、混合、混触による出火防止など適切な管理を行う。

○引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、容器や棚の転倒防止措置の徹底を図る。

イ 初期消火体制の充実強化

町は、自主防災組織の育成と活動の充実を図り、住民による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、秩父消防本部及び長瀬町消防団等と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立する。

(ア) 事業所の初期消火力の強化

町は、震災時には事業所独自で行動できるよう自主防災力の強化を図るとともに、従業員及び住民の安全確保のために、日ごろから地震発生時における初期消火等について具体的な対策計画を作成するよう指導する。

(イ) 住民と事業所の連携

町は、計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の災害対応力を高めるとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力、連携を促進し、地域における防災体制を充実強化する。

ウ 危険物施設の安全化

町は、危険物施設の安全性の確保のため、各種法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及、啓発を図る。

(ア) 危険物施設

町及び消防本部は、「第6編 事故災害対策編 第2節 危険物等災害対策計画 第1危険物等災害予防」の予防対策を講ずるよう指導する。

9 被災建築物応急危険度判定体制等の整備

(1) 取組方針

町は、地震災害発生時に公共施設や民間建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が速やかに行われるように体制を整備する。

(2) 役割

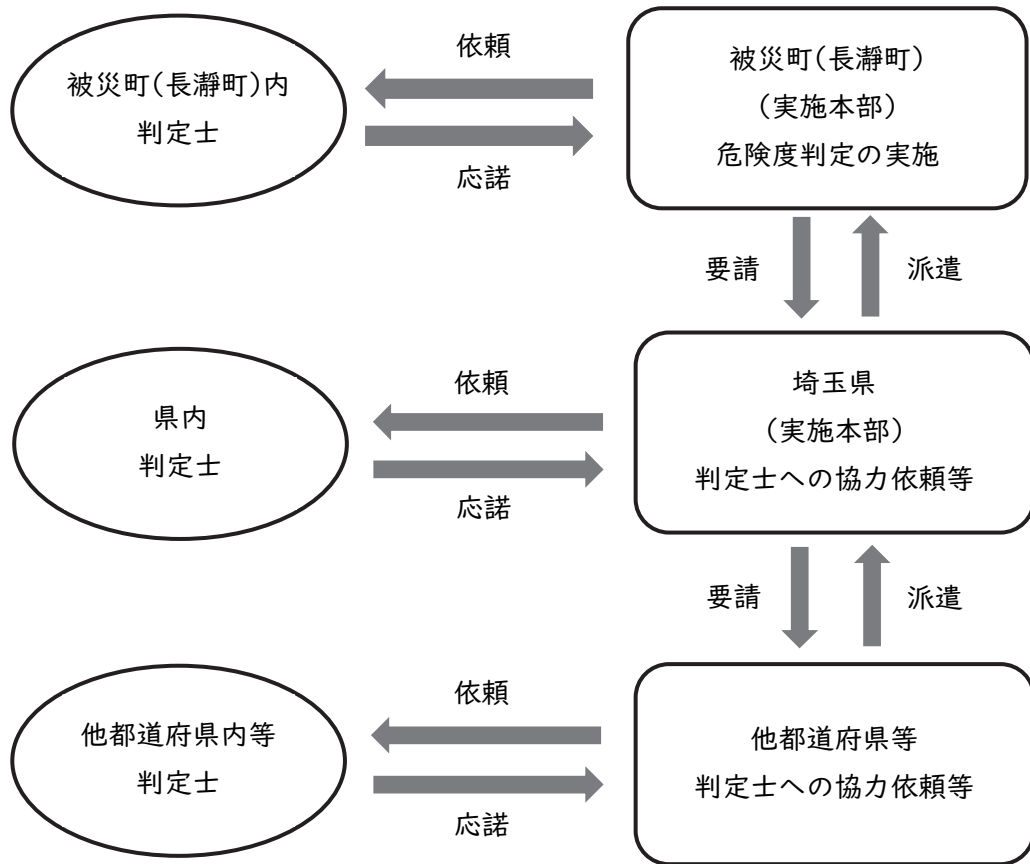
■町の役割

・被災建築物応急危険度判定体制等の整備

(3) 具体的な取組内容

県及び町は、地震災害発生時に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する体制を整備する。

【危険度判定士派遣のおおまか流れ】



10 孤立化地域対策

(1) 取組方針

町は、大規模災害が発生した場合に孤立するおそれのある地域（以下「孤立化地域」という。）において、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資をあらかじめ備蓄、調達するとともに輸送体制を整備する。

(2) 役割

■町の役割

・孤立化地域における食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄

< 応急対策 >

【関係各部、秩父消防本部】

1 公共施設等の応急対策

1 公共施設等の応急対策

(1) 取組方針

応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共建築物の機能を迅速に回復するため、関係機関が相互に連携を図って応急対策を実施する。

町は、公共施設等が被災し、使用不能となる場合を想定して、各関係施設間での相互応援及び機能代替の体制を整備する。また、公共施設等の管理者に対し、災害発生時には、人命の安全及び施設の機能を確保するため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、震災後における災害復旧を順調に行うよう指導する。

(2) 役割

機関名等	役割
町、秩父消防本部	・ 公共建築物の応急対策の実施 ・ 危険物取扱施設の応急対策の実施
町、医療機関	・ 医療救護施設の応急対策の実施
町、社会福祉施設	・ 社会福祉施設の応急対策の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 公共建築物

○被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

余震等による二次的な災害を防止することを目的に、被災した建築物及び宅地の危険性を、主として目視等によって判定する。

町、秩父消防本部	町及び秩父消防本部が所有又は使用している建築物について、危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の使用可能性について判断する。
----------	--

○被災度区分判定調査

被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

町、秩父消防本部	各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。
----------	--

○応急措置

町、秩父消防本部	被災建築物に対して詳細調査を行い、適切な応急措置を実施する。
----------	--------------------------------

イ その他公共施設等

(ア) 不特定多数の人が利用する公共施設

- 施設利用者等を、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。
- 施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

(イ) 医療救護活動施設

- 施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- 施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期する。

(ウ) 社会福祉施設

- 社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。
- 施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- 施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。
- 被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

ウ 危険物等関連施設

(ア) 危険物施設

消防本部は、「第6編 事故災害対策編 第2節 危険物等災害対策計画 第2 危険物等災害応急対策 2 応急措置」の応急措置を講ずるよう指導する。

<復旧対策>

【関係各課】

I 迅速な災害復旧

I 迅速な災害復旧

(1) 取組方針

地震発生後、被災状況を的確に把握し、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実現を図る。

(2) 役割

■町の役割

- ・災害復旧計画の作成
- ・災害復旧事業の実施
- ・県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査への協力

■消防本部の役割

- ・被災施設の復旧事業計画の作成

(3) 具体的な取組内容

ア 災害復旧事業計画の作成

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

【災害復旧事業計画の種類】

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上下水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 復旧上必要な金融その他の資金計画
- 11 その他の計画

イ 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

町は、被災施設の災害復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

○法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。財政援助根拠法令は、次のとおりである。

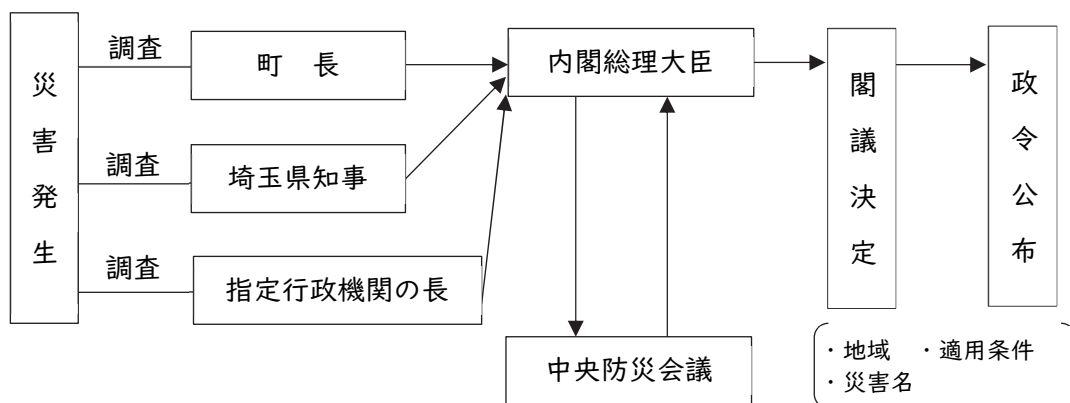
- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
- (11) 水道法

○激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合、県及び町は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚災害の指定手続きについては、次のとおりである。

激甚災害の指定手続き



○財政援助措置の対象

財政援助措置の対象は次のとおりである。

【公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助】

- ・公共土木施設災害復旧事業
- ・公共土木施設復旧事業関連事業
- ・公立学校施設災害復旧事業
- ・公営住宅災害復旧事業
- ・生活保護施設災害復旧事業
- ・児童福祉施設災害復旧事業
- ・老人福祉施設災害復旧事業
- ・身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ・障害者支援施設等災害復旧事業
- ・女性保護施設災害復旧事業
- ・感染症指定医療機関災害復旧事業
- ・感染症予防事業
- ・堆積土砂排除事業
- ・たん水排除事業

【農林水産業に関する特別の助成】

- ・農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ・開拓者等の施設の災害復旧事業等に対する補助
- ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
- ・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ・土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- ・共同利用小型漁船の建造費の補助
- ・森林災害復旧事業に対する補助

【中小企業に関する特別の助成】

- ・中小企業信用保険法による災害関係保証の特別措置
- ・小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- ・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

【その他の財政援助及び助成】

- ・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ・私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ・日本私学振興財団の業務の特例
- ・町が施行する感染症予防事業に関する特例

- ・母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
- ・水防資材費の補助の特例
- ・り災公営住宅建設資金の特例
- ・産業労働者住宅建設資金の特例
- ・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
- ・上水道施設の災害復旧事業に対する補助

○激甚災害に関する調査

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力する。

ウ 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、町は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を早期に行う。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども住民に対して理解を得るよう努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

【基本方針】

災害による人的被害の最小化及び迅速な復旧には、道路及び鉄道等の交通ネットワーク、ライフライン等の確保が不可欠である。そのため、予防、応急、復旧の対策に万全を講ずる。

【現況】

○町の道路施設の現況

町内を通る主要な道路は国道140号、主要地方道（県道13号前橋長瀬線、県道82号長瀬玉淀自然公園線）、一般県道（長瀬児玉線、上長瀬停車場線、岩田樋口停車場線、野上停車場線、長瀬停車場線）及び一般町道である。

本町の幹線道路は、国道1路線、県道7路線である。これらの道路は、通勤時間帯及び観光シーズンなどには、交通渋滞を引き起こしているため、住民の生活環境の悪化や交通の安全性の低下を招いている。

住民が日常的に利用する一般町道は、幅員が狭く、道路側溝、舗装などの整備がされていない道路が多く、緊急車両の進入が確保できない場合がある。

なお、県条例の接道規定により生じた道路後退部分については道路として定着させ、道路幅員の確保を図る。

○緊急輸送道路の指定

町内の緊急輸送道路は、次のとおりである。

町内の緊急輸送道路

種 別	道 路 名	道 路 解 説
第一次緊急輸送道路 (埼玉県)	国道140号（寄居町大字末野 ～皆野町大字皆野）	地域間の支援活動として ネットワークされる主要路線

○上下水道施設

秩父広域市町村圏組合水道局で管理する本町に関連する上水道施設は、別所浄水場・皆野浄水場及び配水池・ポンプ場等である。

皆野・長瀬下水道組合で管理する町内の下水道施設は、長瀬浄化センター、長瀬第1中継ポンプ場である。

【具体的取組】

<予防・事前対策>

【関係各課】

1 交通関連施設の安全確保
2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備
3 ライフラインの確保

I 交通関連施設の安全確保

(1) 取組方針

交通関連施設の安全確保に向けて、道路ネットワークの整備、道路・橋梁等の安全確保、道路、鉄道施設の耐震性向上を図る。

(2) 役割

■道路管理者(町)の役割

- ・道路整備の推進
- ・橋梁の耐震化の推進

■交通事業者(秩父鉄道株)

- ・交通関連施設の耐震化の推進
- ・交通関連施設における安全確保対策の強化

(3) 具体的な取組内容

ア 道路の震災予防対策

○幹線道路の整備

国道140号皆野寄居バイパスの皆野長瀬インターチェンジからのアクセス道路や国、県道の未改良区間の整備を県に対し推進する。

○町道の整備

・整備方針概要

土砂崩落、落石等の危険箇所については法面保護工等を実施する。また、老朽化した橋については架替え、補強等を推進するとともに既設橋梁の耐震補強を進め、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障のないようにする。

・幹線町道の整備

長瀬町国土強靱化地域計画等に基づき町内各地域を結ぶ町道の拡幅、歩道の設置などの整備を推進する。

・生活道路の整備

長瀬町国土強靱化地域計画等に基づき交通の支障箇所を解消し、安全性、利便性の向上を図るため、生活道路の拡幅舗装、側溝整備などを推進する。

・緊急車両進入路の確保

緊急車両進入路の確保のため、県条例の接道規定による道路後退部分を道路として定着させ、道路幅員の確保を図る。

イ 交通関連施設の震災予防対策【秩父鉄道(株)】

(1) 計画方針

鉄道の耐震性を強化し、被害を最小限にとどめるよう、各施設に、万全の予防措置を講ずる。

(2) 事業計画

ア 日ごろの巡回検査に、さらに年1回の各構造物等の総点検を実施、記録し、将来の対策に備える。

イ 橋りょう、落石等の要注意箇所は、必要に応じ現地調査の上、防護工事を実施する。

2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備

(1) 取組方針

各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設を緊急輸送道路で連結し、そのネットワーク化を図るとともに、災害時の応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復する体制を整備する。

(2) 役割

■町の役割

- ・道路網の整備
- ・緊急輸送道路沿線地域の不燃化、緊急輸送道路閉塞建築物の耐震化
- ・応急復旧資機材の整備

(3) 具体的な取組内容

ア 緊急輸送道路及び沿線の整備

○県が指定する緊急輸送道路に対する取組

・緊急輸送道路の耐震強化

町は、県が緊急輸送道路として指定している国道140号について、管理者である県に、耐震性の向上などを図るよう求めていく。

・沿線地域の不燃化、閉塞建築物の耐震化の促進

町は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、地震による倒壊建築物やがれき等の障害物の発生を少なくするように努める。

・危険箇所の調査、応援体制の整備

緊急輸送道路内の応急対策上重要な箇所や大きな被害の発生する可能性のある箇所について調査検討を行う。

また、発災後に応急復旧作業の協力が得られるよう、あらかじめ応援体制を整備する。

このため、国、県道の改修整備を促進し、補助幹線である1・2級町道を長瀬町国土強靱化地域計画等に基づき整備する。

イ 応急復旧資機材の整備

平常時から、応急復旧資機材の整備を行う。また(一社)埼玉県建設業協会等との連絡を密にして、使用できる建設機械等の把握を行う。

3 ライフラインの確保

(1) 取組方針

ライフライン関連施設の耐震化やバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくりなど、ライフライン機能の確保に向けた対策を実施する。

(2) 役割

■町、秩父広域市町村圏組合水道局、皆野・長瀬下水道組合、秩父広域市町村圏組合秩父クリーンセンター、ライフライン事業者(電気事業者、ガス事業者、通信事業者)

- ・ライフライン関連施設の耐震性の確保
- ・バックアップ機能の確保(系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等)
- ・被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備
- ・優先復旧順位の事前決定
- ・ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備推進
- ・一般廃棄物処理施設の耐震性の確保

(3) 具体的な取組内容

ア 電気施設の震災予防対策【東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社】

地震に対して、設備ごとに十分科学的な解析を行うとともに、地震被害想定結果などを参考とし、さらに従来の経験を生かして万全の予防措置を講ずる。

イ ガス施設の震災予防対策【県、(一社)埼玉県LPガス協会】

県は、ガス施設について、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、消防法及び建築基準法等の関係法令並びに関係学会が定める設計基準に適合するよう指導している。

	長期計画	液化石油ガス販売事業者に対して、以下のとおり指導する。 ①特定供給設備は「高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示」に適合すること。 ②地震による二次災害を防止するため一般消費者が地震時にとるべき緊急措置等を年1回以上周知すること。 ③洪水浸水想定区域図で1m以上の浸水が想定される地域においては一般消費者が使用する液化石油ガス充てん容器が流出しないよう必要な措置を講ずること。
--	------	--

一般消費施設 (LPガス)	現況	<p>震災等対策として次のとおり指導している。</p> <p>① 充てん容器は、堅固で水平な基礎の上に設置し、転倒防止用チェーンで固定するなど、震災時に転倒しないようにしておくこと。</p> <p>② ガス配管には、全配管のガスが即時に停止できる元バルブを操作しやすい位置に取り付けること。</p> <p>③ ガス配管は、地盤の若干の移動及び家屋の振動に耐えられるよう固定するとともに、可とう性を持たせること。</p> <p>④ ゴムホースの接続部は、ホースバンドによる固定等離脱防止・ガス漏れ防止の措置を講ずること。</p> <p>⑤ 洪水浸水想定区域図で1m以上の浸水が想定される地域においては充てん容器の大きさに応じて1本又は2本のベルト又は鉄鎖によりゆるみなく取り付けること。もしくは充てん容器を容器収納庫に保管すること。</p>
	短期計画	<p>液化石油ガス販売事業者に対して、以下のとおり指導する。</p> <p>① 特定供給設備が「高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示」に適合すること。</p> <p>② 震度5弱以上の地震を検知すると自動的にガスを遮断する、感震機能のついたS型保安ガスメーターなど地震対策用の安全器具の普及を促進すること。</p> <p>③ 洪水浸水想定区域図で1m以上の浸水が想定される地域においては充てん容器の大きさに応じて1本又は2本のベルト又は鉄鎖によりゆるみなく取り付けること。もしくは充てん容器を容器収納庫に保管すること。</p>

ウ 上水道施設の震災予防対策【秩父広域市町村圏組合水道局】

(ア) 町、秩父広域市町村圏組合水道局における震災予防対策

上水道の配水管路において、損傷及び継手部の漏水が予想され、特に軟弱地盤地域においては、被害発生の危険性が高い。

町、秩父広域市町村圏組合水道局は、各地域の地盤の状況等も考慮し、既存石綿セメント管を耐震性を有するダクタイル鋳鉄管に布設替えする等配水管の耐震化及び浄水施設等の耐震強化計画を策定し、それに基づいて耐震強化を実施していく。

エ 廃棄物処理施設の震災化【秩父広域市町村圏組合秩父クリーンセンター】

(ア) 町、秩父広域市町村圏組合秩父クリーンセンターにおける震災予防対策

- ・施設の耐震化、不燃堅牢化を図る。
- ・施設における災害時の人員計画、連絡体制、復旧対策の作成及び施設等の点検手引き等を準備する。
- ・処理に必要な薬剤、予備冷却水、起動用非常用発電機等を必要に応じてあらかじめ確保すること。

オ 下水道施設の震災予防対策【皆野・長瀬下水道組合】

(ア) 町、皆野・長瀬下水道組合における震災予防対策

- ①中継ポンプ場及び長瀬浄化センターに電力の供給停止を想定し、自家発電装置を備える。
- ②中継ポンプ場及び長瀬浄化センターの機能確保のため、再生水製造装置などを設置し、ポンプ稼動などに必要な水の確保に努める。
- ③中継ポンプ場及び長瀬浄化センターの建設に当たっては、液状化対策を含め耐震構造として地震災害に備える。
- ④管路計画にあたっては、ループ化や複数系統化などのバックアップ手段を考慮する。
- ⑤下水道施設を防災施設として活用する場合を考慮し、マンホールトイレシステムの整備、消防用水として再生水利用について検討を行う。
- ⑥緊急点検、応急復旧等の作業、資機材について、あらかじめ県・市町村間の支援体制の組織等に関する基本ルールを定めておく。

カ 通信設備の震災予防対策【東日本電信電話(株)埼玉事業部】

(ア) 通信設備の安全対策

災害発生時においても重要通信の確保ができるよう平素から設備の防災構造化を実施し、かつ通信伝送路の整備、拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、東日本電信電話(株)埼玉事業部に災害対策本部を設置し、要員、資材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と設備の早期復旧を図る。

(イ) 平時の取り組み

- 防災の観点から設備管理を強化し、老朽又は弱体設備の計画的な補強取替を推進する。
- 日ごろから災害復旧用資材を確保しておく。
- 災害予防措置を円滑、迅速に実施できるよう日ごろから災害対策諸施策等を積極的に推進するとともに、以下の訓練を定期又は随時実施する。

なお、町、秩父警察署、秩父消防本部及び防災関係機関と連携した防災訓練を計画、実施する。

- ・災害発生時の初動立ち上げ訓練
- ・気象に関する情報伝達訓練
- ・災害時における通信疎通訓練
- ・電気通信設備等の災害応急復旧訓練
- ・消防及び水防の訓練
- ・避難及び救助訓練

○I71(災害用伝言ダイヤル)・webI71(災害用伝言板)(※1)、災害用伝言板(※2)のPRに努める。

※1 東日本電信電話(株)提供 ※2 携帯電話事業者提供

キ ライフライン施設の優先復旧順位の事前決定

ライフライン事業者は、防災上重要な建築物(町役場、医療施設、応急対策活動施設、避難収容施設、社会福祉施設)に配慮し、あらかじめ優先復旧順位を定める。

< 応急対策 >

【総務部、環境整備部、皆野・長瀬下水道組合、秩父広域市町村圏組合水道局】

1 道路ネットワークの確保
2 交通規制
3 交通施設の応急対策
4 ライフライン施設の応急対策

1 道路ネットワークの確保

(1) 取組方針

災害時における交通の混乱を防止し、警察、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。

各施設の被害状況及び交通の流れや支障物件、混雑の度合を迅速かつ的確に把握することは極めて重要である。町は、被害状況等を積極的に調査把握し、関係機関と連絡を密にしていることに対応する。

震災時の応急対策活動を効率的に行うため、道路の被害情報を的確に把握し、応急復旧を実施する。

(2) 役割

■町の役割

- ・緊急輸送道路等の被害状況の把握及び伝達
- ・応急復旧順位の決定・作業の実施(道路啓開を含む)
- ・道路施設の応急対策の実施
- ・緊急輸送道路の復旧作業のための事前協議の実施
- ・放置車両対策の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 道路被害状況の把握及び伝達

- 町は、災害が発生した場合、道路の被害状況や障害物の状況を速やかに調査する。調査を行う際は、緊急輸送道路、避難路に指定されている路線から優先的に調査を行う。
- 調査の結果、通行上の支障箇所を発見したときは、その路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被災の状況等を速やかに県（統括部）に報告する。

イ 道路施設の応急対策

県の措置に準じ、応急復旧並びに障害物の除去を行い、交通の確保に努める。

■県の応急対策措置

- 県は、避難路及び緊急物資の輸送路を確保するため、緊急度に応じ、復旧作業並びに障害物の除去を早急に行う。

- 通行が危険な路線、区間については所轄警察署長に通報するとともに交通止等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設に万全を期する。道路占用施設に被害が発生した場合は当該施設管理者に通報する。
- ただし、被害の状況により、緊急の場合は直ちに交通止を実施し、通行者及び住民の安全を図るよう措置する。
- また、国（国土交通省）及び県（応急復旧部）は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

■町による応急対策の方法

- 道路の破損、流失、埋没並びに橋梁の損傷、トンネルの一部損壊、埋没等の被害のうち比較的僅少な被害で、応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補修、崩落土等の除去、橋梁の応急修繕、トンネルの修繕等、必要な措置を講じ、交通の確保を図る。
- 応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、一時的な付替道路の開設や、適当な代替道路を選定し交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより円滑な交通の確保を図る。
- 道路施設の被害が広範囲にわたり、代替の道路も得られず被災地域一帯が交通途絶の状態に立ち至った場合は、同地域の道路交通の最も効果的で、しかも、比較的早期に応急対策が終了する路線を選び、自衛隊派遣計画、障害物除去計画等必要な措置とあいまって、集中的応急対策を実施することにより、必要最小限の緊急交通の確保を図る。
- 被災の状況、地域の状況等を考慮して、災害復旧用応急組立橋による復旧を検討する。
- 大雪時における主要道路については、早急に除雪し、交通の確保を図る。

ウ 緊急輸送道路の応急復旧作業

町は、次のとおり緊急輸送道路の応急復旧作業を実施するものとする。

○事前協議の実施

緊急輸送道路の効率的な応急復旧のために、警察本部、（一社）埼玉県建設業協会と次の事項について事前協議を行う。

- ・復旧路線、区間
- ・復旧車線数
- ・復旧作業の相互応援
- ・協力建設会社との連携

○作業順位の決定

町は、あらかじめ指定された緊急輸送道路の被害状況を基に、緊急性を考慮し、県と調整の

上、応急復旧順位を決定する。

○応急復旧作業

町は、町道について県に準じて啓開作業を実施する。

○放置車両対策

町は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

エ 応急復旧、交通規制状況の広報

町は、応急復旧、交通規制、交通量などに関する情報伝達窓口を設置し、問い合わせ等に対する的確な情報伝達を行うとともに、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて、交通規制の状況等を広報する。

2 交通規制

(1) 取組方針

被災地内の安全な交通を確保するため、道路の陥没、橋の落下、その他の交通の障害状況等を的確に把握し、交通規制を行う。

(2) 役割

■町の役割

・交通規制措置の実施(道路法第46条第1項)

(3) 具体的な取組内容

ア 被災地内の交通規制

- ・町は、その管理する道路について、道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合には、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行を禁止し、又は制限する。
- ・町は、その管理する道路について通行を禁止し、又は制限しようとする場合には、あらかじめ秩父警察署長に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を警察、行政機関と相互に連絡を取り合い確認する。あらかじめ通知するいとまがなかったときは、事後において速やかにこれらの事項を通知する。
- ・町は、降雪等による交通規制の状況を利用者に周知する。

イ 交通規制に関する情報共有

町は交通規制を行ったときは、県（統括部）に報告する。

ウ 交通規制に関する住民等への広報

町は交通規制を行ったときは、次の要領により広報に努め、一般交通の確保を図る。

- ・関係道路の主要交差点への標示
- ・関係機関への連絡
- ・一般住民に対する広報

3 交通施設の応急対策

(1) 取組方針

交通施設の安全確保と早期復旧を図るとともに、帰宅困難者に配慮する。

(2) 役割

■秩父鉄道(株)の役割

- ・鉄道施設の応急対策の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 鉄道施設の応急対策

秩父鉄道(株)が策定した防災業務計画等に基づき、応急対策を実施する。応急対策の実施にあたっては、鉄道事業者間の調整、連携に努める。

4 ライフライン施設の応急対策

(1) 取組方針

ライフライン施設の機能確保と早期復旧を図る。

(2) 役割

■町、秩父広域市町村圏組合水道局、皆野・長瀬下水道組合、ライフライン事業者

- ・ライフライン施設の応急対策の実施（必要に応じ現地作業調整会議を開催）

(3) 具体的な取組内容

ア 上水道施設応急対策

秩父広域市町村圏組合水道局は、速やかに上水道の被害状況を把握し、復旧作業に取り組む。

イ 下水道施設応急対策

○皆野・長瀬下水道組合は、下水道施設について被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。

町が被害を受けなかったときは、支援体制の基本ルールに基づいて被災市町村の下水道設置の緊急点検や応急復旧等の支援を行う。

ウ 電気施設応急対策【東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社】

地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給を復旧させるとともに住民の電気災害の防止を徹底する。

エ ガス施設応急対策【(一社)埼玉県LPガス協会】

ガス施設の被災による二次災害の防止の措置を講じ、避難所、公共施設等におけるLPガス、ガス器具の優先的な確保に協力する。

オ 電気通信設備の災害対策【東日本電信電話(株)埼玉事業部】

災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、東日本電信電話(株)埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりである。

○応急措置

電気通信設備に災害が発生した場合は、次の各号の応急措置を講ずる。

・重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成等の措置を講ずる。

・通信の利用制限

通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。

・災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信のふくそうのおそれがある場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

○応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

・被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

・必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。

・復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

○災害時の広報

・災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

・通信のそ通状況、利用制限措置を行った場合は措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

・テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。

・災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

カ 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、県、町、ライフライン事業者等は、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うための現地作業調整会議を開催する。

<復旧対策>

【関係各課】

I ライフライン施設の早期復旧

I ライフライン施設の早期復旧

(1) 取組方針

県、町、防災機関、ライフライン事業者が協力し、減災目標で設定した期間内の復旧を目指す。

(2) 役割

■町、秩父消防本部の役割

・ライフラインの復旧作業を円滑に進めるための調整の実施

■ライフライン事業者の役割

・復旧計画の策定
・復旧作業の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 上水道施設復旧対策【秩父地域広域市町村圏組合水道局】

速やかに被害状況を把握し、復旧作業に取りかかる。復旧作業は、水道庁舎・事務所等の応急復旧を行い、順次、施設(建築構造物)の復旧、設備(機械・電気設備)の復旧、導送水管・配水管の復旧を進める。

イ 下水道施設復旧対策【皆野・長瀬下水道組合】

被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。

被害を受けなかった場合は、支援体制の基本ルールに基づいて被災市町村の下水道施設の緊急点検や応急復旧等の支援を行う。

ウ 電気施設復旧対策【東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社】

地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底する。

○被害状況の早期把握

全般的被害状況の情報は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

○災害時における復旧資材の確保

・調達

非常災害対策本(支)部は、予備品貯蔵品等の在庫量を再確認し、調達を必要とする資材は、以下のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- ・ 請負工事会社保管在庫の相互流用
- ・ 本(支)部相互の流用
- ・ 本店対策本部に対する応急資材の請求（支店外からの調達を必要とする資材）

- ・ 輸送

非常災害対策用の資材の輸送は、あらかじめ契約している会社の車両等により行うが、不足する場合は他の会社からの車両を調整し適宜配車を行い輸送力の確保を図る。

なお、道路被害状況（橋梁損壊、道路決壊及び道路上の障害物その他）については、隣接現業機関との輸送ルートも含めて、支店対策本部で十分検討し、目的地までの輸送の迅速化を図る。

- ・ 復旧資材置場の確保

災害時において復旧資材置場としての用地確保の必要があり、かつ自社単独の交渉によってはこれが不可能である場合（他人の土地を使用する必要がある場合等）には、当該地域の地方防災会議に依頼して置場の迅速な確保を図る。

○復旧順位

災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、人命にかかわる箇所、復旧対策の中核となる官公署及び民心の安定に寄与する重要施設等を原則的に優先する等各設備の災害状況並びに被害復旧の難易を勘案して供給上復旧効果の最も大きいものから行う。

エ 電気通信設備の災害対策【東日本電信電話(株)埼玉事業部】

災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、東日本電信電話(株)埼玉事業部が実施する復旧対策は次のとおりである。

○復旧要員計画

- ・ 被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等から応援措置を講ずる。
- ・ 被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の応援措置を講ずる。

○移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の出動

○被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握し、直通連絡回線・携帯無線等の利用のほかバイク隊等による情報収集活動等を行う。

○通信のふくそう対策

通信回線の被災等により、通信がふくそうするおそれがある場合は、対地別の規制及び災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）の開設の措置を講ずる。

○復旧工事

応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施する

第4 応急対応力の強化

【基本方針】

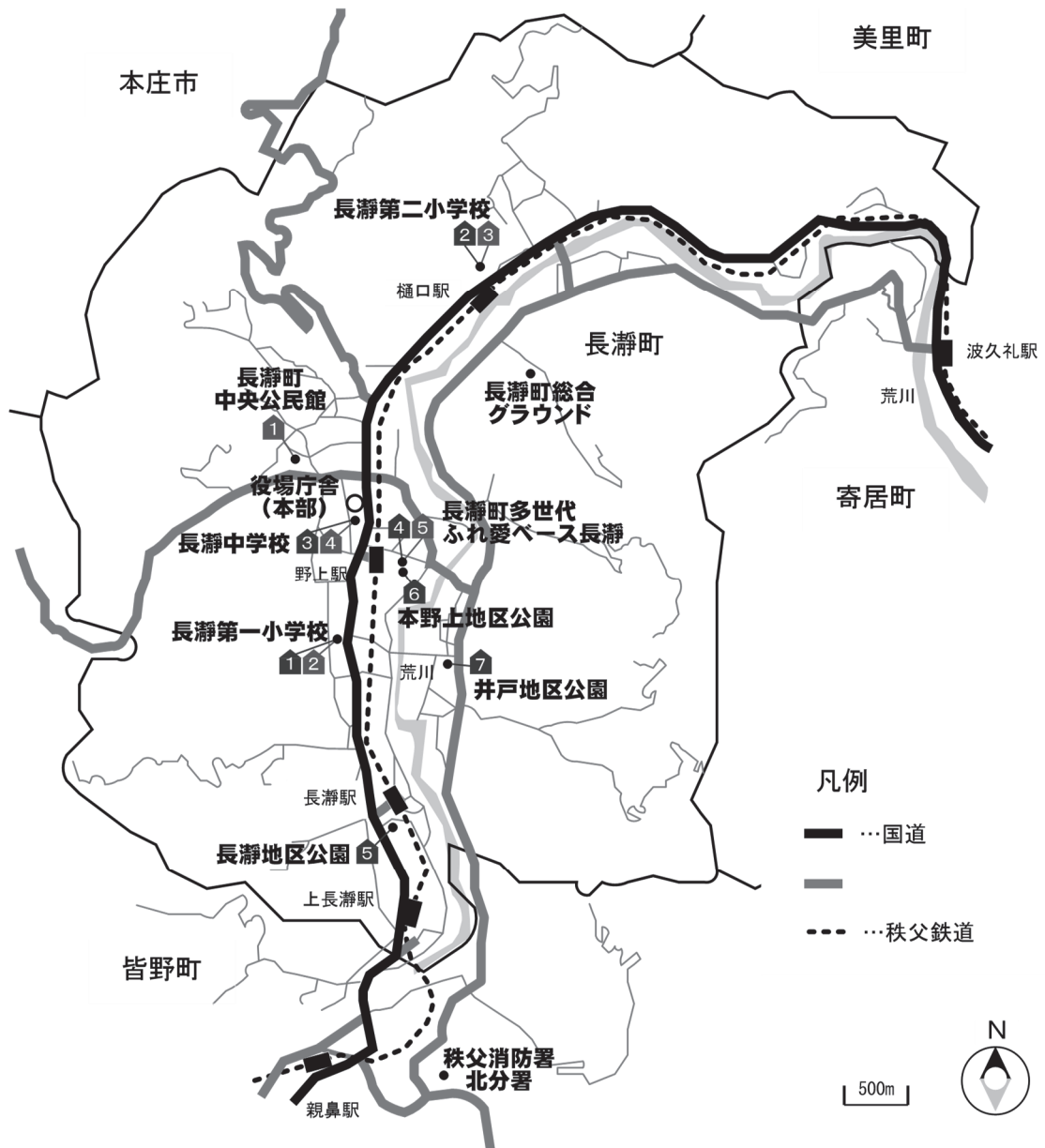
町は、地震災害が発生した場合、被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、町本部を設置し、有機的な連携を図りながら、それぞれの機能を十分にして、応急活動体制に万全を期する。

【現況】

○町の防災活動拠点

施設	機能	備考
長瀬町役場庁舎	災害対策本部	備蓄機能(食料、飲料水、生活必需品、防災用資機材等)
長瀬町中央公民館	指定避難所	備蓄機能(防災用資機材等)
長瀬第一小学校	指定避難所、指定緊急避難場所	
長瀬第二小学校	指定避難所、指定緊急避難場所	
長瀬中学校	指定避難所、指定緊急避難場所	
長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬	指定避難所、指定緊急避難場所	
長瀬地区公園	指定緊急避難場所	
本野上地区公園	指定緊急避難場所	
井戸地区公園	指定緊急避難場所	
秩父消防署北分署	消防拠点	
総合グラウンド	臨時ヘリポート	

防災活動拠点（本部、避難所等）



【具体的取組】

<予防・事前対策>

【関係各課】

1	応急活動体制の整備
2	防災活動拠点の整備
3	消防力の充実強化
4	救急救助体制の整備
5	相互応援の体制整備等

1 応急活動体制の整備

(1) 取組方針

町は、災害応急対策を速やかに実施するため、災害対策本部等の体制を整備する。また、業務継続計画（BCP）及び各種マニュアルを整備し、災害時優先業務が円滑に実施できる体制を整備する。

職員は、「職員初動マニュアル（令和5年3月）」を参照し、地震発生時の参集場所、業務内容等を十分習熟しておく。

(2) 役割

■町、秩父消防本部、ライフライン事業者の役割

- ・災害対策本部体制の整備
- ・業務継続計画（BCP）の策定及び推進
- ・災害応急対策に係る各種マニュアルの整備及びその周知徹底
- ・電源、非常用通信手段等の確保
- ・情報システムやデータのバックアップ対策
- ・応急対応、復旧復興のための人材の確保

(3) 具体的な取組内容

ア 災害対策本部体制の整備

○町は、大規模な災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に設置する災害対策本部の体制を整備するほか、災害の規模に応じ段階的に引き上げる防災対応の体制（「待機体制」「警戒体制」「緊急体制」「非常態勢」）を整備する。

○業務継続計画（BCP）の策定及び推進

町は、災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために業務継続計画を策定しておく。さらに計画に基づく対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取組を実施する。

○電源、非常用通信手段等の確保

町は、町庁舎を始めとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車（EV）、コージェネレーションシステム等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図る。

併せて、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ医療機関、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

○情報システムやデータのバックアップ対策

町は、各種情報システムについて、大規模災害の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底する。

○災害応急対策に係る各種マニュアルの整備及びその周知徹底

町は、災害応急対策に係る各種マニュアルを整備するとともに、訓練の実施等により周知徹底を図る。

○応急対応、復旧復興のための人材の確保

町及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、町は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者を含む。）の活用や、民間の人材の任期付き採用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

2 防災活動拠点の整備

(1) 取組方針

災害発生時に、迅速かつ適切な応急対策を行うため、災害対策本部を設置する庁舎の耐震性の向上及び防災対策上の中核機能を高めるとともに、被災地域に対する広域的な救援活動を行う防災活動拠点を適切に整備する。

町や秩父消防本部は、災害時に当該施設が有する機能を十分に発揮するよう、あらかじめ利用関係者と調整を図り、運営マニュアル等を作成する。

(2) 役割

■町、秩父消防本部の役割

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 防災活動拠点の整備・ 防災拠点施設運営マニュアルの整備 |
|--|

3 消防力の充実強化

(1) 取組方針

秩父消防本部、長瀬町消防団による消防力の充実強化に取り組む。

(2) 役割

■町の役割

- ・消防水利の整備
- ・消防の広域化の推進

■秩父消防本部の役割

- ・装備・資機材の充実強化

(3) 具体的な取組内容

ア 消防資機材の整備

- 秩父消防本部は、災害対策に有効な消防資機材の充実を図る。
- 長瀬町消防団は、必要な消防資機材を整備する。

イ 消防水利等の整備

- 町は、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽の整備、河川やプール等の水利の開発や確保を推進する。

ウ 消防の広域化等の推進

- 町は、埼玉県消防広域化推進計画に基づき、自主的な市町村の消防の広域化等に向けた取組を推進するとともに、広域化等実施後の消防の円滑な運営の確保を図る。

4 救急救助体制の整備

(1) 取組方針

大規模地震の発生時には、多数の傷病者の発生が予想されるため、救急救助活動の万全を期する。

(2) 役割

■町の役割

- ・救急救助体制の整備

■秩父消防本部の役割

- ・傷病者搬送体制の整備

(3) 具体的な取組内容

ア 救急救助体制の整備

- 町及び秩父消防本部は、消防署、消防団詰所及び自主防災組織における救急救出救助資機材の整備を行い、長瀬町消防団員及び住民等に対する救急救助訓練を行って、長瀬町消防団及び自主防災組織等を中心とした各地域における救急救助体制の整備を図る。

イ 傷病者搬送体制の整備

○情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先の決定に必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制の確立に努める。

○搬送順位

あらかじめ地域毎に、医療機関の規模、位置及び診療科目等をもとに、およその搬送順位を決定しておく。

○搬送経路

震災により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討する。

○ヘリコプター搬送

あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペースを考慮した受入れ可能な医療機関との連絡体制を確立させておく。

○効率的な出動、搬送体制の整備

震災時には、骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求される。このため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制を整備する。

5 相互応援の体制整備等

(1) 取組方針

町は、次に示す応援受入れに対する体制を整備する。

(2) 役割

■町の役割

- ・専門的技術職員による相互応援体制の整備
- ・応援受入体制の整備

(3) 具体的な取組内容

ア 専門的技術職員による相互応援体制の整備

町は、他の地方公共団体における専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるために、県と連携し体制を確立する。

○応援活動の種類と機関

- ・災害救助に関連する業務（例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等）
- ・保健医療の広域応援に関連する業務（例：医療班、航空機の提供等）
- ・被災生活の支援等に関連する業務（例：物資の応援、応急危険度判定、こころのケア等）
- ・災害復旧、復興に関連する業務（例：被災者の一時受入れ、職員の派遣（事務の補助））

○受入れ体制の整備

- ・情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集、連絡体制を整備する。
- ・他の地方公共団体と緊急輸送路、備蓄状況などの情報を共有する。
- ・他の地方公共団体と連携した防災訓練を実施する。

イ 応援受入れ体制の整備

町は、大規模災害発生時等に国や地方公共団体など外部からの応援を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、あらかじめ受入体制を整備する。

【想定される応援（例示）】

- ・自治体間相互応援協定に基づく人的・物的応援
- ・国によるプッシュ型の物的支援
- ・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援
- ・総務省「応急対策職員派遣制度」による応援
- ・その他国が関与して全国的に行われる人的応援…国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、気象庁の気象庁防災対応支援チーム（JETT）、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）、災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、警察庁の災害対応指揮支援チーム（D-SUT）、災害時情報集約支援チーム（ISUT）、被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物処理等
- ・防災関係機関等による応援…日本赤十字社による救護班、県医師会・県看護協会等による救護班等
- ・公共的団体による応援
- ・ボランティア

○町が行う対策

- ・県は、外部からの応援を迅速かつ円滑に応援を受け入れる体制を確保するため、「埼玉県広域受援計画」を策定しており、町も広域受援計画の策定に努める。
- ・応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、会議室のレイアウトの工夫やテレ

び会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

- ・ 消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。
- ・ 防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平常時から訓練及び情報交換等を実施する。
- ・ 情報伝達ルート の多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

< 応急対策 >

【総務部、秩父消防本部】

1	災害発生直前の未然防止活動
2	応急活動体制の施行
3	防災活動拠点の開設・運営
4	応急措置
5	消防活動
6	自衛隊災害派遣
7	応援要請
8	応援の受入れ

1 災害発生直前の未然防止活動

(1) 取組方針

町は、必要に応じ、災害を未然に防ぐための応急対策を行う。

(2) 役割

■町の役割

・物資備蓄状況、物資拠点の開設手続き・管理者連絡先の確認

(3) 具体的な取組内容

ア 物資支援の準備

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資拠点を速やかに開設できるよう、物資拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

2 応急活動体制の施行

(1) 取組方針

町は、大規模な災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害対策本部を設置し、災害応急活動体制を施行する。

国が非常（緊急）災害現地対策本部を設置した場合は、緊密な連絡調整を図り、協力して災害応急対策を実施する。

(2) 役割

■町の役割

・災害対策本部体制等の施行
・町の行政機能の確保状況の把握

(3) 具体的な取組内容

ア 目標

町は、災害発生時に被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、町本部を設置し、有機的な連携を図りながら、それぞれの機能を十分に活用し、応急活動体制に万全を期する。

また、法令又は本計画の定めるところにより、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施する。

町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策を迅速かつ強力で推進するため、法令及びこの計画に定める町本部等の組織に必要な職員を動員、配備し、その活動体制に万全を期する。

イ 町の行政機能の確保状況の報告

町が震度6弱以上の地震を観測した場合は、所定の様式により速やかに、①トップマネジメントは機能しているか、②人的体制は充足しているか、③物的環境（庁舎施設等）は整っているかについて県（統括部）に報告する（第1報は原則として発災後12時間以内、第2報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。）。県は町からの報告を取りまとめ、原則として発災後12時間以内（遅くとも24時間以内）に総務省（自治行政局市町村課）に報告する。県や国では、把握した情報を基に、町に対して応援職員の派遣などの必要な支援を行う。

ウ 初動期の人員確保

町は、体制配備に当たっては、気象注警報の発表状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、「職員初動マニュアル」や職員参集支援システム等により迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

エ 活動体制

町、県及び防災関係機関は、日ごろから防災体制の充実に取り組むとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、災害対策本部等の組織を設置し、有機的な連携を図りながら応急活動体制に万全を期する。

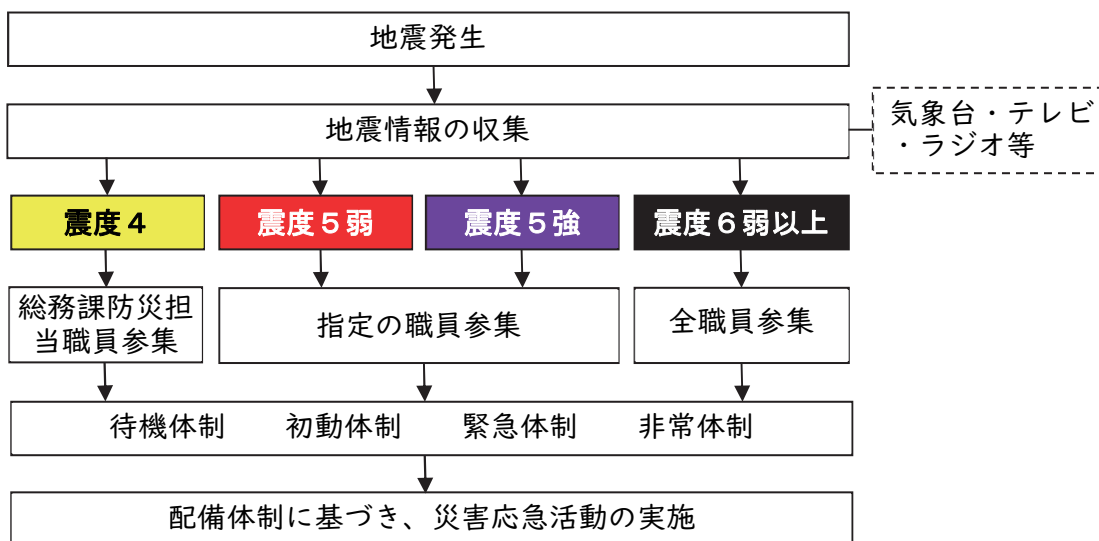
町内に災害救助法が適用された場合は、知事から委任を受けて災害救助法に基づく救助事務を実施（または県の実施する救助事務を補助）する。

(ア)地震発生時の体制の種別及び配備区分

待機体制及び初動体制時には、通常の組織をもって災害に対応する。

区分	基準	配備対象職員	町職員の行動
待機体制	【震度4】発生	総務課防災担当職員	・情報収集を行い得る体制
初動体制	【震度5弱】発生	・課長級以上職員 ・指定の職員	・主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制
緊急体制	【震度5強】発生	・主幹級の職員	<u>災害対策本部の設置</u> ・災害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制
非常体制	【震度6弱以上】 被害の状況によって	全職員	<u>全庁的な災害対策</u> ・組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制

《対応フロー図》



(イ) 配備体制の決定

(1) 待機体制

総務課長が行う総務課内の体制。

(2) 初動体制

総務課長が行う。

(3) 緊急体制

町長が行う。

(4) 非常体制

町長が行う。

(ウ)初動体制時の対応

初動体制時には、通常の組織をもって災害に対応するが、災害情報の収集・伝達等については、本部設置時に準じて行う。

(エ)初動体制時の活動

(1) 初動体制時の要員の確保

震度5弱以上の地震が発生した場合と災害が発生又は発生が予想される場合に、動員伝達の有無に関わらず、直ちに町庁舎に速やかに参集し、地震災害等の情報収集及び本部の設置準備に当たるとともに、情報を分析して、迅速な配備体制の決定とともに、関係機関等への要請等の初期対応を適切に行う。

(2) 夜間・休日等における体制

ア 昼間（午前8時30分から午後5時15分）においては、職員の日直体制

(ア)日直者

担当者が参集するまで、災害の情報収集及び連絡等を行う。

(イ)その他の職員

大規模地震発生時・大規模災害の発生が予測される場合は、テレビやラジオ等で情報収集を行い、自宅で待機する。

イ 夜間（昼間の時間帯以外）においては、秩父消防本部又は秩父消防署北分署から総務課職員に連絡が入る体制

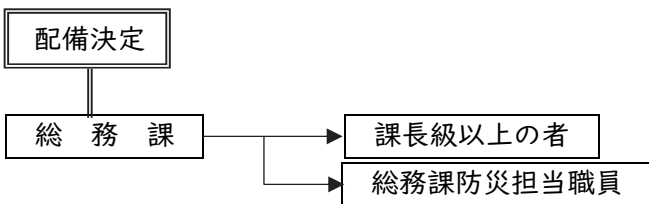
(オ)職員等の動員体制

(1) 動員系統

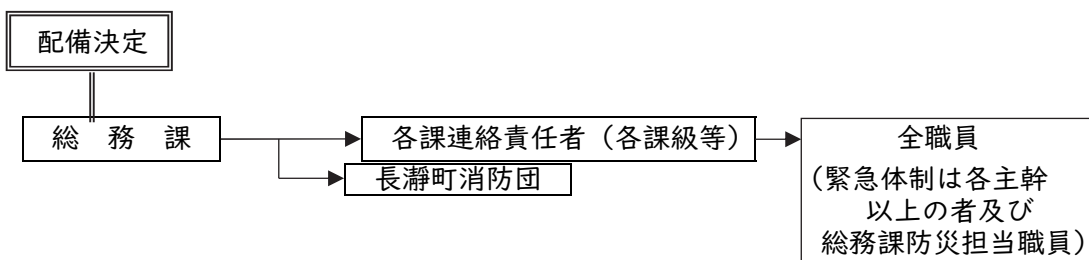
ア 待機体制



イ 初動体制



ウ 緊急体制及び非常体制



(2) 動員の方法

配備決定に基づく動員の指令は、次の方法で行う。

ア 勤務時間内

庁内放送（口頭）及び電話等で行う。

イ 勤務時間外

電話等で行う。

(3) 災害時の参集

勤務時間外等において、激甚な災害が発生し、電話等による情報伝達が不可能となった場合には、職員自らの判断により、町庁舎に参集する。

ア 職員は、参集後直ちにテレビやラジオ等による情報及び周囲の状況から被害状況の把握に努める。

イ 職員は災害の発生を覚知した場合は、動員伝達の有無にかかわらず動員配備基準に従い状況を判断し、速やかに参集する。

(カ) 町本部の設置

町長は、必要があると認めるときは、本計画及び本部条例に基づき町本部を設置する。

(1) 町本部の設置の通知等

町本部の設置及び配備体制が決定されたときは、直ちにこの旨を職員に伝達するとともに、次に掲げる機関に通知する。

ア 知事（県の危機管理防災部）

イ 報道機関

ウ その他必要と認める機関の長

(2) 町本部の閉鎖

本部長は、町内において災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、町本部を閉鎖する。

町本部の閉鎖の通知等は、設置の通知等に準じて処理する。

(3) 町本部の設置場所

町本部の設置場所は、町庁舎内とする。

町庁舎が被災している場合は、施設管理者が町庁舎の被災状況を判定し、総務課長に伝達する。

総務課長は、町庁舎への町本部の設置の可否を判断し、設置できない場合は、設置可能な場所に本部を設置するとともに、参集職員に明示する。

(4) 本部の機構及び組織

ア 災害対策本部の機構

本部長	副本部長	本部員	部(4)
町長	副町長	総務課長、企画財政課長、税務会計課長、	
	教育長	町民課長、健康福祉課長、産業観光課長、	
		建設課長、議会事務局長、教育委員会次長	

イ 部の組織

総務部、町民福祉部、環境整備部、教育部の4部とする。

(5) 代理順位

町長が不在の場合は、次の代理順位に基づいて代理者が町本部を運営する。

- 順位 1 副町長
- 2 教育長
- 3 総務課長

(6) 本部の運営

ア 本部会議

本部長は、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定する。

イ 部

部は、本部会議の決定した方針に基づき災害対策業務の実施に当たる。

(7) 職務

ア 本部長は、町本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

イ 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときはその職務を代理する。副本部長が複数いる場合は、本部長があらかじめ指定した者が代理する。

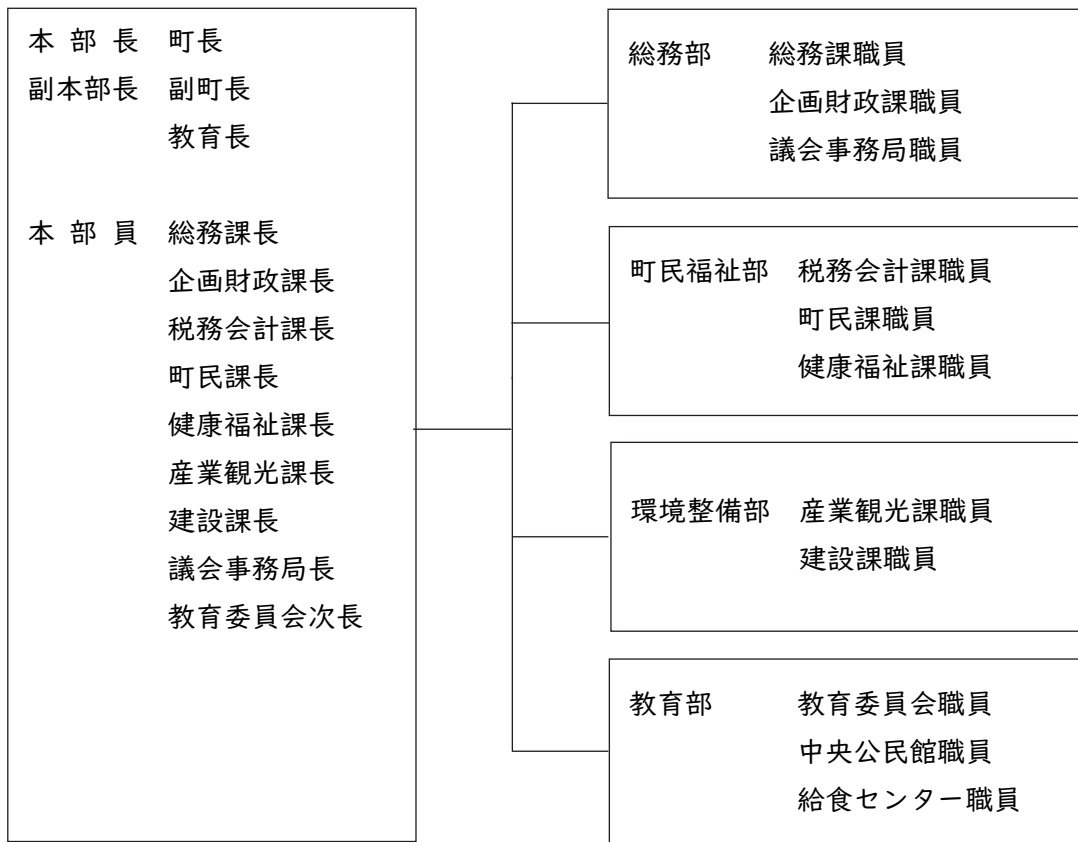
ウ 本部員は、本部長の命を受け、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(8) 本部会議の所掌事務

本部会議は、次の事項に関して、本部の基本方針を決定する。

- ア 本部の非常配備体制に関する事
- イ 県及び他市町村等の応援に関する事
- ウ 自衛隊に対する災害派遣要請に関する事
- エ その他重要な災害対策に関する事

町本部組織図



(9) 各部の事務分掌

総務部

部名等	構成員	主な分担事務
総務部 部長 総務課長 副部長 企画財政課長 議会事務局長	総務課職員	1 避難の指示に関する事 2 本部の開設・運営及び閉鎖に関する事 3 消防団に関する事 4 庁用自動車等の配車に関する事 5 各部との連絡調整に関する事 6 帰宅困難者対策に関する事 7 県、他市町村、自衛隊その他防災等関係機関への要請及び連絡調整に関する事 8 職員の健康等に関する事
	企画財政課職員	1 災害等に関する情報の収集に関する事 2 安否情報の収集・提供に関する事 3 災害広報に関する事（インターネットによる情報発信、報道機関に対する発表含む） 4 庁舎等町有施設の応急復旧に関する事 5 災害対策予算に関する事 6 災害情報センターの運営・設置の協力に関する事 7 その他総務部に関する事
	議会事務局職員	1 議員の安全確認と連絡調整に関する事 2 部内調整に基づく事務に関する事

町民福祉部

部名等	構成員	主な分担事務
町民福祉部 部長 健康福祉課長 副部長 税務会計課長 町民課長	税務会計課職員	1 罹災証明の発行に関する事 2 被災納税者の調査に関する事 3 税の徴収猶予・減免措置に関する事 4 災害出納に関する事 5 義援金等の受け入れ・保管に関する事
	町民課職員	1 防疫・保健衛生に関する事（動物愛護含む） 2 埋・火葬の調整に関する事 3 災害等による廃棄物の処理に関する事
	健康福祉課職員	1 災害時の要配慮者対策に関する事 2 避難所の開設・運営に関する事 3 医療・救護班の編成、派遣に関する事

		<ul style="list-style-type: none"> 4 医療、助産に関すること（救援所の設置含む） 5 医薬品等の確保、供給に関すること 6 食料、生活必需品等集積地の指定及び管理に関すること 7 食料、生活必需品等の調達・配分に関すること 8 食料、生活必需品等の応援・救援物資の受入れ、仕分け、配分に関すること 9 社会福祉協議会との連絡調整に関すること（ボランティア含む） 10 義援金等の配分に関すること
--	--	--

環境整備部

部 名 等	構 成 員	主 な 分 担 事 務
環境整備部 部 長 建設課長 副部長 産業観光課長	産業観光課職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 観光施設対策、観光客の避難誘導に関すること 2 労働力の確保に関すること
	建設課職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路等の障害物の撤去作業の支援に関すること 2 道路、橋りょう、河川等の応急対策に関すること 3 建設業者との連絡調整に関すること 4 応急危険度判定に関すること 5 応急仮設住宅の建設に関すること（応急修理含む）

教育部

部 名 等	構 成 員	主 な 分 担 事 務
教 育 部 部 長 教育委員会次長	教育委員会職員 中央公民館職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童、生徒等の安全確保並びに保健衛生に関すること 2 学校等関係機関との連絡調整に関すること（避難所の開設） 3 文教施設の被害調査に関すること 4 文教施設の災害応急対策に関すること 5 応急教育方法の指導立案に関すること 6 学用品の調達に関すること 7 文化財の保護に関すること
	給食センター職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難所の炊き出し供給に関すること

(キ)町本部の運営

(1) 本部会議の運営

ア 本部室は、災害の規模等に応じて総務課長が定め、その入口に「長瀬町災害対策本部」の標識を掲げる。

イ 本部会議の招集は、電話、庁内放送を通じて行う。

ウ 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

(2) 本部長への報告

本部員は、次の事項について、速やかに本部長に報告する。

ア 調査し、把握した被害状況等

イ 実施した応急措置の概要

ウ 今後、実施する予定の応急措置の内容

エ 本部長から特に指示された事項

オ その他必要と認められる事項

(3) 職員の勤務管理、健康管理及び給食等

各部長は、町本部を構成する職員の健康及び勤務状態に常に配慮し、交代要員の確保等適切な措置をとる。

総務部は、職員の休憩、仮眠、健康管理、給食、給水等の業務を実施するものとし、必要に応じ、他部に応援を依頼する。

(ク)県が実施する救助事務を補助する体制

本町に、救助法が適用された場合は、知事の指揮を受け、救助法に基づく救助事務を補助する。

3 防災活動拠点の開設・運営

(1) 取組方針

災害発生時に防災活動の拠点となる施設を速やかに開設し、運営体制を確立する。

(2) 役割

■町の役割

・防災活動拠点の開設・運営

(3) 具体的な取組内容

町は、速やかに防災活動のための拠点となる施設(中央公民館、小・中学校、多世代ふれ愛ベース長瀬)を開設し、運営体制を整える。

4 応急措置

(1) 取組方針

地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるように努めるものとし、県から指示があれば、他市町村の応援を行う。

(2) 役割

■町の役割

- ・ 応急措置等の実施
- ・ 知事の指示に基づく他の市町村の応援

(3) 具体的な取組内容

ア 知事等の応急措置

知事は、県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、必要な応急措置を速やかに実施するとともに、町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるように努めるものとし、必要があると認めるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関の長又は県の他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請する。(災対法第70条第3項)

(ア)町長に対する指示

知事は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、町長に対して、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し応援すべきことを指示する。(災対法第72条第1項)

(イ)町長が実施すべき応急措置の代行

知事は、災害が発生した場合において、当該災害により町長がその全部、又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長の実施すべき、次に掲げる応急措置の全部、又は一部を町長に代わって実施する。(災対法第73条、同法施行令第30条)

- ・ 警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外に対して、立入りを制限し、禁止し、又は当該区域からの退去を命ずること(災対法第63条第1項)
- ・ 応急措置に必要な他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用すること(同法第64条第1項)
- ・ 応急措置に支障のある工作物等の除去(同条第2項)
- ・ 市町村の区域内の住民又は応急対策を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させること(同法第65条第1項)

5 消防活動

(1) 取組方針

地震火災は、地震の規模や発生時間により被害の程度が大きく異なるので、限られた消防力を効果的に運用するとともに周辺地域等からの迅速かつ的確な消防応援を要請するなど、臨機応変な消防活動を行う。

(2) 役割

■町の役割

- ・ 消防相互応援協定に基づく他の消防機関への応援要請

■秩父消防本部の役割

- ・ 情報収集及び伝達及び応援隊の受入れ
- ・ 同時多発火災への対応
- ・ 火災現場活動
- ・ 救急救助

■長瀬町消防団の役割

- ・ 出火防止
- ・ 消火活動
- ・ 救急救助
- ・ 避難誘導
- ・ 情報の収集
- ・ 応援隊の受入準備

(3) 具体的な取組内容

ア 消防活動

秩父消防本部	①情報収集及び伝達及び応援隊の受入れ ア 災害状況の把握 119番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等を統合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。 イ 把握結果の緊急報告 消防長は災害の状況を町長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れないよう対処する。 ウ 応援隊の受入れ 応援隊の受入れ及びその準備。
	②同時多発火災への対応 ア 避難所及び避難路確保優先の原則 大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難所及び避難路確保の消防活動を行う。 イ 重要地域優先の原則 大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。 ウ 消火可能地域優先の原則 大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。
	③火災現場活動の原則 ア 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を判断し、行動を決定する。

	<p>イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢現場活動により火災を鎮圧する。</p> <p>ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。</p>
	<p>④救急救助</p> <p>要救助者の救急救助と傷病者に対して応急処置を行い、安全な場所へ搬送をする。医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえ、搬送先を決定する。</p> <p>詳細については、「第6 医療救護等対策－<応急対策>－Ⅰ 初期医療体制」を参照。</p>
長瀬町消防団	<p>①出火防止</p> <p>地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、住民に対し、出火防止（火気の使用禁止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。</p>
	<p>②消火活動</p> <p>地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは秩父消防本部と協力して行う。</p> <p>また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。</p>
	<p>③救急救助</p> <p>秩父消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対する応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。</p>
	<p>④避難誘導</p> <p>避難指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。</p>
	<p>⑤情報の収集</p> <p>秩父消防本部による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。</p>
	<p>⑥応援隊の受入れ準備</p> <p>応援隊の受入れ準備及び活動地域の案内等を秩父消防本部と協力して行う。</p>

イ 応援要請

○応援要請の手続等

消防相互応援協定による応援要請	町長は、町内の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。
知事による応援出動の指示等	被害状況の把握の結果、県内に被害が発生しており被災地域のみでは十分な対応ができないと判断されるとき、知事は、県内の市町村長又は

	消防長に対して応援出動の指示を行うことができる。
緊急かつ広域的な応援要請	知事は、被害状況を速やかに把握し、県内の消防力をもってしても対応が不可能と認めた時は、消防組織法第44条、緊急消防援助隊運用要綱及び「埼玉県緊急消防援助隊受援計画」に基づき緊急消防援助隊を要請する。

○内容

町長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。

要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出する。

被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災の状況（傷病者、要救助者の状況）及び応援要請の理由、災害種別及びその状況 ・ 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定） ・ 応援要請を行う消防隊の種別と人員 ・ 町への進入経路及び集結場所（待機場所） ・ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み |
|---|

○応援の受入体制

- ・ 緊急消防援助隊

被災地が町のみの場合は、町に緊急消防応援隊調整本部を設置する。調整本部は、緊急消防援助隊の受入れ隊体制を整える。また、被災市町村が二以上の場合には、埼玉県消防応援活動調整本部を設置する。

■調整事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 応援消防隊の誘導方法 ・ 応援消防隊の人員、機材数、指揮者等の確認 ・ 活動拠点の確保 |
|---|

- ・ その他応援隊

円滑な受入れを図るため、秩父消防本部は、受入れ態勢を整える。

6 自衛隊災害派遣

(1) 取組方針

災害の態様及びその規模から、自衛隊の応援が必要な場合は、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。自衛隊は派遣要請に基づき、部隊の派遣等、適切な措置を行う。

(2) 役割

■町の役割

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害派遣部隊の受入体制の確保 |
|--|

■秩父消防本部の役割

- ・災害派遣部隊との相互協力

■県の役割

- ・知事による災害派遣要請の実施
- ・自衛隊との連絡調整
- ・災害派遣部隊の受入体制の確保

■自衛隊

- ・災害派遣活動の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 災害派遣活動

○災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行う。

- 1 緊急性の原則
差し迫った必要性があること。
- 2 公共性の原則
公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
- 3 非代替性の原則
自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

- | | |
|------------------|--------------------|
| ・被害状況の把握 | ・避難者の誘導、輸送 |
| ・避難者の捜索、救助 | ・水防活動 |
| ・消防活動 | ・道路又は水路等交通上の障害物の除去 |
| ・診察、防疫、病虫害防除等の支援 | ・通信支援 |
| ・人員及び物資の緊急輸送 | ・炊事及び給水支援 |
| ・救援物資の無償貸付又は贈与 | ・交通規制の支援 |
| ・危険物の保安及び除去 | ・予防派遣 |
| ・その他 | |

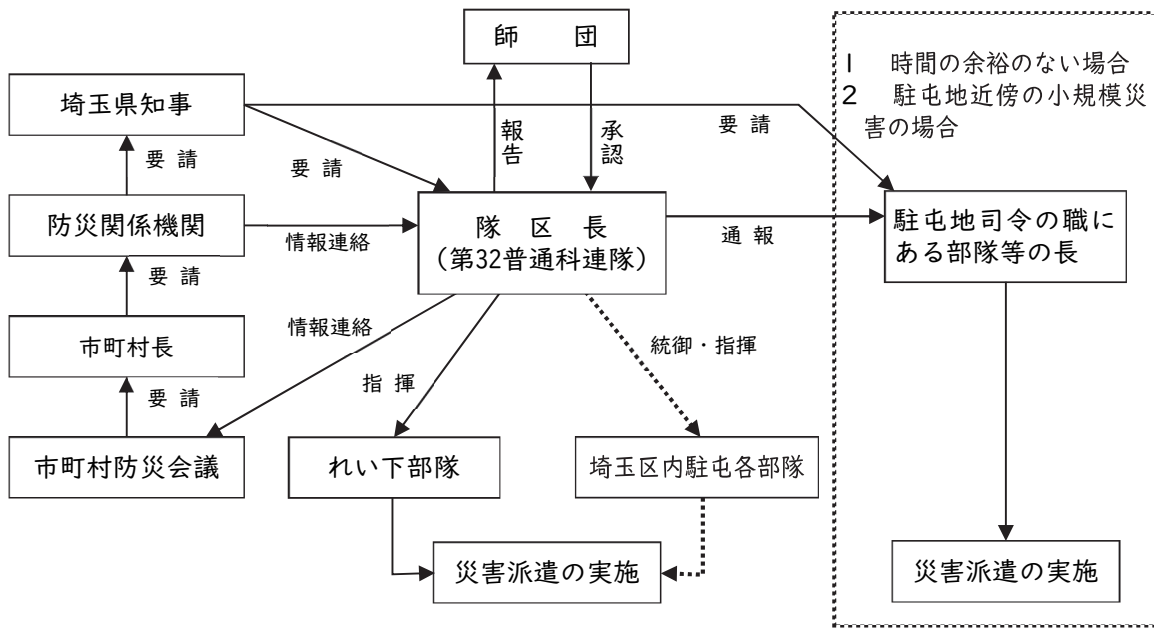
○災害派遣実施の判断

- ・自衛隊は、県からの事前の情報又は自ら収集した情報に基づき、調査部隊を派遣することができる。
- ・自衛隊は、庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、部隊等の長は部隊等を派遣することができる。

- ・自衛隊は、知事から要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の要請の必要の有無を判断し、部隊等を派遣する等適切な措置を行う。
- ・要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、例えば、大規模な地震が発生した場合において自ら情報収集のための部隊等の派遣、通信の途絶等により県等と連絡が不可能である場合で直ちに救援の措置をとる必要がある場合の部隊等の派遣、又、救援活動が人命救助に関するものと認められる場合の部隊等の派遣、及び地震による災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待つ暇がないと認められるときには、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。なおこの場合においても、県と連絡をとるよう努める。
- ・自主派遣後、知事等から派遣要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

イ 連絡系統

陸上自衛隊災害派遣の要請及び通報連絡系統



○町からの県に対する災害派遣要請の依頼

- ・知事に対する自衛隊災害派遣要請の依頼は、町長が行う。
- ・町長が知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは電信、電話等により県（統括部）に依頼し、事後速やかに文書を送達する。また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求ができない場合は、直接最寄り部隊に通報し、事後所定の手続を速やかに行う。

【記載事項】

- ・ 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・ 派遣を希望する期間
- ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ・ その他、参考となるべき事項

ウ 災害派遣部隊の受入体制の確保

○緊密な連絡協力

町は、県、秩父警察署、秩父消防本部等と緊密に連絡協力し、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等や必要な現地資材等の使用協定等に関する受入れ体制を確保する。

○他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

町は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

○作業計画及び資材等の準備

町は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により確立するとともに、作業実施に必要とする十分な資料を整え、かつ、諸作業に関係ある管理者の理解を取り付けるよう配慮する。

- ・ 作業箇所及び作業内容
- ・ 作業の優先順位
- ・ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- ・ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

○自衛隊との連絡窓口一本化

町は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を総務課に一本化する。

○派遣部隊の受入れ

県及び町は、派遣された部隊に対し次の施設等を準備する。

災害派遣部隊の受入れ施設

施設の種類	施設名等	備考
本部事務室	町庁舎 (災害対策本部設置場所)	
材料置場	適当な広場等	野外の適当な広さ
駐車場	適当な広場等	車1台の基準3m×8m
ヘリコプター臨時発着場	総合グラウンド	2方向に障害物がない広場
野営地		

ヘリコプター臨時発着場

施設名	所在地
総合グラウンド	長瀬町岩田 1720-2

エ 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、派遣を受けた町が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- ・派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- ・派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ・派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- ・派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- ・その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議する。

7 応援要請

(1) 取組方針

大規模地震等により被害が広範囲に及び、町単独による対応では困難な場合は、あらかじめ応援・協力に関する協定を締結している他市町村や各団体、県等に応援の要請を行う。

(2) 役割

■町の役割

- ・市町村相互応援協力の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 町の応援要請

○市町村間の相互応援

町は、町域に係る災害について、適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、他市町村に対して応援を求めることができる(災対法第67条及び相互応援協定)。

その判断はおおむね次のような事態に際して行う。

- ・被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を十分に行えないと判断されるとき。
- ・他自治体等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行えると判断されるとき。
- ・夜間等で被害状況の把握が十分にできない状況下で、職員との連絡が困難であったり、被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。

なお、県内で大規模な災害が発生した場合には、近隣の市町村も同時に被災している可能性が高く、応援等が期待できない場合も考えられる。

このため、町は、あらかじめ県外の市町村と、応援協定等を締結するよう努める。

また、町は、市町村消防の相互応援協定に基づき、相互に応援する。(消防組織法第39条)

○県及び指定地方行政機関等への応援要請

町は、県又は指定地方行政機関、指定公共機関に応援又は応援のあつせんを求める場合は、県統括部に、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

要請の内容	事項	備考
県への応援要請又は応急措置の実施の要請	①災害の状況 ②応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ⑤応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑥その他必要な事項	災対法第68条
自衛隊災害派遣要請の要求	6 自衛隊災害派遣参照	自衛隊法第83条
指定地方行政機関、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣又は派遣のあつせんを求める場合	①派遣又は派遣のあつせんを求める理由 ②派遣又は派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 ③派遣を必要とする期間 ④派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤その他参考となるべき事項	災対法第29条 災対法第30条 地方自治法第252条の17
NHKさいたま放送局、 株テレビ埼玉及び 株FM NACK5 に放送要請の要求	「災害時における放送要請に関する協定」 (平成14年12月)	災対法第57条
消防庁長官への緊急 消防援助隊の要請	①災害の状況（負傷者、要救助者の状況） ②応援要請を行う消防隊の種別と人員	消防組織法第44条

○埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

町が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

派遣要請を受けた県は、県災害対策本部各部、支部及び市町村から応援職員を派遣する。

【派遣対象業務】

	期 間	業務・職種	
対 象	短 期	災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援 等	
対象外	短 期	国や関係団体によるルールのある職種	DMAT、DPAT、給水車・水道、下水道施設要員、保健師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員 等
	中長期	—	

※派遣期間は原則8日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる。

なお、応援職員の派遣に当たっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題改善のため、女性職員や男女共同参画担当部局の職員を積極的に派遣するよう努める。

イ 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請

県は、県内自治体の相互応援だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請する。

同制度は、総務省が創設した全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、以下の2つの目的により応援職員の短期派遣を行うものである。

①避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

< 内容 >

- ・被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てる「対口(たいこう)支援(カウンターパート)方式」により災害対応業務の支援を行う。なお、都道府県にあっては区域内の市区町村と一体で被災市区町村を支援する。
- ・被災都道府県内の地方公共団体だけでは災害対応業務に対応できない場合、「第1段階支援」として、被災地域ブロック管内の都道府県(管内の市町村を含む。)又は指定都市が被災市区町村の対口支援団体となり応援職員を派遣する。第1段階支援だけでは対応が困難な場合は、「第2段階支援」として、全国の地方公共団体による応援職員の派遣が行われる。
- ・応援対象の業務は、埼玉県・市町村人的相互応援制度と同様、避難所の運営や罹災証明書の交付、物資拠点の運営等の災害対応業務であり、国等が関与して全国的に行われる仕組みのある業務は含まれない。

<第1段階支援の要請方法>

- ・ 県は、関東ブロック幹事都県を通じて関東ブロック内の地方公共団体に対し、被災市町村への応援職員の派遣を要請する。

<第2段階支援の要請方法>

- ・ 第1段階支援における対口支援団体が県内被災市町村と協議の上、県に第2段階支援の必要性を連絡する。県は、県内被災市町村だけでは、災害対応業務を実施することが難しいと判断した場合は、総務省が設置した応援職員確保調整本部に第2段階支援の必要性を連絡する。

②被災市区町村が行う災害マネジメントの支援

<内容>

- ・ 総務省に登録された災害マネジメント総括支援員等による総括支援チームを被災市区町村に派遣し、首長への助言や幹部職員との調整等を行う。

<要請方法>

- ・ 被災市町村は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体の決定前においては県を通じて応援職員確保調整本部に、対口支援団体の決定後においては対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

8 応援の受入れ

(1) 取組方針

外部からの応援の受入れに当たっては、効果的な応援が行われるよう受援ニーズを的確に把握するとともに、応援団体が円滑に活動できるよう配慮する。国や地方公共団体等の防災関係機関による応援だけでは限界があるため、公共的機関やボランティア等とも連携する。

(2) 役割

■町の役割

- ・ 国からの応援受入れ
- ・ 地方公共団体からの応援受入れ
- ・ ボランティアの応援受入れ
- ・ 公共的団体からの応援受入れ

(3) 具体的な取組内容

ア 国、地方公共団体等からの応援受入れ

○町への県の対応

県は町の受援ニーズ把握のために職員を派遣するなど、町が円滑に応援を受けられるよう支援する。

町に派遣された職員は、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて町から積極的に人的支援ニーズを把握して、県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

○町の対応

大規模災害時には様々な枠組みにより物的・人的応援が行われるため、町では、応援の受入れに関する庁内調整、応援に関するとりまとめ、調整会議の開催や応援職員への配慮など、応援に関する様々な対応が求められる。これらを円滑に行うため、応援に関するとりまとめ業務を専任する班（「受援班」）を設置するなど受援体制を整えるよう努める。

また、応援団体からリエゾンや応援職員が円滑に活動できるよう県に準じた配慮を行う。
<リエゾン等への配慮>

- ・活動場所の提供
- ・被害状況や受援ニーズ等を情報提供
- ・町災害対策本部会議等への参加機会の提供
- ・仮眠場所の提供
- ・リエゾン等が自ら宿泊場所を確保できない場合、庁内の会議室等を提供
- ・リエゾン等が自ら携行品（食料、文房具、パソコン等）を準備できない場合、携行品を提供

イ ボランティアの応援受入れ

「第1 自助、共助による防災力の向上－<応急対策>－4 ボランティアとの連携」を準用する。

第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

【基本方針】

町が迅速かつ的確に災害対応を実施するため、災害情報を迅速かつ的確に収集・分析・加工・共有・伝達する体制の整備を図る必要がある。

町は、最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の災害発生時の教訓等を踏まえ、各種情報システム及び情報通信設備を整備する。

また、災害指揮情報のデジタル化を推進し、災害時に効果を上げる総合的な災害オペレーション支援システムを構築する。

【現況】

○各種情報システムの整備状況

町は、当該地域や施設に関する被害状況等を把握するため、次のような情報収集体制を整備している。

- ・町防災行政無線システム
- ・既存の災害情報システム（市町村テレメータシステム等）とのオンラインリンクシステム
- ・ちちぶ安心・安全メール

【具体的取組】

<予防・事前対策>

【総務課、秩父消防本部】

I 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

I 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

(1) 取組方針

町及び秩父消防本部は、最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の震災時の教訓等を踏まえ、情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備を推進する。

(2) 役割

■町の役割

- ・情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備
- ・防災行政無線（同報系）の整備
- ・情報通信設備の安全対策の推進
- ・災害情報のための電話の指定

■秩父消防本部の役割

- ・情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備
- ・情報通信設備の安全対策の推進
- ・災害情報のための電話の指定

(3) 具体的な取組内容

ア 情報収集体制の整備

町は、町域や施設に関する被害状況等を把握するため、情報収集体制を整備する。

○情報収集体制の整備

被害に関する情報を迅速かつ的確に把握するため、情報収集及び報告に関する責任者、報告用紙の配布、調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等の情報収集体制を整備する。

○情報総括責任者の選任

町は、災害情報の統括責任者を選任し、災害情報の収集、報告に当たらせる。

イ 情報の分析・加工体制の整備

○災害情報データベースの整備

町及び秩父消防本部は、日頃から災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるよう災害情報のデータベース化を図る。災害情報のデータベースには、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、避難所、防災施設等のデータを整備する。

○災害情報シミュレーションシステムの整備

町及び秩父消防本部は、上記のデータベースを活用した被害の想定、延焼、避難、救助救急、復旧に関するシミュレーションシステムを整備する。

○人材の育成

町は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家を活用できるよう努める。

ウ 情報共有・伝達体制の整備

町及び秩父消防本部は、避難所、地域機関、防災活動拠点、地域住民及び事業所等に対し災害情報等を迅速に伝達する体制を整備する。その際、防災行政無線（戸別受信機を含む）、ちちぶ安心・安全メール、アマチュア無線、タクシー無線、広報車、テレビ（CATVシステム、データ放送、ワンセグ放送を含む）、ラジオ（コミュニティFM放送、FM文字多重放送を含む）、県ホームページ、県公式スマートフォンアプリ、デジタルサイネージ、SNS（ツイッター、ツイッターアラート、フェイスブック）、Lアラート（災害情報共有システム）、道路情報表示板等を有効に活用する。

エ 防災行政無線等の整備

○町防災行政無線の整備推進

町は、防災行政無線（同報系（戸別受信機を含む。）及び移動系）の整備を推進するとともに、防災情報伝達手段の多重化・多様化を進める。

○情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施

町及び秩父消防本部は、災害発生時に支障が生じないよう、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。

オ 情報通信設備の安全対策

町及び秩父消防本部は、災害時に情報通信設備が十分機能し活用できる状態に保つため、以下のような安全対策を講じる。

○非常用電源の確保

停電や、屋外での活動に備え、無停電電源装置、自家発電設備、バッテリー及び可搬型電源装置等を確保する。また、これらの定期的なメンテナンスを行う。

○地震動に対する備え

情報通信設備は、地震動に対する対策を講じる。また、各種機器には転倒防止措置を施す。

○通信回線のバックアップ

防災行政無線の通信回線は、確実な通信連絡体制確保のため、常に多重化及びネットワーク化による連携を検討する。バックアップシステムは、地理的に離れた別の場所に設置するよう努める。

カ 災害情報のための電話の指定

町及び秩父消防本部は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定めて、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるようにしておく。

< 応急対策 >

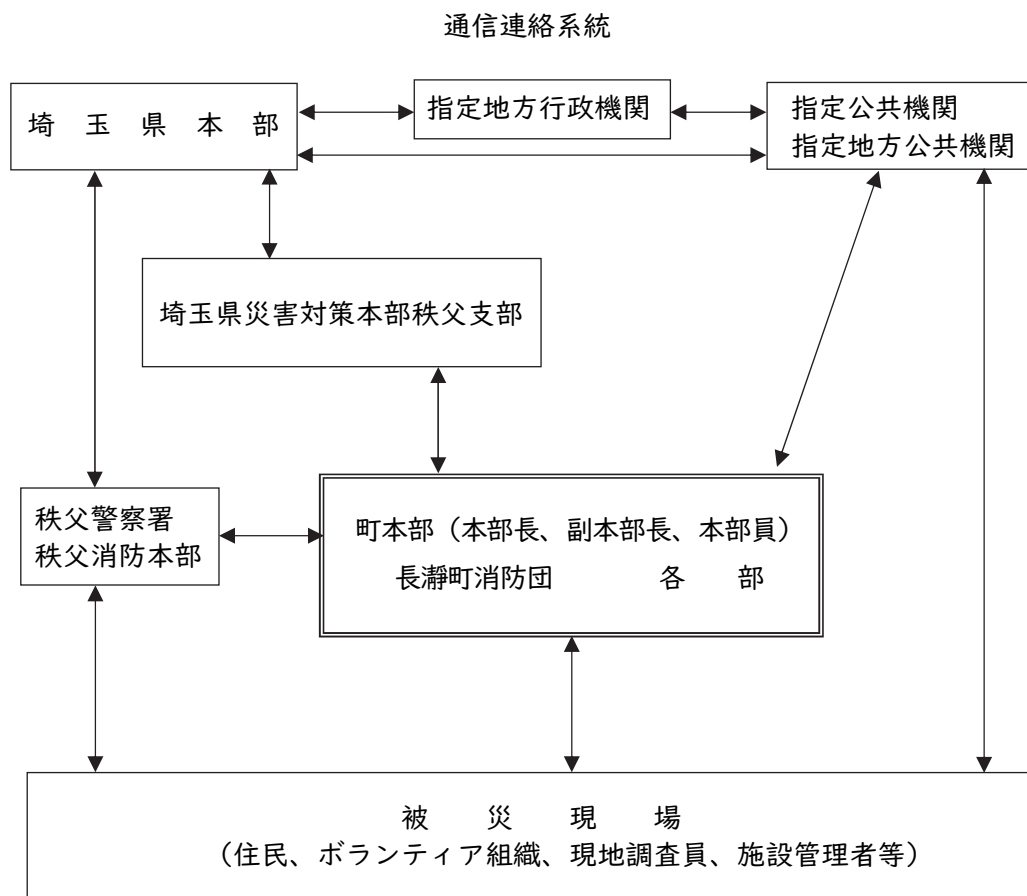
【総務部】

1	災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達
2	広報広聴活動

1 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達

(1) 取組方針

町及び秩父消防本部は、応急対策を適切に実施するため、県など相互に密接な連携を図りながら、迅速かつ的確な災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達を行う。



(2) 役割

■町の役割

- ・被害情報等の収集・共有・伝達の実施
- ・正確な情報に基づく適切な災害応急対策の実施

■協定締結団体等の役割

- ・災害情報の分析・加工の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 情報収集・共有・伝達体制

(ア) 通信連絡体制

町及び秩父消防本部は、有線が途絶、又は途絶するおそれがある場合には、以下により行う。

○防災行政無線

国、他都道府県との通信は、消防庁の消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク（衛星系防災行政無線）、内閣府の中央防災無線（地上系、衛星系）を用いる。県内市町村、防災関係機関との通信は、主として県防災行政無線を用いる。

なお、通信のふくそう等により通信の確保が困難となる場合には、県は、回線統制、一斉指令、割込み、強制切断、及び直通回線の設置等の通信統制を行う。

○非常通信

県、町及び秩父消防本部は、有線通信や防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、関東地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信を行うことができる。

【関東地方非常通信協議会】

○構成

無線局の免許人又は承認を受けた者並びに人命の救助、災害の救助、交通通信の確保及び秩序維持に関して特に非常通信に関係の深い機関又は団体をもって構成されている。

○任務

- ・非常通信訓練の実施
- ・非常通信の運用計画の策定
- ・非常通信網の整備
- ・アマチュア無線局の育成指導
- ・非常通信活用に関する調査研究
- ・通信機器の取扱指導

○使用者の派遣

すべての通信が途絶した場合の通信は、使用者を派遣して行う。

(イ)地震情報等の収集・伝達

○地震情報の収集・伝達

県は、県内に設置された計測震度計から地震情報を収集する。収集した情報は県防災行政無線により町に伝達する。

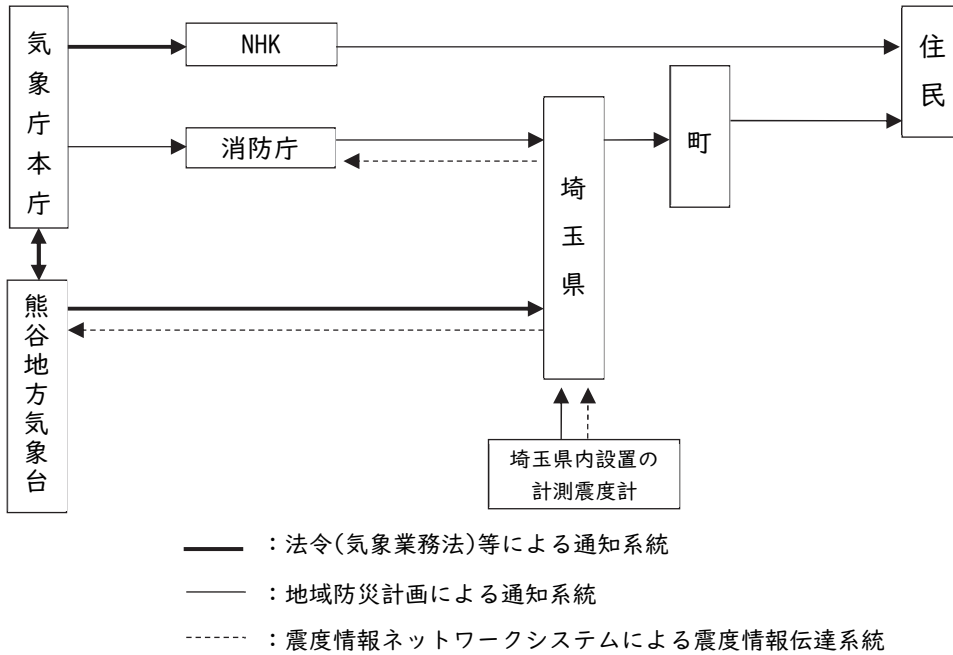
町は、地震情報を収集した場合、防災行政無線、広報車、ちちぶ安心・安全メール、電話及び口頭等により直ちに住民に伝達するとともに、必要な措置を講ずる。

○震度情報ネットワークシステムによる震度情報伝達

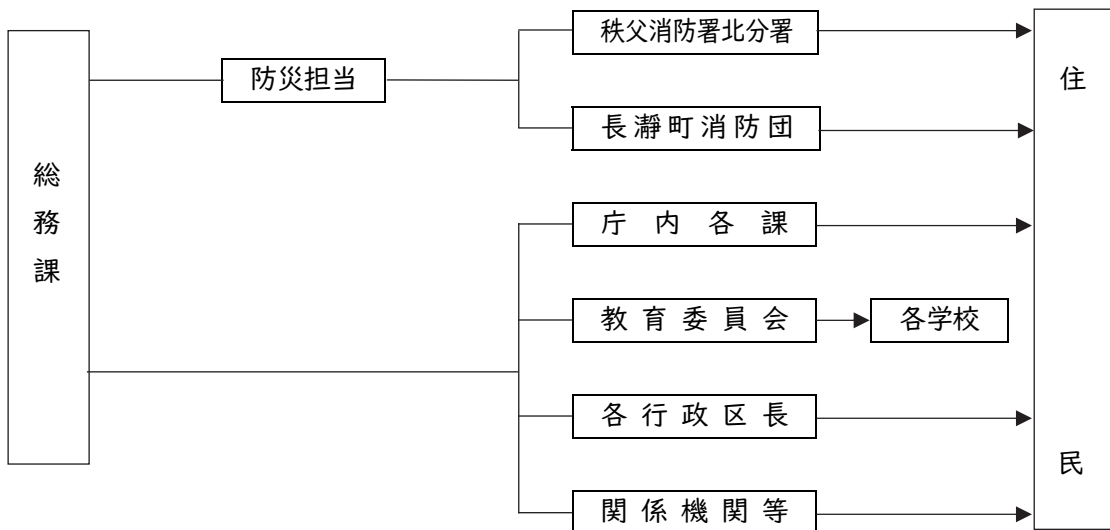
県は、県庁で集約された震度情報を、消防庁へ伝達するほか、専用回線を利用して熊谷地方気象台に伝達する。

町は、県内で震度4以上の地震を観測した場合、県より防災行政無線の一斉FAXにより県内の震度分布図と震度一覧を受信することとなっている。

地震情報の収集・伝達系統図



地震情報等の伝達系統図



○災害時気象支援資料の提供

熊谷地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした気象情報等の提供に努める。

○緊急地震速報の伝達

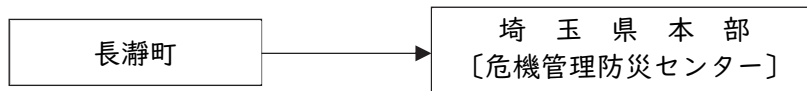
気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。

また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による町の防災行政無線等を通して住民に伝達する。

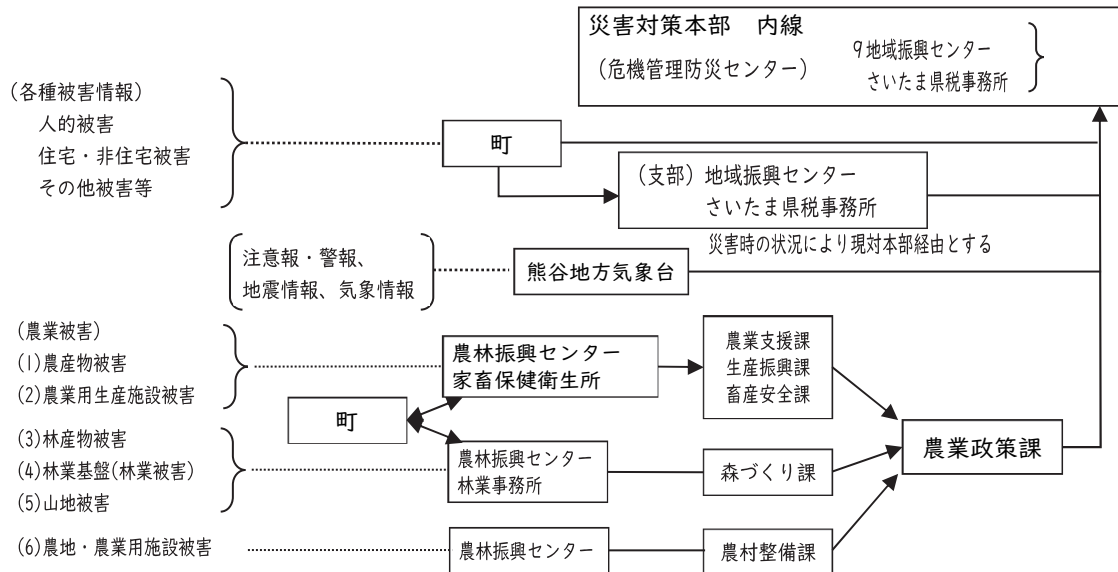
町は、気象庁から伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線等により、住民等へ伝達する。

イ 被害情報等の収集・共有・伝達系統

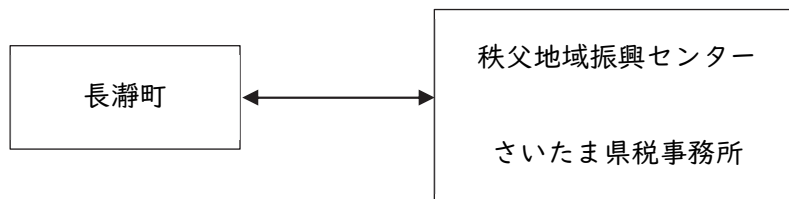
(ア) 災害オペレーション支援システムによる報告



(イ) 有線電話等の通信連絡が可能な場合



(ウ) 無線のみの通信連絡となる場合



ウ 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達

(ア) 町

町は、町域内に災害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめ、災害オペレーション支援システム(使用できない場合はFAX等)で県に報告するとともに、併せて災害応急対策に関する既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について報告する。被害状況等の報告は、当該災害に関する応急対策が完了するまで続ける。

○情報の収集

- ・町は、災害情報の収集に当たっては、秩父消防本部、秩父警察署と緊密な連携を図る。
- ・被害の程度の調査に当たっては、町内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整しておく。
- ・被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認する。
- ・全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、性別、年齢等を速やかに調査する。
- ・特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町域内で行方不明となった者について、秩父警察署等関係機関の協力を基つき、正確な情報の収集に努める。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡する。

○情報の共有・伝達

町は、町内の被害状況等について、次により県に報告する。

なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

被害速報は発生速報と経過速報に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに町関係公共土木被害を優先して報告する。

【報告すべき災害】

- ・災害救助法の適用基準に合致するもの
- ・町又は県が災害対策本部を設置したもの
- ・災害が近隣市町村にまたがるもので、町における被害が軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- ・災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- ・災害による被害が当初は軽微であっても、今後上記の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- ・地震が発生し、町内で震度4以上を観測したもの
- ・その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

【発生速報及び経過速報】

<p>・発生速報</p> <p>埼玉県災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、様式第1号の発生速報により防災行政無線FAX等で報告する。</p> <p>・経過速報</p> <p>埼玉県災害オペレーション支援システムにより、特に指示する場合のほか2時間ごとに逐次必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、様式第2号の経過速報により防災行政無線FAX等で報告する。</p>
--

・確定報告

様式第3号の被害状況調べにより、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。

《資料-5 報告書様式及び確定報告記入要領》

○報告先

被害速報及び確定報告は、県災害対策課に報告する。なお、勤務時間外においては、危機管理防災部当直に報告する。

電話 048-830-8111 (直通) 防災行政無線 (発信特番)-200-6-8111

【消防庁への報告先】

区分		平日(9:30~18:15) (消防庁応急対策室)	左記以外(消防庁宿直室)
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災行政無線	電話	TN-90-49013	TN-90-49102
	FAX	TN-90-49033	TN-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

(注)TNは、回線選択番号を示す。

エ 孤立集落に関する状況把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、町は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び町に連絡する。また、町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

オ 災害通信計画

(ア) 非常通話及び緊急通話の利用

町及び防災関係機関は、災対法第57条、電気通信事業法第8条並びに電気通信事業法施行規則第55条、第56条の規定に基づき、この計画に定めるところにより非常電報及び緊急電報を活用する。

(イ) 災害情報通信のための通信施設の優先利用

町が災対法第57条の規定に基づいて災害情報通信のための通信施設を優先利用する場合は、この計画の定めるところによるものとする。

○有線電気通信設備及び無線設備を使用する機関等の範囲

- ・警察機関
- ・消防機関
- ・水防機関
- ・航空保安機関
- ・気象業務機関
- ・鉄道事業者
- ・電気事業者
- ・鉱業事業者
- ・自衛隊

○有線電気通信設備及び無線設備を優先する場合

- ・災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めるとき。
- ・災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めるとき。

○有線電気通信設備及び無線設備の優先する場合の注意事項

- ・緊急の場合に混乱を生じないように、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続を定めておく。
- ・町が災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、あらかじめ警察本部長と協議しておく。

(ウ) 非常通信の利用

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づいて非常通信を行うことができるので、この計画の定めるところにより利用する。

○非常通信の運用方法

- ・非常通信文の内容

非常通信は、次に掲げる事項について行うことができる。

- ・人命の救助に関する事
- ・天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関する事
- ・緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関する事
- ・電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関する事
- ・非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関する事
- ・暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関する事
- ・非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関する事
- ・遭難者救援に関する事
- ・非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関する事
- ・鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他の緊急措置に関する事
- ・中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急装置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関する事
- ・災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関する事
- ・人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

- ・非常無線通信文の要領

- 電報頼信紙は適宜の用紙を用いる。
- ・片仮名又は通常の文書体で記入する。
- ・簡単で要領を得たものとし、1通の字数を200字以内(通常の文書体の場合は、かたかなに換算してなるべく200字以内)とする。ただし、通数に制限はない。
- ・宛先の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。
- ・発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。
- ・余白に「非常」と記入する。

- ・非常通信の依頼先

最寄りの無線局に依頼するものとし、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼しておく。

- ・非常通信の取扱料

原則として無料である。

○非常通信に関する照会先

関東総合通信局無線通話部陸上第二課

電話 03-6238-1771（直通）

FAX 03-6238-1769

2 広報広聴活動

(1) 取組方針

町は、地震発生時に、被災住民等が適切な行動がとれるよう、正確な有用情報の迅速な広報を実施する。

また町は、被災者等の要望や苦情などの広聴を実施し、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談及び被災者の安否情報を含む情報提供の窓口を設置し、被災者や住民の要望に適切に対応する。

(2) 役割

■町の役割

- ・被災者の安否情報の提供
- ・広報の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 住民への広報

町の主な広報活動、広報内容は以下のとおりである。広報の際には、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮して行う。

被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

広報内容については、その文案、優先順位をあらかじめ定めておく。

	広報活動の実施	広報内容
町	<p>町は、保有する以下の媒体を活用して広報を実施する。被害状況により必要と認められる場合は県に対し広報の協力を要請する。なお、報道機関への広報の要請は原則として県が行うが、コミュニティFMやローカルCATV、エリアメール等様々な情報提供手段を検討する。</p> <p>①防災行政無線 ②広報車 ③ハンドマイク ④インターネット（ホームページ、登録メール、SNS等）</p>	<p>①地域の被害状況に関する情報 ②町における避難に関する情報 ・避難指示等に関すること ・避難施設に関すること ③地域の応急対策活動の状況に関する情報 ・救護所の開設に関すること ・交通機関及び道路の復旧に関すること ・電気、水道等の復旧に関すること ④被災者生活再建支援に関する情報 ⑤その他住民生活に必要な情報(二次災害防止情報を含む)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・給水及び給食に関すること ・スーパーマーケット、ガソリンスタンド等に関すること ・電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること ・防疫に関すること ・臨時災害相談所の開設に関すること等
--	---

イ 要配慮者への広報

町は、広報を実施するにあたっては、外国人に対しての多言語による広報や視聴覚障がい者に対してのファクシミリや文字放送による広報の実施など要配慮者にも配慮した対策を積極的に推進していく。

ウ 広聴活動

(ア)被災者に対する広聴の実施

町	個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集を行う。必要があれば県に広聴活動の協力を要請する。
県	被災状況によって必要であると認められる場合、又は町から要請があった場合は、個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、町や他の防災関係機関と連携を図りながら被災者の要望、苦情等の収集を行う。

(イ) 活動手順

震災後速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地での個別聴取（1回目） ・県ホームページ上に「埼玉県震災コーナー」を開設 ・災害情報相談センターの設置※1 ・震災相談連絡会議の開設
5日後	被災地での個別聴取（2回目）
10日後	被災地でのアンケート調査（1回目）※2
2週間後	震災相談窓口の見直し
20日後	被災地での個別聴取（3回目）
1か月後	震災相談窓口の見直し
その後当分の間	定期的に個別聴取、アンケート調査を実施

※1： 県は災害情報相談センターを設置する。電話回線、ファクシミリ等の設備を確保するとともに、土曜日、日曜日を含め24時間体制で相談員を確保し、被災者等の権利利益

を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り被災者の安否情報の提供等に対応する。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

また、災害情報相談センターは、震災直後、2週間後、1か月後に、それぞれ時期に応じての重点的な相談窓口に変更する。

町は、情報収集や提供等、災害情報相談センターの業務に協力する。

また、県は、県ホームページ上に速やかに「埼玉県震災コーナー」を開設し、これを各種広報媒体を通じて広報する。

※2:被災者以外に対しても、アンケート調査を実施する。

(ウ) 県、町、関係団体の連携確保（震災相談連絡会議の設置等）

県、町及び関係団体は、震災後の連携体制を強化するため、震災後早期に、災害情報相談センターにおいて、震災相談連絡会議を開催する。震災相談連絡会議では、災害情報相談センターと関係団体の相談窓口分担、相談体制、情報入手方法、伝達方法等を確認するとともに、相談のたらい回しを防止するため、相談窓口一覧表や「災害情報相談センターマニュアル」を作成する。

第6 医療救護等対策

【基本方針】

医療救護体制の確立に努める。また、防疫対策、遺体の埋・火葬等、復旧対策に取り組む。

【現況】

○秩父地域救急医療機関(町近隣)

医療機関名	所在地
皆野病院	秩父郡皆野町2031-1
秩父市立病院	秩父市桜木町8-9
秩父病院	秩父市和泉町20
小鹿野中央病院	秩父郡小鹿野町小鹿野30

○災害拠点病院(町近隣)

医療機関名	所在地
深谷赤十字病院	深谷市上柴町西5-8-1

○災害時連携病院(町近隣)

医療機関名	所在地
小川赤十字病院	比企郡小川町小川1525

○埼玉県特別機動援助隊(埼玉SMART)

県は埼玉県特別機動援助隊(埼玉SMART)を設置している。

埼玉SMARTは、災害時に救助・救急活動等を行う消防機関、24時間運航体制をとる県防災航空隊、災害派遣医療の専門スタッフによる埼玉DMATの3機関で編成され、県内における地震による建物倒壊や列車脱線事故などの災害現場に、知事の指示又は要請に基づき、迅速に出動し、効果的な救助・医療活動を行う

【具体的取組】

<予防・事前対策>

【関係各課】

1 医療救護体制の整備
2 埋・火葬のための資材、火葬場の確保

1 医療救護体制の整備

(1) 取組方針

災害発生時には、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応していかなければならない。

災害時の医療体制を確保するため、平常時より初期医療体制、後方医療機関及び広域的な医療応援体制の整備を推進する。

また、自主防災組織等による自主救護活動の体制を整備する。

(2) 役割

■町の役割

- ・初期医療体制の整備
- ・自主防災組織等による救護班支援計画の策定
- ・自主防災組織等の応急救護力の強化

■自主防災組織等

- ・自主救護活動の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 初期医療体制の整備

○初期医療体制の整備

町は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、地域の医療機関等及び町の地域の自主防災組織と協議し、事前に以下の項目について計画を定めることとする。

【初期医療体制に係る計画の内容】

- ・救護所の設置
- ・救護班の編成
- ・救護班の出動
- ・自主防災組織等による自主救護体制の整備
- ・医薬品等の備蓄

≪資料-6 町内医療機関等≫

○自主防災組織等による自主救護体制の整備

町は、災害時の初期医療をより円滑に執り行うために、自主防災組織等が、救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護活動を行う等、医療救護班の活動を支援するための計画を定める。

○自主防災組織等の応急救護能力の強化

自主的な救護活動が実施できるよう、止血、人工呼吸、AED等の応急救護訓練を通じて応急救護能力が強化されるよう指導していく。

○救急医療機関の災害時の対応力の強化

医療救護班の応急処理に引き続く初期治療を実施する救急医療機関等では、ライフライン途絶状況下での医療活動を想定した対応計画の策定を推進する。

○医薬品等の備蓄

町は、地震被害想定結果に基づく人的被害の量を目安とし、災害時の医療救護活動のための医薬品等を備蓄する。

2 埋・火葬のための資材、火葬場の確保

(1) 取組方針

災害発生時には、埋・火葬資材が不足する場合や、火葬場の処理能力を超える場合が考えられるため、事前に関係業者又は他の自治体と連携した対策を進める。

(2) 役割

■町の役割

- | |
|---------------------------|
| ・ 遺体収容所の選定
・ 埋・火葬資材の確保 |
|---------------------------|

(3) 具体的な取組内容

ア 遺体収容所の選定

町は、死亡者の尊厳や遺族感情に配慮するとともに、効率的な検視・検案・死体調査・身元確認の実施に資する施設を選定し、事前に遺体収容所として指定するよう努める。

イ 埋・火葬のための資材、火葬場の確保

町は、災害発生時に柩、ドライアイス、遺体袋等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を超える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、予め関係業者あるいは他の自治体との協定を締結する等の対策を推進する。

<応急対策>

【総務部、町民福祉部、秩父消防本部】

1 初動医療体制
2 遺体の取扱い

1 初動医療体制

(1) 取組方針

大規模地震の発生時は、多数の傷病者の発生が予想されるため、秩父消防本部等は、救急救助活動の万全を期するとともに、関係医療機関及び各防災機関との緊密な連携により、迅速な医療救護活動を実施する。

(2) 役割

■町の役割

- ・搬送用車両の手配・配車
- ・医薬品等の調達、供給
- ・医療救護班の編成

■医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、医療機関の役割

- ・医療救護活動の実施

■秩父消防本部の役割

- ・救急救助の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 救急救助体制

(ア) 救急救助における出動

○出動における連携

救急救助の必要な現場への出動は、救命効果を高めるため、秩父消防本部の救急隊と消防隊等が連携して出動する。

○出動における基本的考え方

救助活動を必要としない現場への出動は、原則として救急隊のみとし、救命の処置を要する重傷者を優先して出動する。

○埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の要請

町長は、地震による建物倒壊や列車脱線事故などの人的被害が多である災害が発生した時に、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の出動を要請する。

(イ) 救急救助における活動

○救急処置及び救助について、町及び秩父消防本部は救命の処置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関

と連携の上、救急救助活動を実施する。

- 延焼火災が多発し、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先して救急救助活動を行う。
- 延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、多数の人命を救助できる現場を優先して、効果的な救急救助活動を行う。
- 同時に小規模な救急救助が必要となる場合は、多数の人命を救助できる現場を優先して救急救助活動を行う。

(ウ) 応援要請

次の事項は、「第4 応急対応力の強化－<応急対策>－5 消防活動－(3)－ア 消防活動」を準用する。

- ・消防相互応援協定による応援要請
- ・知事による応援出動の指示
- ・緊急かつ広域的な応援要請

イ 傷病者搬送

○傷病者搬送の判定

医療救護班、又は、傷病者を最初に受入れた医療機関は、トリアージの実施結果を踏まえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。

○傷病者搬送の要請

- ・医療救護班又は傷病者を最初に受入れた医療機関は、町等に搬送用車両の手配、配車を要請する。
- ・町は、重傷者の搬送等に際し、必要を要する場合、県に対し、県防災ヘリコプターを要請する。

また、緊急を要する場合は、自衛隊によるヘリコプター等の搬送手段の手配を依頼する。

○傷病者の後方医療機関への搬送

傷病者搬送の要請を受けた町等は、あらかじめ定められた搬送順位に基づき、転送先医療機関の受入れ体制を十分確認の上、搬送する。

ウ 医療体制

(ア)初期医療体制

○医療機関等の災害時の対応

原則として、被災地内の診療可能な医療機関は、負傷者の受入体制を整え診療を継続する。ライフライン関連施設等の被害により、院内での診療行為の継続が不可能な医療機関は、被災地に設置される救護所やその他の診療可能な医療機関へ、医療スタッフを派遣するとともに、医療用資機材や医薬品等を供給するなど、医療救護活動を支援する。

なお、被災地外の医療機関は、被災地からの負傷者の受入体制を確保するとともに、速やかに医療救護班を派遣する。

(イ) 医療・助産救護活動

・町

町は、必要に応じ避難所等に救護所を設置するとともに、医療救護班を編成し、出動するとともに災害の種類及び程度により秩父郡市医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。災害の程度により町的能力をもってしては十分でないとき認められたとき、又は災害救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。

【医療救護班の業務内容】

- ・ 傷病者に対する応急処置
- ・ トリアージの実施
- ・ 搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
- ・ 軽症者に対する医療
- ・ カルテの作成
- ・ 医薬品等の補給、医療救護班等の派遣要請
- ・ 助産救護
- ・ 死亡の確認
- ・ 遺体の検案への協力（必要に応じて実施）

・ 日本赤十字社埼玉県支部

医療救護班の出動は、原則として知事の要請によるが、状況に応じて支部長の判断により出動できる。

医療救護班の業務内容は、「災害救助法の規定による救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社埼玉県支部に委託する契約書」に定めたとおりとする。

他都道府県支部からの応援救護班の行動等については、県支部救護班と同様の取り扱いとする。

・ 埼玉県医師会・秩父郡市医師会

災害が発生し、町長又は知事からの協力要請があった場合、又は災害状況に応じて必要がある場合は、秩父郡市医師会の指令で出動し、医療救護活動を実施する。急を要する場合は、所属会員の判断で救護活動を実施する。

また、秩父郡市医師会が派遣する医療救護班の現場における救護活動については、原則として秩父郡市医師会長が指揮する。

JMAT: Japan Medical Association Team

災害発生時、被災地の都道府県医師会の要請に基づく日本医師会からの依頼により、全国の都道府県医師会が、郡市区医師会や医療機関などを単位として編成する。活動内容は、主に災害急性期以降における避難所・救護所等での医療や健康管理、被災地の病院・診療所への支援（災害前からの医療の継続）である。さらに、医療の提供という直接的な活動にとどまらず、避難所の公衆衛生、被災者の栄養状態や派遣先地域の医療ニーズの把握と対処から、被災地の医療機関への円滑な引

き継ぎまで、多様かつ広範囲に及ぶ。

被災地では、都道府県医師会や郡市区医師会が医療関係者の代表として各保健医療調整本部等に参画し、被災地のコーディネート機能の中心となる。JMATは、そのコーディネート機能の下で活動することを原則とする。

- ・被災地JMAT…被災地内の医師会による組織的な活動として、災害時に備えた計画に則り医療救護活動に従事するJMAT
- ・支援JMAT…被災地外の医師会による組織活動として、被災地に派遣するJMAT
- ・チーム構成例：医師1名、看護職員2名、事務職員（ロジスティックス担当者）1名（事務職員の子な業務内容：運転、医療事務、活動の記録、情報収集、関係者との連絡調整、派遣元医師会等への報告等）

・埼玉県歯科医師会・秩父郡市歯科医師会

災害が発生し、町長又は知事から協力要請があった場合、又は災害状況に応じて必要がある場合は、秩父郡市歯科医師会の指令で出動し、救護活動（歯科医療の提供、身元確認の協力、口腔ケア活動等）を実施する。急を要する場合は、所属会員の判断で救護活動を実施する。

また、歯科医師会が派遣する歯科医療救護班の現場における救護活動については、原則として秩父郡市歯科医師会長が指揮する。

・埼玉県薬剤師会・秩父郡市薬剤師会

災害が発生し、町長又は知事からの協力要請があったとき、又は災害状況に応じて必要がある場合は、県薬剤師会の指令で救護活動に参画する

また、町長又は知事の要請により薬剤師会が派遣する薬剤師の現場における医療救護活動については、原則として秩父郡市医師会長が指揮する。

・埼玉県看護協会・第一支部

災害が発生し、町長又は知事からの協力要請があったとき、又は災害状況に応じて必要がある場合は、県看護協会長の指令で医療救護・保健活動に参画する。

また、町長又は知事の要請により県看護協会が派遣する看護師の現場における医療救護・保健活動については、原則として秩父郡市医師会長、秩父郡市歯科医師会長が指揮する。

○帳簿等の整備

この計画により出動した医療救護班等は、「救助の特例等申請様式」に定める様式により、取扱患者台帳及び救助実施状況表を備えるとともに救護活動終了後、医療班出動報告書を提出する。

(ウ) 精神科救急医療の確保

町及び県は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

2 遺体の取扱い

(1) 取組方針

大規模地震発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが予想される。これらの搜索、処理、埋火葬等を適切に実施する。

(2) 役割

■町の役割

- ・行方不明者の搜索
- ・行方不明者相談窓口の設置
- ・遺体収容所の設置
- ・遺体の輸送
- ・遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理
- ・遺体及び遺留品の管理
- ・遺体の一時保管

■医療機関の役割

- ・検案の実施
- ・遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理
- ・身元確認業務に対する法歯学上の協力

(3) 具体的な取組内容

ア 遺体の搜索・処理

(ア) 搜索活動

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の搜索は、町が、県・秩父警察署・関係機関及び住民等の協力のもとに実施する。

(イ) 行方不明者に関する相談窓口の設置

行方不明者に関する問合せ等への対応は、町が相談窓口を設置し、秩父警察署と連携を図りながら実施する。

(ウ) 遺体の処理

①遺体収容所 (安置所)の開設	町は、二次災害のおそれのない適当な場所(寺院・公共施設等)に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。 なお、候補となる建物が被災することを考慮し、候補となる建物は複数指定しておく。 前記収容所(安置所)に遺体収容のための建家がない場合は、
--------------------	--

	<p>天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。 遺体収容所（安置所）には、検視、死体調査及び検案を行うための検視所を併設する。</p>
②遺体の輸送	<p>町は県に報告の上、遺体を、秩父警察署、秩父消防本部等の協力を得て遺体収容所へ輸送し、収容する。</p>
③死体調査等	<p>警察官は、見分又は遺体調査を行う。 医療救護班（歯科医師）は身元確認に際し、法歯学上の協力を 行う。</p>
④検案	<p>医療救護班（医師）は、検案を行う。また、必要に応じ、遺体の洗淨・縫合・消毒等の処理を行う。</p>
⑤遺体の収容	<p>町は、収容した遺体及び遺留品等の整理を行う。</p>
⑥一時保管	<p>町は、検視、死体調査及び検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。</p>

<復旧対策>

【関係各課】

1 防疫活動
2 遺体の埋・火葬

1 防疫活動

(1) 取組方針

災害発生時の感染症の蔓延防止のため、防疫体制を確立する。

(2) 役割

■町の役割

・消毒及び害虫駆除の実施

(3) 具体的な取組内容

県は、次の活動を行う。

- ・動員計画に基づいて人員配置、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく消毒の指示及び班の活動に必要な予算並びに経理等を行う。
- ・災害情報及び患者発生情報を収集し、集計及び分析する。
- ・発病状況を調査し、感染症患者の早期発見に努め検体採取を行う。
- ・町及び関係保健所と連絡調整を行い、町の行う被災地区の家屋及び避難所等の消毒の指導を行う。
- ・感染症患者からの二次感染予防のための保菌検索を行うとともに、感染経路の調査のため、被災地区の井戸の水質検査等を行う。
- ・被災地区の医療機関の状況を把握し収容計画を樹立するとともに、患者発生に際しては、町及び収容施設と連絡調整を行い、迅速に患者収容を行う。

町は、県の指示を受け、消毒の実施及び害虫駆除を行う。

2 遺体の埋・火葬

(1) 取組方針

適切に埋葬、火葬を実施することにより、速やかな復旧・復興につなげる。

(2) 役割

■町の役割

- ・身元不明遺体等の埋・火葬
- ・遺体の埋・火葬
- ・埋・火葬の調整及び斡旋

(3) 具体的な取組内容

ア 埋・火葬の実施

身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は次の基準により町が実施する。

①埋・火葬の場所	埋・火葬は原則として当該市町村内で実施する。
②他の市町村に漂着した遺体	遺体が他の市町村（災害救助法適用地域外）に漂着した場合、当該市町村は、遺体の身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引きとらせるが、法適用地が混乱のため引き取る暇がないときは、当該市町村は知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）する。
③罹災地から漂着してきたと推定できる遺体	遺体の身元が判明しない場合で、罹災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて実施する。
④葬祭関係資材の支給	棺（付属品を含む）及び骨つぼ又は骨箱とし、なるべくその現物をもって支給する。

イ 遺体の埋・火葬の実施

- 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。
- 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引き渡す。

ウ 埋・火葬の調整及び斡旋

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、柩やドライアイス等埋火葬資材の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、町は業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。

なお、火葬場の処理能力を大幅に超える数の遺体が発見・収容された場合には、他市町村等の協力を得て、火葬を実施する。その際の火葬場までの遺体の搬送については当町が負担する。

第7 帰宅困難者対策

【基本方針】

大規模災害が発生し鉄道などの公共交通機関が停止した場合には、県内で約67万人の帰宅困難者が発生すると想定される。これだけ膨大な数の帰宅困難者に対応するためには、町など行政機関による対応だけでは限界がある。特に、発災後一定時間は、町など行政機関は救出・救助に重点を置くため、帰宅困難者に対する十分な対応が期待できなくなる。

このため、帰宅困難者対策を実施するに当たっては、町など行政機関による「公助」だけでなく、「自助」や「共助」も含めた社会全体で取り組むことが不可欠となる。

地震直後は、火災や余震による落下物等で非常に危険な状況にあり、安易に移動することは二次被害を発生させる危険性がある。さらに鉄道をはじめとする公共交通機関が停止し、外出先から人々が一斉に帰宅しようとした場合、主要駅などで大きな混乱が生じ、救出・救助などの災害応急対応に支障が生じるおそれもある。

このため、「おやみに移動を開始しない」（一斉帰宅の抑制）という基本原則の周知・徹底を図る必要があり、併せて、家族等の安否確認手段の確保、企業や学校などでの一時的滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保など、安心して留まれるための対策を実施する。

さらに、帰宅困難者の適切な行動を促すために必要な正確な情報の提供、一定時間が経過し安全が確保された後の帰宅支援などの対策を実施する。

【現況】

○帰宅困難者の定義

地震などの大規模災害の発生に伴い、公共交通機関の運行停止など移動手段が当分の間途絶した場合には、外出先で足止めされることとなる。これらの者の内、徒歩により容易に帰宅することができない者を帰宅困難者とする。

○帰宅困難者数の把握

町全体では、関東平野北西縁断層帯地震で、平日の帰宅困難者が1,404人、休日が2,399人と見込まれている。

埼玉県地震被害想定調査においては、東京湾北部地震では、県全体で、平日12時の帰宅困難者が最も多く、約60万人～67万人に上ると見込まれている。

○帰宅困難者発生に伴う影響帰宅困難者の発生に伴い、県では次のような影響が考えられる。

・地域の災害対応力の低下

約122万人の県民が帰宅できず地域に戻れなくなることから、大規模地震の発生直後は、マンパワー不足となり地域の災害対応力が低下する。

・県内主要駅周辺等での混乱の発生

県には、67万人の帰宅困難者が発生すると予想されていることから、鉄道の運行停止により、県内主要駅等では、帰宅できない大量の駅前滞留者が発生し混乱する。

・被害の拡大

発災直後からの多くの徒歩帰宅者により幹線道路は混乱し、緊急車両の通行障害による救出、救助への支障の発生や二次災害などにより、被害が拡大する。

・通信手段の喪失

多くの帰宅困難者が家族等の安否確認や情報収集のために、携帯電話等で通話することによって、通信網に負荷がかかりふくそうの発生や電気通信事業者による通信規制が行われる。

○現状の取組

・普及啓発活動

県では、「自らの安全は自ら守る」、「おやみに移動を開始しない」ことを基本とし、安否確認用リーフレットの配布、九都県市のホームページの作成などの啓発活動を行っている。

・災害時帰宅支援ステーション

県は、安全確保後に徒歩帰宅する帰宅困難者を沿道支援するため、ガソリンスタンドやコンビニエンスストア、外食店舗、ファミリーレストランなどを帰宅支援ステーションとする協定を締結している。

【具体的取組】

<予防・事前対策>

【関係各課】

I 帰宅困難者支援体制の整備

I 帰宅困難者支援体制の整備

(1) 取組方針

社会の構成員がそれぞれの役割分担を踏まえ帰宅困難者対策を実施する体制を整備する。
県は、都県にまたがる事項や複数市町村にまたがる事項など、広域に及ぶ対策を担当する。
町は、地域の安全確保や地域の事業者の調整など、地域に関する対策を担当する。
企業等の民間事業者や住民は、自助を基本としつつ、共助の取組にも努める。

(2) 役割

■町の役割

■地域での対策の検討、実施

- ・一斉帰宅抑制の取組の推進
- ・駅周辺の混乱の防止
- ・町有施設における一時滞在施設の確保及び指定
- ・町有以外の施設における一時滞在施設の確保 など

■秩父鉄道(株)や観光事業者の役割

■自助を基本とした取組

- ・従業員等に対する一斉帰宅抑制の取組の推進
- ・訪問者、利用者等に対する安全の確保
- ・訪問者、利用者等のための一時滞在施設の確保
- ・地域における帰宅困難者対策の取組への参加
- ・路上等にいる帰宅困難者の受入努力など

■学校の役割

- ・学校における対策の推進・促進など

■住民の役割

■自助を基本とした取組

- ・外出時の発災に備えた準備
- ・家族等との安否確認手段の確保
- ・地域における帰宅困難者対策の取組への参加
- ・帰宅困難者に対する支援努力
- ・帰宅困難者相互による扶助努力など

(3) 具体的な取組内容

ア 帰宅困難者対策の普及啓発

(ア) 一斉帰宅の抑制

帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル171や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法について普及啓発を行う。

(イ) 企業等への要請

職場や学校、大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、業界団体等を通じて次の点を要請する。

- ・施設の安全化
- ・災害時のマニュアルの作成
- ・飲料水、食料の確保
- ・情報の入手手段の確保
- ・従業員等との安否確認手段の確保
- ・災害時の水・食料や情報の提供
- ・仮宿泊場所等の確保

イ 一時滞在施設の確保

県、町、秩父鉄道(株)は、地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合を想定し、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設(一時滞在施設)を確保する。

一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保する。

一時滞在施設には、飲料水、食料、幟旗、看板等の必要な物資を備蓄する。また、公衆無線LANなど通信環境の整備に努める。

なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、防災基地等からの備蓄物資の提供

方法をあらかじめ決めておく。県及び町は、一時滞在施設の運営マニュアル等を整備し、一時滞在施設を支援する。

ウ 企業等における対策

秩父鉄道(株)や観光事業者、企業等は、自社従業員等に対して「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル171や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した家族等との安否確認方法について普及啓発を行う。

また、自社従業員等との安否確認手段を確保する。

自社従業員等を一定期間留めるために、飲料水、食料等の備蓄、災害時のマニュアル作成や情報の提供などの体制整備に努める。

秩父鉄道(株)、観光事業者、企業等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等と同様の保護ができる対策を検討、実施する。その場合には、自己の管理下で保護できない場合もあることを想定して対応を検討する。

さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

エ 学校における対策

学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる必要がある。このため、作成された防災マニュアルを常に見直すなど体制整備に努める。

また、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ決めておく。

オ 帰宅支援施設の充実

災害時帰宅支援ステーションの拡大・拡充を図るとともに、帰宅支援道路を設定し、沿道事業者による徒歩帰宅支援（飲料水、情報、トイレなど）を推進する。

カ 訓練の実施

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を確認する待機訓練、一定期間が経過し道路等の安全が確保された後の徒歩帰宅訓練や主要駅等における誘導等の混乱防止対策訓練を実施することにより、対策の検証をする。

また、訓練を通して住民への啓発のほか、隣接している市町、秩父鉄道(株)及び駅周辺事業者等との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する総合的な支援方策を検討する。

< 応急対策 >

【総務部、町民福祉部】

1	帰宅困難者への情報提供
2	一時滞在施設の開設・運営

1 帰宅困難者への情報提供

(1) 取組方針

帰宅困難者に対して、適切な判断・行動を可能にするための交通情報・被害情報等の提供を行う。

(2) 役割

■町の役割

・帰宅困難者に対する情報の提供、広報の実施

■秩父鉄道株の役割

・鉄道の運行、復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等

■東日本電信電話(株)、携帯電話事業者の役割

・安否確認手段（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等）の提供

■報道機関の役割

・帰宅困難者に対する情報の提供

(3) 具体的な取組内容

ア 帰宅困難者への情報提供

帰宅困難者に対して交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達するとともに、家族等の安否確認のための手段を確保する。

【帰宅困難者に伝える情報例】

- ・被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等）
- ・鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）
- ・帰宅に当たって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）
- ・支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

実施機関	項目	対策内容
県	情報の提供、 広報	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ・ホームページ、メールや危機管理・災害情報ブログ等による情報提供 ・緊急速報メールによる発災直後の注意喚起

町	誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 ・ ホームページ、メール、防災行政無線等による情報提供 ・ デジタルサイネージを活用した情報提供 ・ 緊急速報メールによる情報提供
秩父鉄道(株)	情報の提供、 広報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道の運行、復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等
東日本電信電話(株)	安否確認手段の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用伝言板（web171）のサービス提供
携帯電話事業者	安否確認手段の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害用伝言板のサービス提供
ラジオ、テレビ等放送報道機関	情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帰宅困難者向けの情報の提供（県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報）

2 一時滞在施設の開設・運営

(1) 取組方針

県、町、秩父鉄道(株)等が連携し、主要駅周辺等の帰宅困難者を収容する一時滞在施設を開設する。

(2) 役割

■町の役割

- ・ 町有施設の一時的滞在施設の開設、運営
- ・ 町有施設以外の一時的滞在施設の開設依頼
- ・ 一時的滞在施設の開設情報等の収集、提供
- ・ 駅周辺から一時的滞在施設への避難路の確保
- ・ 路上で被災した等、行く場所がない帰宅困難者の一時的滞在施設への誘導

■県

- ・ 県有施設の一時的滞在施設の開設、運営
- ・ 一時的滞在施設の開設情報等の提供
- ・ 路上で被災した等、行く場所がなく一時的滞在施設に収容された帰宅困難者に対する飲料水、食料等の確保

■一時的滞在施設となる施設

- ・ 一時的滞在施設の開設、運営
- ・ 帰宅困難者への飲料水、食料の提供

■秩父鉄道(株)の役割

- ・ 利用者へ必要な情報を提供
- ・ 利用者の保護、待機場所の提供
- ・ 一時的滞在施設の開設、運営

- ・帰宅困難者への飲料水、食料の提供
- ・町や関係機関等と連携し、帰宅困難者を一時滞在施設へ誘導又は案内

(3) 具体的な取組内容

ア 主要駅周辺等における一時滞在施設の開設

地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるため、一時滞在施設を開設する。

なお、秩父鉄道(株)については、駅施設の安全性が確認でき、かつ、要員が確保できた場合において、可能な範囲で帰宅困難者を受入れることとする。

一時滞在施設を開設した時は、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることをわかりやすく表示する。

一時滞在施設の開設・運営については、「第8 避難対策－<応急対策>－2 避難所の開設・運営」を準用する。

【一時滞在施設の運営の流れ】

- (ア) 建物の被害状況の把握や、施設の安全性の確認
- (イ) 施設内の受入れスペースや女性用スペース、避難行動要支援者等のためのスペース、立入禁止区域等の設定
- (ウ) 施設利用案内等の掲示
- (エ) 電話、特設公衆電話、FAX等の通信手段の確保
- (オ) 町等へ一時滞在施設の開設報告

※一時滞在施設の開設運営に当たっては、事後に災害救助法による費用の支弁を求めことを考慮し、避難所の運営開設に準じて、書類、帳票等を一時滞在施設に整備、保存しておくことが望ましい。

イ 一時滞在施設への誘導

一時滞在施設に帰宅困難者を迅速かつ安全に誘導又は案内をする。

また、一時滞在施設まで安全に誘導するため、秩父警察署の協力を得る。

ウ 一時滞在施設の運営

一時滞在施設に受入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。

町は、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報など帰宅の可否を判断できる情報を適宜一時滞在施設に提供する。一時滞在施設の管理者は、町から提供された情報などを受入れた帰宅困難者に提供する。

運営に当たっては、共助の点から、施設内の帰宅困難者に運営スタッフとして、あるいはその補助者として参画してもらうことも有用である。

エ 一時滞在施設の閉鎖

一時滞在施設の閉鎖に際しては、災害発生後概ね3日程度が経過し、道路等の安全が確保されていること、公共交通機関が運行を再開していること、あるいは行政が帰宅困難者に帰宅を促す対応を始めたこと等が、一つの判断材料となる。

一時滞在施設の管理者は、閉鎖に当たっては町と調整をする。

管理者は、安全が確保されている道路、公共交通機関の運行状況や代替輸送の状況等、可能な範囲で受け入れた帰宅困難者の帰宅を支援する情報を提供する。

<復旧対策>

【関係各課】

I 帰宅支援

I 帰宅支援

(1) 取組方針

混乱が収束し道路の啓開等安全が確保された後、帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を実施する。

(2) 役割

■町、県、バス協会の役割

・代替輸送の提供

■県の役割

・帰宅支援協定に基づく帰宅支援ステーション開設の要請

■秩父鉄道株の役割

・トイレ等の提供

■東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社の役割

・沿道照明の確保

(3) 具体的な取組内容

ア 帰宅活動への支援

県は、近隣都区市や関係事業者と連携、協力し、避難行動要支援者を中心とした代替輸送を実施する。町は、代替輸送の発着所となる場合、帰宅困難者の円滑な乗降について体制を整備し担当する。また、町は発着所に救護所等を設置し、県及び県医師会等の協力を得て避難行動要支援者等の輸送者の安全を確保する。

徒歩帰宅者を支援するため、沿道の住民や企業等は、可能な範囲で徒歩帰宅者に休憩所やトイレ、水道水その他の物資や安全に帰宅するために有用な情報などを提供するよう努める。

実施機関	項目	対策内容
県、町、県バス協会	帰宅支援協定に基づく一時休憩所提供の要請	・ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請
	代替輸送の提供	・バス輸送の実施、船着場を活用して、河川舟運による輸送の実施
秩父鉄道(株)	トイレ等の提供	・トイレ等の提供
東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社	沿道照明の確保	・帰宅道路となる幹線道路への照明用電力の供給

第8 避難対策

【基本方針】

災害発生時に避難が円滑に行われるよう、避難場所等の指定、避難計画の策定等の取組を推進する。

また、避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因でなくなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努める。

【現況】

○地震被害想定調査結果

避難者が最も多くなるのは関東平野北西縁断層帯地震で、町全体で1日後の全避難者が188人となる。1週間後には全避難者が328人、1か月後には全避難者が510人となる。

【具体的取組】

<予防・事前対策>

【関係各課】

I 避難体制の整備

I 避難体制の整備

(1) 取組方針

事前に避難計画を策定し、住民に周知することにより人的被害の防止に万全を期する。

(2) 役割

■町の役割

- ・避難計画の策定（避難指示等発令基準の整備）
- ・指定緊急避難場所の選定、確保
- ・指定避難所の選定、確保
- ・避難路の選定、確保
- ・指定避難所における生活環境の確保
- ・指定緊急避難場所、指定避難所、避難路及び避難にあたっての留意事項等の住民への周知

■県(施設管理者)の役割

- ・町の避難計画策定への協力

■施設管理者、公立学校管理者の役割

- ・避難計画の策定

(3) 具体的な取組内容

ア 避難計画の策定

(ア) 避難計画等の策定

町は、避難計画を作成するとともに、自治会等を通じて、避難組織の確立に努める。

避難行動要支援者の避難支援について、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成、福祉避難所の指定等を推進する。(避難行動要支援者を含む要配慮者対策については「第9 災害時の要配慮者対策」を準用する。)

【避難計画で定める主な内容】

- 高齢者等避難、避難指示の判断基準及び伝達方法
- 指定避難所・指定避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 指定避難所・指定避難場所への経路及び誘導方法
- 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
- 避難所の管理・運営に関する事項

(イ) 町の避難計画策定への協力

県(施設管理者)は災害時に避難所等として活用される可能性のある以下の施設について町と協議し、町の作成する避難計画における県有施設の位置付け、管理・運営方法等について取り決めておく。

- ・埼玉県立長瀬元気プラザ

(ウ) 防災上重要な施設の避難計画

医療機関、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、以下の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

- ・医療機関において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の実施方法等
- ・高齢者、障がい者及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食等の実施方法等
- ・駅等の不特定多数の人間が出入りする施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等
- ・工場、危険物保有施設においては、従業員、住民の安全確保のための避難方法、町、秩父警察署、秩父消防本部との連携等

(エ) 小・中学校における避難計画【小、中学校管理者】

学校等は、長時間にわたって多数の児童、生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日ごろから避難訓練を通し、児童、生徒に災害時の行動を周知する。

なお、本計画に基づき、町、秩父警察署、秩父消防本部、自治会等と密接に連携し、安全の確認に努めるとともに、避難所等を保護者に周知、徹底をする。

(オ)私立学校等の避難計画

町は、私立学校等が、「(エ) 公立学校等の避難計画」に準じて自主的に避難計画を作成するよう助言する。

イ 指定緊急避難場所・指定避難所の選定と確保

(ア) 指定緊急避難場所の指定

町は、地震、洪水、内水氾濫、がけ崩れ、土石流、地滑り、大規模火災などの災害が発生した際に、切迫した危険回避又は、住民の一時集合・待機場所として使用するため、指定緊急避難場所（本計画で「避難場所」と示すものは「指定緊急避難場所」のこととする。）を指定し、必要に応じて見直すこととする。

災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

指定緊急避難場所の誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

【指定緊急避難場所の指定基準】

- | |
|---|
| 地震以外の災害を対象とする避難場所は、次のa～cの条件を満たすこと |
| 地震を対象とする避難場所については、次のa～eの全ての条件を満たすこと |
| a) 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有していること |
| b) 他の法律等により指定される危険区域外に立地していること |
| c) 周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物が無い場所に位置すること |
| d) 耐震基準を満たしており、安全な構造であること |
| e) 地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有していること |

(イ) 指定避難所の指定

○町はあらかじめ指定避難所（避難生活に特別な配慮が必要な住民を収容する福祉避難所を含む。本計画で「避難所」と示すものは「指定避難所」のこととする。）を指定する。

○指定避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。なお、浸水する可能性のある場所は水害時には避難所としないことを基本とし、そのことを平時から住民に周知する。

- | |
|---|
| ・原則として、町会（又は自治会）又は学区を単位として指定すること。 |
| ・原則として、耐震性・耐火構造の公共建物等（学校、公民館等）を指定すること。 |
| ・建築非構造部材の耐震化（天井材や照明器具の落下防止、外壁（モルタル、ALC板等）の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、既存の書架等の転倒防止等）対策が行わ |

- れていること。
- ・余震等による落下物（天井材、照明等）など、二次災害のおそれがない場所が確保できること。
- ・避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること。
- ・発災後、被災者の受入れや物資等の配布が可能な施設であること。
- ・物資等の運搬に当たる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること。主要道路等との緊急搬出入アクセスが確保されていること。
- ・環境衛生上、問題のないこと。

- 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- 福祉避難所にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

(ウ) 指定避難所における生活環境の確保

- 指定避難所に指定する建物は、耐震性を確保するとともに換気、照明、避難者のプライバシーの確保等避難生活が良好に保たれるよう配慮する。
- 指定避難所には、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。
- また、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。
- 指定避難所は、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料容量の拡大や多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。

【避難所環境の整備・電源や燃料の多重化例】

- ・LPガス、石油系など多様な燃料を使用する炊出用調理器具、空調設備、給湯入浴用施設の設置
- ・停電対応型空調機器の設置
- ・ガスコージェネレーションの設置
- ・太陽光発電や蓄電池
- ・ソーラー付LED街灯

(エ) 避難所運営計画の策定

町は、避難所運営計画の見直しを行い、実効性の高い計画とするよう特に以下の点に留意する。

- ・避難所の開設手順（夜間、休日等を中心に）
- ・避難所単位での物資・資機材の備蓄
- ・避難所の管理・運営体制
- ・福祉避難所の設置
- ・災害対策本部との情報連絡体制
- ・避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と町職員の役割分担
- ・被災者の自立支援

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

(オ) 住民への周知

町は、指定緊急避難場所、指定避難所について、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、あらかじめ、次のことについて住民に周知を図っておく。

- ・指定緊急避難場所や指定避難所の場所、避難経路、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在
- ・命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来さない最小限度のものにすること。
- ・夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること。

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

(カ) 避難所管理・運営マニュアルの作成

町は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、住民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努める。

≪資料-7 避難所及び避難場所≫

<応急対策>

【総務部、町民福祉部】

1 避難の実施
2 避難所の開設・運営
3 広域避難
4 広域一時滞在

1 避難の実施

(1) 取組方針

地震発生時には、多数の被災者が生じることが予想されるため、避難所の設置、避難誘導を的確に行う。

また、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

さらに、大規模災害時には、他都道府県からの多数の被災者の受入れを想定し、一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

(2) 役割

■町の役割

- ・避難指示の実施
- ・警戒区域の設定
- ・避難誘導の実施

■秩父消防本部職員の役割

- ・（町長の委任を受け）立退きの指示

■警察官、自衛官、知事（又はその命を受けた職員）の役割

- ・避難指示の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 避難指示の実施

(ア) 町長

町長は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示を行う。（災対法第60条、水防法第29条）

この場合、町長は知事に必要な事項を伝達する。

(イ) 警察官

警察官は、地震に伴う災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、町長が指示できないと認めるとき、又は町長から要求があったときのほ

か、人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、急を要する場合においては、直ちに当該地域住民等に対して、立退きを指示する。

この場合、警察官は、直ちにその旨を町長に通知するほか、埼玉県公安委員会へ報告する。(災対法第61条、警察官職務執行法第4条)

(ウ) 自衛官

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示を行う。(自衛隊法第94条) この場合、自衛官は、町長を通じて知事に必要な事項を伝達する。

(エ) 知事又はその命を受けた職員

○知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対して速やかに立退きの指示を行う。(災対法第60条第1項)

○知事又はその命を受けた職員は、地滑りにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立退きを指示する。(地すべり等防止法第25条)

イ 避難指示の周知

避難指示を行った者は、速やかにその内容を防災行政無線、広報車、エリアメール等のあらゆる広報手段を通じて住民等に周知する。その際、障がい者、外国人や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。

避難の必要がなくなった場合も同様とする。

【避難指示の内容】

- ・ 要避難対象地域
- ・ 避難先及び避難経路
- ・ 避難理由
- ・ 避難時の留意事項

(例) 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

ウ 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。警戒区域の設定を行った場合は、避難指示と同様に、関係機関及び住民に、その内容を周知する。

エ 避難誘導

(ア) 避難誘導の方法

町長は、次の事項に留意して避難誘導を行う。

- 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- 自主防災組織等と連携を図り、避難者の誘導措置を講じる。
- 危険地点には、標示、縄張りを行い、状況により誘導員を配置し安全を期する。
- 状況により、老幼病弱者、又は歩行困難者には適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行う。
- 誘導中は、事故防止に努める。
- 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、町内会等の単位で行う。
- 避難順位は、おおむね次の順序で行う。
 - ・病弱者、障がい者
 - ・高齢者、妊産婦、乳幼児、児童
 - ・一般住民

2 避難所の開設・運営

(1) 取組方針

町は、災害のため現に被害を受け又は受けるおそれがある者が救助を必要とする場合は、一時的に収容し保護するための避難所を開設する。

(2) 役割

■町の役割

- ・避難所の開設、運営
- ・避難所外避難者対策の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 避難所の開設

○避難所開設の基準

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがあり、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、避難所を開設する。

また、災害発生の不安により、当該地域の住民からの要請があった場合、避難所を開設する。

ただし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

○開設の方法

- ・町は、あらかじめ策定したマニュアルに基づき、指定避難所を開設する。
- ・指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する。
- ・開設に当たっては、安全点検を速やかに実施し、危険箇所がある場合は避難者を近づけないよう縄張り等を行う。倒壊等のおそれがある場合は、避難所としての使用を中止する。
- ・避難所を開設したときは、町はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護しなければならない。

○開設の公示、誘導及び保護

町は、避難所を開設したときは、その旨を公示し、収容すべき者を誘導して保護する。

○県への報告

町長が避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を知事に報告する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・避難所の開設の目的、日時及び場所・箇所数及び収容人員・開設期間の見込み |
|--|

イ 避難所の管理運営

(ア) 町

町は、避難所開設に伴い、職員を各避難所に派遣し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営を行う。運営にあたっては、以下の点に留意して適切な管理を行う。

○避難者名簿の整備

避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握する。町内で避難所等の不足が見込まれる場合には県、近隣市町村に応援要請する。

○通信手段の確保

避難所の開設や運営状況などを把握するため通信連絡手段の確保に努める。また、災害救助法が適用された場合等には、避難者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

○避難所の運営

避難所ごとに管理責任者を定めることとする。運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。女性と男性の双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。

また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。

避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

避難所の運営に当たっては、「第1 自助、共助による防災力の向上－<応急対策>－4 ボランティアとの連携」に準じ、ボランティアの応援を円滑に活用できるよう、活動環境を整える。

○避難者の受入れ

避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

○町は、指定避難所の状況に応じて仮設トイレやマンホールトイレ等を設置管理する。その確保が困難な場合、県があっせんを行うこととする。なお、避難所の衛生状態を保つため、清掃、し尿処理等についても、必要な措置を講じる。

○要配慮者や女性、性的少数者への配慮

高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることが出来る空間）等を開設当初から設置できるように努める。

男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。

なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。

また、LGBTQなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウトティング(性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。

○要配慮者等に必要な物資等の整備

要配慮者等のために必要な物資等は速やかに調達できる体制を整備する。

【要配慮者や女性のために必要と思われる物資等（例示）】

- ・高齢者…紙おむつ、尿とりパッド（女性用、男性用）、おしりふき、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザー／ナースコール、義歯洗剤
- ・乳幼児…タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、人工乳首（ニップル）、コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、粉ミルク（アレルギー用含む）・液体ミルク、お湯、乳幼児用飲料水（軟水）、離乳食（アレルギー対応食を含む）、哺乳瓶消毒剤、洗剤、洗剤ブラシ等の器具、割りばし、煮沸用なべ（食用と別にする）、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐、ベビーカー等
- ・肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者…紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ
- ・病弱者・内部障がい者…医薬品や使用装具
 - 膀胱又は直腸機能に障がい：オストメイトトイレ
 - 咽頭摘出：気管孔エプロン、人工咽頭
 - 呼吸機能障がい：酸素ボンベ
- ・聴覚障がい者…補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ
- ・視覚障がい者…白杖、点字器、ラジオ
- ・知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者…医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具
- ・女性…女性用下着、生理用品・おりものシート・サニタリーショーツ等の衛生用品、中身の見えないゴミ袋、防犯ブザー・ホイッスル
- ・妊産婦…マット、組立式ベッド
- ・外国人…外国語辞書、対訳カード、部屋札用ピクトグラム（絵文字）、スプーン・フォーク、ハラール食、ストール

なお、「第9 災害時の要配慮者対策－<応急対策>－2 避難生活における要配慮者支援－イ 避難所における要配慮者への配慮」にも避難所における要配慮者対策を定めている。

○生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。

また、被災者の避難状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

○避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

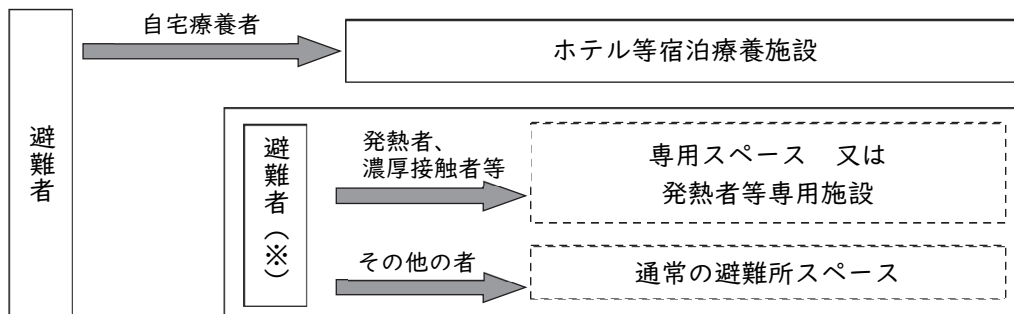
保健師等による健康相談の実施体制の確保や、医療機関からの医師の派遣等の必要な措置をとる。

また、高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、訪問介護・居宅介護の派遣等の必要な措置をとる。

○避難所における新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の伝播のおそれがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」（令和2年5月埼玉県作成）に沿って、防災担当部局と保健福祉部局等が連携し、主に以下の対策を取る。

（健康状態に合わせた避難場所の確保）

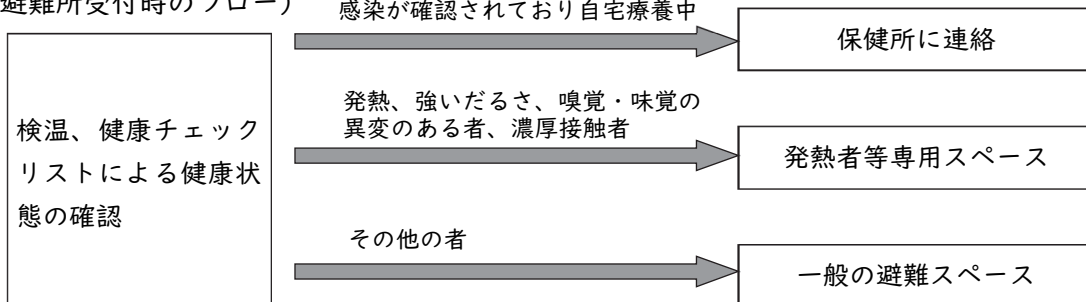


※ 十分なスペースを確保するため指定避難所以外（空き教室の活用等）の確保を検討する。

（十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設）

- ・ 体育館が避難所となる学校施設では空き教室の活用を検討するなど指定避難所以外の臨時的な避難所の確保、開設を検討する
- ・ 地域の実情に応じて県有施設やホテル・旅館等の活用を検討する

（避難所受付時のフロー）



(避難所レイアウトの検討)

- ・世帯間で概ね2 mの間隔を確保するレイアウトを検討する。

(避難者の健康管理)

- ・避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。
- ・感染症の疑いがある者が発生した場合に備え秩父保健所と連絡体制を整備する。

(発熱者等の専用スペースの確保)

- ・発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者（以下「発熱者等」という。）のための専用スペース又は専用の避難施設を確保する。
- ・発熱者等の専用スペースは可能な限り個室とするとともに専用のトイレを確保する。やむを得ず複数の発熱者等を同室にする場合は、パーティション等により空間を区切る。
- ・発熱者等の専用スペースやトイレは、その他の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

(物資・資材)

- ・マスク、消毒液、非接触型体温計、スタッフ防護用ガウン、パーティション、段ボールベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する。

(自宅療養者の対応)

- ・秩父保健所は、自宅療養者の被災に備えて、平常時から防災担当部局と連携して取り組む。
- ・自宅療養者には、災害時に避難が必要な場合は保健所に連絡するよう事前に秩父保健所から周知する。
- ・避難が必要な場合は保健所の指示によりホテル等の宿泊療養施設に避難する。

(住民への周知)

- ・広報誌、町ホームページ、SNS等を活用し以下の事項を住民に周知する。
- ・自宅で安全を確保できる場合は在宅避難を検討すること。
- ・安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。
- ・マスク、消毒液等の衛生用品等避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難すること 等。

(感染症対策)

- ・手洗い、マスクの着用など基本的な感染症対策を徹底する。
- ・定期的な清掃の実施（トイレ、ドアノブ等は重点的に）。
- ・食事時間をずらして密集・密接を避ける。

(発熱者等の対応)

- ・避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。
- ・避難者が新型コロナウイルス感染症に感染したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う。

(車中泊(車中避難)等への対応)

- ・車中泊(車中避難)を行う避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群予防のため軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。

※新型コロナウイルス感染症対策については、感染状況の変化により「避難所の運営に関する指針」等の見直しも想定される。本計画においても見直しに合わせて対応を変更するものとする。

○避難者と共に避難した動物の取扱い

避難者と共に避難した動物(盲導犬、聴導犬、介助犬を除く)の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。

ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負う。

また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負う。

(イ) 県の支援

県は、町から避難所運営に係る人的支援の要請があった場合は、埼玉県・市町村人的相互応援制度(第2編-第4 応急対応力の強化-7 応援要請)に基づき、県及び他市町村職員を派遣する。

ウ 避難所外避難者対策

町は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図る。

特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、弾性ストッキングの配布等を実施する。

3 広域避難

(1) 取組方針

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

町が協力を求められた場合は、広域避難のための避難所を提供するものとし、県は、広域避難のための避難所を提供する町を支援する。

なお、町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。避難所の運営に当たっては、「2 避難所の開設・運営－イ 避難所の管理運営」に準じる。

(2) 役割

■町が被災してない場合の役割

・広域避難のための避難所の提供

(3) 具体的な取組内容

「2 避難所の開設・運営」による。

4 広域一時滞在

(1) 取組方針

町が被災した場合、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

町が被災せず、協力を求められた場合は、広域一時滞在のための避難所を提供するものとし、県は、広域一時滞在のための避難所を提供する町を支援する。また、県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。

なお、町は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

避難所の運営に当たっては、「2 避難所の開設・運営－イ 避難所の管理運営」に準じる。

自治会等は、長期の避難生活を余儀なくされた広域一時滞在者を、地域に受け入れると

ともに、情報の提供等、生活のための支援を実施する。

(2) 役割

■町が被災していない場合の役割

・広域一時滞在のための避難所の提供

■自治会等の役割

・広域一時滞In者向け生活支援の実施

(3) 具体的な取組内容

「2 避難所の開設・運営」による。

第9 災害時の要配慮者対策

【基本方針】

高齢者、障がい者、妊産婦など災害時に配慮を要する対象（要配慮者）毎に、避難行動等において必要な支援を行う体制を整備する。

【現況】

○災害時の要配慮者に係る定義

・要配慮者

高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者。また、災害時の避難所生活等に当たり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者。

・避難行動要支援者

町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

本施策では、社会福祉施設入所者等は別項目を立てているため、主に在宅の避難行動要支援者のことを指す。

・避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援を行う地域のマンパワーのことを指す。災対法第49条の11第2項で、例示として消防機関、警察署、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織を挙げているが、必ずしもこれに限定せず、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を定めることとしている。

○取組状況

・町では、近隣住民やボランティアによる見守りネットワークにより、平常時から高齢者や障がい者等を訪ねる活動を行っている。

・秩父消防本部は、緊急通報システムのセンター装置を整備しており、町は、高齢者及び障がい者に対し、緊急通報システムへの加入を促進している。

○社会福祉施設災害対応マニュアルの活用

県は、平成23年度に社会福祉施設が防災計画に盛り込むべき事項を整理し実践的な計画を作成するための参考として、社会福祉施設災害対応マニュアルを作成した。町ではこのマニュアルを活用し、社会福祉施設に防災計画の策定を支援している。

【具体的取組】

<予防・事前対策>

【関係各課】

1 避難行動要支援者の安全対策
2 要配慮者全般の安全対策
3 社会福祉施設入所者等の安全対策

1 避難行動要支援者の安全対策

(1) 取組方針

平成23年の東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。他方で、消防職員・消防団員、民生委員・児童委員など支援者における犠牲も大きかった。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援が定められたところである。

町、関係団体等は法改正を受け、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難行動要支援者の支援対策を推進していく。

(2) 役割

■町の役割

- ・全体計画の策定
- ・要配慮者の把握
- ・避難行動要支援者の範囲の設定
- ・避難行動要支援者名簿の作成
- ・避難行動要支援者名簿の更新
- ・避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供
- ・個別避難計画の作成

(3) 具体的な取組内容

ア 全体計画の策定

本計画に定めた避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、本計画に重要事項を定めるとともに、細目的な部分も含め、本計画の下位計画として全体計画を定める。

イ 要配慮者の把握

町は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等（要配慮者）の情

報を集約する。

また、難病患者に係る情報等、町で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、県等に対し、情報提供を積極的に求め、取得する。

ウ 避難行動要支援者の範囲の設定

町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要件を設定する。

【高齢者や障がい者等の避難能力の判断に係る着目点】

- ①警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力
- ②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
- ③避難行動を取る上で必要な身体能力

【長瀬町避難行動要支援者名簿登録要件】

生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者

- ①要介護認定3～5を受けている者
- ②身体障害者手帳1・2級を所持する者
- ③重度以上と判定された知的障がい者（障害の程度、㉠、A）
- ④精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- ⑤町の生活支援を受けている難病患者
- ⑥上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

※上記の例に加え、医療機器の装着等により避難させることが難しい児童がいる家庭等を追加することも考えられる。

なお、障がいの程度等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないよう、きめ細かく要件を設ける。

また、同居家族の有無なども要件の一つになり得るが、同居家族がいることのみをもって機械的に避難行動要支援者から除外することは適切でないため、実情にあう形で支援対象が絞れるよう、把握に努める。

エ 避難行動要支援者名簿の作成

町は、本計画の定めるところにより、避難行動要支援者に係る避難の支援、安否の確認、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（「避難行動要支援者名簿」）を作成する。

【避難行動要支援者名簿の記載事項】

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由
- ⑦前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

【留意事項】

- 避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、潜在化・孤立化している者を発見・把握し得る、町内会や自治体等の地縁組織、町社会福祉協議会、民生委員や児童委員など、地域の鍵となる人や団体との連携に努めること。
- 避難行動要支援者名簿について、要件だけでは支援を必要とする者を正確に把握できない場合もあるため、随時、または定期的に精査することが重要である。
- 個別避難計画作成の訪問調査において、避難能力があるなど避難行動要支援者名簿の掲載対象でないことが明らかになった者については、避難行動要支援者名簿から外すなど、計画作成の過程で避難行動要支援者名簿について精査することも適当である。

オ 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状況に保つよう努める。

カ 避難行動要支援者名簿の活用

町は、本計画の定めるところにより、平常時から避難行動要支援者の同意を得て、避難支援等関係者（秩父消防本部、秩父警察署、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織等）へ名簿情報を提供する。

発災時に円滑迅速な避難支援に結びつけるよう、町は、名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するなど、平常時からの名簿情報の提供への同意について、避難行動要支援者に働きかける。

キ 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、町は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

ク 避難行動要支援者名簿情報の適正管理

町は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難行動支援関係者が適正な情報管理を図るよう、町において適切な措置を講ずるよう努める。

ケ 個別避難計画の作成

町は、災害時の避難支援等を実効性のあるため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別避難計画を作成する。

個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載する。

なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

コ 防災訓練の実施

町は、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくよう努める。

また、福祉事務所との連携や福祉避難所の開設訓練の実施に努める。

2 要配慮者全般の安全対策

(1) 取組方針

避難行動要支援者を含む要配慮者全般の迅速な避難行動や避難所生活を支援するため、ハード・ソフト両面で支援体制の整備を行う。

(2) 役割

■町の役割

- ・緊急通報システムの整備
- ・防災基盤の整備
- ・福祉避難所の指定
- ・福祉避難所における物資・資機材の整備
- ・見守りネットワークの活用や相談体制の整備
- ・外国人の安全確保

(3) 具体的な取組内容

ア 要配慮者の安全確保

(ア) 緊急通報システムの活用

町は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの活用に努める。

(イ) 防災基盤の整備

町は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。

また、町や公共機関は要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとし、町は、その他の集客施設における取組を促進する。

(ウ) 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

町は、要配慮者への災害情報の伝達を効果的に行うため、電光掲示板、文字放送テレビ、ファクシミリの設置、外国語や絵文字による案内板の標記、要配慮者等に考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、避難所での良好な生活環境が提供できるよう、要配慮者となる多様な主体の意見の聴取に努め、避難所の運営計画を策定する。

特に福祉避難所については、通常の避難所よりも、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・機材について配慮する。

(エ) 地域との連携

○役割分担の明確化

町は、避難所や医療機関、社会福祉施設、訪問介護・居宅介護等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、平時から連携体制を確立しておく。

○社会福祉施設との連携

町は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、平時から社会福祉施設等との連携を図っておく。また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図っていく。

○見守りネットワーク等の活用

町は、高齢者、障がい者等に対する近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティアによる安否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておく。

(オ) 相談体制の確立

町は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育、女性等）に的確に対応できるよう平時から相談体制を整備しておく。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、相談援助職等の専門職員を確保しておく。

(カ) ヘルプカード（防災カード）

町は、要配慮者が必要としている援助の内容が分かるカードの作成及び配布、日頃から携帯してもらうことの周知及び避難所でカードの提示を受けることになりうる者へのカードの確認の周知を実施する。

イ 外国人の安全確保

(ア) 外国人の所在の把握

町は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平時から外国人の人数や所在の把握に努める。

(イ) 防災基盤の整備

町は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

また、町は案内板のデザインの統一化について検討を進める。

(ウ) 防災知識の普及・啓発

町は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供を行う。

(エ) 防災訓練の実施

町は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

(オ) 通訳・翻訳ボランティアの確保

町は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

3 社会福祉施設入所者等の安全対策

(1) 取組方針

社会福祉施設入所者は、地震や風水害発生時に自力での身体の安全確保や避難が困難な人が多いため、いざという時に備えて施設環境を整備しておく。

(2) 役割

■町の役割

・所管する社会福祉施設における防災計画の策定指導

■社会福祉施設の役割

・防災計画、マニュアルの作成

(3) 具体的な取組内容

ア 社会福祉施設入所者等の安全確保

(ア) 施設管理者【社会福祉施設】

○災害対策を網羅した計画の策定

施設管理者は、大規模な災害を想定した防災計画及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図る。

○緊急連絡体制の整備

・職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、電話による緊急連絡網のほか、携帯電話等を用いた一斉メール等を整備し、職員の確保に努める。

・安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備する等緊急連絡体制を確立する。

○避難誘導體制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難経路を確保し、入所者を所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

○施設間の相互支援システムの確立

県及び町は、県内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。

施設等管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。

○被災した在宅の要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり老人等の要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。

○食料、防災資機材等の備蓄

入所施設の管理者は、以下に示す物資等を備蓄しておくものとし、県及び町はこれを指導する。

【備蓄物資（例示）】

・非常用食料（老人食等の特別食を含む）（3日分以上）
・飲料水（3日分以上）

- ・常備薬（3日分以上）
- ・介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分以上）
- ・照明器具
- ・熱源
- ・移送用具（担架・ストレッチャー等）

○防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的を実施するとともに、各施設が策定した防災計画について周知徹底し、秩父消防本部や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的実施するものとし、県及び町はこれを促進する。

特に福祉避難所として指定を受けている施設においては、当該施設が平常時に受け入れている者以外の在宅の要配慮者などの受け入れを想定した開設訓練を実施するものとし、県及び町はこれを促進する。

○地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導、又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、平時から、近隣の自治会、町内会やボランティア団体及び近くの高校等との連携を図っておく。

また、災害時の防災ボランティアの派遣要請等の手続が円滑に行えるよう、町との連携を図っておく。

○施設の耐震対策

施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。

(イ) 県及び町

○情報伝達体制の整備

社会福祉施設等を支援するために、気象警報等の情報伝達体制の整備を図る。

○防災計画策定の指導

計画及びマニュアルの策定、職員及び入所者への周知徹底を指導する。

○施設間の相互支援システムの確立

県内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が崩壊した場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。

○社会福祉施設等の耐震性の確保

震災時における建築物の安全を図るため、施設管理者が必要に応じて耐震診断、耐震改修を行うよう指導する。

< 応急対策 >

【総務部、町民福祉部】

1	避難行動要支援者等の避難支援
2	避難生活における要配慮者支援
3	社会福祉施設入所者等の安全確保
4	外国人の安全確保

1 避難行動要支援者等の避難支援

(1) 取組方針

災害発生時に避難行動要支援者を含む要配慮者を安全に避難させる。

(2) 役割

■町の役割

- ・避難のための情報伝達
- ・避難行動要支援者の避難支援
- ・避難行動要支援者の安否確認等
- ・妊産婦や乳幼児、外国人等の避難支援・安全確保

(3) 具体的な取組内容

ア 避難のための情報伝達

町は、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難情報の判断・伝達マニュアル」を参考に、避難指示等の発令等の判断基準を定めた上で、災害時において適時適切に発令する。

また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、特に配慮する。

イ 避難行動要支援者の避難支援

町は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。

○避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。

○避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。

○町は、発災時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供

を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。

- 避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援者関係者から避難場所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

ウ 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動

- 安否確認及び救助活動

町は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動を実施する。職員による調査班のほか、避難支援等関係者等の協力を得て、各居宅に取り残された避難行動要支援者等の安否確認を実施する。

町は、救助活動の実施及び受入先への移送について、次のとおり対応する。

- ・住民の協力を得ながら避難行動要支援者等の救助を行う。
- ・避難行動要支援者等を福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。

エ 名簿に掲載されていない要配慮者の避難支援・安全確保

妊産婦や乳幼児は永続的な状態ではなく、人の入れ替わりが頻繁であるため、事前の把握が困難である。そのため、避難行動要支援者名簿に掲載されないことが考えられる。

町は、妊産婦や乳幼児の事前把握の方法を検討するとともに、妊産婦や乳幼児は、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

一方、外国人や旅行者等は、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信に係る支援を実施する。

2 避難生活における要配慮者支援

(1) 取組方針

避難生活等に困難を伴う要配慮者を支援する。

(2) 役割

■町の役割

- ・要配慮者に配慮した生活支援物資の供給
- ・避難所における要配慮者への配慮（区画の配慮、物資調達における配慮、巡回サービスの実施、福祉避難所の活用）
- ・避難所外も含めた在宅の要配慮者全般への支援（要配慮者への情報提供、相談窓口の開設、巡回サービスの実施、物資の提供、福祉避難所の活用）
- ・応急仮設住宅提供に係る配慮

(3) 具体的な取組内容

ア 生活物資の供給

○生活支援物資の供給

町は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

イ 避難所における要配慮者への配慮

(ア) 区画の確保

避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供するなど配慮する。

(イ) 物資調達における配慮

要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

(ウ) 巡回サービスの実施

町は、職員、民生委員・児童委員、介護職員、保健師などにより、チームを編成し、避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させる。

(エ) 福祉避難所の活用

町は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。併せて、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

なお、「第8 避難対策—<応急対策>—2 避難所の開設・運営」にも避難所における要配慮者対策を定めている。

ウ 避難所外も含めた要配慮者全般への支援

(ア) 情報提供

町は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等により情報を随時提供していく。

(イ) 相談窓口の開設

町は、保健センター等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、相談援助職等を配置し、総合的な相談に応じる。

(ウ) 巡回サービスの実施

町は、職員、民生委員・児童委員、介護職員、保健師などにより、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

(エ) 物資の提供

在宅の要配慮者へ生活支援物資を供給する。確実に供給できるよう配布手段、方法を確立させる。

(オ) 福祉避難所の活用

町は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

エ 応急仮設住宅提供に係る配慮

町は、入居者の選定にあたって、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

3 社会福祉施設入所者等の安全確保

(1) 取組方針

災害発生時に避難行動要支援者を安全に避難させる。

(2) 役割

■町、社会福祉施設の役割

・社会福祉施設等入所者の安全確保

(3) 具体的な取組内容

ア 社会福祉施設等入所者の安全確保

(ア) 施設管理者

施設職員の確保	緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。
避難誘導及び受入れ先への移送の実施	避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。
物資の供給	食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、町や県に協力を要請する。

(イ) 町

避難誘導及び受入れ先への移送の実施	施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。
-------------------	---

巡回サービスの実施	自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。
ライフライン優先復旧	社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

4 外国人の安全確保

(1) 取組方針

災害発生時に外国人を安全に避難させ、理解しやすい情報発信や相談窓口の設置を行う。

(2) 役割

■町の役割

・外国人等の安全確保

(3) 具体的な取組内容

ア 安否確認の把握及び避難誘導の実施

(ア) 安否確認の実施

町は、職員や語学ボランティア等により調査班を編成し、外国人住民に係る住民票等に基づき外国人の安否確認をするとともに、その調査結果を県に報告する。

(イ) 避難誘導の実施

町は、予め用意した原稿等を使用し、広報車や防災無線等を活用して外国語による広報を実施することにより、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

イ 情報提供及び相談窓口の開設

(ア) 情報提供

町は、テレビ・ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

(イ) 相談窓口の開設

町は、庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

第10 物資供給・輸送対策

【基本方針】

災害発生時に、町、県及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するとともに、住民の生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄並びに調達、供給の体制を整備する。

また、応急対策活動を効率的に行うため、活動人員や救援物資等の輸送手段を的確に確保する。

さらに物資調達や輸送体制を強化するため、物資の調達や輸送の発注方法の標準化や物資拠点における電源・通信設備の整備を進める。

【現況】

○物資備蓄の状況

町は飲料水、食料、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄を行っている。

備蓄場所等は以下のとおりである。

名称	主な物品
長瀬町中央公民館 (防災物置)	ポータブル発電機、パーティション個室タイプ、パーティション1.8、パーティション用屋根、段ボールベッド、段ボール製パーティション、蓋付きゴミ箱(足踏み式)、送風機
長瀬第一小学校	毛布、パーティション、送風機
長瀬第二小学校	毛布、パーティション
長瀬中学校	毛布、パーティション、送風機
長瀬地区公園	マンホールトイレ洋式便座セット、浄水器(エンジン式)、非常用浄水装置、救助工具箱、軍手、軽量担架、ホースリール、水害対策用セット(水のう君)、炊き出し用機材、LPガス、非常用飲料水袋、炊き出し用使い捨て容器、避難所用アルミマット
井戸地区公園	背負式・救助資機材セット、軍手、軽量担架、避難所用アルミマット、パーティション
本庁舎(3階旧検査室)	避難所スターターバッグ、三角巾、毛布、ブルーシート、ガス式ポータブル発電機、ガス缶、かんじき、ホットカーペット、アルミシート、アルミロールマット、災害時特設公衆電話機、電池、CDラジオ、水害対策用品、段ボール製パーティション、非接触型温度計、ハンズフリー拡声器、不織布製マスク、非アルコール消毒液、電動消毒液ディスペンサー、プラスチックグローブ、フェイスシールド、コーワライティングシート、ペーパータオル、ポリ袋、レジ袋、バケツ、床養生シート、避難所用ビブス、レインコート、レインジャケット、レインパンツ、使い捨てカイロ、カセットコンロ、ガソリン携行缶、スズランテープ、LED合図灯 等

(令和4年10月現在)

○町の物資拠点

町は庁舎を物資の受け入れ、一時保管の拠点とする。

【具体的取組】

<予防・事前対策>

【関係各課】

- | |
|-----------------------------------|
| 1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材・医薬品の供給体制の整備 |
| 2 緊急輸送体制の整備 |

1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材・医薬品の供給体制の整備

(1) 取組方針

町及び秩父消防本部が迅速かつ的確に防災対策を実施するため、また、災害発生直後の住民の生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品、防災用資機材及び医薬品等の備蓄並びに調達等の供給体制を整備する。

(2) 役割

■町の役割

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・応急給水資機材の備蓄並びに調達計画の策定・検水体制の整備・食料の供給体制の整備（備蓄、調達、給与）・生活必需品の供給体制の整備（備蓄、調達、給与）・防災用資機材の供給体制の整備（備蓄、調達）・医薬品等の供給体制の整備（備蓄、調達） |
|---|

■秩父広域市町村圏組合水道局の役割

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・応急給水資機材の備蓄並びに調達計画の策定・検水体制の整備 |
|--|

(3) 具体的な取組内容

ア 飲料水の供給体制の整備

(ア) 応急給水の実施

町及び秩父広域市町村圏組合水道局は飲料水の供給体制を整備する。

応急給水活動は、復旧までの期間において段階的に給水量を増加させるものとし、人工透析対応病院をはじめとする医療施設、福祉施設等に対し優先的に給水を行うほか、町の地域防災計画に定める避難所等への給水を行う。

【飲料水の供給基準】

1 対象

町は、災害により、井戸等の給水施設が破壊され、あるいは飲料水が枯渇し、又は汚
--

染し、現に飲料に適する水を得ることができない者とし、秩父広域市町村圏組合水道局は、給水区域内で水を得ることができない者とする。

2 供給量
 災害発生時から3日目までは、1人一日約3L、4日目以後は約20Lを目標とする。これは飲料水及び炊事のための水を合計したものである。

○目標水量

地震被害想定調査で想定した「関東平野北西縁断層帯地震」による最大断水人口を約2,000人分と想定し、1日1人当たりの目標水量を次のとおりとする。

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠	主な給水方法
災害発生から3日	3L/人・日	生命維持に最小必要な水量	タンク車、県送水管路付近の応急給水栓
災害発生から10日	20L/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量	配水幹線付近の仮設給水栓
災害発生から21日	100L/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量	配水支線上の仮設給水栓
災害発生から28日	250L/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量	仮配管からの各戸給水、共用栓

(イ) 応急給水資機材の備蓄、調達体制の整備

町は、断水世帯想定に基づく必要数量等に基づき、給水拠点の整備及び応急給水資機材の備蓄数量、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等及び応急給水資機材の備蓄並びに調達体制を整備する。

秩父広域市町村圏組合水道局は、資材関連業者からの調達、応援団体からの提供による調達の2通りの方法により行う。

応急復旧活動に伴う資機材の調達は、資材関連業者からの調達を優先し、調達不可能なときは、応援団体からの応援資材の提供について要請をする。

【品目】

- ・給水タンク
- ・ウォーターバルーン
- ・ポリ袋
- ・その他

【備蓄場所】

- ・町庁舎
- ・中央公民館
- ・長瀬地区公園、井戸地区公園

(ウ) 給水拠点の整備

町及び秩父広域市町村圏組合水道局は、浄水場を給水拠点として設定する。ただし、断水対象地区については、順次、避難所に臨時給水所を設置し、運搬給水により拠点給水を行う。

(エ) 検水体制の整備

町は、耐震性貯水槽、井戸、プール、防火水槽、ため池、沈殿池、河川など比較的汚染の少ない水源について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備しておく。

秩父広域市町村圏組合水道局は、給水区域内の水源について、水質検査が行える検水体制を整備しておく。

≪資料-8 給水車等保有状況≫

≪資料-9 指定給水装置工事業者≫

イ 食料の供給体制の整備

(ア) 備蓄、調達計画の策定

食料の備蓄、調達は、原則として町が行い、県はそれを補完する。町は、食料の備蓄数量、品目、場所、輸送方法等を定めた備蓄計画及び災害時の調達先企業や団体、輸送方法、輸送先物資拠点等を定めた調達計画を策定し更新する。

○備蓄数量

備蓄数量は、関東平野北西縁断層帯地震の被害想定に基づき、避難者用を県と町でそれぞれ1.5日分（合計3日分）以上、町または県の災害救助従事者用（自治体ごとに各自の分を備える）を3日以上とするとともに、県内駅周辺の帰宅困難者用を県は1日分以上備蓄する。

なお、住民備蓄は最低3日間（推奨1週間）分を目標とする。

○備蓄品目

備蓄品目は、保存期間が長く調理不要で、要配慮者や食物アレルギーを持つ者等、多様なニーズに配慮する。

【例】

- ・主食（アルファ米、レトルトがゆ、缶入パン）
- ・乳児食（粉ミルク、離乳食）
- ・その他（ペットボトル水、缶詰、レトルト食品、カップ麺）

(イ) 備蓄の実施

町は、備蓄計画に基づき食料を購入、更新、処分等する。

(ウ) 調達体制の整備

町は、調達計画に基づき、食料の生産、販売の企業、団体と協議しその協力を得るとともに、食料の調達に関する契約及び協定を締結する。

また、契約や協定を締結した企業、団体等の災害時の担当窓口の把握に努めるなど継続的な連携を図る。

(エ) 食料の供給

災害時の被災者等に対する食料の供給は、災害救助法の基準に従い町が実施する。また、町は、炊き出し等の実施場所として、避難所のほか適当な場所を定めておく。

ウ 生活必需品の供給体制の整備

(ア) 備蓄、調達計画の策定

生活必需品の備蓄、調達は、原則として町が行い、県はそれを補完する。

町は、生活必需品の備蓄数量、品目、場所、輸送方法等を定めた備蓄計画及び災害時の調達先企業や団体、輸送方法、輸送先物資拠点等を定めた調達計画を策定し更新する。

○備蓄数量

備蓄数量は、関東平野北西縁断層帯地震の被害想定に基づき、避難者用を町と県でそれぞれ1.5日分（合計3日分）以上、県内駅周辺の帰宅困難者用を県は1日分以上備蓄する。

なお、住民備蓄は最低3日間（推奨1週間）分を目標とする。

○備蓄品目

備蓄品目は、住民の基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品の他、避難所生活に必要な物資とするとともに、要配慮者や女性に配慮した。

【例】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・毛布、タオル ・下着、靴下 ・簡易食器 ・懐中電灯 ・ラップフィルム・おむつ（子供用、大人用） ・生理用品 ・石鹸 ・ウェットティッシュ・使い捨てトイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレ衛生用品・更衣室等ボックス、避難所シート、簡易間仕切り、簡易ベッド・マスク、防塵マスク、消毒液 |
|---|

(イ) 備蓄の実施

町は、備蓄計画に基づき生活必需品を購入、更新、処分等する。

(ウ) 調達体制の整備

町は、調達計画に基づき、生活必需品の生産、販売の企業、団体と協議し、その協力を得るとともに、生活必需品の調達に関する契約及び協定を締結する。

また、契約や協定を締結した企業、団体等の災害時の担当窓口の把握に努めるなど継続的な連携を図る。

エ 防災用資機材の備蓄

(ア) 備蓄、調達計画の策定防

防災用資機材の備蓄、調達は、原則として町が行い、県はそれを補完する。

町は、防災用資機材の備蓄数量、品目、場所、輸送方法等を定めた備蓄計画及び災害時の調達先企業や団体、輸送方法、輸送先物資拠点等を定めた調達計画を策定し更新する。

○備蓄数量

備蓄数量は、関東平野北西縁断層帯地震の被害想定に基づき、町の必要数とする。

○備蓄品目

備蓄品目は、防災用や災害従事者用の資機材とする。

【例】

- ・救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり）
- ・移送用具（自転車、バイク、担架、ストレッチャー）
- ・道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材
- ・ろ水機・発動発電機・投光機・炊飯器・テント・ブルーシート・土のう袋
- ・避難所用資機材（看板、表示板、レイアウト図）
- ・携帯電話用充電器

○備蓄場所

町は自主防災組織や行政区単位で備蓄場所を整備する。

(イ) 備蓄の実施

町は、備蓄計画に基づき防災用資機材を購入、更新、処分等する。

(ウ) 調達体制の整備

町は、調達計画に基づき、防災用資機材の生産、販売の企業、団体と協議し、その協力を得るとともに、防災用資機材の調達に関する契約及び協定を締結する。

また、契約や協定を締結した企業、団体等の災害時の担当窓口の把握に努めるなど継続的な連携を図る。

オ 医薬品等の供給体制の整備

(ア) 備蓄の実施

○備蓄目標及び品目

町は、地震被害想定結果に基づく人的被害の量を目安とし、災害時の医療救護活動のための医薬品等を備蓄する。

県は、町備蓄を補完するために必要な量を備蓄する。

カ 物資調達

・輸送に関する体制の整備

町は、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

キ 迅速な物資供給

町に甚大な被害があり、町の独力では対応が困難な場合、県は、要請を待たずに、食料や生活必需品等の供給を行う。

そのため、町及び県は、物資拠点や避難所までの輸送方法などをあらかじめ調整しておく。

ク 物資調達・輸送に関する訓練の実施

町は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

2 緊急輸送体制の整備

(1) 取組方針

震災時の応急対策活動を効率的に行うため、輸送手段の的確な確保など人員や物資を円滑に輸送するための体制を整備する。

(2) 役割

■町の役割

- ・輸送施設・拠点の確保
- ・輸送手段の確保
- ・緊急輸送ネットワークの形成

(3) 具体的な取組内容

ア 輸送施設・拠点の確保等

町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき施設（道路、臨時ヘリポート等）及び輸送拠点（トラックターミナル、体育館等）の輸送拠点について把握・点検する。

また、国、県及び町は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関

と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、町が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

イ 輸送手段の確保

町は本計画に基づき、物資・人員の輸送のための車両等の調達先及び予定数を明確にしておく。

< 応急対策 >

【総務部、町民福祉部、環境整備部、秩父広域市町村圏組合水道局】

1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給
2 緊急輸送

1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給

(1) 取組方針

震災時に住民の基本的な生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品、防災用資機材及び医薬品等の調達及び迅速な供給を実施する。

(2) 役割

■町の役割

- ・ 上水道、一般の井戸の被害状況の調査の実施
- ・ 飲料水、食料、生活必需品及び防災用資機材等の調達、輸送、給与
- ・ 炊き出しの実施

■秩父広域市町村圏組合水道局の役割

- ・ 給水計画の樹立
- ・ 給水に必要な資機材の確保
- ・ 給水の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 飲料水の供給

(ア) 給水の実施

○給水の方針

町及び秩父広域市町村圏組合水道局は、所管地域における給水計画を樹立し、最低必要量（供給を要する人口×1日約3リットル）の水を確保できるように対処する。

○給水方法

町及び秩父広域市町村圏組合水道局は、給水にあたっては、被災地の必要な地点に給水所を設け、臨時給水栓及び給水車等により浄水を供給する。

○応急給水資機材の調達

町及び秩父広域市町村圏組合水道局は、必要な資機材を確保する。

(イ) 給水施設の応急復旧

○被害箇所の調査と復旧

町は上水道、一般の井戸の被害状況の調査を1週間以内に完了するよう実施する。

○資材の調達

復旧資材は町の要請に基づいて県がありません。

○技術者のあっせん

応急、復旧工事を実施するため町から技術者等のあっせん要請があれば県がありません。

○協力の要請

県は、上記のあっせんについて町から要請があった場合は「災害時における水道施設の復旧に関する協定書」に基づき、埼玉県管工事業共同組合連合会に協力を要請することができる。

イ 物資拠点の開設、運営及び要員の確保

(ア) 物資拠点の開設、運営

町は、町内輸送拠点等の物資拠点を速やかに開設・運営し、指定避難所等までの輸送体制を確保する。

■町内輸送拠点

場 所	救 援 物 質	
	備 蓄 機 能	集 配 機 能
長瀬町役場	○	○
長瀬第一小学校		○
長瀬第二小学校		○
長瀬中学校		○
中央公民館	○	○
長瀬地区公園		○
井戸地区公園		○

(イ) 物資拠点の要員の確保

物資拠点の各施設管理者又は各支部は、別に定める計画や要領等に基づき、要員を確保する。

ウ 物資（食料、生活必需品及び防災用資機材等）の調達、供給

(ア) 物資の調達、供給

町は、備蓄物資又は他市町村、民間事業者（団体）等との災害時応援協定等に基づく調達物資を被災者へ供給する。それでも物資が不足する場合は、県に物資の供給を要請することができる。

県は、町から物資の供給要請を受けた場合又は町の被災状況等から判断して必要と認められた場合は、備蓄物資又は国、知事会、他都道府県、民間事業者（団体）等との応援協定等に

基づく調達物資を町へ供給する。この他、企業等から提供された大口の義援物資も活用し、町の要請に対応する。

関係機関は、物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

(イ) 米穀の供給要請

町は、被災状況等により、米穀小売販売業者の精米のみでは米穀が不足する場合は、県に米穀の供給を要請することができる。

町は、交通、通信の途絶等、被災地の孤立等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で農林水産省農産局又は関東農政局に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付総合食料局長通知）に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し供給することができる。

県は、町から米穀の供給要請を受けた場合、又は町の被災状況等から判断して必要と認めた場合は、供給する品目及び数量を決定して調達を行い、町に供給する。

(ウ) 炊き出しの実施

町は、被災状況等に応じ避難所等の適当な場所で、炊き出しによる食料の給与を実施する。炊き出しが不足する場合は、県に炊き出しの協力を要請することができる。

県は、町から炊き出しの協力要請を受けた場合又は町の被災状況等から判断して必要と認めた場合は、赤十字奉仕団等への応援要請、特定給食施設に調理委託等炊飯委託又は（一社）埼玉県LPガス協会等に避難所等へのLPガス等代替エネルギーの供給要請をする。

2 緊急輸送

(1) 取組方針

大規模災害発生時には、救助・医療活動の従事者及び食料、生活必需品、医薬品等の物資の輸送をはじめとした緊急輸送を実施する。緊急輸送は、原則として次の順位により行う。

- | |
|------------------------|
| 1 住民の安全を確保するために必要な輸送 |
| 2 被害の拡大を防止するため必要な輸送 |
| 3 災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送 |

(2) 役割

■町の役割

・県への要請

(3) 具体的な取組内容

ア 陸上輸送

(ア) 輸送手段の確保

○輸送車両等の調達

町は、地震発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達、あつせん、又は人員及び物資の輸送を要請する。

≪資料-10 町有車両、輸送業者≫

第II 生活の早期再建

【基本方針】

震災後の住民の生活再建を迅速に実施するため、生活環境の早期復旧を図る。

【具体的取組】

<予防・事前対策>

【関係各課】

1	罹災証明書の発行体制の整備
2	応急住宅対策
3	動物愛護
4	文教対策
5	がれき処理等廃棄物対策
6	被災中小企業支援

1 罹災証明書の発行体制の整備

(1) 取組方針

被災者支援を迅速に行えるよう罹災証明書の発行体制を整備する。

(2) 役割

■町の役割

・住家被害調査、罹災証明書交付に係る実施体制の整備

(3) 具体的な取組内容

- 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
- 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。
- 町は住民に対し、家屋が被災した際には、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影することについて普及啓発を図る。
- 県は、町に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。

2 応急住宅対策

(1) 取組方針

災害時の建築物の応急危険度判定等の体制の整備のほか、住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給のための体制を整備する。

(2) 役割

■町の役割

- ・被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定の実施体制整備
- ・余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための広報活動の実施
- ・被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導・相談等の運用体制の確立
- ・建設型応急住宅用地の選定、確保
- ・建設型応急住宅の適地調査の実施
- ・応急仮設住宅の入居・管理体制の整備

(3) 具体的な取組内容

ア 応急措置等の指導、相談

- 県は、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定に関し、町の実施を支援するための体制整備を行う。
 - 県は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑に行われるよう、町と連携して、被災建築物応急危険度判定を行うことができる者を育成する等その実施体制の整備を図るとともに、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定について住民への普及啓発を行う。
 - 町は、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための住民への広報活動等を行う。
- また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

イ 応急仮設住宅の事前計画

(ア) 事前の用地選定の考え方

町は応急仮設住宅適地の基準に従い、町公有地、及び建設可能な私有地の中から必要戸数を確保できる用地を選定する。

私有地については、地権者等との協定を結ぶなどの方策を講じる。

【建設用地の選定基準】

- ・飲料水が得やすい場所
- ・保健衛生上適当な場所
- ・交通の便を考慮した場所
- ・住居地域と隔離していない場所

- ・土砂災害の危険箇所等に配慮した場所
- ・工事車両のアクセスしやすい場所
- ・既存生活利便施設が近い場所
- ・造成工事の必要性が低い場所

(イ) 適地調査

町は応急仮設住宅の適地調査を行い、建設可能敷地の状況について年1回、県に対して報告する。

(ウ) 設置事前計画

町は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置事前計画を作成しておくことが望ましい。

【応急仮設住宅設置計画の内容】

- ・応急仮設住宅の着工時期
- ・応急仮設住宅の入居基準
- ・応急仮設住宅の管理基準
- ・要配慮者に対する配慮

≪資料-11 応急仮設住宅設置要領≫

3 動物愛護

(1) 取組方針

災害時には負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

保護された動物の飼い主の特定や避難所において他の被災者とトラブルを回避するためには、災害時に備え適正に飼育管理を行うなど平時からの飼い主の取組が重要であるため、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を行う。

(2) 役割

■町の役割

- ・動物の災害対策に関する普及啓発（所有者明示や災害時に備えたしつけ）

(3) 具体的な取組内容

ア 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発

(ア) 所有者明示に関する普及啓発

町は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることにについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけでなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨する。

(イ) 災害に備えたしつけに関する普及啓発

通常環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になるおそれがある。

このため、町は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。

4 文教対策

(1) 取組方針

震災時において、幼児、児童、生徒の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前計画を策定する。

(2) 役割

■町の役割

・ 応急教育に関する計画の策定、事前対策の推進

■校長の役割

・ 災害時の応急教育計画の樹立及び周知

(3) 具体的な取組内容

ア 学校の災害対策

(ア) 町

○ 所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。

○ 教材用品の調達及び配給の方法については町教育委員会並びに学校において、あらかじめ計画を策定する。

○ 私立学校に対しては、公立学校の例に準じて計画を作成するよう同様に指導及び支援していく。

(イ) 校長等

○ 学校の立地条件などを考慮したうえ、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などにつき明確な計画を立てる。

○ 校長は災害の発生に備えて以下のような措置を講じる。

- ・ 町の防災計画における学校の位置付けを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。
- ・ 児童・生徒等への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図る。
- ・ 教育委員会、秩父警察署、長瀬町消防団、秩父消防本部及び保護者への連絡及び協力体制を確立する。
- ・ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。
- ・ 学校においては、不時の災害発生に対処する訓練を行う。

5 がれき処理等廃棄物対策

(1) 取組方針

衛生環境の保全のため、災害廃棄物を適切に処分する体制を整備する。

また、生活ごみ及びし尿の回収体制を震災直後から継続又は再構築する体制を整備する。

(2) 役割

■町の役割

- ・災害廃棄物の処理体制の整備及び実施
- ・生活ごみ及びし尿の処理を継続する体制の整備

(3) 具体的な取組内容

ア 災害廃棄物の仮置場候補地の選定

- 町は、あらかじめ災害廃棄物の発生量の推計値及び既存施設での災害廃棄物の処理可能量を把握しておき、発生後、災害廃棄物の発生量又はその見込み量等に応じて仮置場を開設する。
- 仮置場として利用可能なオープンスペースを把握し、候補地の選定や利用方法の検討等により、直ちに仮置場が開設できるように準備をしておく。
- 仮置場の確保は平時に選定した仮置場が基本となるが、落橋、がけ崩れ、水没等による仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や震災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じて、見直しができるように選定場所以外の候補地の把握に努める。

イ 災害廃棄物等の適正処理の体制の確保

- 仮置場での保管に際して、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための住民への広報や仮置場内での運営の体制を検討する。
- 仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を震災後確保できる体制を整備する。
- 応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみの選別を行うため、住民等の協力を得られるよう広報体制や人員・資機材配置を検討する。

ウ 生活ごみ及びし尿の適正処理の体制確保

- 避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設において処理を行う体制とする。
- 生活ごみ及び仮設トイレ分を含むし尿の回収の収集・運搬・処理体制は、被災後も継続して実施する体制を整備する。

エ 広域連携による廃棄物処理

- 町は、大規模水害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶ等、広域的な対応の在り方をあらかじめ

め検討する。

また、災害廃棄物の分別排出・収集・運搬・中間処理・最終処分等に関する災害廃棄物処理について、計画の策定及び見直しを行う。

加えて、ボランティア、NPO法人等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、町社会福祉協議会、NPO等と協議し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

6 被災中小企業支援

(1) 取組方針

被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。

(2) 役割

■町の役割

・中小企業等の被害状況の把握に係る体制整備

(3) 具体的な取組内容

ア 中小企業等の被害状況の把握に係る体制整備

○町は、あらかじめ町商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

< 応急対策 >

【関係各部】

1	災害救助法の適用
2	被災者台帳の作成・罹災証明書の発行
3	がれき処理等廃棄物対策
4	動物愛護
5	応急住宅対策
6	文教対策

1 災害救助法の適用

(1) 取組方針

町内に災害救助法の適用基準を超える被害が生じた場合は、同法の規定に基づく救助を実施し、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

(2) 役割

■町の役割

- ・災害救助法の適用の県への申請
- ・応急救助の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 災害救助法の適用手続

町は、以下の基準に従い被害状況の把握を行い、災害救助法の適用基準に該当するかどうかを判断し、該当する場合又は該当する見込みがある場合は、県に対して災害救助法の適用を要請する。

イ 災害救助法の適用

(ア) 災害救助法の適用基準

○町の人口に応じ、下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき（基準1号）

※太字は本町の該当数

市町村の人口		住家が滅失した世帯の数
	5,000人未満	30
5,000人以上	15,000人未満	40
15,000人以上	30,000人未満	50
30,000人以上	50,000人未満	60
50,000人以上	100,000人未満	80
100,000人以上	300,000人未満	100
300,000人以上		150

- 被害が相当広範な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、町の住家のうち滅失した世帯の数が基準1号の1/2(20世帯)に達したとき(基準2号)
- 被害が広域な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が12,000世帯以上であって、町内の被害世帯数が多数であるとき(基準3号)
- 被害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき(基準3号)
- 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき(基準4号)
- 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」、又は「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。(救助法第2条第2項)

(イ) 被災世帯の算定

<p>住家滅失した世帯数の算定方法</p>	<p>住家が滅失した全世帯数 = (全壊、全焼もしくは流失した世帯数) + 1/2 (住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯数) + 1/3 (住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯数)</p>
<p>住家の滅失等の認定基準</p>	<p>①住家が滅失したもの 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。 ②住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの 損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。 ③住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの (①及び②)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に住居することができない状態となったもの。</p>
<p>住家及び世帯の単位</p>	<p>住家：現実に居住している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。 世帯：生計を一にしている実際の生活単位をいう。</p>

ウ 応急救助の実施方法

救助法の適用とともに応急救助を開始する。具体的な実施方法は、本計画に定めるところによる。

知事は救助事務の内容、期間等を町長に通知し、通知を受けた町長は応急救助を実施する。救助の種類ごとの実施者区分は下表のとおりとする。

期間については、すべて災害救助法の適用日から起算する。ただし、内閣総理大臣の承認を得て、実施期間を延長すること（特別基準の設定）ができる。

応急救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置及び収容	7日以内	町
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服・寝具及び生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町
医療及び助産	14日（但し、助産分娩した日から7日間）以内	医療班派遣＝県及び日本赤十字社埼玉県支部（ただし、委任した時は町）
学用品の給与	教科書1か月以内 文房具15日以内	町
被災者の救出	3日以内	町
埋葬	10日以内に完了	町
生業資金の貸与	現在運用されていない	
応急仮設住宅の供与	（建設型応急住宅）20日以内に着工 （賃貸型応急住宅）速やかに借上げ、提供 ※供与期間はいずれも2年以内	対象者、設置箇所の選定=町 設置=県（ただし、委任したときは町）
被災した住宅の応急修理	3ヶ月以内（災対法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月以内）に完了	町
死体の捜索	10日以内に完了	町
死体の処理	10日以内に完了	町
障害物の除去	10日以内に完了	町

≪資料-12 災害救助被災者調査原票≫

≪資料-13 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」≫

≪資料-14 救助の特例等申請様式≫

2 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行

(1) 取組方針

町は、災害発生時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を整備する。また、住家の被害認定の結果等を基に罹災証明書を発行する。

(2) 役割

■町の役割

- ・被災者台帳の作成
- ・罹災証明書の発行

(3) 具体的な取組内容

ア 被災者台帳の作成

【被災者台帳の記載（記録）内容】

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- ・援護の実施の状況
- ・要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ・その他（内閣府令で定める事項）

イ 台帳情報の利用及び提供

町は、被災者に対する援護の実施に必要な限度で当該台帳を利用する。

ウ 罹災証明書の発行

町は、被災者が居住する住宅と当該災害により受けた被災の程度を調査し、住家の被害認定の結果等を基に罹災証明書を発行する。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

エ 被災者支援業務の標準化

県及び町は、大規模災害時の際に、市町村間が相互応援することを想定し、住家の被害認定や罹災証明、被災者台帳等の共通化を検討する。

3 がれき処理等廃棄物対策

(1) 取組方針

被災地におけるがれき、解体ごみ、し尿、生活ごみの収集・運搬・処分等を適切に行い、環境の保全と被災地の早期復興を図る。

(2) 役割

■町の役割

- ・一般廃棄物処理施設等の被害状況の緊急点検及び応急復旧の実施
- ・仮設トイレの便槽を含むし尿のくみ取りの実施、仮設トイレの設置
- ・避難所ごみを含む生活ごみの収集体制の整備
- ・がれき等解体ごみ、片づけごみ等の処理の実施
- ・がれき等解体ごみ、片づけごみ等の処理・処分における破碎、分別の徹底
- ・解体業者、廃棄物処理業者等と連携した損壊家屋の解体
- ・環境汚染が懸念される廃棄物の処理

(3) 具体的な取組内容

ア 処理体制の確保

- 町は災害発生後直ちに秩父広域市町村圏組合の一般廃棄物処理施設の緊急点検を行うよう要請し、被害状況の把握と応急復旧を行うよう要望する。
- 災害廃棄物処理にあたっては、一般廃棄物処理施設のほか民間産業廃棄物処理施設、セメント製造施設等の利用を調整する。

イ がれき等解体ごみ及び片づけごみ等の処理

- 町は、危険なもの、通行上の支障のあるもの、腐敗性廃棄物等を優先的に収集運搬する。
また、町の意図しない場所に片づけごみ等が集積される状況が見られる場合は、適宜巡回し、計画的に収集運搬を行う。選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれき等の最終処分までの処理ルートを確保する。
- 応急対応時においても、町は、住民等の協力を得ながら、がれき等解体ごみ及び片づけごみの分別区分を徹底し、今後の処理や再資源化を図る等適正な処理に努める。

ウ し尿処理

- 町は被災者の生活に支障が生ずることのないよう、し尿のくみ取りを速やかに行うよう秩父広域市町村圏組合に要請する。また、必要な仮設トイレの設置に当たっては、障がい者等への配慮を行う。
- 町は、水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

エ 生活ごみの処理

町は、災害発生後の道路交通の状況などを勘案しつつ、速やかに避難所ごみを含む生活ごみの収集体制を整え、衛生向上を図り、処理施設の復旧状況を踏まえ、収集品目及び量の拡大を図る。遅くとも数日後には収集を開始し、生活ごみの早期の処理に努める。

オ 損壊家屋の解体

町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

カ 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

町は、石綿等の有害物質を含む廃棄物や有害物資取扱い事業所から排出される廃棄物について、適正な処理に努める。

4 動物愛護

(1) 取組方針

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県等関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。

(2) 役割

■町の役割

- ・所有者不明の動物、負傷動物等の保護
- ・避難所における動物の適正飼養の指導の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 被災地域における動物の保護

町、県、獣医師会、動物関係団体等は協力して、所有者不明の動物、負傷動物等は保護し、動物保護施設等へ搬送する。

イ 避難所における動物の適正な飼養

町は県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避

難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負う。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負う。

ウ 情報の交換

町は、県、動物関係団体と連携して、次の情報を収集、提供する。

- ・各地域の被害及び避難所での動物飼育状況
- ・必要資機材、獣医師の派遣要請
- ・避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望

5 応急住宅対策

(1) 取組方針

地震による家屋の倒壊、焼失等の被害により家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を確保することが必要である。このため、公的住宅の利用、応急仮設住宅の用地確保や設置計画の策定など迅速な供給を行うための体制の整備を推進していく。

また、災害により大規模半壊、半焼、半壊、又は準半壊の被害を受けた住宅については、応急修理することで被災者の最低限の生活を当面の間維持する。

(2) 役割

■町の役割

- ・応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施
- ・被災住宅の応急修理の実施
- ・応急仮設住宅の入居選定・維持管理
- ・住宅関係障害物除去の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施

町は、地震により被災した建築物が余震等により倒壊等を行うことで生ずる二次災害を防止するため、県の支援を得て被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定（被災した宅地の危険度判定）を行う。

イ 被災住宅の応急修理

町は、災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理ができない者又は大規模半壊の被害を受けた者を対象とし、日常生活に不可欠の部分について必要最低限の修理を行う。

(ア) 応急修理の実施

○修理戸数の決定

被害状況、住宅の被害認定（罹災証明発行のため実施するもの）等より修理戸数を決定する。

○修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度

ウ 応急住宅の供給

県は、公的住宅等の空室及び応急仮設住宅を「応急住宅」として供給する。

(ア) 公的住宅等の利用

公営住宅等の空家や公的宿泊施設を一時的に供給する。

○公的住宅の確保

県は震災時に、県営住宅等の空家の確保に努めるとともに、他の自治体及び都市再生機構・公社等に空家の提供を依頼し、被災者に提供する。

○入居資格

次の各号のすべてに該当する者のほか、知事が必要と認める。ただし、使用申込は一世帯一か所とする。

- ・住宅が全焼、全壊又は流出した者
- ・居住する住居のない者
- ・自らの資力では住宅を確保することができない者

○入居者の選定

県は、確保した空家の募集計画を策定し、空家の管理主体に入居者の募集及び選定を依頼する。入居者の選定については、県が定める基準を基に、その他の生活条件等を考慮して各管理主体が行う。

(イ) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、災害発生後に緊急に建設して供与する「建設型応急住宅」及び民間の賃貸住宅等を借り上げて供与する「賃貸型応急住宅」があり、公的住宅等で不足した場合に提供する。県は、町からの要請に基づき、設置戸数を決定する。

○建設型応急住宅

県は、できるだけ早期に建設型応急住宅を設置する。住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、町及び関係業界団体等との連絡調整を行う。

応急仮設住宅の設置場所、入居者の選定、維持管理等については町に委任し、公営住宅に準じて維持管理する。

○賃貸型応急住宅

県は、関係団体等に協力を要請し、民間賃貸住宅を借り上げて賃貸型応急住宅として提供する。

○応急仮設住宅の入居者選定

町は被災者の状況を調査の上、次のすべてに該当する者から入居者を選定する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・住居が全壊又は流出した者・居住する住宅がない者・自らの資力では住宅を確保することができない者 |
|---|

※選定に当たっては、福祉業務担当者、民生委員・児童委員等による選考委員会を設置して選定する。

※応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することが可能である。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

また、町は入居者の住宅の使用状況等について把握に努める。

○入居期間

入居期間は原則として2年以内とする。ただし、応急修理と併給する者は、災害発生の日から原則として6か月（応急修理が完了した場合は速やかに退去）とする。

○要配慮者への配慮

県は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮するよう努める。

また、町は、入居に際して要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

また、町は入居者の住宅の使用状況等について把握に努める。

エ 住宅関係障害物除去

(ア) 除去作業の実施

被災住宅の障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所等のように日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行う。

○対象者

対象者は、半壊又は床上浸水した住家であって、住居の一部又は全部に障害物が運び込まれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者とする。

○除去の期間

除去の期間は、原則災害発生の日から10日以内とする。

6 文教対策

(1) 取組方針

震災時において、幼児、児童、生徒等の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、応急教育や被災した幼児、児童・生徒等への適切な措置を講じる。

(2) 役割

■町の役割

- ・学用品の調達、配分
- ・文化財の応急措置の実施

■校長の役割

- ・緊急避難の指示
- ・災害の規模、児童・生徒等、職員及び施設設備の被害状況の把握及び教育委員会への報告
- ・臨時休業等の措置
- ・避難所の開設等災害対策への協力
- ・応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急指導の実施
- ・児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合の適切な対応
- ・保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防
- ・教職員を掌握、校舎内外の整備、教科書及び教材の供与への協力
- ・早期の授業再開に向けた対応

(3) 具体的な取組内容

ア 応急教育

(ア) 発災時の対応

町	所管する学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害時の対応を促進する。
校長	<p>①状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。</p> <p>②災害の規模、児童・生徒等、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>③状況に応じ、町教育委員会と連絡の上、臨時休業等適切な措置をとる。</p> <p>④避難所の開設等災害対策に協力し、学校管理に必要な職員を確保し万全の体制を確立する。</p> <p>⑤準備した応急教育計画に基づき、臨機に災害状況に即した応急指導を行う。⑥応急教育計画については、町教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童、生徒等に周知徹底を図る。</p> <p>⑦児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行うなどその万全を期する。</p> <p>⑧学校等においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防の万全を期する。</p>

(イ) 応急教育の準備

町	所管する学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害復旧時の対応を促進する。
校長	<p>①教職員を掌握するとともに校舎内外の整備を行い、児童・生徒等の被災状況を調査し、町教育委員会と連絡し、教科書及び教材の供与に協力する。</p> <p>②町教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め情報及び指令の伝達に万全を期する。</p> <p>③前記連絡網の確立を図り、指示事項の徹底を期する。</p> <p>④応急教育計画に基づき学校に収容できる児童・生徒等は、学校に収容し指導する。教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として心身の健康、安全教育及び生徒指導に重点をおくようにする。</p> <p>⑤避難した児童・生徒等については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記(④)に準じた指導を行うように努める。</p> <p>⑥避難所に学校を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、町教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。</p> <p>⑦校長は、災害の推移を把握し、町教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業にもどすように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。</p>

(ウ) 応急教育の方法等

○文教施設・設備の応急復旧対策

町は、被害の程度を迅速に把握し、応急処理可能な場合は可及的速やかに補修し、教育の実施に必要な施設・設備の確保に努める。

校舎の全部又は大部分が被害を受け教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建、仮校舎の建設の計画を立て、この具体化を図る。

○応急教育実施の予定場所

災害により校舎の全部又は一部の使用が困難となった場合は当該学校以外の最寄りの学校、公共施設等の場所を使用して教育を実施するよう努める。

○応急教育の方法

- ・当該学校以外の場所において教育を実施する場合は、教育環境も異なり通常の教育が実施し難いことも予想されるので、それぞれの実情に応じた措置により授業が継続実施できるよう努める。
- ・被害の程度により臨時休業の措置を執ることも予想されるので授業のできなかった時間について補習授業等を行いその万全を期する。

○給食等の措置

- ・学校給食施設・設備が被災した場合は、その程度により異なるが速やかに応急処理を行い給食実施に努める。
- ・保管中の食材料が被害を受けた場合は、応急調達措置を講ずる。

- ・学校が地域住民の避難所として使用される場合は当該学校給食施設・設備は、罹災者用炊出しの用にも供されることが予想されるので学校給食及び炊出しの調整に留意する。
- ・衛生管理に十分注意し、給食に起因する伝染病、食中毒の発生のないよう努める。

○教育実施者の確保

教職員の被害に伴い、教育の実施が困難な場合も予想されるので当該学校以外の学校教職員の臨時配置及び補完措置等により教育実施者の確保に努める。

イ 教材・学用品等の調達及び配給の方法

罹災児童・生徒に対する学用品の給与は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行う

○給与の対象

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校前期課程の児童及び特別支援学校の小学部児童を含む。）及び中学校生徒（義務教育学校後期課程の生徒、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）に対し被害の実情に応じ教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

○給与の実施

- ・学用品の調達、配分等は、町が行う。ただし、町において調達することが困難と認めるときは、県が調達し、町に供給する。
- ・教科書については、県が町教育委員会からの報告に基づき、教科書供給所から一括調達し、その配給の方途を講じる。

ウ 文化財の応急措置

○文化財が被災した場合には、町教育委員会は県に被害状況を報告し、以下の応急措置を施し、本修理を待つこととする。

- ・被害の拡大を防ぐため、地元と連絡をとりあって応急修理を施す。
- ・被害が大きいときは、損壊を防ぎ、履屋などを設ける。
- ・被害の大小に関わらず、防護柵などを設け、安全と現状保存を図れるようにする。

○美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

○文化財が崩壊した、あるいは崩壊するおそれがある場合、被害の程度によっては、復旧が可能であり、地元と連絡を取り合って保存の処置を進める。

≪資料-15 文化財一覧≫

<復旧対策>

【関係各課】

I 生活再建等の支援

I 生活再建等の支援

(1) 取組方針

大規模災害時には、多くの人々が罹災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。

また、こうした社会混乱が速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となる。

そのため、被災者の生活再建等の措置を行い、住民生活の安定を図る。

なお、被災者の生活再建を適切に誘導するため、雇用や住宅の確保をはじめ、保健、福祉、教育など広範囲な分野について、総合的な支援を行うマニュアルの策定等について検討する。

(2) 役割

■町の役割

- ・災害弔慰金等の支給、災害援護資金の貸付
- ・義援金・支援物資等の受付
- ・日赤寄託義援金等の受付
- ・義援金品の一時保管及び配分

■県の役割

- ・義援（見舞）金・支援物資等の受付
- ・支援物資の仕分け
- ・支援物資の輸送
- ・義援金・支援物資の町に対する配分
- ・被災者生活再建支援制度の運用
- ・高等技術専門校における職業訓練の実施
- ・県制度融資の貸付
- ・天災融資法、農林漁業金融公庫法、埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく融資
- ・国税等の徴収猶予及び減免の措置

■県社会福祉協議会の役割

- ・生活福祉資金の貸付

■住宅金融支援機構の役割

- ・災害復旧住宅資金の融資

■日赤埼玉県支部の役割

- ・日赤寄託義援金等の受付

■日本郵便(株)の役割

・郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 被災者の生活確保

(ア) 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国、県は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

町は、被災者の納付すべき町税について、長瀬町税条例（昭和63年条例第21号）の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、町税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(イ) 震災時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策【日本郵便(株)】

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務扱い及び援護対策を実施する。

郵便関係	<p>①被災者に対する郵便葉書などの無償交付 災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。 なお、交付場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。</p> <p>②被災者が差し出す通常郵便物の料金免除 被災者が差し出す通常郵便物(速達郵便物及び電子郵便を含む)の料金免除を実施する。 なお、取扱場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。</p> <p>③被災地あて救助用郵便物の料金免除 日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。 なお、引受場所は全ての郵便局(簡易郵便局を含む。)とする。</p> <p>④利用の制限及び業務の停止 重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。</p>
------	--

イ 被災者への融資等

(ア) 被災者個人への融資等

○生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者等に対し、生活福祉資金貸付制度に基づき、「住

宅の補修等に必要な経費」、「災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費」の貸付を相談支援とともに行う。

【住宅の補修等に必要な経費】

貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
資金使途	現住家屋が被災したことによる補修費用や改築費用
貸付限度	250万円以内
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後、7年以内 利率：1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）

【災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費】

貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
資金使途	滅失した家財の購入、転居費用等
貸付限度	150万円以内
貸付条件	6月以内の据置期間経過後、7年以内 利率：1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）

○災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、地震等の自然災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき災害復興住宅融資（建設資金、購入資金又は補修資金）を行う。

【建設資金融資】

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者で、1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者。 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。
貸付限度	①建設資金（基本融資額） 1,460万円以下 ②建設資金（特例加算額） 450万円以下 ③土地取得資金（基本融資額） 970万円以下 ④整地資金（基本融資額） 390万円以下
利率	基本融資額 年1.20% 特例加算額 年2.10%

償還期間	耐火、準耐火・木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 通常の償還期間に加え3年以内の元金据置期間を設定できる。（ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）
その他	住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者は「住宅の被害状況に関する申出書」の提出が必要。

【補修資金融資】

貸付対象者	住宅に10万円以上の被害が生じ、「罹災証明書」（罹災の程度は問わない）を交付されている者。 また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受け整地を行う者には整地資金を補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	①補修資金640万円以下 ②引方移転資金・整地資金390万円以下
利率	基本融資額年1.20%
償還期間	20年以内 通常の償還期間に加え1年以内の元金据置期間を設定できる。 （ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）

○災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金は、町が実施主体となり、長瀬町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第21号）に基づき実施する。

【災害弔慰金の支給】

項目	内容
対象災害	①県内において、自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ②当該市町村の区域内において、自然災害により5世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。 ③県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。

	④自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害を対象とする。
支給対象	①上記の災害による死亡者（3か月以上の行方不明者を含む。） ②住居地以外の市町村の区域内（県外も含む。）で災害に遭遇して死亡した者
支給対象遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む。）子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は他の支給対象者がおらず、さらに死亡者の死亡時に同居又は生計を同じくしていた場合に限る。
支給額	①生計維持者が死亡した場合500万円 ②①ア以外の場合250万円
費用負担	国1/2、県1/4、町1/4

【災害障害見舞金の支給】

対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者とする。
支給額	①生計維持者 250万円 ② ①以外の場合 125万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金は、町が実施主体となり、長瀬町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第21号）に基づき実施する。

【災害援護資金の貸付】

項目	内容
対象災害	県内で自然災害による救助法による救助が行われた市町村が1か所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ①世帯員が1人 : 220万円 ② // が2人 : 430万円 ③ // が3人 : 620万円 ④ // が4人 : 730万円 ⑤ // が5人以上 : 730万円に、世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円
貸付対象となる被害	①療養期間が1か月以上である世帯主の負傷 ②住居の全壊、半壊又は家財の被害の価額が時価の1/3以上の損害

項目	内容
貸付金額	① 世帯主の1か月以上の負傷 限度額 150万円
	② 家財の1/3以上の損害 // 150万円
	③ 住居の半壊 // 170 (250万円) 万円
	④ 住居の全壊 // 250 (350万円) 万円
	⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失 // 350万円
	⑥ ①と②が重複 // 250万円
	⑦ ①と③が重複 // 270 (350万円) 万円
	⑧ ①と④が重複 // 350万円
	* () は、特別の事情がある場合の額
償還期間	10年とし、据置期間は、そのうち3年間
利率	年3%以内で市町村の条例により設定。ただし据置期間は無利子
費用負担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。

(イ) 被災中小企業への融資

県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として施設の復旧並びに事業の再建に必要な資金が迅速かつ円滑に融資されるよう次の措置を実施する。

なお、町及び商工会は、被災企業の把握に努め、金融の特別措置について中小企業に周知、徹底を図る。

○県制度融資の貸付

【経営安定資金（災害復旧関連）】

融資対象	県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当する者（組合含む） ①原則として県内で客観的に事業に着手しており、事業税を滞納していないこと ②保証対象業種に属する事業を営むものであること ③経済産業大臣の指定する災害その他突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けている又は、災害の影響を受け、市町村の罹災証明を受けていること	
融資限度額	設備資金5,000万円（組合の場合 1億円） 運転資金5,000万円（組合の場合 6,000万円）	
融資条件	用途	設備資金及び運転資金
	貸付期間	設備資金10年以内 運転資金7年以内
	利率	大臣指定等貸付 年1.0%以内（令和2年度） 知事指定等貸付 年1.1%以内（ // ）
	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める
	保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する

償還方法	元金均等月賦償還 据置期間2年以内
申込受付場所	中小企業者は商工会議所又は商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会

○埼玉県信用保証協会への要請

埼玉県信用保証協会に対し、罹災者への保証審査の迅速化を要請し資金の円滑化を図る。

○資金貸付の簡易迅速化、条件緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いをするよう要請する。

○資金需要の把握

中小企業関係の被害状況について調査し再建のための資金需要について速やかに把握する。

○中小企業者に対する周知

町及び商工会は、国、県及び政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知、徹底を図る。

(ウ) 被災農林漁業関係者への融資等

県は、被災した農林漁業者又は団体の復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、資金対策として一般金融機関及び政府系金融施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう次の措置を実施する。

○資金融資

【天災融資法に基づく資金融資】

項目	内容
貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業 資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、労賃、水利費、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内
償還期限	3～6年以内（ただし、激甚災害のときは4～7年以内）
貸付限度額	町長の認定した損失額又は200万円（一般）のいずれか低い額（激甚災害のときは250万円）
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	町長の被害認定を受けたもの

【埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資】

項目	内容
貸付の相手	被害農業者
資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、家畜、蚕種等の購入資金、ビニールハウス、その他プラスチックハウス、ガラス室、果樹だな、蚕室、畜舎、放牧施設、畜産物の調整施設、きのこ栽培施設、養魚施設、農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫、農業用生産資材製造施設、作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	年3.5%以内
償還期限	6年以内（据置1年）
貸付限度額	町長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
担保	保証人、又は埼玉県農業信用基金協会の信用保証を付する
その他	町長の被害認定を受けたもの

○農業災害の補償等

農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済団体と連携し、農業保険業務の迅速、適正化を図る。

農業災害補償の概要

項目	内容
支払の相手	当該共済加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物（水稻、陸稻、麦）、果樹（ぶどう、なし）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶、蚕繭）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具、保管中農作物）
支払機関	農業共済組合

（エ）義援金・義援物資等の受入れ、保管

県	<p>①義援金・義援物資等の受付（渉外財政部、統括部） 県は、県に寄託された義援金・義援物資及び知事あての見舞金を受け付ける。</p> <p>②義援物資の受付方針等の周知（物流オペレーションチーム）小口、混載の義援物資の取扱いは負担になることから原則として受け付けないことなど、義援物資の受付方針を周知する。</p> <p>受入を希望するもの及び受入を希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を国（非常本部等）及び報道機関を通じて公表する。</p> <p>また、必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被</p>
---	--

	<p>災地のニーズについて広報を行う。</p> <p>③義援品の仕分（物流オペレーションチーム）</p> <p>受付を行った義援品は、食料、生活必需品や医薬品などの種別ごとに仕分を行い、備蓄物資を所管する各部に種別ごとに引き継ぐとともに、災害対策本部統括部に義援品の保管状況を報告する。</p> <p>なお、仕分作業は、必要に応じてボランティア等の活用を図りながら行う。</p>
町	町は、それぞれ義援金・義援物資等の受付についての計画を樹立しておく。
日赤埼玉県支部	<p>日赤に寄託された義援金は、日赤埼玉県支部及び市町村において受け付ける。ただし、被災の状況により、前記の場所での受付が困難な場合には、他の場所で受け付けることがある。</p> <p>○義援金の受付要領</p> <p>日赤埼玉県支部は、義援金を受付するに当たっては、義援金の受付方法及び受付期間等を定めて実施する。</p> <p>この場合、全国的に受付する必要があると認められるときは、日赤本社を通じて各都道府県支部に募集を依頼する。</p>

○義援物資の保管場所

県	受付・仕分けされた義援物資は、防災基地等において、配分までの間、それぞれの種別ごとに保管・管理する。
町	町は、義援物資の保管場所について、あらかじめ計画を樹立しておき、被災者に配分するまでの一時保管を行う。

(オ) 義援金義援物資等の配分・輸送

○義援金の配分

県	<p>県は、県災害対策本部、日本赤十字社埼玉県支部及び埼玉県共同募金会等の義援金受入団体に寄託された義援金について、県義援金配分委員会を設置し、配分を行う。</p> <p>①義援金の募集を決定次第、県義援金配分委員会を組織する。</p> <p>②県配分委員会は、市町村関係団体、義援金受付団体、福祉関係団体及び報道機関等の中から選任する。</p> <p>③配分委員会は、義援金の受入額及び被災状況等を考慮し、義援金の趣旨を踏まえ、公平性・透明性・迅速性を確保しながら、配分対象、基準、時期、方法等を定めた配分計画を決定する。</p>
町	<p>①町は、県配分委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。</p> <p>②町は、被災者への義援金の支給状況について、県配分委員会に報告する。</p>
日赤埼玉県支部	受領した義援金は、県配分委員会に送金するまでの間、一時保管する。義援金の受付状況について県配分委員会に報告するものとし、受付けた義援金は、県配分委員会が指定する口座に送金する。

○義援物資の配分・輸送

県	<p>①義援物資の配分義援物資等の市町村に対する配分は、災害対策本部において決定する。</p> <p>②義援物資の輸送</p> <p>ア 保管場所への輸送義援物資は、災害対策本部の指示に基づき防災基地等に輸送する。</p> <p>イ 町への輸送</p> <p>災害対策本部により配分が決定された義援物資は、防災基地等から町の指定する場所に輸送し、町に引き渡す。</p>
町	<p>町は、県又は日赤から送付された義援金品を日赤奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に配分する。</p>

(カ)町の義援(見舞)金品の受付、配布

町は、関係機関の協力を得ながら被災地のニーズを把握するとともに、義援金品の受入れ体制を確保するとともに、「義援金配分委員会」を設置し、配分計画を定める。

○受付窓口の開設

町は、義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に災害対策本部名義の普通預金口座を開設し、振込みによる義援金を受け付ける。

○受付・募集

(ア)義援金品の受付処理

義援金品の受付処理は、次のとおり実施する。

- ・義援金品の受付は、原則として町が開設した窓口及び銀行振込みとする。
- ・受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、銀行口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。
- ・町は、義援金品の受付状況について義援金配分委員会に報告する。

(イ)義援金品の募集

被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、町の広報紙、報道関係機関及び災害関連支援団体等の協力を得て広報し、募集する。

なお、義援品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広報して募集する。

○義援金品の仕分け

受付を行った義援金品は、食料、生活必需品や医薬品などの種別ごとに仕分けを行い、町民福祉部に種別ごとに引き継ぐとともに、町民福祉部（災害対策本部が設置されない場合は、健康福祉課）で義援金品の保管状況を把握する。

なお、仕分作業は、必要に応じてボランティア等の活用を図りながら行う。

○義援金品の配分

町で受け付けた義援金品の被災者に対する配分は、町民福祉部（災害対策本部が設置されない場合は、健康福祉課）において決定する。

○義援品の保管場所

受付、仕分けされた義援金品は、町庁舎等において、配分までの間、それぞれの種別ごとに保管、管理する。

ウ 被災者生活再建支援制度

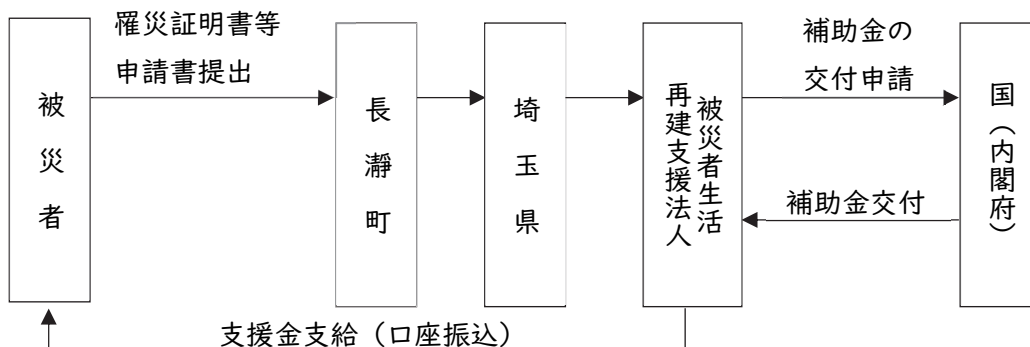
地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

○被災者生活再建支援制度の概要

項目	内容
目的	被災者生活再建支援金を支給し被災者の自立した生活の開始を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	政令で定める自然災害 ①災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害が発止した市町村における自然災害 ②市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④①または②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る）における自然災害 ⑤5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害と認められる世帯として政令で定められるもの ①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※全壊：損害割合50%以上 半壊：損害割合20%以上50%未満 大規模半壊：損害割合40%以上50%未満 中規模半壊：損害割合30%以上40%未満

支援金の額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。</p> <p>(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)</p> <p>①住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)</p> <table border="1"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>全壊</td> <td>解体</td> <td>長期避難</td> <td>大規模半壊</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>②住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)</p> <p><全壊等></p> <table border="1"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃貸(公営住宅以外)</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p><中規模半壊></p> <table border="1"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃貸(公営住宅以外)</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、差額を支給</p>	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)	支給額	100万円	50万円	25万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																							
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																							
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)																								
支給額	200万円	100万円	50万円																								
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)																								
支給額	100万円	50万円	25万円																								
町	<p>①住宅の被害認定</p> <p>②罹災証明書等必要書類の発行</p> <p>③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務</p> <p>④支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付</p>																										
県	<p>①被害状況のとりまとめ</p> <p>②災害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示</p> <p>③支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び支援法人への送付</p>																										
被災者生活 支援法人	<p>①国への補助金交付申請等</p> <p>②支援金の支給申請書の受領・審査・支給決定</p> <p>③支給申請書の受領・審査・支給決定</p> <p>④申請期間の延長・報告</p>																										
国(内閣府)	被災者生活再建支援法人への補助金交付等																										

支援金の支給手続き



※県では支援金支給に関する事務の全部を支援法人に委託している。

エ 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

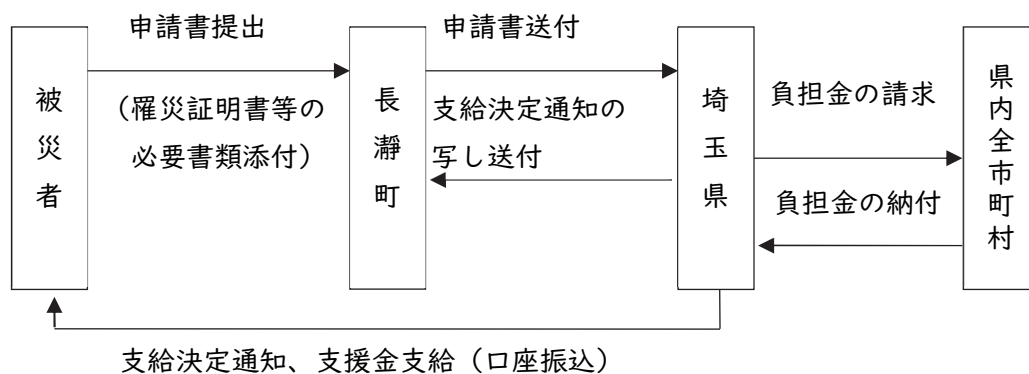
このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行っている（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用。ただし、半壊特別給付金については令和2年4月1日以降に発生した自然災害から適用。）。

○埼玉県・市町村生活再建支援金の概要

項目	内容																	
目的	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。																	
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害） ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																	
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。																	
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金に関する要綱第2条第1項(2)ア～エで定めるもの ①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																	
支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額） ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、解体、長期避難</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">住宅の被害程度</th> <th colspan="3">賃借 （公営住宅以外）</th> </tr> <tr> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	住宅の被害程度	支給額	全壊、解体、長期避難	100万円	大規模半壊	50万円	住宅の被害程度	賃借 （公営住宅以外）			建設・購入	補修					
住宅の被害程度	支給額																	
全壊、解体、長期避難	100万円																	
大規模半壊	50万円																	
住宅の被害程度	賃借 （公営住宅以外）																	
	建設・購入	補修																

項目	内容			
	全壊、解体、長期避難、 大規模半壊	200万円	100万円	50万円
	中規模半壊	100万円	50万円	25万円
	※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円 ※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容			
市町村	①住宅の被害認定 ②罹災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付			
県	①被害状況のとりまとめ ②支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④被災世帯主へ支援金の支給 ⑤各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥申請期間の延長決定			

埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続



○埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

目的	災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は災害救助法が適用とならなかった地域に限る。

支給対象世帯	埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)オで定める住家が半壊した世帯
給付金の額	補修50万円、賃借（公営住宅以外）25万円 （※世帯人数が1人の場合は、補修37万5千円、賃借18万7千5百円）
市町村	①住宅の被害認定 ②罹災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	①被害状況のとりまとめ ②支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④被災世帯主へ給付金の支給 ⑤各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥申請期間の延長決定

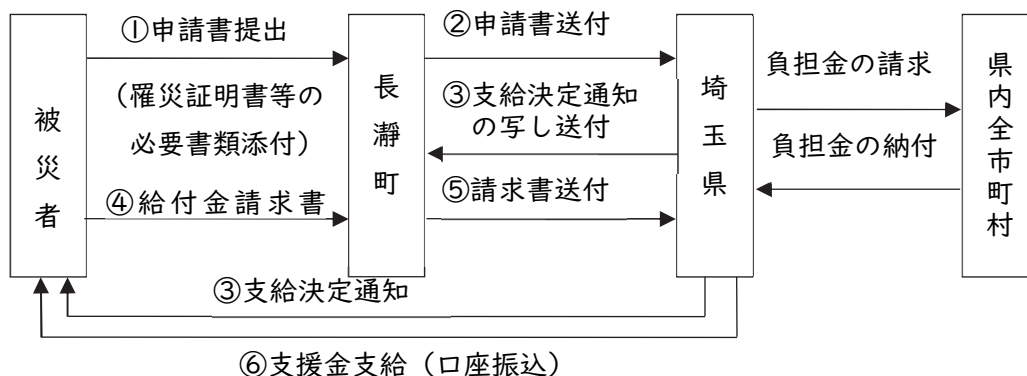
埼玉県・市町村半壊特例給付金の支給手続き
 埼玉県市町村生活再建支援金と同じ

○埼玉県・市町村家賃給付金の概要

項目	内容
目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。
給付対象世帯	下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又はあつせんする公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。 ①全壊世帯に身体障害者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ②全壊世帯に児童又は生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 ③公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 ④公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族

項目	内容
	<p>の介護、介助が困難になること。</p> <p>⑤公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。</p> <p>⑥その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由</p>
給付金の額	<p>給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。</p> <p>支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。</p>
市町村	<p>①住宅の被害認定</p> <p>②罹災証明書等必要書類の発行</p> <p>③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務</p> <p>④支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付</p>
県	<p>①被害状況のとりまとめ</p> <p>②支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定</p> <p>③被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付</p> <p>④被災世帯主へ給付金の支給</p> <p>⑤各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求</p> <p>⑥申請期間の延長決定</p>

埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続

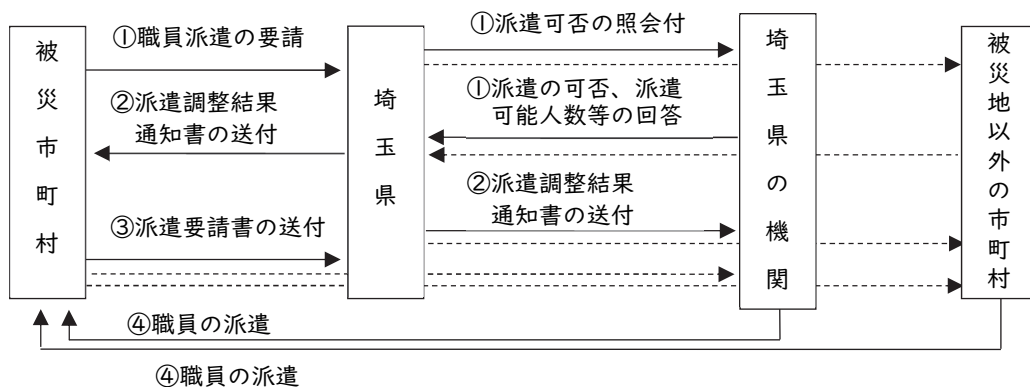


○埼玉県・市町村人的相互応援の概要

項目	内容
目的	<p>災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。</p>
対象災害	<p>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害</p>

応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣する。
被災市町村 (要請市町村)	①県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ②県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ④派遣職員の受入れ
被災地以外の市町村 (派遣市町村)	①派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ②県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③要請市町村から派遣要請書を受領 ④職員の派遣
県 (統括部、支部)	①要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ②派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③要請市町村から派遣要請書を受領 ④県の派遣機関による職員の派遣

埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続



第3章 災害復興

【関係各課】

【基本方針】

大規模災害により地域が大きく被災し、住民生活や社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

事前に復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう手続等の検討を行い準備するとともに、復興に際しては、被災前から地域が抱える課題を解決し、都市構造や地域産業の構造等をよりよいものに改変する中長期的な復興計画を作成し、町、県及び関係機関が緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止とより安全・快適な生活環境を目指し、復興事業を推進する。

また、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。併せて、子供・障がい者等あらゆる住民が住みやすい共生社会を実現する。

【実施計画】

第1 復興に関する事前の取組の推進

町は、早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手続等について検討を行い、必要に応じて復興プラン等を策定する。

第2 復興対策本部の設置

町は、被災状況を速やかに把握し、復興の必要性を確認した場合は、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

第3 復興計画の策定

1 復興方針の策定

町は、「災害復興対策本部」を設置した場合、学識経験者、有識者、町議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

2 復興計画の策定

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地復興事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第4 復興事業の実施

町は、災害復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

県は、町が行う災害復興事業の技術的、財政的な支援を実施する。

町及び県は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ、復興手続きについて検討を行う。

第4章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

【総務課】

【基本方針】

第1 趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、平成26年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が推進地域に指定されている。本県域は、推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

【実施計画】

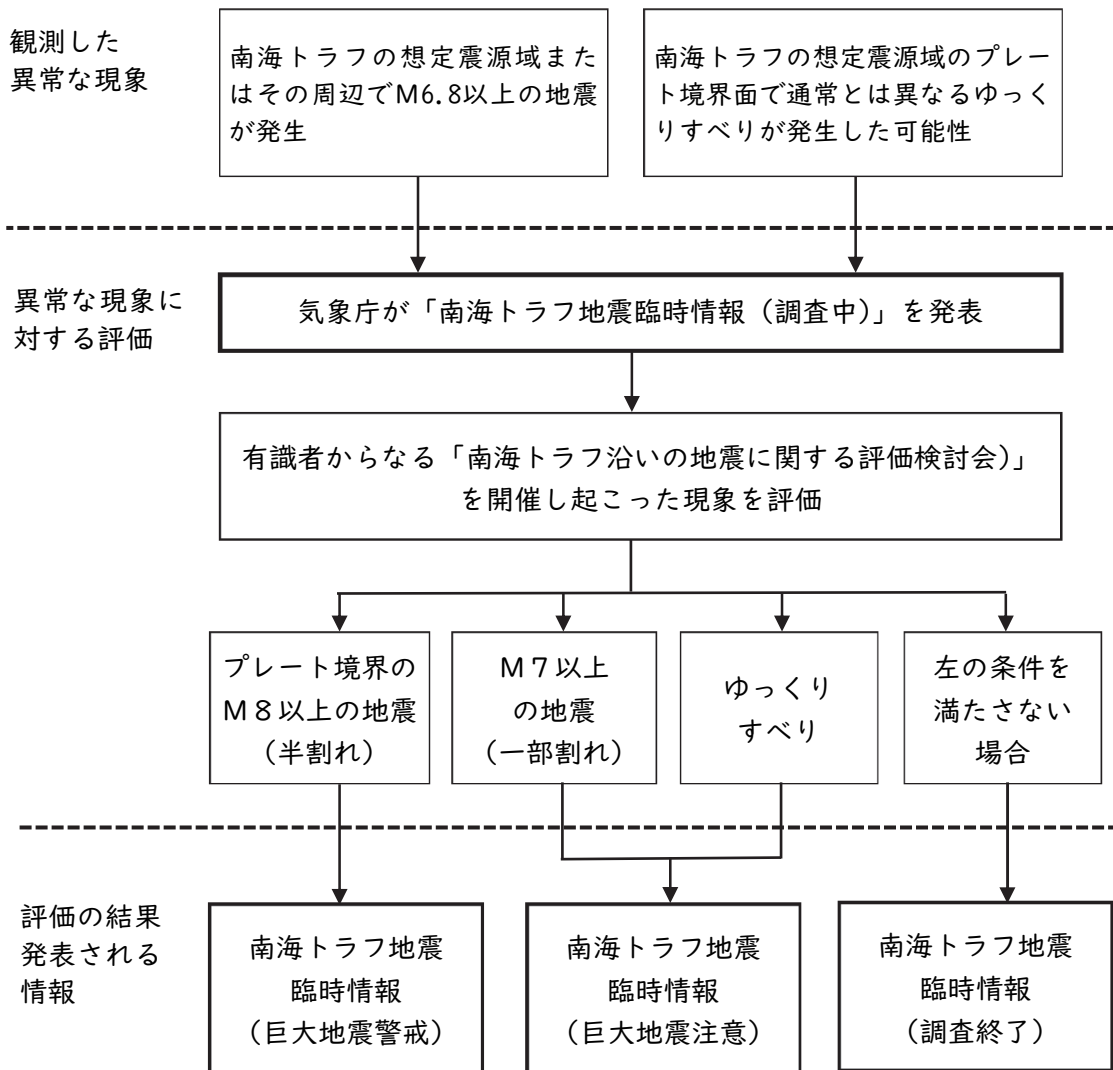
第1 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。

情報を受けた町及び秩父消防本部は、庁内、機関内及び防災関係機関に情報を伝達する。

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】



2 住民、企業等への呼びかけ

町は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、住民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

ケース	気象庁発表資料	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	2週間 （警戒：1週間） （注意：1週間）
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	1週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

■住民の防災対応

○日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

(例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認等

○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

(例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備(非常用持出品等)、危険なところにできるだけ近づかない 等

■企業等の防災対応

○日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

(例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等

第2 地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震(後発地震)が発生した場合は、県、町及び秩父消防本部は、「第2編 震災対策編」に基づき災害対応を行う。

第5章 火山噴火降灰対策

県内で想定される地震と火山の噴火は直接関係はないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

富士山については、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書（2004年）や富士山火山広域防災検討会報告（2005年）による富士山降灰可能性マップによれば、県内では、最大で2～10cm堆積可能性のあるエリアに県南地域が入っているほか、その他の地域で2cm未満の降灰が予想されている。

また、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明3年（1783年）の大噴火において、本庄～深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。

第1 基本方針

富士山及び浅間山の噴火が住民生活等に与える影響を最小限にするための対策を講じるとともに、甚大な被害となる近隣都県を支援する。

第2 実施計画

【被害想定】

- 富士山が噴火した場合最大で2～10cm堆積可能性のあるエリアに県南地域が入っているほか、本町で2cm未満の降灰が予想されている。
- その他の近隣の火山（浅間山、草津白根山など）が噴火した場合にも、県内で数cmの降灰堆積の可能性がある。

【降灰とは】

細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象。火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰や堅牢な建物への避難が必要となる。

【火山灰の特徴】

- 粒子の直径が2mmより小さな噴出物（2～0.063mmを砂、0.063mm未満をシルトと細分することもある）
- マグマが噴火時に破碎・急冷したガラス片・鉱物結晶片
- 亜硫酸ガス（SO₂）、硫化水素（H₂S）、フッ化水素（HF）等の火山ガス成分が付着
- 水に濡れると硫酸イオン等が溶出
- 乾燥した火山灰粒子は絶縁体だが、水に濡れると酸性を呈し、導電性を生じる
- 硫酸イオンは金属腐食の要因
- 溶出した硫酸イオンは火山灰に含まれるカルシウムイオンと反応し、硫酸カルシウム（石膏）となる湿った火山灰は乾燥すると固結する
- 火山灰粒子の融点は、一般的な砂と比べ約1,000℃と低い
- 粒径分布は生成過程の噴火様式によって異なる
 - 苦鉄質（シリカに乏しい）マグマ⇒非爆発的噴火⇒細粒粒子の生産率少ない
 - 珪長質（シリカに富む）マグマ⇒爆発的噴火⇒細粒粒子の生産率多い

（出典：内閣府・広域的な火山防災対策に係る検討会）

【具体的取組】

<予防・事前対策>

【総務課】

1	火山噴火に関する知識の普及
2	事前対策の検討
3	食料、水、生活必需品の備蓄

1 火山噴火に関する知識の普及

(1) 取組方針

火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるように、火山現象とその危険性に関する知識の普及啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についての周知を図る。

【噴火警報・予報、降灰予報】

○噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)・噴火警報(周辺海域)

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「火山名」「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報(居住地域)」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報(火口周辺)」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報(周辺海域)」として発表する。噴火警報(居住地域)は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

○噴火警戒レベル

気象庁が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で運用される。近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

埼玉県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況

区 分	火山名
噴火レベルが運用されている火山	富士山、浅間山、草津白根山（白根山（湯釜付近））、草津白根山（本白根山）他
噴火レベルが運用されていない火山	赤城山、榛名山他

噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火レベル

名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (キーワード)
噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	レベル5 (避難)
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	レベル4 (高齢者等避難)
噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル3 (入山規制)
	火口から少し離れたところまでの火口付近	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル2 (火口周辺規制)
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	レベル1 (活火山であることに留意)

噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合

名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル (警戒事項等)
噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	居住地域嚴重警戒
噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	入山危険
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺危険
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	活火山であることに留意

○噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
 - ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
 - ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合
- ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

○火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるかと判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

○噴火予報

気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合には「噴火予報」を発表する。

○降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

①降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

②降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

※1降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

③降灰予報（詳細）

<ul style="list-style-type: none">・噴火が発生した火山※2に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。 <p>※2降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。</p> <p>○火山ガス予報</p> <p>気象庁が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。</p> <p>○火山現象に関する情報等</p> <p>気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。</p>

（2）役割

■町の役割

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・火山現象や前兆現象に関する知識の普及啓発・火山情報の種類と発表基準の周知・降灰予想や噴火時にとるべき行動等の周知 |
|---|

■住民の役割

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・気象庁が発表する火山の噴火警報の理解・自分の住む地域の降灰の予測状況の把握・マスク、ゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持出し用品の準備 |
|--|

2 事前対策の検討

（1）取組方針

降灰によって生じることが想定される災害について、予防・事前対策を検討する。

（2）役割

■町の役割

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・住民の安全、健康管理等・降灰による空調機器等への影響・視界不良時の交通安全確保・農産物等への被害軽減対策・降灰処理 |
|--|

3 食料、水、生活必需品の備蓄

(1) 取組方針

富士山が噴火した場合、高速道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じる。
発災時に冷静な対応を住民に要請するためにも、家庭内における備蓄を推進する。

(2) 役割

■町の役割

・食料、飲料水、簡易トイレ、トイレトペーパー等生活必需品の備蓄の促進（3日分以上を目標。可能であれば1週間以上を推奨）

「第2章 第1 自助、共助による防災力の向上－<予防・事前対策>－1 自助、共助による住民の防災力の向上（普及啓発・防災教育）」を準用する。

<応急対策>

【関係各部】

1	応急活動体制の確立
2	情報の収集・伝達
3	避難所の開設・運営
4	医療救護
5	交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策
6	農業者への支援
7	降灰の処理
8	広域一時滞在
9	物価の安定、物資の安定供給

1 応急活動体制の確立

(1) 取組方針

降灰による被害が発生した場合、防災機関及び県などの協力を得て災害応急対策を実施する。

(2) 役割

■町の役割

・災害応急対策の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 町

町は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策を実施する。

2 情報の収集・伝達

(1) 取組方針

降灰による被害発生時に、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

(2) 役割

■町の役割

・降灰情報の収集・伝達

(3) 具体的な取組内容

ア 降灰に関する情報の発信

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、もしくは町内に降灰があったときは、県及び町は、協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。

発信手段は、「第2章－第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備－〈予防・事前対策〉」を準用する。

【災害オペレーション支援システムで取得する情報】

- ・噴火警報・予報
- ・火山の状況に関する解説情報
- ・噴火に関する火山観測報
- ・噴火速報
- ・降灰予報

イ 降灰に関する被害情報の伝達

町は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。

【降灰調査項目】

- ・降灰の有無・堆積の状況
- ・時刻・降灰の強さ
- ・構成粒子の大きさ
- ・構成粒子の種類・特徴等
- ・堆積物の採取
- ・写真撮影
- ・降灰量・降灰の厚さ
- ・構成粒子の大きさ

ウ 降灰に伴う取るべき行動の周知

降灰が予測される場合、町は、降灰時にとるべき行動を、住民に発信する。住民への発信に当たっては、即時性の高いメディア（緊急速報メール、ツイッター）も活用する。

(例)

- 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。
- 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
- 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパー（※）を使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。

※ワイパーをいきなり作動させるとフロントガラスを傷つけることがある。走行前に火山灰を払落し、ウインドウウォッシャー液等で洗い流してから作動させる。

3 避難所の開設・運営

降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った住民を収容するため、町は避難所を開設・運営する。

「第2章－第8避難対策－<応急対策>」を準用する。

ただし、避難所の運営にあたっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。

4 医療救護

「第2章－第6 医療救護等対策－<応急対策>」を準用する。

現段階では、火山灰による健康被害について、明確な見解は明らかになっていないが、特に喘息疾患には悪影響を与える可能性が高いため、対応が必要である。

5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

「第2章－第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保－<応急対策>」を準用する。

○他県の例では、下記の事例が報告されている。

- ・電気設備：降灰の荷重により、電線が切れる。
雨を含んだ火山灰が付着した碍子の絶縁不良によってショートする。
- ・上水道：水道施設内のろ過池に降灰があり、濁水により取水ができなくなる。
火山灰は火山ガスを付着しているため、状況によりフッ素や塩素などの水質の値が上昇する。
- ・道路：降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。
- ・鉄道：分岐器に降灰が堆積し、運行に支障が出る。

○降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講じる。

6 農業者への支援

○農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するように支援する。

○火山灰が多量に土壤に混入すると、土壤の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、土壤への土壤改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

7 降灰の処理

(1) 取組方針

○火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行う。民有地内の降灰の除去は、

各家庭又は各事業者による対応を原則とする。

- 道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。
- 宅地など各家庭から排出された灰の回収は、町が実施する。
 また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施する。
- 県及び町は、火山灰の処分場所を事前に選定する。
- 県は、最終処分場の確保が難しい場合に備え、広域的な処分を検討するとともに、国に働きかけていく。

(2) 役割

- ・降灰処理のための町及び関係機関等の役割は、次のとおりである。
 各機関等の役割

機関名等	役割
町	・一時的仮置場の設置 ・火山灰の利用、処分
町（施設管理者）	・施設及び敷地内の降灰の除去
県	・広域的な処分の調整 ・上下水道施設における降灰の除去
住民	・堆積した降灰の除去（宅地等）
事業者	・堆積した降灰の除去（事業施設等） ・一時的仮置き場までの運搬
道路管理者	・道路上の降灰の除去
鉄道管理者	・鉄道施設内の降灰の除去

(3) 具体的な取組内容

ア 降灰の収集

町は、一般家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を配布する。用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。

8 広域一時滞在

- 火山の噴火により広域避難を余儀なくされる他都道府県の住民を受け入れる。
- 「第5編 広域応援編－< 応急対策 >－3 広域避難の支援」を準用する>

9 物価の安定、物資の安定供給

(1) 取組方針

噴火によって引き起こされる物流障害に伴い、不安心理からくる買い占めや事業者の売り惜しみ等、生活必需品の供給が過度に阻害されないよう、住民や事業者に冷静な行動を求める。

(2) 役割

■町の役割

・ 買い占め・売り惜しみをする事業者への監視、指導等

(3) 具体的な取組内容

町は、食料をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買い占め、売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行う。

<復旧対策>

【関係各課】

1 継続災害への備え
2 その他復旧対策

1 継続災害への備え

(1) 取組方針

大量の降灰があった場合には、土石流危険渓流において土石流が繰り返し、継続して発生する可能性がある。そのため、降灰後は、降雨による土石流による災害防止に取り組む。

(2) 役割

■町の役割

- ・警戒基準雨量の見直し
- ・警戒避難体制の確立
- ・降雨時の避難の実施

2 その他復旧対策

「第2章－第2 災害に強いまちづくりの推進－<復旧対策>」を準用する。

第6章 最悪事態（シビアコンディション）への対応

【関係各課】

第1 シビアコンディションを設定する目的

防災計画策定の基礎となる被害想定は、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率を基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計したものである。その結果、町の防災対策は、比較的局地的な地震を想定にして実施されてきた。

しかし、実際に大規模地震が発生した時は、平均的に算出された被害想定を超えた、最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など）が生じる可能性もあるため、町をはじめ防災関係機関は、最悪事態（シビアコンディション）を想定しておく必要がある。

第2 シビアコンディションへの対応

震災対策編第1章から第4章に定める計画は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備を始め、住民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。

一方、シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。

また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得る。

そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練が重要になる。

第3 シビアコンディションの共有と取組の実施

県は、従来どおり被害想定に基づく特定地震をターゲットとした災害対策をしっかりと進めながら、その上で、最悪の事態をもシミュレーションし、防災関係機関や住民と共有するものとしている。

本町においても、県による最悪の事態を想定したシミュレーション結果を共有し、大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」対策と組み合わせることによって、最優先に住民の生命を守ることが重要である。

また、県の場合は、首都直下地震災害発生時においても比較的被害が少ないとされ、全国からの応援業務の拠点として、積極的な広域支援を行うことになる。県域のみの局地的災害だけを対象としていた従来の対策では、首都直下地震に備えることはできず、町もその一翼

を担うことになる。

科学的根拠は薄いが発生する可能性がある主な最悪事態を「シビアコンディション」として資料編に示し、対策の方向性を検討する。

《資料-16 シビアコンディション》

第3編 風水害対策編

第3編 風水害対策編

第1章 総則

第1節 本町における風水害の概況

【総務課】

第1 過去の主な風水害

(1) 風水害及び土砂災害

本町における水害で、もっとも大きな被害をもたらしたのは、1742年（寛保2年）8月28日に発生した大風雨で、30日の午後4時頃から南東の風雨が強まった。滝の上区にある寛保洪水位磨崖標によると荒川の大氾濫によって水位は18m以上にも達し、付近一帯が水没したとされている。残された資料から台風の影響と考えられている。また、波久礼付近の山が崩壊して荒川を堰止めたからではないか、と言う説もある。

また、明治43年8月には、前線及び台風の影響による大雨により、秩父郡では1,660箇所という驚くべき数の山崩れが発生し、荒川は未曾有の大洪水となり、特に旧白鳥村が激甚な被害を受けている。

近年では、令和元年東日本台風（台風第19号）によって、本町にも大きな被害が発生した。

■主な気象災害

発生年月	被害概要
昭和13年9月 台風による風水害	9月1日の大雨による荒川の洪水で流失5戸、浸水35戸の被害を受けたほか、おらく橋（旧高砂橋）が被害を受けた。
昭和22年9月カスリーン台風	9月14日から15日にかけて、台風による大雨により、荒川が洪水となり滝の上及び井戸肥土各地区で民家に被害が生じ、明治43年8月の大水害に次ぐ被害となった。
昭和32年6月 台風第5号	6月18日から22日にかけて台風第5号が関東地方を通過し大雨を降らせ、矢那瀬上波久礼で秩父鉄道線路上に土砂が崩れ落ち、一時不通となった。
昭和41年9月25日 台風第26号	午前2時頃秩父地方を通った台風第26号による暴風により、電話線や電力関係等のほか、井戸中郷区で全半壊6戸という大きな被害が出た。
昭和46年8月 台風第23号	井戸地区の法善寺裏、洞の入りで山崩れが発生し、20a程の損害があった。

発生年月	被害概要
昭和49年9月 台風第16号	大雨による荒川の増水により、井戸地区の金石キャンプ場のバンガロー数棟が流出し、別荘1戸が半壊した。
令和元年10月12日 東日本台風	10月12日から10月13日、台風第19号（令和元年東日本台風）。12日の日降水量は、秩父511ミリ、浦山635ミリ、三峰549ミリ、上吉田434ミリに達した。また、当町内の野上観測所においても時間雨量47mmを観測し、大雨特別警報が発表された。町内の被害は住家全壊1棟、大規模半壊2棟、半壊2棟、一部損壊（準半壊）1棟をはじめ、町道、林道等にも多数の被害が発生し、射撃大会により町内に宿泊していた学生等を含む475人が指定避難所及び埼玉県立長瀬げんきプラザへ避難した。 なお、この災害により、災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用された。

(2) 大雪災害

大雪災害としては、2014年(平成26年)2月14～15日にかけて、急速に発達した低気圧と上空の寒気の影響により、観測史上最大となる積雪を記録しており、この大雪の影響で、国・県道路の通行止め及び鉄道の運休等により交通機関に影響を及ぼした。

■主な大雪被害

発生年月	被害概要
平成26年2月豪雪	2月14日早朝から2月16日まで雪が降り続き、最深積雪は熊谷市で62cm、秩父市で98cmの大雪を記録した。当町でもビニールハウス及びカーポート等の倒壊が相次ぎ、見舞金や補助金による被災者支援を行った。

第2 予想される災害

(1) 洪水

洪水により町内で発生すると想定される災害の規模については、県が公表した水防法で公表が定められた洪水予報河川及び水位周知河川（18河川）以外の県管理河川の水害リスク情報図の情報を踏まえ、1,000年に1度の確率で発生すると想定される最大規模の降雨量（72時間総雨量1,000ミリ）により、洪水浸水想定区域への浸水や河岸浸食による家屋の倒壊が発生すると想定される。

(2) 土砂災害

土砂災害については、令和3年度現在、町内に土砂災害警戒区域が131か所、土砂災害特別警戒区域が116か所ある。台風等の大雨や集中豪雨等により、土砂災害特別警戒区域等で土砂災害の発生が想定される。

(3) 大雪

大雪により町内で発生すると想定される災害の規模については、熊谷市で62cm、秩父市で98cmの観測史上最大の積雪を記録した平成26年2月の大雪災害と同規模の被害とし、大雪の影響で、落雪、転倒等による人的被害のほか、交通の途絶、孤立集落の発生、構造物の損壊、農作物被害、架線切断による停電等の被害が発生すると想定される。

(4) 竜巻等突風

竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻で、多くの場合、ろうと状又は柱状の雲を伴い、直径数十m以上で、数kmにわたって移動し、被害地域は帯状になる特徴がある。年間を通じて、いつでもどこでも発生するが、時期的には台風シーズンである9月に最も多い。

本町では、竜巻等突風による大きな被害は発生していないが、気象台より過去に幾度かの竜巻注意情報が発表されている。

第2節 施策の体系

【総務課】

予防・事前対策	応急対策	災害復旧対策
第1 自助、共助による防災力の向上		
自助・共助による住民の防災力の向上 (普及啓発・防災教育)	自助による応急対策の実施	
自主防災組織の育成強化	地域による応急対策の実施	
長瀬町消防団の活動体制の充実		
事業所等における防火組織等の整備	事業所における応急対策の実施	
ボランティア等活動支援体制の整備	ボランティアとの連携	
地区防災計画の策定	地域の安全確保への協力	
適切な避難行動に関する意識啓発		

予防・事前対策	応急対策	災害復旧対策
第2 災害に強いまちづくりの推進		
水害予防—治山	公共施設の応急対策	迅速な災害復旧
水害予防—治水		
土砂災害の予防		
防災都市づくり		

予防・事前対策	応急対策	災害復旧対策
第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保		
交通関連施設の安全確保	道路ネットワークの確保	
緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備	交通規制	
	交通施設の応急対策	
ライフラインの確保	ライフライン施設の応急対策	ライフライン施設の早期復旧

予防・事前対策	応急対策	災害復旧対策
---------	------	--------

第4 応急対応力の強化

応急活動体制の整備	土砂災害防止
防災活動拠点の整備	応急活動体制の施行
消防力の充実強化	応急活動拠点の開設・運営
救急救助体制の整備	応急措置
相互応援の体制整備等	消防活動
	自衛隊災害派遣
	応援要請
	応援の受け入れ

予防・事前対策	応急対策	災害復旧対策
---------	------	--------

第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備	特別警報・警報・注意報の伝達
気象情報や避難情報の活用の周知	町における措置
	災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達
	異常な現象発見時の通報
	広報広聴活動

予防・事前対策	応急対策	災害復旧対策
---------	------	--------

第6 医療救護等対策

医療救護体制の整備	初動医療体制	防疫活動
	遺体の取扱い	遺体の埋・火葬

予防・事前対策	応急対策	災害復旧対策
---------	------	--------

第7 避難対策

避難体制の整備	避難の実施
	避難所の開設・運営
	広域避難
	広域一時滞在

予防・事前対策	応急対策	災害復旧対策
---------	------	--------

第8 災害時の要配慮者対策

避難行動要支援者の安全対策	避難行動要支援者等の避難支援
要配慮者全般の安全対策	避難生活における要配慮者支援
社会福祉施設入所者等の安全対策	社会福祉施設入所者等の安全対策
	外国人の安全確保

予防・事前対策	応急対策	災害復旧対策
---------	------	--------

第9 物資供給・輸送対策

飲料水・食料・生活必需品・防災用資 機材・医薬品の供給体制の整備	飲料水・食料・生活必需品・防災用 資機材等の供給
緊急輸送体制の整備	緊急輸送

予防・事前対策	応急対策	災害復旧対策
---------	------	--------

第10 生活の早期再建

罹災証明書の発行体制の整備	災害救助法の適用	生活再建等の支援
応急住宅対策	被災者台帳の作成・罹災証明書の発 行	
動物愛護	がれき処理等廃棄物対策	
文教対策	動物愛護	
がれき処理等廃棄物対策	応急住宅対策	
被災中小企業支援	文教対策	

予防・事前対策	応急対策	災害復旧対策
---------	------	--------

第11 竜巻・突風等対策

竜巻等突風の発生、対処に関する知識 の普及	情報伝達	被害認定の適切な実施
竜巻注意情報等気象情報の普及	救助の適切な実施	被災者支援
被害予防対策	がれき処理	
竜巻等突風対処体制の確立	避難所の開設・運営	
情報収集・伝達体制の整備	応急住宅対策	
適切な対処法の普及		

第2章 施策ごとの具体的計画

第1 自助、共助による防災力の向上

【基本方針】

「第2編 震災対策編－第2章－第1」を準用する。

【現況】

「第2編 震災対策編－第2章－第1」を準用する。

【具体的取組】

<予防・事前対策>

【関係各課、秩父消防本部】

1	自助・共助による住民の防災力の向上(普及啓発・防災教育)
2	自主防災組織の育成強化
3	長瀬町消防団の活動体制の充実
4	事業所等における防火組織等の整備
5	ボランティア等活動支援体制の整備
6	地区防災計画の策定
7	適切な避難行動に関する意識啓発

1～6については、「第2編 震災対策編－第2章－第1」を準用するほか、以下のとおり対応する。

7 適切な避難行動に関する普及啓発

「第2編 震災対策編－第2章－第1－<予防・事前対策>－7 適切な避難行動に関する普及啓発」を準用するほか、次のとおりとする。

(1) 取組方針

水害はある程度予測可能な災害であることから、住民一人ひとりが早めに準備をし、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることができる。このため、大雨や台風等が接近し

水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成など適切な避難行動に関する普及啓発を行う。

(2) 役割

■町の役割

マイ・タイムライン作成など適切な避難行動に関する普及・啓発

■住民の役割

マイ・タイムラインの作成

(3) 具体的な取組内容

町は、マイ・タイムライン作成に関するパンフレットを作成、配布するなど、適切な避難行動に関する普及啓発に努める。

【マイ・タイムライン作成のポイント】

～県作成「防災マニュアルブック（風水害・土砂災害編）」より

1. 事前の確認

①住んでいる場所の特徴

住んでいる場所が浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に入っているか町が作成するハザードマップで確認

②避難先の想定

住んでいる場所と状況で避難行動は変わってくる。状況に応じて避難できるよう複数の避難場所を想定しておく。

- ・原則…指定緊急避難場所への「立退き避難」
- ・浸水が始まって移動が危険なとき…近隣の安全な場所への「立退き避難」
- ・夜間の豪雨時など外へ出る方がかえって危険なとき…家の中の安全な場所での「屋内安全確保」

2. 情報の入手

気象情報や避難情報が避難の準備や避難開始のタイミングを決める目安となる。複数の情報入手手段を持つようにしておく。

3. 早めの避難

< 応急対策 >

【総務部、町民福祉部】

1	自助による応急対策の実施
2	地域による応急対策の実施
3	事業所における応急対策の実施
4	ボランティアとの連携
5	地域の安全確保への協力

「第2編 震災対策編－第2章－第1」を準用する。

第2 災害に強いまちづくりの推進

【基本方針】

土砂災害による被害を最小限にするため、治山、砂防、治水等の予防対策を推進する。

また、地すべり、土石流、急傾斜地崩壊、山地災害といった、住民の生命、身体及び財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、あらかじめ危険箇所を住民に周知するなど災害を予防するための対策を推進する。

【現況】

〈治山〉

○保安林

国又は県は、国土保全、水源かん養等の公益的機能の発揮が特に要請される森林について、保安林に指定し、伐採規制等により保全・整備を図っている。町内の保安林面積は1,158.53ha（令和4年1月現在）である。

○町内危険地区等

町内の山腹崩壊危険地区は11箇所、崩壊土砂流出危険地区は29か所、地すべり危険地区は2地区である。

≪資料-17 山腹崩壊危険地区≫

≪資料-18 崩壊土砂流出危険地区≫

≪資料-19 地すべり危険地区≫

〈砂防〉

○土砂災害警戒区域

県では、土砂災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、土砂災害防止法）に基づき、土砂災害危険箇所及びその周辺を調査し、町と調整を図りながら土砂災害警戒区域等の指定を進めている。

本町における土砂災害警戒区域の指定は131箇所であり、内116箇所は土砂災害特別警戒区域に指定されている。

なお、土砂災害警戒区域は、従来の土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）を中心とした再調査結果を踏まえ、土砂災害防止法に基づき告示した区域である。

≪資料-20 土砂災害警戒区域≫

・土石流危険渓流

土石流危険渓流とは、谷地形をなし、渓床勾配3度以上で土石流の発生の危険性があり、人家に被害の及ぼすおそれのある渓流及び人家は無いものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流をいい、山間部に広く分布している。

《資料-21 土石流危険渓流》

・地すべり危険箇所

町の地すべり危険箇所は、2箇所あり、これらの箇所は、現在活動中のもの、過去に活動のあったもの、又は、活動が予測される区域である。

《資料-22 地すべり危険箇所一覧(国土交通省所管)》

・急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所とは、地表面が水平面に対して30度以上の角度をなし、その高さが5 m以上の急傾斜で、人家に被害の及ぼすおそれのあるもの、及び人家は無いものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所をいう。

《資料-23 急傾斜地崩壊危険箇所》

《資料-24 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所》

○砂防指定地

知事は治水上砂防のため、砂防設備を必要とする土地に対し、砂防法第2条の規定により、砂防指定地の指定を国土交通大臣に進達することができる。国土交通大臣は砂防指定地として、これを指定することができる。

本町における砂防指定地は23箇所である。

《資料-25 砂防指定地》

〈治水〉

○荒川水系荒川上流ブロック（荒川、蒔田川など）の状況

荒川上流ブロックの地形は、寄居付近の荒川扇状地を除き、そのほとんどが八王子構造線以西の秩父山地に含まれていることから、荒川、中津川、赤平川の源流部及び秩父山地を源とする支川は山地特有の渓谷を有する河川形状となっている。

近年、特に大きな水害を受けることはなくなったが、平成11年8月洪水の際には、床上・床下浸水が発生し、平成13年9月の洪水では三峰の総雨量612ミリで観測史上最高を記録した。荒川上流ブロックの河道は勾配が急であるため、激しい浸食作用などによる被害も生じており、流域での対応を含む効果的な治水対策が求められている。

【具体的取組】

<予防・事前対策>

【関係各課】

1 水害予防－治山
2 水害予防－治水
3 土砂災害の予防
4 防災都市づくり

1 水害予防－治山

(1) 取組方針

森林は、洪水、山腹崩壊、土砂流出等の山地災害を防ぐという山地保全上重要な機能を有している。治山事業により、山腹崩壊地、荒廃溪流の復旧対策や荒廃の兆しがある山地の防災対策を図るとともに、荒廃した森林を整備することにより、山地災害を防止する。

(2) 役割

■町の役割

・山地災害危険地区における住民の安全確保

(3) 具体的な取組内容

ア 山地災害危険地区における住民の安全確保

町は、山地災害危険地区を本計画に明記するとともに、予報、警報、避難指示等を迅速かつ的確に地域住民に伝達できる体制を確立する。

2 水害予防－治水

(1) 取組方針

県が推進する河川事業を促進するとともに、住民に対して洪水想定区域に関する情報提供の充実に努める。

(2) 役割

■町の役割

・水害ハザードマップの作成

(3) 具体的な取組内容

ア 治水対策

(ア)洪水浸水想定区域の指定等

○洪水浸水想定区域の指定・公表

本町は、水防法第14条に基づく洪水浸水想定区域の指定地区ではないが、県が想定した最大限の降雨に伴う洪水による浸水を想定したハザードマップを作成している。町はこの浸水を想定し、本計画に次の事項を定める。

- | |
|--|
| <p>一 洪水予報等の伝達方法</p> <p>二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</p> <p>三 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項</p> <p>四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域）内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの</p> <p>五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</p> |
|--|

町は、本計画に上記四に掲げる事項を定めるときは、同計画に当該施設の所有者又は管理者及び自主防災組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。また、本計画にその名称・所在地を定められた上記四の施設の所有者又は管理者は、以下について実施義務又は努力義務がある。

- | |
|---|
| <p><四のイ要配慮者利用施設></p> <ul style="list-style-type: none">・国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の避難確保に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、市町村長への報告、公表（義務）。・計画に基づく施設利用者の洪水時等の避難確保のための訓練の実施（義務）・自衛水防組織の設置（努力義務） |
|---|

さらに、町は、本計画において定められた、上記一～五に掲げる事項を住民、滞在者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じる。

ハザードマップの配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等についても定期的に確認するよう努める。

3 土砂災害の予防

(1) 取組方針

町は、県等と連携し住民の生命、身体及び財産に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、予防の措置を講ずる。

(2) 役割

■町の役割

・警戒避難体制の確立

(3) 具体的な取組内容

土砂災害全般にわたる取組として、県は土砂災害警戒区域等の指定を行っている。町は区域指定に基づき警戒避難体制を整備する。

ア 土砂災害警戒区域等の指定

県は土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）について、平成13年4月に施行された土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定し、土砂災害が及ぶ範囲を明らかにする。

町は、区域指定に基づき、警戒避難体制を整備する。

・土砂災害警戒区域における対策

町は、以下の項目等に留意し、土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制の整備を図る。

- ①土砂災害警戒区域を含む自治会や住民に対し、ハザードマップを配布・公表し、住民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発に努める。
- ②土砂災害警戒区域内の住民を対象に、土砂災害を想定した防災訓練を開催する。
- ③土砂災害警戒区域内における要配慮者関連施設の避難の支援は、防災関連機関、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、要配慮者に関する情報（名簿、連絡体制等）を通常時から把握し、施設ごとに具体的な避難支援計画を整備する。
- ④土砂災害警戒区域の地形変状を定期的に巡視・点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める。
- ⑤大雨に関する注意報、警報及び土砂災害警戒情報について、住民に周知するとともに、緊急時に住民の避難を促す伝達手段を整備していく。

町は、本計画において、少なくとも当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- 一 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の収集及び伝達に関する事項
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生する

おそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

五 救助に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

上記四に該当する施設については、本計画に、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、上記一に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。

上記四に該当する施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、町長に報告しなければならない。また、計画に定めるところにより、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のために訓練を行わなければならない。

さらに、町長は、本計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

【土砂災害の警戒避難体制に関して、ハザードマップに記載すべき事項】

- ①土砂災害警戒区域並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - ・土砂災害警戒区域等：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
 - ・自然現象の種類：急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり
- ②土砂災害に関する情報の伝達方法・避難場所
- ③その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項（必要に応じて）
 - ・雨量情報
 - ・土砂災害警戒情報、警戒避難基準雨量（降雨指標値）
 - ・避難情報（高齢者等避難、避難指示等）
 - ・土砂災害の特徴・前兆現象・避難時の心得・携行物
 - ・主要な避難路
 - ・その他

4 防災都市づくり

「第2編 震災対策編－第2章－第2 災害に強いまちづくりの推進－<予防・事前対策>－1 防災都市づくり」を準用する。

<応急対策>

【関係各部、秩父消防本部】

Ⅰ 公共施設の応急対策

Ⅰ 公共施設の応急対策

「第2編 震災対策編－第2章－第2 災害に強いまちづくりの推進－<応急対策>－

Ⅰ 公共施設の応急対策」を準用する。

<復旧対策>

【関係各課】

Ⅰ 迅速な災害復旧

Ⅰ 迅速な災害復旧

「第2編 震災対策編－第2章－第2 災害に強いまちづくりの推進－<復旧対策>－

Ⅰ 迅速な災害復旧」を準用する。

第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

【基本方針】

「第2編 震災対策編－第2章－第3」を準用する。

【現況】

「第2編 震災対策編－第2章－第3」を準用する。

【具体的取組】

<予防・事前対策>

【関係各課】

1 交通関連施設の安全確保
2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備
3 ライフラインの確保

「第2編 震災対策編－第2章－第3」を準用する。

<応急対策>

【総務部、環境整備部、皆野・長瀬下水道組合、秩父広域市町村圏組合水道局】

1 道路ネットワークの確保
2 交通規制
3 交通施設の応急対策
4 ライフライン施設の応急対策

「第2編 震災対策編－第2章－第3」を準用するほか、「2 交通規制」について、次のとおり対応する。

○町は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

<復旧対策>

【関係各課】

1 ライフライン施設の早期復旧

「第2編 震災対策編－第2章－第3」を準用する。

第4 応急対応力の強化

【基本方針】

町は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、災害対策本部を設置し、有機的な連携を図りながら、それぞれの機能を十分にして、応急活動体制に万全を期す。

【現況】

「第2編 震災対策編－第2章－第4」を準用する。

【具体的取組】

<予防・事前対策>

【関係各課】

1	応急活動体制の整備
2	防災活動拠点の整備
3	消防力の充実強化
4	救急救助体制の整備
5	相互応援の体制整備等

「第2編 震災対策編－第2章－第4－<予防・事前対策>」を準用する。

< 応急対策 >

【総務部、秩父消防本部】

1	土砂災害防止
2	応急活動体制の施行
3	防災活動拠点の開設・運営
4	応急措置
5	消防活動
6	自衛隊災害派遣
7	応援要請
8	応援の受入れ

1 土砂災害防止

(1) 取組方針

土砂災害に対する情報の収集及び被害への対応を迅速に実施する。

(2) 役割

■町の役割

- ・情報の収集・伝達
- ・避難指示等の発令
- ・避難誘導の実施
- ・二次災害の防止

(3) 具体的な取組内容

ア 土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報

(ア) 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼び掛ける情報で、県と熊谷地方気象台から共同で発表される。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

土砂災害警戒情報に関する業務については、「埼玉県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定」により措置する。

○特徴及び利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨予測に基づいて判定し、

発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。

また、土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊を対象として、斜面の深層崩壊、山林の崩壊、地すべり等については、発表対象とするものではないことに留意する。

(イ) 土砂災害緊急情報の提供

国は、河道閉塞による湛水を原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流、また、県は、地すべりについて重大な土砂災害の急迫した危険が認められる場合、土砂災害の想定区域及び時期について緊急調査を行い、町が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、調査結果を提供する。

(ウ) 情報の収集・伝達

- 町は局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達する。
- 町は土砂災害の発生が予想される場合は、住民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行うものとし、特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、戸別伝達に努める。
- 町は、土砂災害警戒区域を含む自治会長や要配慮者施設管理者等に対し、土砂災害警戒情報等が発令された場合、町で把握している時間雨量と累加雨量等の情報をFAX、電話等により伝達する。
- 町は、提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、土砂災害警戒情報や各種情報について、適時適切なタイミングで情報提供を行う。

(エ) 避難指示等の発令

町が土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報の対象となった場合、町長は周辺の溪流・斜面の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令する。

土砂災害警戒情報について、土砂災害警戒情報の目的、発表基準、伝達体制などを本計画に明記するとともに、「土砂災害警戒情報の発表された場合」を避難指示等の発令基準に位置付ける。

また、土砂災害緊急情報についても同様に本計画に明記する。

(オ) 避難誘導

町は、具体的に危険が予想される危険箇所周辺の住民等に対しては、人命の安全を第一義とし、迅速かつ沈着な行動をとり、避難するよう具体的な指導を行う。

また、乳幼児、高齢者、身体障がい者等の自力避難が困難な避難行動要支援者については、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

(カ) 二次災害の防止

町は、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずる。

- ・降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施。
- ・安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り規制等の実施。
- ・降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置の実施。
- ・人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
- ・発災後の降雨等による土砂災害の発生防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
- ・気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制等被害者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

2 応急活動体制の施行

(1) 取組方針

町内に風水害が発生又は発生するおそれがある場合、町及び秩父消防本部は協力体制を整え、災害対策本部を設置し、必要に応じて災害救助法の適用を知事に要請するなど、災害の拡大防止及び救援活動が迅速に実施できるよう、応急対策に万全を期する。

(2) 役割

■町の役割

- ・災害対策本部体制等の施行

(3) 具体的な取組内容

ア 目標

町は、災害発生時に被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、町本部を設置し、有機的な連携を図りながら、それぞれの機能を十分に活用し、応急活動体制に万全を期する。

また、法令又は本計画の定めるところにより、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施する。

町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及びこの計画に定める町本部等の組織に必要な職員を動員、配備し、その活動体制に万全を期する。

イ 活動体制

町、県及び防災関係機関は、日ごろから防災体制の充実に取り組むとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、災害対策本部等の組織を設置し、有機的な連携を図りながら応急活動体制に万全を期する。

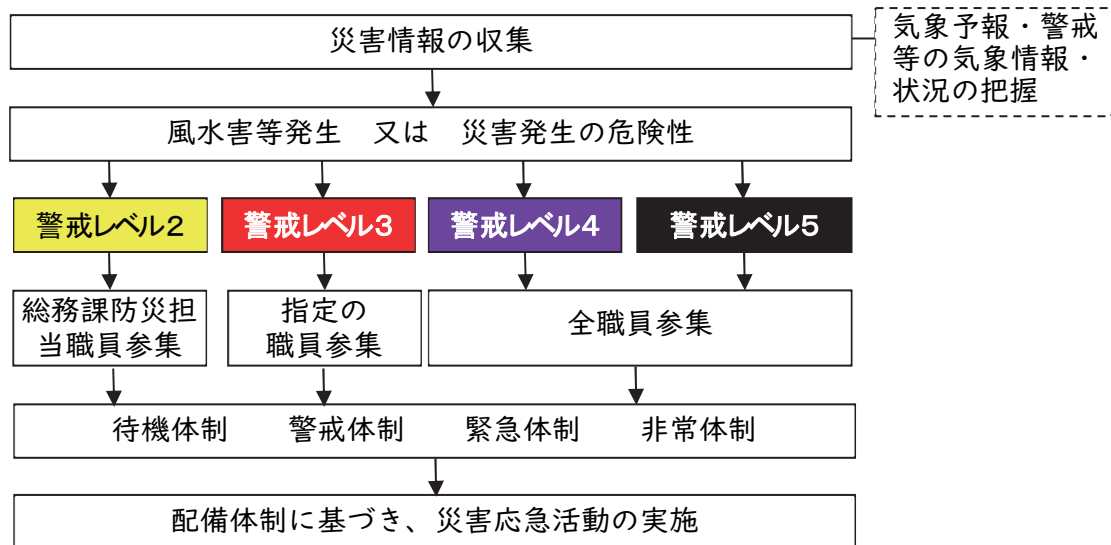
町内に災害救助法が適用された場合は、知事から委任を受けて災害救助法に基づく救助事務を実施（または県の実施する救助事務を補助）する。町は、あらかじめ救助体制を定めておく。

(ア)風水害等発生時の体制の種別及び配備区分

待機体制及び警戒体制時には、通常の組織をもって災害に対応する。

区分	基準	配備対象職員	町職員の行動
	【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	—	・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構え
待機体制	【警戒レベル2】 大雨・洪水・大雪 注意報 (気象庁が発表)	総務課防災担当職員	・情報収集を行い得る体制 ・ハザードマップ等により災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認 ・住民の避難行動を確認
警戒体制	【警戒レベル3】 大雨警報(土砂災害、浸水害)・洪水警報・大雪警報 『高齢者等避難』 (町長が発令) <small>災害が発生又は発生が予想される場合</small>	・課長級以上の職員 ・指定の職員	・情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する体制 ・高齢者等を危険な場所から避難 ・高齢者等以外の人々の避難準備、自主避難に向けた避難所の開設準備
緊急体制	【警戒レベル4】 土砂災害警戒情報 『避難指示』 (町長が発令)	全職員	<u>災害対策本部の設置</u> ・災害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）
非常体制	【警戒レベル5】 大雨・大雪特別警報 『緊急安全確保』 (町長が発令)	全職員	<u>全庁的な災害対策</u> ・組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制 ・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保

《対応フロー図》



(イ) 配備体制の決定

○待機体制

総務課長が行う、必要と認める課の職員による体制。

○警戒体制

総務課長が行う。

○緊急体制

町長が行う。

○非常体制

町長が行う。

(ウ) 警戒体制時の対応

警戒体制時には、通常の組織をもって災害に対応するが、災害情報の収集・伝達等については、本部設置時に準じて行う。

(エ) 夜間・休日等における体制

○日直体制

・昼間（午前8時30分から午後5時15分）においては、職員の日直体制

・夜間（昼間の時間帯以外）においては、秩父消防本部又は秩父消防署北分署から総務課職員に連絡が入る体制

○情報収集体制時の要員の確保

(オ) 警戒体制、緊急体制における情報収集・伝達手段の確保

○日直者

担当者が参集するまで、災害の情報収集及び連絡等を行う。

○警戒体制にかかる要員、各課室長

台風の直撃などにより、災害が発生又は発生が予想される場合に、動員伝達の有無に関わらず、直ちに町庁舎に速やかに参集し、風水害等の情報収集及び本部の設置準備に当たるとともに、情報を分析して、迅速な配備体制の決定とともに、関係機関等への要請等の初期対応を適切に行う。

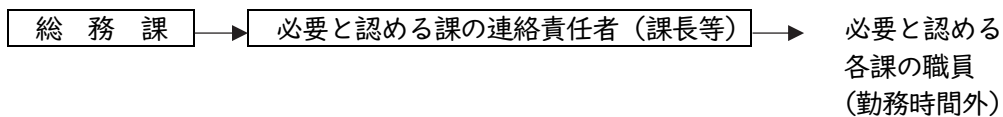
○その他の職員

台風などにより、大規模災害が発生又は大規模災害の発生が予測される場合は、動員伝達の有無に関わらず、直ちに町庁舎に速やかに参集し、風水害等の情報収集及び本部の設置準備に当たる。

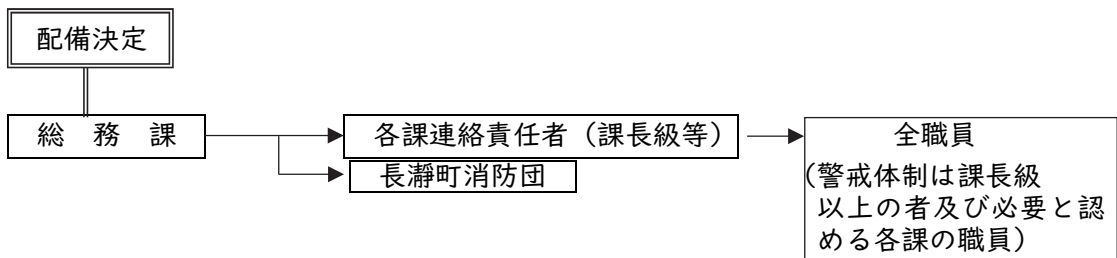
(カ)職員等の動員体制

○動員系統

- ・待機体制



- ・警戒体制、緊急体制及び非常体制



○動員の方法

配備決定に基づく動員の指令は、次の方法で行う。

- ・勤務時間内
庁内放送（口頭）及び電話等で行う。
- ・勤務時間外
電話等で行う。

○災害時の参集

勤務時間外等において、激甚な災害が発生し、電話等による情報伝達が不可能となった場合には、職員自らの判断により、町庁舎に参集する。

- ・職員は、参集後直ちにテレビやラジオ等による情報及び周囲の状況から被害状況の把握に努める。
- ・職員は災害の発生を覚知した場合は、動員伝達の有無にかかわらず動員配備基準に従い状況を判断し、速やかに参集する。

災害対策本部の設置、運営等については、「第2編 震災対策編－第2章－第4－<応急対策>」を準用する

- 3 防災活動拠点の開設・運営
- 4 応急措置
- 5 消防活動
- 6 自衛隊災害派遣
- 7 応援要請
- 8 応援の受入れ

「第2編 震災対策編－第2章－第4－<応急対策>」を準用する。

第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

【基本方針】

「第2編 震災対策編－第2章－第5」を準用する。

【現況】

「第2編 震災対策編－第2章－第5」を準用する。

【具体的取組】

<予防・事前対策>

【総務課、秩父消防本部】

- | |
|--------------------------|
| 1 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備 |
| 2 気象情報や避難情報の活用の周知 |

- 1 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備
「第2編 震災対策編－第2章－第5」を準用する。

2 気象情報や避難情報の活用の周知

(1) 取組方針

早期の住民避難を促すため、避難の判断に必要な気象情報等を周知し、住民の防災意識向上を図る。

(2) 役割

■町の役割

・気象情報や避難情報の活用の周知

(3) 具体的な取組内容

気象情報や土砂災害警戒情報など災害から身を守るための情報を住民に周知し、居住地域で起こり得る災害及びその態様に応じて危険から身を守る行動を普及する。

< 応急対策 >

【総務部】

1	特別警報・警報・注意報の伝達
2	町における措置
3	災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達
4	異常な現象発見時の通報
5	広報広聴活動

1 特別警報・警報・注意報の伝達

(1) 取組方針

特別警報・警報・注意報等の種類及び発表基準、伝達組織並びに伝達方法を定め、迅速かつ正確に伝達する。

(2) 役割

■町の役割

・気象特別警報・警報・注意報の伝達

(3) 具体的な取組内容

ア 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

○特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル（危険度分布）」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある

○対象地域

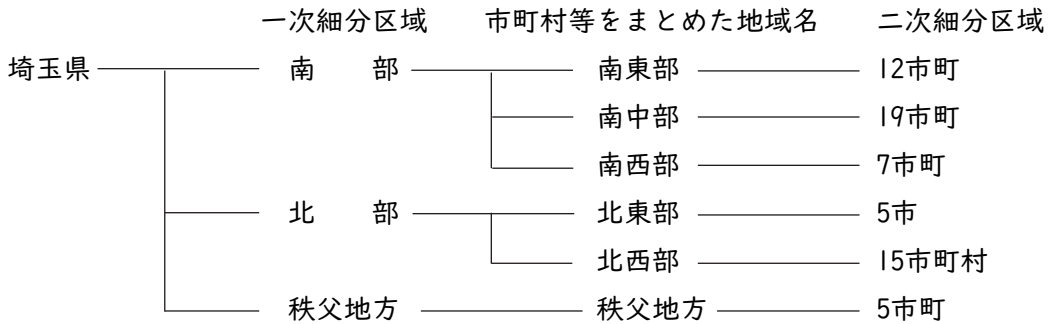
気象特別警報・警報・注意報は、市町村単位（二次細分区域）に区分して発表する。

また、特別警報・警報・注意報の発表にあたり市町村をまとめた地域（6地域）を用いることもある。

天気予報は一時細分区域（3区域）に区分して発表する。

本町は、秩父地方に該当する。

予報、特別警報・警報・注意報の細分区域



特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮等によって重大な災害が発生するおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が発生するおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報の種類と概要

特別警報・警報の種類		概 要
特 別 警 報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

注意報の種類と概要

注意報の種類		概要
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれのあるときに発表される。
なだれ注意報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。

注意報の種類と発表基準（長瀬町）

種 類		発 表 基 準
注意報	強風注意報	平均風速が10m/s
	風雪注意報	平均風速が10m/s、雪を伴う
	大雨注意報	表面雨量指数基準 9 土壌雨量指数基準 116
	洪水注意報	流域雨量指数基準 荒川流域=50.5
	大雪注意報	12時間の降雪の深さ 10cm以上
	濃霧注意報	視程100m
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	融雪注意報	
	乾燥注意報	最小湿度 25% 実効湿度が55%
	着氷・着雪注意報	著しい着氷（雪）で、被害が予想される場合
	なだれ注意報	
	霜注意報	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下
低温注意報	夏期：低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 冬期：秩父特別気象観測所で最低気温が-6℃以下になると予想される場合	

※表中において、現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報については、その欄を空白で示している。

警報、特別警報の種類と発表基準（長瀬町）

種 類		発 表 基 準
警 報	暴風警報	平均風速15m/s
	暴風雪警報	平均風速が15m/s以上、雪を伴う
	大雨警報	表面雨量指数基準 18 土壌雨量指数基準 164
	大雪警報	12時間の降雪の深さが30cm
	洪水警報	流域雨量指数基準 荒川流域=63.2
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

記録的短時間大雨情報	1時間雨量100mmかつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合
------------	--

- (1) 警報とは、重大な災害が発生するおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が発生するおそれのある旨を注意して行う予報である。警報等は災害発生に密接に結びついた指標（風速や雨量指数など）が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の見準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報等の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報等について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

○各種気象情報

- ・全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報

気象の予報等について、特別警報、警報、注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報、警報、注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

- ・キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種類	概要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険</p>

	<p>度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

・早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(埼玉県南部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(埼玉県秩父地方など)で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

・記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

・竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県秩父地方など）で気象庁から発表される。実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県秩父地方など）で気象庁から発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

・その他の気象

その他の気象情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、早期天候情報、少雨に関する情報、高温に関する情報、熱中症警戒アラートなどがある。

イ 気象業務法、災害対策基本法に基づく土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と熊谷地方気象台から共同で発表される。

町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

本町は発表対象となっている。

○発表及び解除

発表及び解除は、次の項目のいずれかに該当する場合に県と熊谷地方気象台が協議して行う。

【発表基準】

・大雨警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値をもとに作成した指標が発表基準に達した場合

【解除基準】

・降雨の実況値をもとに作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合

○伝達系統

伝達系統は、「カ 気象警報等の伝達」伝達系統図による。

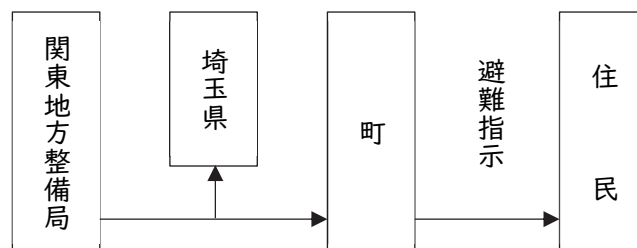
ウ 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報

国及び県は、重大な土砂災害（河道閉塞による湛水を原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流、地すべり）が急迫している場合、土砂災害防止法第31条に基づき、土砂災害緊急情報を発表する。

土砂災害緊急情報の伝達系統は、以下のとおりとする。

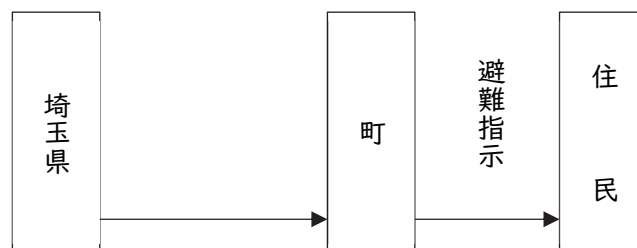
<国が緊急調査を行う場合>

- ・火山噴火に起因する土石流など、高度な専門知識及び技術を要する自然現象
- ・河道閉塞による湛水
- ・河道閉塞による湛水を原因とする土石流



<県が緊急調査を行う場合>

- ・地すべり



エ 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が埼玉県知事に対して通報し、県を通じて町や消防本部に伝達される。

【通報実施基準】

熊谷地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」と同一の基準に該当または該当するおそれがある場合に、通報を実施する。

ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

オ 熊谷地方気象台と埼玉県・市町村とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、次の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、町防災担当課責任者または県防災担当者等へ電話連絡する。

なお、緊急性が高い場合などには、町長または幹部職員に直接連絡を行う。

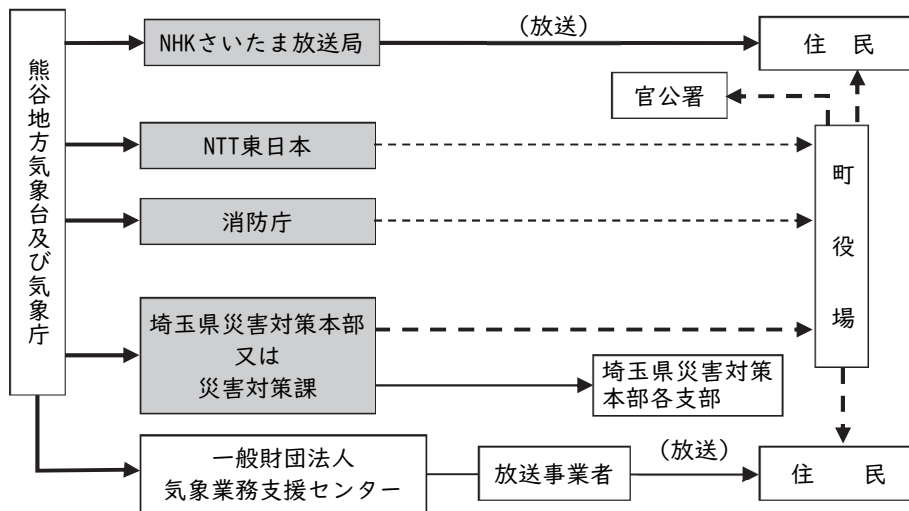
また、町は、避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

- ・既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合
 - ・特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
 - (1)台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
 - (2)実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、または、特別警報の切替えをした場合
 - (3)特別警報を解除した場合
- ※但し、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

カ 気象警報等の伝達

気象業務法に基づき、熊谷地方気象台は気象警報等を発表、切替、解除した場合は次の機関へ通知する。

伝達系統図



凡例
 — 気象業務法による伝達又は周知経路（義務）
 - - - 気象業務法による伝達又は周知経路（努力義務）
 - - - うち、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられる伝達経路
 — 地域防災計画、行政協定等による伝達経路
 ■ 気象業務法施行令第8条第1項及び第3項の規定に基づく法定伝達先

2 町における措置

(1) 基本方針

気象警報等が適切に伝達され、被害の未然防止がなされるよう対応する。

(2) 役割

■町の役割

・関係機関、住民等への気象警報等の伝達

(3) 具体的な取組内容

ア 町の措置

(ア) 気象警報等の伝達

町長は、県等関係機関から気象警報等の伝達を受けたときは、本計画の定めるところにより、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。（災対法第56条）

特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車により住民へ周知する。

(イ) 伝達体制の整備

町は、本計画に気象警報等の伝達の責任者、体制及び方法を定めておく。

(ウ)勤務時間外における注意報等の伝達

町は、勤務時間外に伝達される気象警報等の伝達が迅速かつ的確に行われるよう体制を整備する。

3 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達

「第2編 震災対策編－第2章－第5－<応急対策>－1 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達」を準用するほか、次のとおりとする。

(1) 風水害時に収集すべき情報

警戒段階で収集すべき情報の例示

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
(ア)気象警報等気象情報	予測される雨量等警戒すべき災害事項	発表後即時	・熊谷地方気象台	・防災情報提供システム(気象庁) ・専用回線線電話 ・加入電話、テレビ・ラジオ
(イ)雨量等の気象情報の収集	降雨量 ・先行雨量 ・他区域の降雨状況 ・時間雨量の変化	随時	・気象庁アメダス雨量、降水短時間予報 ・県河川砂防課、県土整備事務所(県水防情報システム等) ・各雨量観測実施機関 ・消防独自の雨量観測所	・災害オペレーション支援システム ・町防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・水防無線
	・河川水位・流量等の時間変化 ・内陸滞水の状況	随時	・県河川砂防課・県土整備事務所(県水防情報システム等) ・消防機関の警戒員 ・自主防災組織	
(ウ)危害危険箇所等の情報の収集	河川周辺地域及び土砂災害危険箇所等における発災危険状況 ・河川の氾濫(溢水、決壊)の予想される時期 ・箇所 ・高潮情報 ・土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象	異常の覚知後即時	・町、消防機関等の警戒員 ・自主防災組織、住民	・町防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・アマチュア無線
(エ)住民の動向	・警戒段階の避難実施状況(避難実施区域、避難人数、避難所等) ・自主避難の状況	避難所収容の後	・避難所管理者 ・避難所勤務要員 ・消防・警察 ・自主防災組織	・町防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

災害発生段階で収集すべき情報の例示

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
(ア)発災情報	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の氾濫状況（溢水、決壊箇所、時期等）浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 ・内陸滞水・高潮による浸水状況 ・がけ崩れ、地すべり等の土砂災害の発生状況（発災箇所、時期、種類、規模等） ・発災による物的・人的被害に関する情報 <p>特に死者・負傷者等人的被害及び発災の予想される事態に関する情報</p>	発災状況の 覚知後即時	<ul style="list-style-type: none"> ・町、消防機関等の警戒員 ・警察 ・各公共施設の管理者等 ・自主防災組織、住民 <p>被災現場や災害危険箇所等を中心とする警戒区域毎に</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害オペレーション支援システム ・町防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・警察無線 ・アマチュア無線 ・災害応急復旧用無線電話（TZ41等） ・孤立防止無線
	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの被災状況 <p>応急対策の障害となる各道路、橋りょう、鉄道、電気、水道、ガス、電話、通信施設等の被災状況</p>	被災後、被害状況が把握された後	<ul style="list-style-type: none"> ・各ライフライン関係機関 	<ul style="list-style-type: none"> ・加入電話 ・専用回線電話 ・災害応急復旧用無線電話
(イ)住民の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等） 	避難所収容の後	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所管理者、勤務要員 ・消防・警察 ・自主防災組織 	<ul style="list-style-type: none"> ・町防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

4 異常な現象発見時の通報

(1) 基本方針

災害が発生するおそれがある異常な現象を速やかに把握する。

(2) 役割

■町の役割

・気象庁その他の関係機関への通報

■災害が発生するおそれがある異常な現象の発見者の役割

・町長又は警察官への通報

(3) 具体的な取組内容

災対法第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は次の要領による。

○発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報しなければならない。(災対法第54条)

何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。(同条第2項)

通報を受けた警察官はその旨を速やかに町長に通報しなければならない。(同条第3項)

○町長の通報及びその方法

前項の通報を受けた町長は、県計画の定めるところにより気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

【気象庁（熊谷地方気象台）に伝達する事項】

○気象に関する事項

著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い雹（ひょう）等

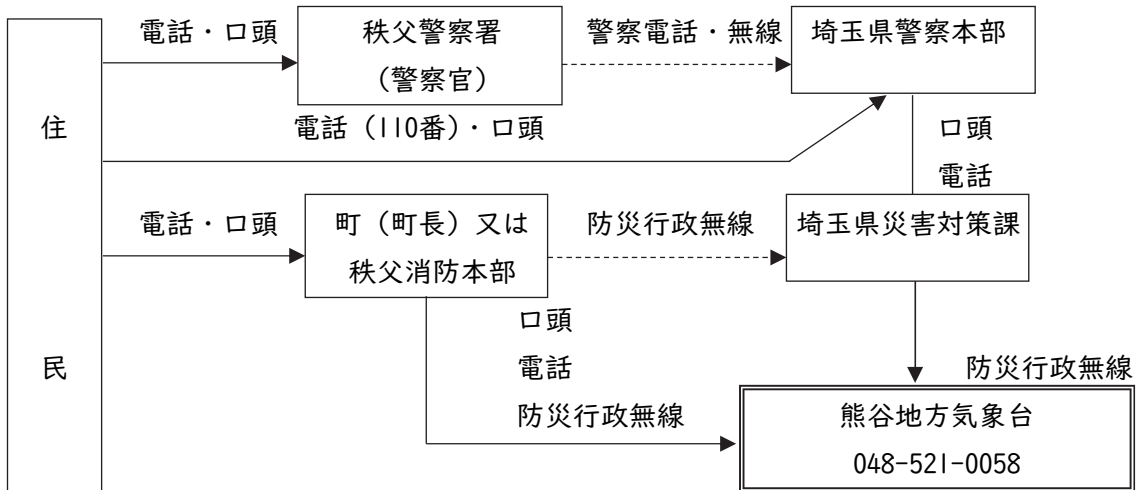
○地震・火山に関する事項

- ・火山関係 噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象
- ・地震関係 数日間にわたり頻繁に感ずるような地震

○気象庁機関の通報先

熊谷地方気象台

異常現象の通報、伝達経路



5 広報広聴活動

「第2編 震災対策編－第2章－第5－<応急対策>－2 広報広聴活動」を準用するほか、次のとおりとする。

(1) ダム放流に伴う住民等に対する広報

ダムの放流に伴い、下流河川の水位が急激に上昇する場合は、電話等により関係機関へ通知するとともに、サイレン、拡声器及び警報車により沿岸住民に周知徹底を図る。

本町に關係するダム

ダム名	關係河川名	所在市町村	管理者
二瀬ダム	荒川	秩父市	国土交通省
浦山ダム	荒川	秩父市	水資源機構
滝沢ダム	中津川	秩父市	水資源機構

《資料-26 二瀬ダム放流に伴う広報体制》

《資料-27 浦山ダム放流に伴う広報体制》

《資料-28 滝沢ダム放流に伴う広報体制》

第6 医療救護体制

【基本方針】

「第2編 震災対策編－第2章－第6」を準用する。

【現況】

「第2編 震災対策編－第2章－第6」を準用する。

【具体的取組】

<予防・事前対策>

【関係各課】

1 医療救護体制の整備

「第2編 震災対策編－第2章－第6」を準用する。

<応急対策>

【総務部、町民福祉部、秩父消防本部】

1 初動医療体制

2 遺体の取扱い

「第2編 震災対策編－第2章－第6」を準用する。

<復旧対策>

【関係各課】

1 防疫活動

2 遺体の埋・火葬

「第2編 震災対策編－第2章－第6」を準用する。

第7 避難対策

【基本方針】

「第2編 震災対策編－第2章－第8」を準用する。

なお、風水害は地震のような突発的な災害ではなく、ある程度予測可能な災害であることから、避難誘導の方法、避難所の運営及び対象者の行動に違いがあることに留意する。

【現況】

「第2編 震災対策編－第2章－第8」を準用する。

【具体的取組】

<予防・事前対策>

【関係各課】

I 避難体制の整備

I 避難体制の整備

「第2編 震災対策編－第2章－第8」を準用するほか、次のとおりとする。

ア 避難計画の策定

町は、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や避難指示等を発令するために必要な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。また、浸水や土砂災害等のリスクを考慮した上で、避難場所、避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

避難に当たっては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は住民等への周知徹底に努める。

○洪水等に対する住民の警戒避難体制

町は、氾濫により居住者や、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。

○土砂災害に対する住民の警戒避難体制

町は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す。

○局地的短時間豪雨

町は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。

イ 発災前の避難決定及び住民への情報提供

台風、豪雪、洪水、土砂災害等は、被災までに一定の時間があり、予見性が高い。町は、熊谷地方気象台など専門機関からの情報に基づき、発災前の早い段階における避難決定や、住民避難に資する情報提供を実施するよう努める。

住民に対しては、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得る。

ウ 事業者による従業員等の安全確保

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

<応急対策>

【総務部、町民福祉部】

1	避難の実施
2	避難所の開設・運営
3	広域避難
4	広域一時滞在

1 避難の実施

(1) 取組方針

「第2編 震災対策編－第2章－第8」を準用する。

(2) 役割

■町の役割

- ・避難の指示
- ・警戒区域の設定

(3) 具体的な取組内容

ア 避難指示

(ア) 実施責任者

避難のための立ち退きの指示、立ち退き先の指示及び必要に応じて屋内での待避等の指示は、次の者が行う。

実施責任者	根拠法令	適用災害
知事又はその命を受けた職員	水防法第29条及び地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり
町長	災対法第60条	災害全般
水防管理者	水防法第29条	洪水
警察官	災対法第61条及び警察官職務執行法第4条	災害全般
災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官 (その場に警察官がない場合に限る)	自衛隊法第94条	災害全般

ただし、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった

ときは、都道府県知事が、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を当該町長に代わって実施しなければならない。

○避難指示

・町長

町長は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示、立退き先の指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行う。

・知事又はその命を受けた職員

知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示を行う。

知事又はその委任を受けた職員は、地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立退きを指示する。

・警察官

警察官は、災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、町長もしくはその権限を代行する町の吏員が指示できないと認めるとき、又は町長から要求があったとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立退きを指示する。

・自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。

(イ) 避難指示の内容

避難の指示は、次の内容を明示して行う。

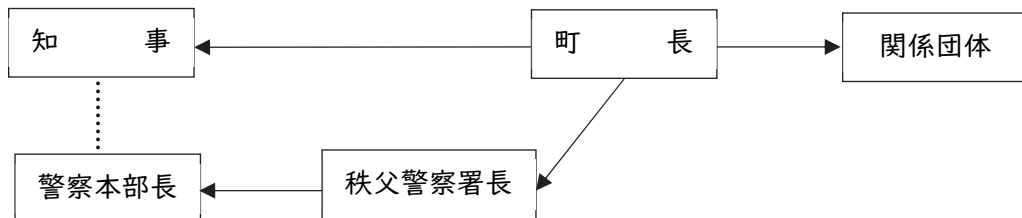
- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 要避難対象地域・ 立退き先・ 避難先及び避難経路・ 避難理由・ 避難時の留意事項 |
|--|

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は住民等への周知徹底に努める。

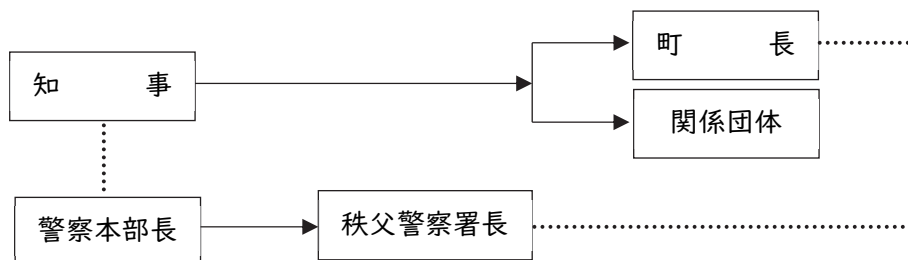
(ウ)関係機関相互の通知及び連絡

避難の指示者等は避難のための立退きを指示したときは、次の要領に従って関係機関に通知又は連絡する。(注「→」は通知「…」は相互連絡を示す)

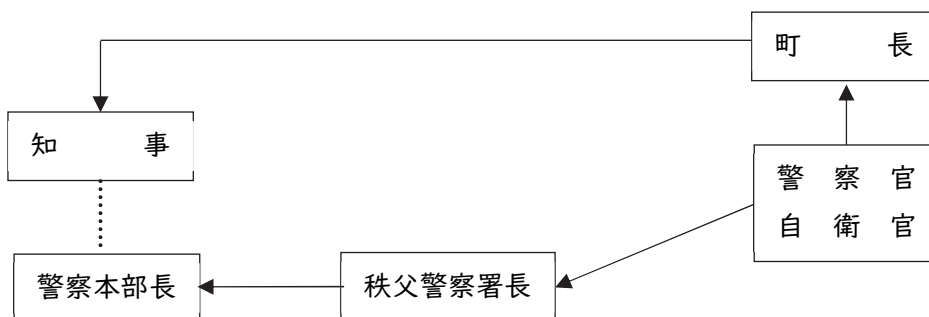
ア 町長



イ 知事又はその命を受けた職員



ウ 警察官、自衛官



(I)発令基準及び伝達方法

町長は、おおむね次の基準により発令し、伝達するものとし、具体的な発令基準を定めておく。

避難指示の発令基準

種 別	発 令 基 準	伝 達 方 法
避難指示	1 気象台から豪雨、台風、地震等災害に関する警報が発され、避難を要すると判断される時。 2 関係機関から豪雨、台風、地震等災害に関する通報があり、避難を要すると判断される時。 3 河川が避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある時。 4 河川の上流の地域が水害を受け、下流の地域に危険がある時。 5 地すべりにより著しい危険が切迫している時。 6 土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される時。 7 火災が拡大するおそれがある時。	(1) サイレン、警鐘、標識によるほか広報車、消防機関、による周知及びラジオ、テレビ等あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図る。 (2) できるだけ民心を恐怖状態におちいらせないようにするとともに火災の予防についても警告する。

イ 町長による避難情報の発令

(ア)町長による避難情報の発令

町長は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、次の三類型による避難情報を発令する。発令に当たっては、気象情報や河川の水位情報等の把握に努め、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して、空振りをおそれず、適切なタイミングで行う。

	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況 	【危険な場所から高齢者等避難】 <ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。またハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合は、自らの判断で屋内安全確保の準備をする。

		<ul style="list-style-type: none"> ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、準備が整い次第、当該災害に対応した避難（指定緊急避難場所へ立退き避難または屋内安全確保）をすることが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<p>【危険な場所から全員避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への立退き避難を行う。 ・平時からハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生（※1）又は切迫（※2）している状況 <p>※1 災害発生 堤防の決壊により河川の氾濫発生や集中的な土砂災害の発生</p> <p>※2 災害の切迫 水位の推定値等から河川が氾濫している可能性があるとは判断できる場合や、集中的な土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い気象状況</p>	<p>【緊急安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険となるため「近くの堅固な建物への退避」や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」へと行動変容する。 ・災害が発生・切迫している状況を町が確実に把握できるとは限らないので、必ず発令される情報ではない。したがって、居住者等は平時からハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル5緊急安全確保が発令された際に取りるべき行動を検討する。

(用語の説明)

- 避難：災害から命を守るための行動
- 立退き避難：指定緊急避難場所や「近隣の安全な場所」へ移動する避難行動
- 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、親戚・知人宅、ホテルなどの近隣のより安全な浸水しない場所・建物等
- 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動。自宅などの居場所や安全を確保できる場所にとどまる「待避」や屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する「垂直避難」を指し、居住者等がハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、自らの判断でとる行動。以下の条件を満たされている必要がある。
 - ・自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域（堤防決壊等により激しい氾濫流や河川浸食が発生する区域）に存していないこと
 - ・自宅等に浸水しない居室があること
 - ・自宅等が一定期間浸水することに伴う支障（食料等の確保や電気、ガス、トイレ等の使用）を許容できること

ウ 警戒区域の設定

警戒区域の設定にあたっては、次に示すとおり状況に応じて指示を行う。
また、指示を行ったものは、その旨を関係機関及び住民に周知する。

状 況	措 置	指示者	対象者
ア災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災対法第63、73条）	(ア) 立入制限 (イ) 立入禁止 (ウ) 退去命令	(ア) 町長 (イ) 警察官（注1） (ウ) 自衛官（注3） (エ) 知事（注4）	災害応急対策に従事する者以外の者
イ水防上緊急の必要がある場所（水防法第21条）	(ア) 立入禁止 (イ) 立入制限 (ウ) 退去命令	(ア) 水防団長、水防団員、又は消防機関に属する者 (イ) 警察官（注2）	水防関係者以外の者
ウ火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）	(ア) 退去命令 (イ) 出入の禁止 (ウ) 出入の制限	(ア) 消防吏員又は消防団員 (イ) 警察官（注2）	命令で定める以外の者
エ人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）	(ア) 引き留め (イ) 避難 (ウ) 必要な措置命令	(ア) 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

- (注1) 町長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。
- (注2) (ア) に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。
- (注3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、(ア) 及び (イ) がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定の職権を行うことができる。
- (注4) 知事は災害によって町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、町長に代って実施しなければならない。

エ 避難誘導

(ア)町の役割

○避難指示又は高齢者等避難の伝達

町長は、住民に対し、避難指示又は高齢者等避難を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

<災害の発生状況に関する状況>

- ・河川が氾濫する等の災害が発生したこと
(発生場所や時刻等の具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示する。)
- ・災害の拡大についての今後の見通し

<災害への対応を指示する情報>

- ・危険地区住民への避難指示
- ・避難誘導や救助・救援への住民の協力要請
- ・周辺河川や斜面状況への注意・監視
- ・誤った情報に惑わされないこと
- ・冷静に行動すること

また、町内の各地域、駅・集会所等不特定多数の者が集まる場所等にいる住民に対して迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。

○避難誘導

避難に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児などの自力避難が困難な者、また地理に不案内な者、日本語を解さない者等の避難行動要支援者の確実な避難のため、避難誘導員を配置する。その際、自主防災組織と連携し、地域単位での安全で迅速な避難を図る。

また、安全に避難誘導をするため、避難誘導員は地域の災害危険性に関して熟知しておく。

山間孤立集落など、安全な避難所までの距離が遠い場合、あらかじめ作成した搬送計画により、バス、ヘリコプター等の搬送手段を活用する。

(イ)警察の任務

○警察官が避難誘導を行う場合は、町、秩父消防本部等と協力し、安全な経路を選定するとともに、所要の装備資機材を活用して的確に行う。

○住民が避難した地域に対しては、状況の許す限り警らを行い犯罪の予防に努める。

2 避難所の開設・運営 ～ 4 広域一時滞在

「第2編 震災対策編－第2章－第8」を準用する。

第8 災害時の要配慮者対策

【基本方針】

「第2編 震災対策編－第2章－第9」を準用する。

【現況】

「第2編 震災対策編－第2章－第9」を準用する。

【具体的取組】

<予防・事前対策>

【関係各課】

1 避難行動要支援者の安全対策
2 要配慮者全般の安全対策
3 社会福祉施設入所者等の安全対策

「第2編 震災対策編－第2章－第9」を準用する。

<応急対策>

【総務部、町民福祉部】

1 避難行動要支援者等の避難支援
2 避難生活における要配慮者支援
3 社会福祉施設入所者等の安全対策
4 外国人の安全確保

「第2編 震災対策編－第2章－第9」を準用する。

第9 物資供給・輸送対策

【基本方針】

「第2編 震災対策編－第2章－第10」を準用する。

【現況】

「第2編 震災対策編－第2章－第10」を準用する。

【具体的取組】

<予防・事前対策>

【関係各課】

- | |
|-----------------------------------|
| 1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材・医薬品の供給体制の整備 |
| 2 緊急輸送体制の整備 |

「第2編 震災対策編－第2章－第10」を準用する。

<応急対策>

【総務部、町民福祉部、環境整備部、秩父広域市町村圏組合水道局】

- | |
|---------------------------|
| 1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給 |
| 2 緊急輸送 |

「第2編 震災対策編－第2章－第10」を準用する。

第10 生活の早期再建

【基本方針】

「第2編 震災対策編－第2章－第11」を準用する。

【現況】

「第2編 震災対策編－第2章－第11」を準用する。

【具体的取組】

<予防・事前対策>

【関係各課】

1	罹災証明書の発行体制の整備
2	応急住宅対策
3	動物愛護
4	文教対策
5	がれき処理等廃棄物対策
6	被災中小企業支援

第2編 震災対策編－第2章－第11」を準用する。

<応急対策>

【関係各部】

1	災害救助法の適用
2	被災者台帳の作成・罹災証明書の発行
3	がれき処理等廃棄物対策
4	動物愛護
5	応急住宅対策
6	文教対策

「第2編 震災対策編－第2章－第11」を準用する。

<復旧対策>

【関係各課】

1 生活再建等の支援

「第2編 震災対策編－第2章－第11」を準用する。

第11 竜巻等突風対策

【基本方針】

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻等突風について、住民への注意喚起を行うとともに、生活に与える影響を最小限にするための対策を講ずる。

【現況】

○竜巻の発生状況

竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。

日本では、年間平均で約21件(2007年～2021年、海上竜巻を除く)の発生が確認されている。

竜巻の発生数は、台風シーズンの9月がもっとも多いが、季節を問わずどのような地域でも発生する可能性がある。

○特徴

竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くの場合、漏斗状または柱状の雲を伴う。被害域は、幅数十～数百メートルで、長さ数キロメートルの範囲に集中するが、数十キロメートルに達したこともある。

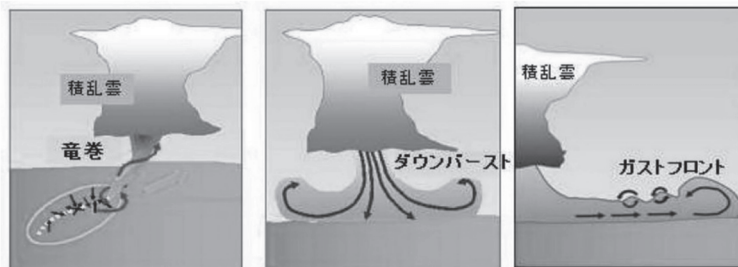
○その他の突風

ア ダウンバースト

ダウンバーストは、積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。吹き出しの広がりには数百mから十km程度で、被害地域は円形あるいは楕円形等、面的に広がる特徴がある。

イ ガストフロント

ガストフロントは、積乱雲の下で形成された冷たい(重い)空気の塊が、その重みにより温かい(軽い)空気の側に流れ出すことによって発生する。水平の広がりには竜巻やダウンバーストより大きく、数十km以上に達することもある。



(出典：気象庁ホームページ)

○竜巻注意情報、竜巻発生確度ナウキャスト

気象庁は、竜巻等の激しい突風に関する気象情報として、竜巻注意情報を発表しているほか、竜巻等の激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として、竜巻発生確度ナウキャストを提供している。

これらの情報は、激しい突風をイメージしやすい言葉として「竜巻」を使っているが、ダウンバーストやガストフロントに対する注意も含まれている。

○課題

竜巻等突風は局地的な気象現象であり、予測が難しいことから、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの適中率及び予測精度は低い。

【参考：竜巻注意情報の概要】

- ・竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位で発表される。
- ・竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表される。情報の有効期間は発表から約1時間であるが、その後も注意すべき状況が続く場合には、一連の情報として竜巻注意情報が再度発表される。

竜巻注意情報の発表例

埼玉県竜巻注意情報 第1号

令和××年××月××日××時××分 気象庁発表

埼玉県秩父地方は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、××日××時××分まで有効です。

- ・適中率は5%程度、捕捉率は30%程度。発表段階で竜巻の規模は不明、竜巻発生後に発表となることもあり、予測精度は低い。

竜巻発生確度ナウキャストの概要

竜巻発生確度ナウキャストは、10km四方の領域ごとに竜巻等の発生しやすさの解析結果を示す情報である。

竜巻注意情報が発表されたときには、竜巻発生確度ナウキャストで竜巻等突風の発

生する可能性が高まっている領域や今後の変化を確認することができる。実況と1時間先までの予測が提供されており、10分ごとに更新されている。

(i)発生確度2：竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。

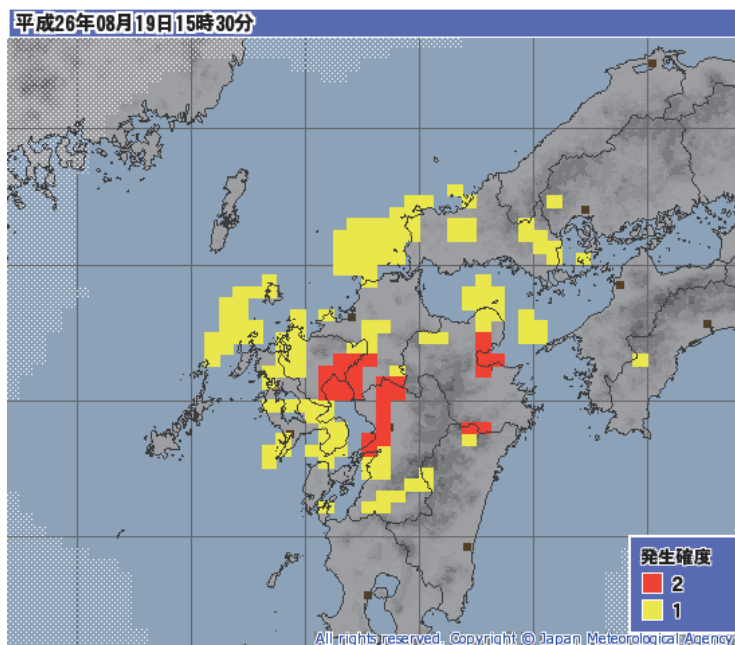
(適中率 7～14%、捕捉率50～70%)

(ii)発生確度1：竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。

(適中率 1～7%、捕捉率80%程度)

発生確度1以上の地域では、予測の適中率は発生確度2に比べて低くなるが、捕捉率は80%であり見逃しが少ない。

竜巻発生確度ナウキャストについて



発生確度2	竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。予測の適中率※は7～14%程度、捕捉率は50～70%程度である。発生確度2となっている地域に竜巻注意情報が発表される。
発生確度1	竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。発生確度1以上の地域では、予測の適中率※※は1～7%程度であり発生確度2に比べて低くなるが、捕捉率は80%程度であり見逃しが少ない。

※ 発生確度2の予測の適中率 : 発生確度2となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

※※ 発生確度1以上の予測の適中率 : 発生確度1以上となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

(補足) 上表中の「適中率」及び「捕捉率」は、過去30ヶ月の従属資料による検証値です。

(出典：気象庁ホームページ)

【具体的取組】

<予防・事前対策>

【関係各課】

1	竜巻等突風の発生、対処に関する知識の普及
2	竜巻注意情報等気象情報の普及
3	被害予防対策
4	竜巻等突風対処体制の確立
5	情報収集・伝達体制の整備
6	適切な対処法の普及

1 竜巻等突風の発生、対処に関する知識の普及

(1) 取組方針

竜巻等突風は局所的、突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等突風に関する正しい知識を持ち、竜巻等突風に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

(2) 役割

■町の役割

・竜巻等突風の対処方法に関する知識の普及

■学校の役割

・竜巻等突風の発生や避難に関する指導の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

○町は、竜巻等突風の発生メカニズムや対処方法について、職員への研修や住民への普及、啓発を行う。

イ 学校での竜巻対応マニュアルの作成

- 竜巻等突風の発生のメカニズムや竜巻等突風の特徴を理解させ、日頃から竜巻等突風へ備える態度を育てる。
- 竜巻等突風から身を守る適切な避難行動を理解させる。
- 安全管理運対体制の充実を図る。

2 竜巻注意情報等気象情報の普及

(1) 取組方針

町は、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの的中率及び予測精度を踏まえつつ、

これらの情報が発表されたときの対応について、広く住民に普及を図る。

(2) 役割

■町の役割

・竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの普及

(3) 具体的な取組内容

ア 竜巻等突風関係の気象情報について普及啓発

○熊谷地方気象台は町と協力し、竜巻等突風関係の気象情報の種類や利用方法について、住民への普及、啓発を行う。

3 被害予防対策

(1) 取組方針

竜巻等突風は発生予測が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、町は、広く住民等に対して被害の予防対策の普及を図る。

(2) 役割

■町の役割

・竜巻等突風被害の予防対策の普及

(3) 具体的な取組内容

ア 物的被害を軽減させるための方策

○重要施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を進める。

○低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

4 竜巻等突風対処体制の確立

(1) 取組方針

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際の対処や連絡体制を整備し、被害の防止に役立てる。

(2) 役割

■町の役割

・竜巻等突風に対する対処、防災関係機関との事前調整

(3) 具体的な取組内容

ア 竜巻等突風に対する対処

○町は、竜巻等突風の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測の精度、竜巻等突風の特徴

を踏まえ、発表時及び竜巻等突風の発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

5 情報収集・伝達体制の整備

(1) 取組方針

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際の伝達体制を整備し、被害の防止に役立てる。

(2) 役割

■町の役割

- ・ 竜巻等突風が発生又は発生する可能性が高まった際の住民等への伝達体制の整備
- ・ 竜巻等突風の通報制度の検討

■住民の役割

- ・ 竜巻注意情報取得のための事前準備（防災情報メールの登録等）

(3) 具体的な取組内容

ア 住民への伝達体制

- 町は、ちちぶ安心・安全メール等に竜巻注意情報を加え、住民への登録を促す。
- 町は、防災行政無線、ちちぶ安心・安全メール等住民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を検討する。

イ 目撃情報の活用

- 町は、町や防災関係機関の職員から、竜巻等突風の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等突風の迅速な捕捉を検討する。

6 適切な対処法の普及

(1) 取組方針

竜巻等突風への具体的な対処法を住民に分かりやすい形で示し、人的被害を最小限に食い止めるための啓発を行う。

(2) 役割

■町の役割

- ・ 竜巻等突風が発生する可能性が高まった際にとるべき行動の住民等への普及
- ・ 竜巻等突風対応マニュアルの作成、関係機関等との共有

■住民の役割

- ・ 竜巻等突風の情報取得や身を守る方法の習得

(3) 具体的な取組内容

ア 具体的な対処方法の普及

- 住民は、竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。
- 町は、ホームページや広報紙等で、対処法をわかりやすく掲示する。

【竜巻から命を守るための対処法】

<ul style="list-style-type: none"> ・頑丈な建物への避難 ・窓ガラスから離れる ・壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む ・避難時は飛来物に注意する
--

【具体的な対応例】(竜巻等突風対策局長級会議報告(平成24年8月15日))

(A) 竜巻注意情報発表時、(B) 積乱雲の近づく兆しを察知した時、(C) 竜巻の接近を認知した時には、次に示したそれぞれの状況に対応した対処行動例を参考に、適切な行動をとる。

竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例

状況の時系列的变化	対処行動例
(A) 竜巻注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・空の変化(積乱雲が近づく兆し)に注意する。 ・竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ(5~10分程度ごと)に確認する。 ・安全確保に時間を要する場合(人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子供・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業)は万一来に備え、早めの避難開始を心がける。
(B) 積乱雲が近づく兆しを察知したとき (積乱雲が近づく兆し) 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	<ul style="list-style-type: none"> ・野外の場合、頑丈な建物等安全な場所に移動する。 ・屋内の場合、雨戸や窓、カーテン等を閉める。
(C) 竜巻の接近を認知したとき (竜巻接近時の特徴)	<p>竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。 (屋内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓から離れる。

<p>①雲の底から地上に伸びる ろうと状の雲が見られる</p> <p>②飛散物が筒状に舞い上がる</p> <p>③竜巻が間近に迫った特徴 (ゴーというジェット機 のようなごう音)</p> <p>④耳に異常を感じるほどの 気圧の変化等を認知した とき</p> <p>なお、夜間で雲の様子がわ からないとき、屋内で外が見 えないときは③及び④の特 徴により認知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・窓のない部屋等へ移動する。 ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・地下室か最下階へ移動する。 ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 <p>(屋外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近くの頑丈な建物に移動する。 ・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守れるよ うな物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。 ・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあ るので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。
---	--

出典：気象庁資料をもとに作成

< 応急対策 >

【関係各部、秩父消防本部】

1	情報伝達
2	救助の適切な実施
3	がれき処理
4	避難所の開設・運営
5	応急住宅対策

I 情報伝達

(1) 取組方針

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際、住民に対して適切な対応を促すための情報を伝達する。

(2) 役割

■町の役割

・ちちぶ安心・安全メール等を活用した竜巻等突風の情報の伝達

(3) 具体的な取組内容

ア 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

- 町は、住民が竜巻等突風から身の安全を守るため、住民が主体的に状況を判断し、適切な対応行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。
- 町は、住民の適切な対応行動を支援するため、住民に適切な情報伝達を行うことが重要である。その際は、可能な範囲で、住民が対応行動をとりやすいよう市町村単位の情報の付加等を行う。

【市町村単位での情報の付加に係る参考】

(竜巻等突風対策局長級会議報告(平成24年8月15日))

- (A) 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時における対応(竜巻に関する情報・状況の確認)
- 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表について注意する。
 - なお、竜巻注意情報の前に発表される気象情報及び雷注意報において、「竜巻」の注意喚起を含む情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、竜巻等突風のみならず、落雷、降ひょう、急な強い降雨等が発生する可能性がある。

(B) 竜巻注意情報発表時における対応(竜巻に関する情報・状況の確認)

○竜巻注意情報が当該市町村の属する都道府県に発表された場合、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。

○気象の変化については、空を見て、空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等の積乱雲が近づく兆しがないか、注意する。強い降水域の接近については気象レーダー画像で確認できる。

○竜巻発生確度ナウキャストを用い、当該市町村が、実況及び予測で発生確度2、発生確度1、発生確度表示なしのいずれの状況なのか確認する。なお、竜巻発生確度ナウキャストは、10 km格子単位の表示であるため、当該市町村が発生確度1又は2の範囲に含まれているかどうかは目視により判断する。

(情報伝達)

○多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者等へ既存の連絡体制や同報メール、同報ファックスを用いて情報伝達を行う。

(C)当該市町村内において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の範囲に入ったときにおける対応

(情報伝達)

○当該市町村内において、気象の変化(「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し)が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで当該市町村が発生確度2の範囲に入った場合に、住民に対して防災行政無線や登録型防災メール等を用いて情報伝達を行う。

○情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起(竜巻注意情報が発表された、気象の変化が見られた等)、及び住民の対処行動(第3編—第11—6 適切な対処法の普及の「竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例」を参照)の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

(例文) 現在、竜巻注意情報が発表され、〇〇市内において、竜巻などの突風が発生する可能性が高くなっています。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

(D)当該市町村内において竜巻が発生したときにおける対応

(情報伝達)

○当該市町村内及び周辺において竜巻の発生したことを当該市町村が確認した場合は、防災行政無線や登録型防災メール等を用いて住民へ情報伝達を行う。

○情報伝達の内容としては、竜巻が発生した旨、及び住民の対処行動(第3編—第11—6 適切な対処法の普及の「竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例」を参照)の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

(例文) 先ほど、〇〇市内に竜巻が発生したもようです。大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓の無い部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください。(竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がることが見えたり、ゴーというジェット機のようなごう音がする、気圧の変化で耳に異常を感じるなどです。)

2 救助の適切な実施

(1) 取組方針

被害の規模に応じて避難所の開設等、適切な救助を実施する。

(2) 役割

■町の役割

・災害救助の適切な実施

「第2編 震災対策編－第2章－第II－<応急対策>－1 災害救助法の適用)」を準用する。

3 がれき処理

(1) 取組方針

竜巻等突風により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。

(2) 役割

■町の役割

・がれきの収集、処理の実施

「第2編 震災対策編－第2章－第II－<応急対策>－3 がれき処理等廃棄物対策」を準用する。

4 避難所の開設・運営

(1) 取組方針

竜巻等突風の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に收容する。

(2) 役割

■町の役割

・避難所の開設・運営

■秩父消防本部の役割

・避難所における被災者支援

「第2編 震災対策編－第2章－第8－<応急対策>－2 避難所の開設・運営」を準用する。

5 応急住宅対策

(1) 取組方針

竜巻等突風の被災者に対して、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給を行う。

(2) 役割

■町の役割

・被害認定及び罹災証明の発行

・被災住宅の応急修理の実施

・応急仮設住宅の維持管理

・住宅関係障害物の除去

「第2編 震災対策編－第2章－第11－<応急対策>－5 応急住宅対策」を準用する。

<復旧対策>

【関係各課】

1	被害認定の適切な実施
2	被災者支援

1 被害認定の適切な実施

(1) 取組方針

竜巻等突風による被害認定を適切に行い、住民の早期の生活再建に向けた取組を進める。

(2) 役割

■町の役割

・被害認定の迅速かつ的確な実施

(3) 具体的な取組内容

「第2編 震災対策編－第2章－第II－<応急対策>－2 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行」を準用する。

2 被災者支援

(1) 取組方針

被災者支援メニューを整備するなど、早期の生活再建に向けた取組を進める。

(2) 役割

■町の役割

・関係機関と連携した被災者支援、調整及び広報の実施

(3) 具体的な取組内容

「第2編 震災対策編－第2章－第II－<復旧対策>－1 生活再建等の支援」を準用する。

<参考【平成25年9月の竜巻災害での対応を基に作成した具体例（災害救助法の適用が前提となる支援も含む）】>

	県・関係機関	市町村
被災者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンターの支援（福祉部） ・被害認定調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアの派遣（災害ボランティアセンターの運営） ・被害認定調査 ・罹災証明書の発行

		<ul style="list-style-type: none"> ・被災者相談窓口の設置 ・各種申請手数料の免除
生活再建資金	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援法の適用。申請の取りまとめ、支援法人への送付 ・生活福祉資金の貸付（福祉部、県社会福祉協議会） ・災害援護資金の貸付（危機管理防災部） ・災害復旧支援融資等（埼玉りそな、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫等） ・ろうきん福祉ローン（中央労働金庫） ・義援金（日本赤十字社・埼玉県共同募金会）の募集・配分 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援金の申請受付、取りまとめ、県への送付 ・生活福祉資金の貸付（市町村社会福祉協議会） ・災害援護資金の貸付（福祉担当課） ・各種融資制度の広報 ・生活必需品購入支援金の支給（社会福祉協議会） ・市町村義援金の募集
住宅関連	<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅等の提供 ・災害復興住宅融資（（独）住宅金融支援機構）の広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村営住宅の提供、公営住宅の提供の広報 ・災害復興住宅融資（（独）住宅金融支援機構）の広報 ・応急修理の受付・実施
税金・保険料の減免、徴収猶予	<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業税、不動産取得税、自動車税の減免等（県税事務所） 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税、固定資産税の減免等 ・市町村税の徴収猶予等 ・国民健康保険税等の減免 ・国民年金保険料の免除 ・後期高齢者医療保険料等の減免等 ・介護保険料の免除、徴収猶予 ・介護保険居宅介護サービス費、介護保険介護予防サービス費等の免除 ・障害児通所給付費等利用者負担額の減免 ・上下水道料金の減免
中小企業等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・経営安定資金・知事指定等貸付（災害復旧関連）（産業労働部、商工会議所・商工会・埼玉県中小企業団体中央会） ・災害復旧貸付（日本政策金融公庫） 	<ul style="list-style-type: none"> ・融資に関する相談窓口 ・各金融機関の害復旧に要する資金の融資や相談窓口の広報

	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧に要する資金の融資（各金融機関） 	
農業者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・被害を受けた農作物の技術支援 ・収穫減や園芸施設等への被害補償（農業共済組合） ・農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫） 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種資金（農業近代化資金、スーパーL資金、農林漁業セーフティネット資金、農業災害補償）の広報
育児・教育支援	<ul style="list-style-type: none"> ・母子寡婦福祉資金の貸付（県各福祉事務所） ・埼玉県高等学校等奨学金の貸与（教育局） ・埼玉県父母負担軽減事業補助金（家計急変世帯）（総務部） 	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所等の保育料の減免 ・児童クラブ、学童クラブ保育料の減免等 ・就学援助制度（要保護・準要保護児童制度） ・特別支援教育就学奨励費 ・幼稚園就園奨励費補助金の加算措置、市町村立幼稚園減免
その他支援	<ul style="list-style-type: none"> ・がれき撤去について、環境省の災害等廃棄物処理補助金の交付 ・日本私立学校・共済事業団融資（日本私立学校・共済事業団） 	<ul style="list-style-type: none"> ・がれき一時保管場所の設置及び処理 ・ブルーシート、土のう及び土のう袋の配布 ・消費生活相談（悪質リフォーム業者対策）
公共料金等に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・電気料金支払期限延長等の特別措置（東京電力パワーグリッド(株)） ・電話料等の支払い延長等（東日本電信電話(株)） ・NHK料金の免除（日本放送協会） ・携帯電話料金支払期限延期等の支援措置（各携帯電話会社） 	

第3章 災害復興

【関係各課】

【基本方針】

「第2編 震災対策編－第3章 災害復興」を準用する。

【実施計画】

「第2編 震災対策編－第3章 災害復興」を準用する。

第4章 雪害対策

町では、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、降雪となることが多い。

平成26年2月8日から9日、同月14日から15日にかけて大量の雪が降り、県内では、15日に秩父で98cm、熊谷で62cmと、観測史上最大の積雪となった。

こうした大量の降雪による災害に対応するため、必要な事項を定める。

第1 基本方針

大量の降雪により発生する各種雪害（積雪災害（交通途絶、孤立集落）、雪圧災害（構造物破壊、農作物損耗）、雪崩災害、着雪・着氷災害（架線切断）、吹雪災害（列車・登山事故））が、住民生活等に与える影響を最小限に抑えるための対策を講じる。

第2 大雪災害の特徴

○平成26年2月の大雪の状況

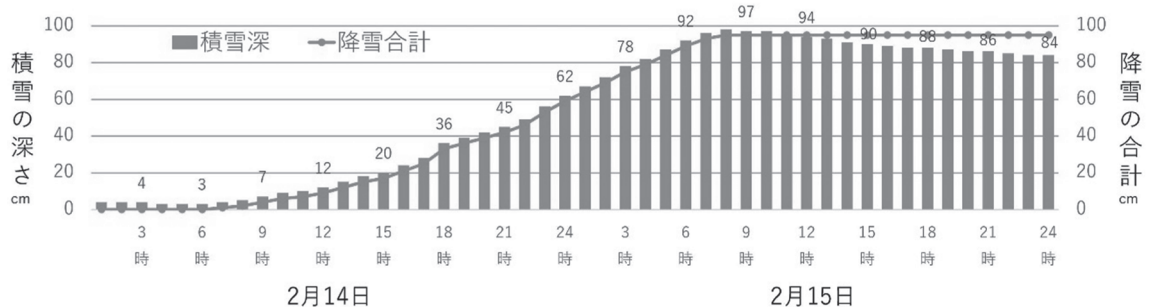
2月13日21時に南西諸島で低気圧が発生した。次第に発達しながら本州の南海上を北東に進み、15日明け方から昼頃にかけて関東地方沿岸に接近した後、関東の東を北東に進んだ。

また、関東地方の上空約1,500m付近は-6℃以下の寒気に覆われていた。

この低気圧と上空の寒気の影響により、14日早朝から雪が降り続き、最深積雪は熊谷市で62cm、秩父市で98cmの大雪を記録した。これは、熊谷地方気象台が積雪の深さの観測を開始した明治29年以降の最深積雪である。

秩父市の積雪の深さの推移

秩父：2月14日00時から2月15日24時にかけての毎時積雪深（cm：棒グラフ）と総降雪量（cm：折れ線）



（熊谷地方気象台による）

第3 実施計画

【具体的取組】

<予防・事前対策>

【関係各課】

1	住民が行う雪害対策
2	情報通信体制の充実強化
3	雪害における応急対応力の強化
4	避難所の確保
5	孤立予防対策
6	建築物の雪害予防
7	道路交通対策
8	鉄道等交通対策
9	ライフライン施設雪害予防
10	農林水産業に係る雪害予防

1 住民が行う雪害対策

(1) 取組方針

大雪災害では、町は切迫性の高い緊急事態（なだれ事故や立ち往生車両に伴う人命救助等）から優先的に対応することとなる。

また、除雪の進捗や融雪により深刻な被害を免れることもあるため、住民自らが一定期間を耐えるための備蓄や家屋等の耐雪化を進めるとともに、除雪や自家用車運転時に二次災害を生まない行動をすることが重要である。

そこで、自分の身は自分で守るという自助の観点から、住民は飲料水や食料等の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がける。

(2) 役割

■町の役割

- ・食料、飲料水、燃料、生活必需品の備蓄（最低3日間（推奨1週間）分を目標）の奨励
- ・住民が担うべき雪害対策の重要性の啓発
- ・住民、企業との協力体制の確立

■住民の役割

- ・食料、飲料水、燃料、生活必需品の備蓄（最低3日間（推奨1週間）分を目標）
- ・除雪作業等用品の準備・点検、住民、企業との協力体制の確立

(3) 具体的な取組内容

ア 自助の取組

○自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、町が実施する防災活動に積極的に協力する。なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講ずるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意する。
雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がける。

○町は、住民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点などについて、十分な普及、啓発を行う。

イ 住民との協力体制の確立

○積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには住民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。町は、秩父消防本部、秩父警察署等の関連機関と連携し、大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及、啓発及び広報に努める。

「第2章－第1 自助、共助による防災力の向上－<予防・事前対策>－1 自助、共助による住民の防災力の向上（普及啓発・防災教育）」を準用する。

2 情報通信体制の充実強化

(1) 取組方針

降雪に係る観測情報や今後の降雪予報等を熊谷地方気象台から取得し、適宜広報することにより、住民の適切な対処を促す。

(2) 役割

■町の役割

- ・気象情報等の収集・伝達体制の整備
- ・住民への伝達及び事前の周知
- ・防災関係機関との情報共有

■住民の役割

- ・気象情報の主体的な入手

(3) 具体的な取組内容

ア 気象情報等の収集・伝達体制の整備

○町は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。

イ 住民への伝達及び事前の周知

- 町は、住民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、降雪・積雪に係る気象情報を住民に伝達する体制を整えるとともに、気象情報の取得方法や活用方法についてあらかじめ住民への周知に努める。
- 住民は、最新の気象情報の取得方法を身につけ、雪害予防又は大雪時の適切な対処行動に活用できるようにする。

ウ 防災関係機関との情報共有

- 災害時のオペレーションを支援するシステムを整備し、異常な積雪に伴う通行止めの情報等を関係機関と共有する。

3 雪害における応急対応力の強化

(1) 取組方針

- 町は、大規模な雪害に対応するため、必要な防災資機材等を計画に整備するとともに、日ごろから県、防災関係機関等との連携強化を図る。

(2) 役割

■町の役割

- ・大雪対応事前行動計画の作成・共有
- ・防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化

(3) 具体的な取組内容

ア 大雪対応事前行動計画の作成・共有

- 大雪災害に対応するため、事前行動計画を作成し、関係機関と共有する。なお、計画は、気象庁が発表する気象特別警報・警報・注意報や予想降雪量などの情報のほか、積雪深についても考慮したものとする。

イ 防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化

- 町は、必要な防災資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し、応急活動における相互協力の向上に努める。

雪害に対応する防災用資機材（例）

- 1 除雪機・スノーシュー・かんじき・ストック
- 2 そり・スノーダンプ・スコップ・長靴
- 3 防寒具・防寒用品・ポリタンク

4 避難所の確保

(1) 取組方針

町は、各地区の人口、地形及び雪崩等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、避難所をあらかじめ確保しておく。

「第2編 震災対策編－第2章－第8 避難体制の整備－<予防・事前対策>－1 避難体制の整備」を準用する。

5 孤立予防対策

(1) 取組方針

町は、積雪、なだれ等により交通が困難または不能になり孤立するおそれのある地区について、事前に地区の世帯数や連絡者（自主防災組織代表者等）の把握を行う。

また、積雪、なだれ等により交通が困難または不能になり孤立するおそれのある地区について、日常生活の維持を図るため、通信の確保、食料備蓄の奨励等、事前措置を講ずる。

(2) 役割

■町の役割

- ・孤立集落が必要とする支援の想定
- ・孤立のおそれがある地区の状況把握
- ・救援実施に必要な体制整備
- ・孤立集落を生まないための取組（早期避難所開設）の検討
- ・地域コミュニティによる支援機能の強化
- ・孤立のおそれがある地区に対し、長期孤立を想定した備蓄の奨励

■住民の役割

- ・地域コミュニティによる支援機能の強化
- ・（孤立のおそれがある地区の住民）長期孤立を想定した備蓄

(3) 具体的な取組内容

ア 孤立集落が必要とする支援の想定

○孤立集落が必要とする支援について、種類や要請手段、調達方法等をあらかじめ想定し、必要に応じて関係団体と協議を行う。

イ 孤立のおそれがある地区の状況把握

○町は、過去の土砂災害・なだれ等の発生履歴等を参考に、大雪で孤立しやすい地区を選定し、あらかじめ地区の世帯数や連絡者（地区代表者等）の把握を行う。

【孤立のおそれがある地区】

- ・平成26年2月の大雪で孤立した地区

- ・集落につながる道路等において迂回路がない
- ・集落につながる道路において、落石、土砂崩れ及びなだれの発生が予測され道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い
- ・地すべり等土砂災害危険箇所が孤立化のおそれがある集落に通じる道路に隣接して存在し、交通途絶の可能性が高い
- ・架線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い

ウ 救援実施に必要な体制整備

- 集落内に学校や駐在所等の公共機関及び防災関係機関がある場合には、それらの持つ連絡手段について事前に確認するとともに、災害時における活用について調整しておく。
- 孤立するおそれのある地区においては、衛星固定電話及び衛星携帯電話の配置を検討する。
- 孤立するおそれのある地区においては、救助や物資輸送の際に必要なヘリコプター離着陸のための適地を確保しておく。
- 気象警報等を基に、被災前に避難所を開設するなど、孤立集落を生まない取組を検討する。

エ 地域コミュニティによる支援機能の強化

- 地区が孤立化した際は、安否確認や救援物資の受け渡し、高齢者世帯等の見回りなど地域での助け合いが重要になる。地域コミュニティの支援機能の強化に取り組む。

オ 長期孤立を想定した食料備蓄の奨励

- 町は、孤立するおそれのある地区については、最低7日間は外部からの補給がない場合でも自活できるよう、住民に対し、飲料水や食料の備蓄を奨励する。

6 建築物の雪害予防

(1) 取組方針

防災活動拠点をはじめ災害対応を行う施設や多くの住民が利用する施設については、耐雪性を考慮し、降雪による被害を最小限に抑える。

(2) 役割

■町の役割

- ・建築物被害を軽減させるための措置

ア 建築物被害を軽減させるための措置

- 町は、庁舎や学校など防災活動の拠点施設、駅など不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設や医療施設等要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

・新施設等の耐雪構造化

町は、公共建築物の新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図る。

・老朽施設の点検及び補修

町は、毎年降積雪期前に町有公共建築物の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

7 道路交通対策

(1) 取組方針

町は、道路における除雪体制の強化等、雪害に対する安全性の確保に努める。

(2) 役割

■町の役割

- ・ 道路交通の確保
- ・ 関係機関の連携強化
- ・ 積雪状況の把握及び情報発信
- ・ 雪捨て場の事前選定

(3) 具体的な取組内容

ア 道路交通の確保

- 町は、除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤など必要な資機材を確保する。
- 町は、契約業者に対し、降雪期に入る前の除雪機械及び附属品等の事前点検整備を指導する。

イ 積雪状況の把握及び情報発信

- 除雪作業着手の判断を確実かつ容易とするため、道路管理用カメラの設置により、積雪状況を把握する。
- カメラ画像の公開により、道路利用者へ積雪状況を情報発信し、注意を促す。

ウ 雪捨て場の事前選定

- 運搬排雪作業に備えてあらかじめ適当な雪捨て場を選定する。選定に当たっては、あらかじめ県等と協議を行い、発災時における連携を図る。

エ 関係機関の連携強化

- 降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、町と県、国等との連絡体制をあらかじめ確立する。
- 異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路

線（防災活動拠点施設、警察署、消防署、災害時に拠点となる医療機関施設等の沿線）をあらかじめ選定し、関係機関で共有しておく。

「第2章－第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保－<予防・事前対策>」を準用する。

8 鉄道等交通対策

(1) 取組方針

鉄道輸送を確保するため、秩父鉄道(株)は、融雪用資機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車等の運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

また、運転見合わせ等が見込まれる場合、秩父鉄道(株)は、町等と連携しながら住民に周知する。

9 ライフライン施設雪害予防

(1) 取組方針

大雪による被害から電力、通信及び上下水道等の確保を図り、降積雪時におけるライフライン機能を維持し、住民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、予防対策を講ずる。

(2) 役割

■町及びライフライン事業者の役割

- ・雪害対策の推進
- ・積雪に強いライフラインの研究

(3) 具体的な取組内容

ア ライフラインにおける雪害対策の推進

- 町及びライフライン施設の管理者は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化・凍結防止について計画的に整備する。
- 町及びライフライン事業者は、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう、連携体制の強化を図る。

10 農林水産業に係る雪害予防

(1) 取組方針

町は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、農業団体等と連携を密にして施設の耐雪化を促進するとともに、被害防止に関する指導を行う。

(2) 役割

■町の役割

・農産物等への被害軽減対策

(3) 具体的な取組内容

ア 農産物等への被害軽減対策

○積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

<応急対策>

【関係各部、秩父消防本部】

1	応急活動体制の施行
2	情報の収集・伝達・広報
3	道路機能の確保
4	交通規制
5	救出・救助及び孤立地区への支援の実施
6	避難所の開設・運営
7	医療救護
8	ライフラインの確保
9	地域における除雪協力

1 応急活動体制の施行

(1) 取組方針

町は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに施行し、他の防災機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策を講ずる。

なお、災害応急活動体制の施行に当たっては、「第2章－第4 応急対応力の強化 <応急対策> 2 応急活動体制の施行」に準拠するとともに、気象庁が発表する気象特別警報・警報・注意報や予想降雪量などの情報のほか、積雪深についても考慮する。

(2) 役割

■町の役割

- | |
|-------------------------|
| ・災害応急対策の実施
・初動期の人員確保 |
|-------------------------|

(3) 具体的な取組内容

ア 町

町は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策を実施する。

イ 初動期の人員確保

町は、体制配備に当たっては、気象注警報の発表状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、「職員初動マニュアル」等により迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

2 情報の収集・伝達・広報

(1) 取組方針

積雪による被害発生時に、被害状況の調査・収集、伝達を的確かつ迅速に行い、各防災機関の緊密な連携の下、円滑な応急対策活動を実施する。

(2) 役割

■町の役割

- ・積雪に関する被害情報の収集・伝達
- ・住民への情報発信
- ・積雪に伴う執るべき行動の周知
- ・県との情報共有機能の強化

(3) 具体的な取組内容

ア 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

「第2章－第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備－<応急対策>」を準用する。

イ 積雪に関する被害情報の伝達

町は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報も含め、災害オペレーション支援システム等により、把握できた範囲から遅滞なく県に報告する。

ウ 住民への情報発信

- 気象庁が県内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、町は、降雪状況及び積雪の予報等について住民等へ周知する。
- 異常な積雪又はなだれ等が発生又は発生する可能性が高まった際の周知方法については、防災行政無線、ちちぶ安心・安全メールなど住民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を選択する。
- 報道機関への情報提供に当たっては、記者会見やブリーフィング等を定期的で開催する等、計画的に実施する。

エ 積雪に伴いとるべき行動の周知

町は、大量の積雪が見込まれる時にとるべき行動を、住民に周知する。

オ 県との情報共有機能の強化

- 県は大雪の際は、被害の全容を把握するために、防災ヘリコプター等による上空からの偵察を活用することから、町は、得られた被害情報について、災害オペレーション支援

システム等を通じて県と共有する。

- 町の被害が甚大な場合は、被害状況など県への報告業務等の支援を受けるため、県支部の職員の派遣や市町村情報連絡員制度を活用する。

3 道路機能の確保

(1) 取組方針

町及び関係機関は、異常な積雪時には互いに連携し、災害対応における拠点施設及び医療機関など住民の命を緊急的・直接的に救助する施設、住民生活に著しい影響を与えるライフライン施設等が機能するために必要な道路確保を最優先に取り組む。

(2) 役割

■町の役割

- ・効率的な除雪
- ・必要に応じた交通規制
- ・除雪の応援

(3) 具体的な取組内容

ア 効率的な除雪

- 異常な積雪時には、あらかじめ定めた優先除雪道路の交通確保を最優先とし、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。
- 降雪状況に合わせ、事前規制の実施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討する。
- 町は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、秩父警察署と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。

イ 除雪の応援

- 町は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。
- 除雪応援の受入れに当たっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えるとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮する。

4 交通規制

異常な積雪があった時は、さまざまな社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、適切な交通規制を実施する。

ア 交通規制

○緊急時の交通規制

町は、気象状況や積雪量、路面等交通の危険状況に応じて、秩父警察署と連携を図り、

交通規制を実施する。

○除雪作業に伴う交通整理と交通規制

町は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、秩父警察署に対し、交通規制の実施を要請する。

5 救出・救助及び孤立地区への支援の実施

(1) 取組方針

なだれ事故や異常な積雪により立ち往生した自動車や建物内閉じ込めなど、危険地帯における救助要請及び孤立地区の救援要請については、その緊急性を考慮しながら、関係機関との緊密な連携の上、速やかに実施する。

(2) 役割

■町の役割

- ・なだれ事故に対する応急対策
- ・なだれ発生に伴う避難
- ・滞留車両の乗員保護
- ・孤立地区の応急対策

(3) 具体的な取組内容

ア なだれ事故に対する応急対策

なだれによる人命等の損失を極力回避するため、町や秩父鉄道(株)は、なだれのおそれがある箇所を中心にパトロールを実施する。なだれの兆候等異常な事態を発見した時は、当該区間の列車の運行、車両及び歩行者の通行を一時停止し、雪庇落とし等適切な措置を講じ、なだれ発生の事前回避に努める。

なだれにより施設が被災した場合には、直ちに当該区間の列車の運行、車両及び歩行者の通行を一時停止するとともに応急復旧措置を講じ、交通の早期回復に努める。

また、列車又は車両がなだれにより被災した場合は、直ちに秩父消防本部、警察に通報して救援を依頼し、救出作業に協力する。

イ なだれ発生に伴う避難

町は、なだれ発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めた時は、住民に対し避難指示を行う。住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れるとともに十分な救援措置を講ずる。住民等がなだれにより被災した時は、直ちに消防、警察等と協力し救助作業を行うとともに、被害が甚大な場合は、必要に応じて県に自衛隊災害派遣の要請を依頼する。

ウ 雪害時の滞留車両の乗員保護

積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる

場合、乗員の生命が脅かされる事態となることから、町や防災関係機関が連携を図りながら、滞留車両の乗員への物資の提供、安全確保等の乗員保護支援を行う。

エ 孤立地区の応急対策

積雪、なだれ等により交通が困難または不能になり孤立した地区の住民の人命及び財産を保護するため、防災関係機関は、相互に連携し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(1)状況の調査等

町は、孤立地区が発生した場合は直ちに地区名、孤立世帯数、人数を知事に報告するとともに、地区代表者と連絡を取るなどして病人の発生の有無、食料保有の状況等を調査する。

(2)救援の要請

町は、孤立地区の状況について、食料及び飲料水、灯油、医薬品、緊急搬送要請について、必要数量や品目、緊急度（品目残量・残日数等）がわかるように、県に要請する。県は、町が負担なく要請ができるよう様式等を示すとともに、要請があった案件に速やかに対応する。

(3)医師の派遣・物資の輸送等

県及び町は、ヘリコプター等による医師、保健師等の派遣、医薬品・食料・生活必需品等の輸送及び地区住民全員の避難救助等必要な対策を講ずる。

(4)交通の確保

町は、孤立地区に通じる道路の除雪等を実施し、交通の早期回復を図る。

「第2章－第4 応急対応力の強化－<応急対策>」を準用する。

「第2章－第9 物資供給・輸送対策－<応急対策>」を準用する。

6 避難所の開設・運営

なだれや大量の積雪による建築物の倒壊により、住家を失った住民や、交通途絶により孤立した地域の住民を収容するため、町は避難所を開設・運営する。

気象情報や地域特性等を踏まえ、必要に応じて被災前の予防的な避難所開設も検討する。

「第2章－第7 避難対策－<応急対策>」を準用する。

7 医療救護

積雪に伴う負傷及び長期の交通途絶による慢性病の悪化などに対処するため、医療救護活動を実施する。また、透析患者などの要配慮者に対し、医療機関情報や緊急時連絡先等、必

要な医療情報を提供する。

なお、救急搬送に当たっては、防災関係機関や医療施設が相互に連携し、迅速な搬送を実施する。

「第2章－第6 医療救護等対策－＜応急対策＞」を準用する。

8 ライフラインの確保

(1) 取組方針

ライフライン施設の機能確保と早期復旧を図る。

「第2章－第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保－＜応急対策＞」を準用する。

(2) 役割

■町及びライフライン事業者の役割

・ライフライン施設の応急対策の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 応急対策の実施

- 町及びライフライン事業者は、なだれ、冠雪、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講ずる。
- 町及びライフライン事業者は、応急対策の実施に当たり、災害対応の円滑化や住民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携する。

9 地域における除雪協力

(1) 取組方針

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。

しかし、異常な積雪時には、高齢者世帯など自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域住民が地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

<復旧対策>

【関係各課】

1	長期化する雪害への対応
2	農業復旧支援
3	その他の復旧支援
4	生活再建等の支援

1 長期化する雪害への対応

(1) 取組方針

大量の積雪があった場合には、なだれが発生するおそれが高期間継続する。そのため、積雪後は、なだれによる災害防止に取り組む。

(2) 役割

■町の役割

- | |
|-----------------------|
| ・なだれ対策の実施
・農業者への支援 |
|-----------------------|

(3) 具体的な取組内容

ア なだれ対策の実施

- 気象台が発表するなだれ注意報を参考にしながら、適宜、住民への注意喚起を行う。
- 町は、気象台が発表するなだれ注意報や専門家による見解等を参考にしながら、道路の通行規制解除を行う。

2 農業復旧支援

農作物や被覆施設に積雪すると、ハウス倒壊等の被害が発生する。被害状況の迅速な把握と、必要な支援措置を講ずる。

「第2章－第10 生活の早期再建－<復旧対策>」を準用する。

3 その他復旧対策

「第2章－第2 災害に強いまちづくりの推進－<復旧対策>」を準用する。

4 生活再建等の支援

「第2章－第10 生活の早期再建－<復旧対策>」を準用する。

第4編 複合災害対策編

第4編 複合災害対策編

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

このため、町は、地震及び風水害による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させる。

複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じていく。

【基本方針】

町、県及び防災関係機関が複合災害に対応するに当たっての基本的な方針を次に示す。

1 人命救助が第一

人命の救助を第一に、行政と自衛隊、警察、消防などの防災機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

2 二次被害の防止

町の役割を果たすとともに、県等の支援を受け災害応急対策を実施し、町内被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

3 ライフラインの復旧

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

○対策の方向性

複合災害発生時の困難な状況下で、的確な災害対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、町内の災害対応資源（※1）で対応可能かどうかを判断し、もし災害対応資源が不足するようであれば、他市町村や県外からの応援を速やかに確保する。

そのために、日ごろから、考えられる複合災害の種類、規模、被害量の想定、町内の災害対応資源の的確な把握、受援計画の策定及び検証、県や他の自治体との応援・受援体制の確立を進めるとともに、迅速・的確な情報収集力、判断力、実行力を養う。

※1 本町内に属し、災害対応のために活用できる人や組織（行政・警察・消防など防災関係機関）、施設、備蓄、資機材などの地域資源のことを指す。

【具体的取組】

<予防・事前対策>

【関係各課、秩父消防本部】

1	複合災害に関する防災知識の普及
2	複合災害発生時の被害想定の実施
3	防災施設の整備等
4	非常時情報通信の整備
5	避難対策
6	災害医療体制の整備
7	災害時の要配慮者対策
8	緊急輸送体制の整備

1 複合災害に関する防災知識の普及

自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発災する可能性があること、またその災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関間で共有するとともに、住民等に対して周知する。

○ 複合する可能性のある災害の種類

- ・地震災害
- ・風水害（風害、水害、土砂災害、雪害）
- ・大規模事故災害（大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故）など

○ 複合災害の対応困難性の分析

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の3つのパターンに分けられる。

パターン1

先発の災害により、災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、後発の災害の被害を拡大化する。

パターン2

先発の災害により被害を受けた地域が未だ復旧・復興活動中に、後発の災害に再び襲われ、元からの災害対応を大規模にやり直さなくてはならない状況になる。

パターン3

地域の別の地域で同時に複数の災害が発生し、災害対応資源を分散しなくてはならない状況になり、結果、対応力が低下・不足する。

いずれのパターンも、近隣自治体が同時被災する可能性を含んでおり、近隣自治体からの迅速な支援が得られない可能性がある。

○パターンごとの具体的なシナリオ例

パターン1	
先発災害	巨大地震の発生→堤防・水門が損傷、機能低下
後発災害	巨大台風が直撃
影 響	河川氾濫が発生（荒川・利根川決壊など）

パターン2	
先発災害	巨大地震の発生
後発災害	復旧・復興活動中（1年以内）に巨大台風直撃
影 響	先発災害の復旧・復興に大規模なダメージ、後発災害への対応の遅れ

パターン3	
地震 A	県内 A 地区で巨大地震発生
地震 B	県内 B 地区で巨大地震がさらに発生
影 響	県内対応資源が不足し、対応が困難になる

2 複合災害発生時の被害想定の実施

町は、考えられる複合災害の類型ごとに、発生時の被害想定を実施する。

3 防災施設の整備等

複合災害発生時に防災施設が使用不能となることがないように防災関係施設の配置を検討し、整備を進める。

また、町は、複合災害の想定結果に基づき、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

4 非常時情報通信の整備

町や防災関係機関（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等）間で、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を、リアルタイムに共有するシステムを検討する。

5 避難対策

「第2編 震災対策編－第2章－第8 避難対策－＜予防・事前対策＞」を準用する。

なお、町は、避難所の選定に当たっては、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する施設を選定する。また、地震等に伴う道路等の損壊や浸水、土石流、交通障害などで一部の避難所が使用できない可能性があるため、あらかじめ代替となる複数の避難所や避難経路を想定しておく。

6 災害医療体制の整備

「第2編 震災対策編－第2章－第6 医療救護等対策－＜予防・事前対策＞」を準用する。

なお、町は複合災害の想定結果に基づき、医療活動を行うことができる医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定し、自家発電装置の設置及び設置場所の検討、食料、飲料水等の備蓄等を行う。

7 災害時の要配慮者対策

「第2編 震災対策編－第2章－第9 災害時の要配慮者対策－＜予防・事前対策＞」を準用する。

なお、町は、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する福祉避難所を選定する。

8 緊急輸送体制の整備

「第2編 震災対策編－第2章－第10 物資供給・輸送対策－＜予防・事前対策＞－2 緊急輸送体制の整備」を準用する。

町は、複合災害の想定結果に基づき、代替輸送路及び輸送手段の検討を行う。

＜応急対策＞

【関係各部、秩父消防本部】

1	情報の収集・伝達
2	交通規制
3	道路の修復
4	避難所の再配置

1 情報の収集・伝達

「第2編 震災対策編－第2章－第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備－＜応急対策＞」を準用する。

なお、町は、複合災害発生時、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。

2 交通規制

豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水や崖崩れ、火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、町及び秩父警察署は速やかに交通規制を実施する。

3 道路の修復

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、崖崩れ、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。

このため、町は、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。

4 避難所の再配置

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。町は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行う。

第5編 広域応援編

第5編 広域応援編

【基本方針】

首都圏同時被災となる広域災害（以下「首都圏広域災害」という。）が発生した場合、首都圏の都県による相互応援は困難な状況となるため、全国からの応援が必須となる。

首都圏広域災害が発生した場合において、町は県の基本方針を踏まえ、首都圏広域災害発生時における広域応援に備える。

【想定災害】

今後30年以内の発生確率が70%と言われる南関東地域の大地震のうち、「東京湾北部地震」は地震発生の蓋然性が高く被害規模も大きいとされている。

本編は、首都圏が同時被災する首都直下地震として、東京湾北部地震を想定災害とする。

【県の広域連携の枠組み】

(1) 九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）

○九都県市では、「九都県市災害時相互応援に関する協定」を締結し、「九都県市広域防災プラン」を作成するなど、平時から実動・図上訓練の実施等により発災時に備えている

(2) 全国知事会

○全国の都道府県は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」に基づき、各ブロック知事会における支援体制の枠組構築を推進している。

(3) 関東地方知事会

○本県の属する関東地方知事会（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）では、「1都9県における震災時等の相互応援に関する協定」を締結している。

(4) 三県知事会（群馬県、埼玉県、新潟県）

○平成25年1月31日に「群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定」を締結した。

【国等が関与して全国的に行われる応援要員派遣の仕組み】

ア 応急対策職員派遣制度

○大規模災害発生時に、全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の短期派遣の仕組み。総務省が応急対策職員派

遣制度に関する要綱を策定し構築した。

＜支援業務＞災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付等の災害対応業務（国等が関与して全国的に行われる当制度以外の仕組みによる支援は除く。）

【県の広域応援のタイムテーブル】

時期	被災地等の主な対応	県の主な対応
初動期～ 応急初期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部の設置 ・ 被災情報の収集 ・ 避難誘導、消火、水防など被害防止活動 ・ 人命救助・救急医療の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集体制の確立 ・ 連絡員等の派遣 ・ 応援・受援体制の確立
応急期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難者対策（要配慮者への支援等）の実施 ・ 帰宅困難者対策の実施 ・ 物資・燃料等の調達、緊急輸送 ・ 被災者の健康対策（感染症対策、衛生対策等）・広域避難の実施・道路等公共土木施設の応急復旧・医療活動の実施 ・ 災害ボランティアの受入れ ・ 義援金・物品の受入れ ・ 遺体の安置、火葬 ・ 災害廃棄物の処理 ・ 被災者の生活支援 ・ 被災者のこころのケアの実施 ・ 学校の教育機能の回復 ・ 応急仮設住宅の整備・確保 ・ 海外からの支援の受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援物資の需給調整 ・ 帰宅困難者への支援 ・ 応援職員の派遣・受入調整 ・ 広域避難の受入調整 ・ ボランティアの活動支援 ・ 広域的な災害廃棄物（がれき等）処理の推進
復旧・ 復興期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興計画の策定・復興財源の確保 ・ インフラ施設等の復旧・復興 ・ 生活再建支援 ・ 恒久住宅への移行支援 ・ 経済・雇用調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興計画の策定支援 ・ 被災自治体の復興業務への支援

【具体的取組】

<事前対策>

【関係各課】

1	広域応援体制の整備
2	広域支援拠点の確保
3	広域応援要員派遣体制の整備
4	広域避難受入体制の整備
5	町内被害の極小化による活動余力づくり

1 広域応援体制の整備

(1) 取組方針

埼玉県は、他の自治体と相互に協力して災害対応を行うため、九都県市、全国知事会（関東地方知事会）、三県知事会で相互応援協定を締結している。町は、広域応援にあたっての協力体制の整備を図る。

(2) 役割

■町の役割

・広域応援にあたっての協力体制の整備

(3) 具体的な取組内容

ア 九都県市合同防災訓練等の周知

町は、県が関係都県市とともに実施している九都県市合同防災訓練等について住民に周知する。

イ 協力体制の整備

町は、広域応援にあたっての協力体制の整備を図る。

2 広域支援拠点の確保

(1) 取組方針

町は、広域応援を実施する時に必要となる物資・人的応援の受け皿となる拠点の候補地を選定・確保する。

(2) 役割

■町の役割

・広域支援拠点の確保
・広域支援拠点の情報の共有

(3) 具体的な取組内容

町は、県が県内外の自治体や応援部隊（警察、消防、自衛隊）と連携し、被災地支援を行うため、応援活動に特化した組織の設置及び物資、人員の応援の受け皿となる拠点（広域支援拠点）の候補地の選定に協力する。

なお、災害発生時は公共用地を優先的に使用することを原則とするが、民間用地も含めて候補地の選定に協力する。

※広域支援拠点

首都圏大規模災害において、全国からの応援を集結させ、各機関との情報共有や活動支援、物資の集積・中継を行うための拠点（物資集積拠点、応援要員の活動拠点）

3 広域応援要員派遣体制の整備

(1) 取組方針

多岐にわたる被災地のニーズに対応するため、発災直後に現地に派遣する応援要員の体制を事前に整える。

(2) 役割

■町の役割

- ・ 応援職員派遣体制の整備
- ・ 広域応援要員の活動体制の整備

(3) 具体的な取組内容

ア 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員派遣に係る体制整備

県は、応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣を迅速に行えるよう体制を整備し、町は、県と一体となって応援を行うことから、県の体制整備への協力を努める。

イ 国等が関与して全国的に行われる応援要員の派遣の仕組みに係る体制整備

町は、上記ア以外の国等が関与して行われる応援要員の派遣の仕組みに基づき応援要員の派遣を迅速に行えるよう体制を整備する。

4 広域避難受入体制の整備

(1) 取組方針

首都圏広域災害発生時には、他の自治体から多くの人々が本町に避難場所を求めることが想定される。こうした事態に備え、事前に広域一時滞在のために必要な体制を整備するよう努める。

また、避難の長期化に備え、応急仮設住宅を提供できる体制を整備する。

(2) 役割

■町の役割

- ・避難所の選定、確保
- ・公営住宅等の空き室状況の把握
- ・応急仮設住宅の適地調査の実施

(3) 具体的な取組内容

町は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の自治体からの避難者を受け入れる施設の事前確保に努める。県と町は、避難の長期化に備え、建設型仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握を行う。

5 町内被害の極小化による活動余力づくり

(1) 取組方針

減災対策を推進し、発災時に他の自治体を応援するための活動余力を確保する。

(2) 役割

■町の役割

- ・住民への普及啓発
- ・自主防災組織の育成
- ・防災基盤整備・防災まちづくり等の促進
- ・事業者等による事業継続の取組の促進

(3) 具体的な取組内容

ア 住民への普及啓発

- ・家庭や地域での防災総点検を実施し、防災意識の高揚と災害の備えを強化する。
- ・家庭内の取組（家具の固定・災害用伝言サービス・家庭内備蓄）を普及させる。
- ・DIG、HUGを取り入れた住民参加型の実践的な訓練を推進する。

イ 自主防災組織の育成

町は、自主防災組織の育成及び自主防災組織の活動において中心的役割を担う人材を育成する。

ウ 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進

- ・町は、民間建築物（多数の者が利用する施設、社会福祉施設、医療施設等）の耐震化を促進する。
- ・古い基準で建設された橋梁の耐震補強工事を計画的に進める。
- ・町は、老朽化の進む社会資本(橋梁等)に関して、予防保全的な維持管理に転換する等、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。

エ 企業等による事業継続の取組の促進

企業等による災害時の事業継続の取組を促進する。コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進する。

< 応急対策 >

【関係各課】

1	広域応援調整（後方応援本部（仮称）の設置）
2	広域応援要員の派遣
3	広域避難の支援
4	がれき処理支援
5	環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援

1 広域応援調整（後方応援本部（仮称）の設置）

（1）取組方針

首都圏広域災害が発生した場合、県は、後方応援本部（仮称）を設置し、町は県と協調して応援活動を行う。

（2）役割

■町の役割

・広域応援にあたって県への協力

（3）具体的な取組内容

ア 後方応援本部（仮称）の設置

県は、首都圏広域災害が発生し、かつ本県の被害が少なく他都県への支援が可能と判断できる場合に、後方応援本部（仮称）を設置し、被災地への支援を実施する。

町は被災が軽微又は被災していない場合、県が実施する被災地支援について協調して対応する。

2 広域応援要員の派遣

（1）取組方針

県は、相互応援協定や全国的な応援要員派遣の仕組み等に基づき応援要員を派遣する。応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣に当たっては、町と一体となって行う。

被災市町村に派遣された職員は、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握して、県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

なお、様々な枠組みによる応援要員の派遣が想定されるが、どの枠組みにより派遣するかは状況により判断する（複数の枠組みによる派遣が並行して行われることも想定される。）。

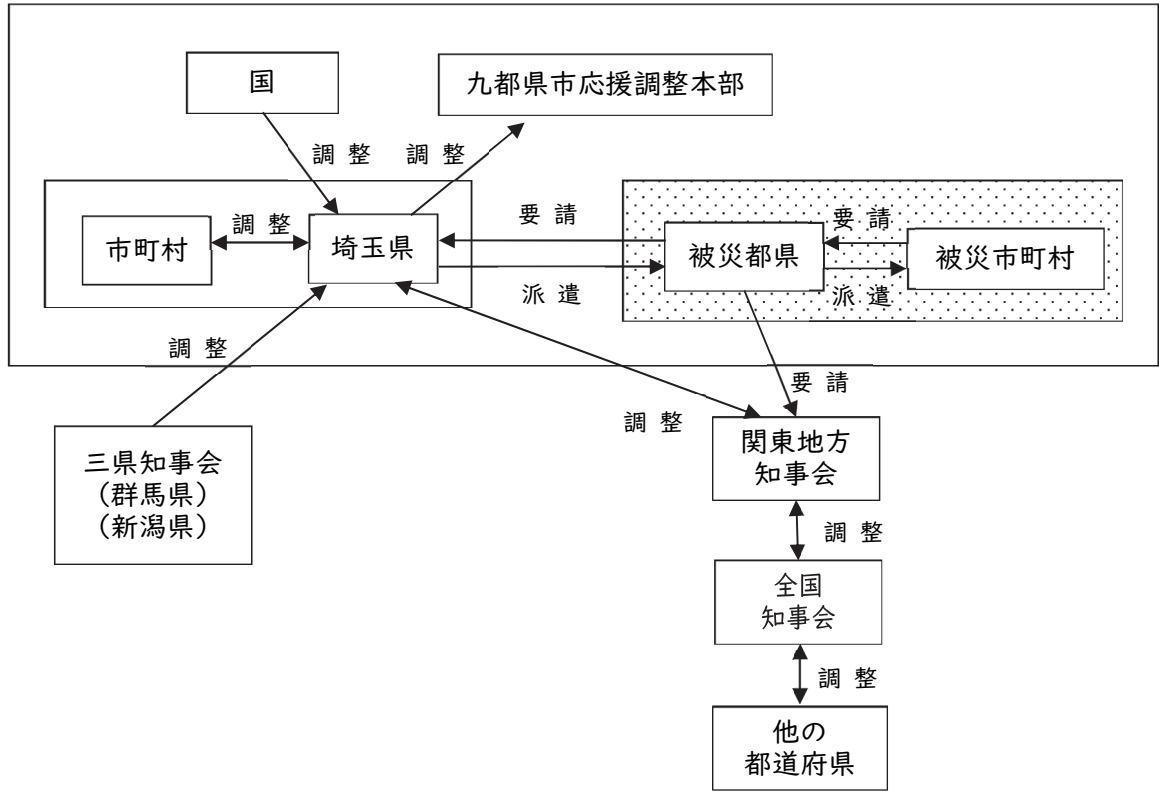
(2) 役割

■町の役割

・応援要員の派遣

<相互応援協定に基づく広域応援要員派遣の流れ>

県は被災都県からの応援要員の派遣要請に基づき、広域応援要員を派遣する。県及び町では必要な要員の確保が困難な場合は、九都県市や全国知事会、三県知事会等に要請する。



<参考> 災害対応時期ごとに必要とされる業務

時 期	必要とされる応援要員の業務例
応急対応（短期派遣）	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者対策 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営、物資搬出入、ボランティア受入支援、罹災証明 ・住民相談、家屋被害調査 ○保健・医療・健康・福祉 <ul style="list-style-type: none"> ・救護所における診察・治療、死体検案支援、防疫・消毒 ・被災者の健康相談・避難所の衛生対策、心のケア支援 ○建物二次被害防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定 ○環境 <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理支援 ○応急住宅対策 <ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅建設支援

	<ul style="list-style-type: none"> ○教育・文化財 <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒のこころのケア、博物館復旧支援、文化財保護 ○環境・衛生 <ul style="list-style-type: none"> ・がれきの除去・運搬、し尿収集・運搬 ○ライフライン復旧 <ul style="list-style-type: none"> ・給水、上水道復旧、下水道復旧 ○被災市町村行政業務支援
復旧・復興期 (中・長期派遣)	<ul style="list-style-type: none"> ○公共土木・農林水産施設 <ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設(道路・河川・砂防)や農林水産施設(農地・農業用施設・治山・林道)の災害査定、復旧工事 ○まちづくり・都市再生 <ul style="list-style-type: none"> ・建築(県立学校等)の復旧工事、公営住宅整備支援、復興まちづくり計画策定支援、まちづくりに係る用地取得業務 ○環境 <ul style="list-style-type: none"> ・震災廃棄物処理 ○保健・医療・福祉 <ul style="list-style-type: none"> ・保健活動支援、生活保護相談業務、孤児の養育環境調査支援、被災者の心のケア、仮設診療所の設置、被災者の保健活動計画策定支援 ○教育・文化財 <ul style="list-style-type: none"> ・教育活動支援 ・復旧・復興に伴う埋蔵文化財の発掘調査

3 広域避難の支援

(1) 取組方針

町は、県が大規模災害発生時に他都県からの避難者を受入れる際、広域一時滞在のための避難所を提供するなど、県に協力する。

自主防災組織や災害ボランティアは、被災した他都県からの避難者(広域一時滞在中)を町が受入れた場合は、避難所の運営を支援する。

(2) 役割

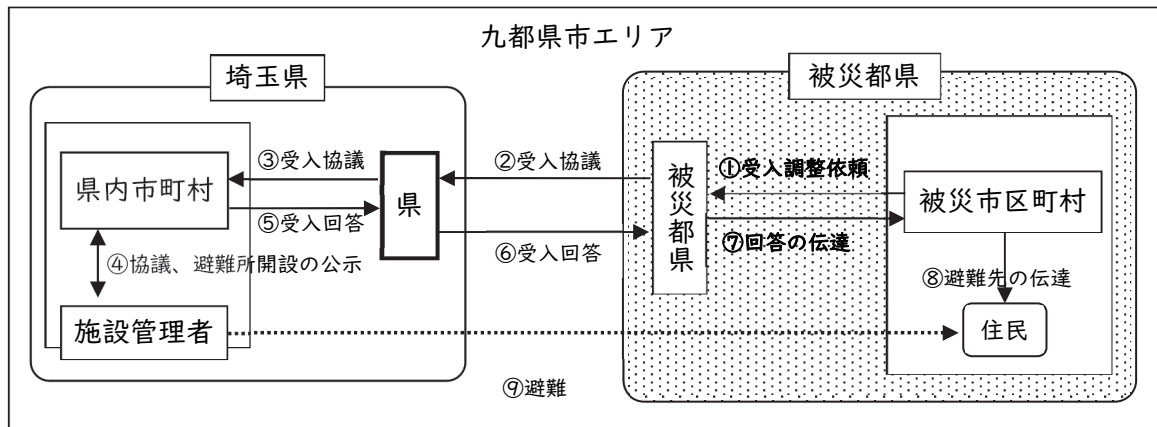
■町の役割

・避難所の開設・運営、避難所開設の公示

■自主防災組織・ボランティアの役割

・広域一時滞在中向け避難所の運営支援

〈広域避難（広域一時滞在）の流れ〉



○応援要請と受入れの流れ

- ①被災市区町村からの被災都県へ避難者受入調整の依頼
- ②被災都県内では受入困難な場合、当県への要請。被災都県との受入協議。
- ③町と県との受入協議
- ④町と避難所（施設管理者）との協議
- ⑤県への受入回答及び避難所開設の公示
- ⑥被災都県への受入回答
- ⑦被災都県から被災市区町村への受入回答の伝達
- ⑧被災市区町村から住民へ、避難先決定の伝達及び避難支援
- ⑨避難者の受入れ（避難誘導を含む）
 避難者の移送支援（原則、避難者の移送は被災都県と県が行う）

○被災都県からの応援要請及び県内市町村との受入協議

県は、被災都県知事から避難者受入れの要請があった場合、本県に避難してきた者を一次的に収容し保護するため、町長に対して町が設置する避難所での避難者の受入れを要請する。なお、被災都県から避難してくる者の地域コミュニティを維持できるよう、多数を収容できる施設を優先して選定する。

○避難者受入方針の決定

県は、町に対し、当該避難者の受入れに係る経費負担を含めた避難者受入方針を速やかに通知する。

○避難所開設の公示及び避難者の収容

町長は、広域避難者を受入れるため、避難所を開設したときは、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員並びに開設期間の見込みを公示し、収容すべき者を誘導して保護する。

○避難所の管理運営

第2編 震災対策編－第2章－第8 避難対策」を準用する。

○要配慮者への配慮

透析患者など医療行為が必要な者、高齢者や妊産婦など配慮が必要な者がいる場合、配慮事項に応じた避難所の選定、開設に留意する。

町は、配慮が必要な避難者に対し、避難所等での保健師、看護師等による健康状態の把握や福祉施設での受入れ調整など、支援の充実に努める。

○自主避難者への支援

町は、指定した避難所以外に自主的に避難してきた被災者に対しても支援に努める。

○避難者登録システム等の活用

県は、避難者登録システム等を活用し、避難者情報を被災都県に提供するとともに、避難者に対し被災都県に関する情報を提供するものとし、町はこれに協力する。

4 がれき処理支援

(1) 取組方針

膨大な量の発生が見込まれる被災都県のがれきについて、その処理を支援する。

(2) 役割

■町の役割

・被災都県のがれき処理への協力

5 環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援

(1) 取組方針

被災都県で発生する膨大なし尿及びごみの処理を支援する。

(2) 役割

■町の役割

・し尿処理、ごみ処理の支援

<復旧・復興対策>

【関係各課】

1	広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行）
2	遺体の埋・火葬支援
3	仮設工場・作業場の斡旋
4	生活支援

1 広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行）

（1）取組方針

首都圏広域災害を想定し首都圏の復旧・復興のため、必要となる職員の派遣や業務の代行を実施する。

（2）役割

■町の役割

・広域復旧復興支援（職員派遣）の実施

<参考> 復旧・復興に被災地で発生する主な業務

応急後期～復旧期	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難の代替輸送、徒歩帰宅支援 ・避難所の生活環境改善 ・被災者の要望調査 ・被災者の生活相談 ・「こころのケア」のためのカウンセリング ・被災者の域外避難 ・防疫体制の確立 ・火葬体制の確立 ・被害認定調査、罹災証明書の発行 ・被災住宅の応急修理の実施 ・仮設住宅（民間賃貸住宅等のみなし仮設を含む）の供給 ・税金の徴収猶予・減免措置 ・被災者生活再建支援金の給付 ・被災企業等への金融相談、事業再建相談 ・義援金の募集、配分 ・一般生活ごみ、粗大ごみの収集 ・がれき類の収集・処理
復興期	<ul style="list-style-type: none"> ・震災（災害）復興本部の設置、復興方針の策定 ・（市町村）復興計画策定

	<ul style="list-style-type: none"> ・震災復興事業の実施 ・仮設住宅入居者の健康管理 ・遠方避難者への支援窓口 ・市街地復興事業（建築制限等の指定） ・被災者の職業あっ旋 ・被災者個人への融資 ・中小企業、農林漁業従事者への融資
--	--

○首都圏の復興業務への支援

被災自治体では、総合的な復興計画や分野ごとの緊急復興計画の策定をはじめとする復興業務が発生する。町は、職員派遣や必要資材の調達支援等について、県に協力する。

○主な応援業務

①復興計画の策定

被災都県の復興計画等を策定するため、応援職員の派遣を行う。

②インフラ施設の復旧・復興

県道、市町村道や河川等の復旧のため、応援職員の派遣や必要資材の調達を実施する。

③まちづくりの復旧・復興

土地区画整理事業、市街地再開発事業等を実施するため、応援職員の派遣を行う。

④恒久住宅への移行支援

災害公営住宅整備・供給支援を行うため、応援職員の派遣を行う。

⑤その他、復旧・復興に係る業務支援

応援職員の派遣をはじめ、必要業務の支援を行う。

2 遺体の埋・火葬支援

(1) 取組方針

首都圏広域災害発生時、本県における死者の発生状況を踏まえ、対応余力があると見込まれる場合は、他都県の埋・火葬支援を行い、速やかな復旧・復興につなげる。

(2) 役割

■町の役割

・他都県からの火葬依頼への対応

3 仮設工場・作業場の斡旋

(1) 取組方針

事業の継続を希望する被災者に対応するため、空き工場・作業場を仮設工場・作業場として斡旋する。

(2) 役割

■町の役割

・空き工場・作業場の情報の提供、斡旋の協力

4 生活支援

(1) 取組方針

県は、長期にわたる避難生活をサポートし、被災者の生活支援を行う。

(2) 役割

■町の役割

・県の取組への協力

第6編 事故災害対策編

第6編 事故災害対策編

第1節 火災対策計画

【関係各課、秩父消防本部】

第1 大規模火災予防

1 基本方針

(1) 趣旨

大規模火災により、多数の死傷者等が発生し、地域の社会経済基盤の喪失につながる事象に対する対策について定める。

(2) 留意点

大規模火災の予防については、適切な道路、消防用設備の計画的な整備、配置、更には、発生したときの迅速な消火活動のための体制整備など関係する機関が数多く、効果的な対策を進めるためには、より密接な連携が必要である。

(3) 現況

ア 災害に強いまちづくり

消防法の効果的な運用により、各種火災予防対策は進んでいる。

イ 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

迅速な情報の収集・伝達のため、地上系、衛星系の防災行政無線が整備されている。

また、消防水利の確保についても、計画的に整備等を進めている。

ウ 防災知識の普及

長瀬町ハザードマップ、各種パンフレット、広報ながとろなどにより、住民に対し防災情報を提供している。

2 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちづくり

町は、大規模火災による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震、不燃化等に配慮し、災害に強いまちづくりを図る。

また、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水を消防水利として活用するための施設の整備等を図る。

町は、火災時に消防活動が制約される可能性のある建築物等について、緊急救助用のスペースの設置を促進する。

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備、維持管理

秩父消防本部は、多数の者が出入りする公共施設や事業所等の建築物の防火対象物について、消防法に基づく消防用設備等の設置を促進する。

また施設管理者は、それらの消防用設備等が災害時にその機能を有効に発揮するよう、定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を行う。

イ 建築物の不燃化

建築物の不燃化を促進するために次の対策を推進する。

(ア) 消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用

(3) 火災発生原因の制御

ア 建築物の防火管理体制

学校、工場等収容人員50人以上の防火対象物には、防火管理者を選任させる。防火管理者は、当該建築物についての消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の整備点検等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

また、秩父消防本部は、防火管理者を育成するため、防火管理に関する講習会を開催し、防火管理能力の向上を図る。

イ 予防査察指導の強化

秩父消防本部は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期すよう防火対象物の防火責任者に対して指導する。

ウ 火災予防運動の実施

住民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、町及び秩父消防本部は、関係機関の協力を得て年2回春季と秋季に火災予防運動を実施する。

(4) 耐災環境の整備

ア 消防団員の確保対策

消防団員の減少は最近の経済情勢から全国的な傾向であり、社会環境の変化が激しいため団員確保に困難をきたしている。町及び秩父消防本部は、長瀬町消防団の充実、強化を図るため、以下に取り組む。

(ア) 長瀬町消防団装備の機械化、軽量化

(イ) 消防ポンプ自動車等の重点配置

(ウ) 長瀬町消防団組織を発展的に改善し、合理的に再編成

(エ) 中核となる団員の育成・団員の資質向上

(オ) 団員の処遇改善

(カ) 女性・大学生に対する消防団への加入促進及び機能別団員、分団制度の活用

イ 民間自衛消防組織の育成強化

秩父消防本部は、大規模火災の公共危険性に鑑がみ、防火思想の普及徹底と初期消火体制の確立を目標として、自衛消防力の強化に努める。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

ア 情報の収集・連絡体制の整備

町は、警察、秩父消防本部等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

イ 情報の分析整理

町及び秩父消防本部は、平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、大規模火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握したうえ、災害危険性の周知等に活かす。

ウ 通信手段の確保

町は、大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線の通信手段の整備・拡充を図る。

なお、町の整備する情報連絡システムについては、「第2編 震災対策編－第2章－第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備」に準ずる。

(2) 災害応急体制の整備

ア 職員の体制

町は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。

また、活動手順や資機材、装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集、連絡に当たる要員をあらかじめ指定する。

イ 防災関係機関相互の連携体制

町は、応急復旧活動の迅速かつ的確な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前から関係機関との連携を強化する。

(3) 消火活動体制の整備

町及び秩父消防本部は、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、河川水やプール等についても把握し、その指定消防水利としての活用を図り、消防水利の確保とその適正な配置に努める。

(4) 緊急輸送活動への備え

町は、情報板等の道路交通関連施設について、大規模火災発生時の道路交通管理体制の整備に努める。

(5) 避難収容活動

ア 避難誘導

町は、避難所、避難路をあらかじめ選定し、日ごろから住民に周知徹底するとともに、大規模火災発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、町は、大規模火災発生時に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制を整備するとともに、避難誘導訓練を実施する。

イ 避難所

町は、公民館、学校等公共的施設等を避難所に選定し、住民への周知徹底に努める。また、避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

また町は、あらかじめ避難所の運営管理のために必要な知識等を住民へ普及させるよう努める。

(6) 施設、設備の応急復旧活動

町は、所管する施設、設備の被害状況を把握し、かつ応急復旧活動を行うための体制や資機材をあらかじめ整備する。

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動

町は、大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、町は、住民からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成する。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 訓練の実施

町及び秩父消防本部は、大規模火災を想定し、住民参加によるより実践的な消火、救急・救助活動等の訓練を実施する。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

町及び秩父消防本部が訓練を行うに当たっては、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

4 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

町は、年2回春季と秋季に火災予防運動を実施し、住民に大規模火災の危険性を周知す

るとともに、大規模火災発生時にとるべき行動や避難所でのとるべき行動等について周知徹底を図る。

町は、住民に分かりやすいハザードマップを作成し、住民への配布や研修等を通じて、防災知識の普及啓発に努める。

また、学校等の教育機関や自主防災組織、行政区等においては、防災に関する教育の充実に努める。

(2) 防災関連設備等の普及

町及び秩父消防本部は、住民等に対し、消火器や避難用補助具等、住宅用防災機器の普及に努める。

(3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第2 大規模火災対策

1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

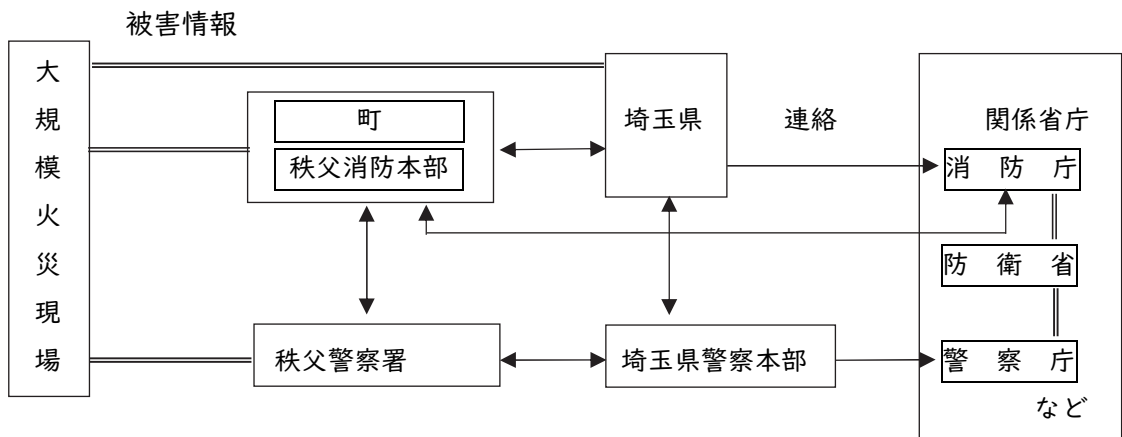
(1) 災害情報の収集・連絡

ア 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡

町及び秩父消防本部は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

イ 大規模火災情報の収集・連絡系統

大規模火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡

町及び秩父消防本部は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

町及び秩父消防本部は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて県及び防災関係機関と情報交換を行う。

(2) 通信手段の確保

秩父消防本部及び防災関係機関は、大規模火災発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

2 活動体制の確立

町は、大規模火災発生後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講ずる。

また、町は、大規模な被害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整える。

3 消火活動

秩父消防本部は、大規模火災が発生した場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、

迅速に消火活動を行い、必要がある場合は消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

また、消火活動の調整を行う指揮本部を設置する。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

町は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

5 避難収容活動

発災時における避難誘導については、「第2編 震災対策編－第2章－第8 避難対策」に準ずる。

6 施設・設備の応急復旧活動

町は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

町は、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、防災行政無線、広報車、ちちぶ安全・安心メール等によるほか、報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対しても十分に配慮する。

(2) 住民への的確な情報の伝達

町は、住民に対し、大規模火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ、大規模火災発生後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

第3 林野火災予防

1 基本方針

(1) 趣旨

本町は、森林面積が町のおよそ60%を占めている。林野火災は、地形の制約等の状況から、燃焼時間が長時間に及ぶことが多い。このため、林野において火災が発生した場合の対策について定める。

(2) 留意点

計画の策定に当たっては、次の事項に留意する。

- ア 林野火災に強い地域づくり
- イ 迅速かつ的確な応急対策、災害復旧への備え
- ウ 防災対策の充実

(3) 現状

林業の採算性の悪化等から、管理不足による森林の荒廃が進んでいる。一方で山間地域の道路や観光拠点の整備が進み、ハイカー等の森林への入り込みが増加している。その結果、林野火災が多発し、森林に隣接した住宅への延焼の危険が高くなっている。

2 実施計画

(1) 林野火災に強い地域づくり

ア 危険地域の把握

町及び秩父消防本部は、林野火災の発生及び延焼拡大の危険性の高い地域の把握に努める。

イ 防災計画の策定

町及び秩父消防本部は、迅速かつ効果的な消防活動が実施できるよう、総合的な防災計画を作成する。

ウ 火災巡視等

町及び秩父消防本部は、火災警報発令中の火気の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行う。

(2) 迅速かつ的確な応急対策、災害復旧への備え

「第1 3 迅速かつ的確な災害応急対策、災害復旧・復興への備え」を準用する。

(3) 消火活動体制の整備

町及び秩父消防本部は、林野火災に備え、水利や消火剤等の確保に努めるとともに、その適正な備蓄や配置に努める。

町は、日ごろから秩父消防本部、長瀨町消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、

水利の確保や消火剤の確保及び消防体制の整備に努める。

(4) 避難収容活動

「第1 3 (5) 避難収容活動」を準用する。

(5) 施設・設備の応急復旧活動

「第1 3 (6) 施設、設備の応急復旧活動」を準用する。

(6) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

「第1 3 (7) 被災者等への的確な情報伝達活動」を準用する。

(7) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 訓練の実施

町及び秩父消防本部は、林野火災を想定し、自衛隊や住民を含む当該関係者の参加による、より実践的な消火、救急救助活動等の訓練を実施する。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

「第1 3 (8) イ 実践的な訓練の実施と事後評価」を準用する。

(8) 林野火災予防対策

林野火災の原因は、たばこ・たき火など、火気の取り扱いの不始末によるものが大部分を占めていることから、森林の巡視や火災予防の啓発活動を進め、その防止を図る。

ア 森林の保全巡視

林野火災の発生を防止するため、森林の保全巡視を行う。

イ 予防啓発活動

毎年、林野火災危険期（2月・3月）に一般火災予防対策と併せて、林業関係者や入山者に対する火災予防の啓発を行うほか、ポスターの掲示等で、入山者に注意を喚起する。

ウ 山間孤立地域の把握

林野火災の延焼拡大により道路が遮断され、集落や住居が孤立する地域を把握し、居住者等に注意を喚起する。

第4 林野火災対策

1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

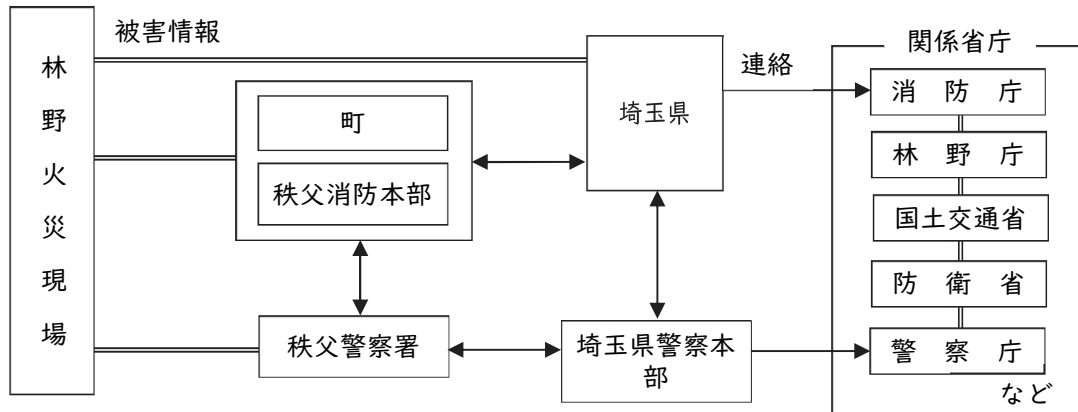
(1) 災害情報の収集・連絡

ア 林野火災発生直後の被害情報の収集・連絡

「第2 1 (1) ア 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡」を準用する。

イ 林野火災情報の収集・連絡系統

林野火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡

「第2 1 (1) ウ 応急対策活動情報の連絡」を準用する。

(2) 通信手段の確保

「第2 1 (2) 通信手段の確保」を準用する。

2 活動体制の確立

「第2 2 活動体制の確立」を準用する。

3 消火活動

秩父消防本部は、林野火災を覚知した場合は、速やかに火災の状況や気象状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、近隣市町村に応援要請を求めるなど、早期消火に努める。

また、林野火災防御図を配置し、消火活動の調整を行う指揮所を設置する。

なお、火の手が住家に及ぶ危険性が明らかになった場合には、その延焼を食い止めるための方策を最優先させる。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

「第2 4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」を準用する。

5 避難収容活動

発災時における避難誘導については、「第2編 震災対策編－第2章－第8 避難対策」に準ずる。

山間部に孤立するおそれのある住民には、早期の避難を指示する。

6 施設・設備の応急復旧活動

「第2 6 施設・設備の応急復旧活動」を準用する。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

「第2 7 被災者等への的確な情報伝達活動」を準用する。

8 二次災害の防止活動

町は、林野火災により林地が荒廃した地域の流域部における土石流等の二次災害の発生のおそれについて十分留意し、県と連携してその防止に努める。

また、町は、降雨等による二次的な土砂災害等の危険箇所の点検等を行うよう、専門技術者の派遣を県に要請する。なお、危険性が高いと判断された箇所については、住民への周知を図り、警戒避難体制をとるとともに、速やかに砂防、治山、地すべり防止等の対策を講ずるよう県に要請する。

9 災害復旧

町は、物資、資材の調達に関する計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ的確に被災施設の復旧事業を行うとともに、必要に応じて支援する。

また、町は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

第2節 危険物等災害対策計画

【関係各課、秩父消防本部】

第1 危険物等災害予防

1 基本方針

(1) 趣旨

危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、町及び秩父消防本部は、関係機関と連携して保安体制の強化を図る。

また、適正な施設の維持管理の保安措置を講ずるために保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図る。

(2) 留意点

町及び秩父消防本部は、危険物施設管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図る。

2 危険物の予防対策

町は、秩父消防本部と連携し、県とともに以下の対策を講ずる。

(1) 次により危険物製造所等の整備改善を図る。

ア 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。

イ 立入検査を励行して災害防止の指導をする。

(2) 次により危険物取扱者制度の効果的な運用を図る。

ア 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。

イ 危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。

ウ 法定講習会等の保安教育を徹底する。

(3) 次により施設、取扱いの安全管理を図る。

ア 施設の管理に万全を期するため危険物施設保安員等の選任を指導する。

イ 危険物取扱いの安全確保のため予防規程の作成遵守を指導する。

第2 危険物等災害応急対策

1 活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講ずるとともに、直ちに秩父警察署又は秩父消防本部に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の警察、消防、危険物保安監督者等との連絡を密にし、次の措置を講ずる。

- (1) 危険物の流出及び拡散の防止
- (2) 流出した危険物の除去、中和等
- (3) 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- (4) その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

第3 サリン等による人身被害対策計画

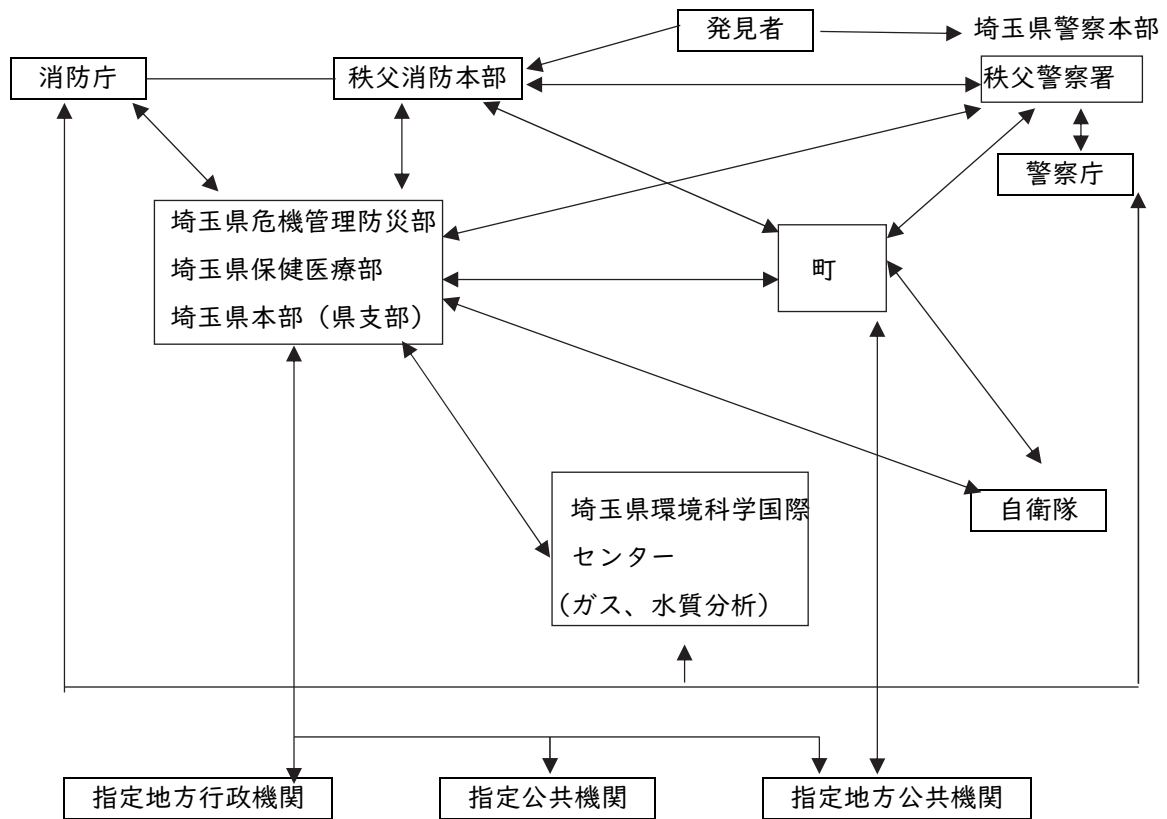
1 趣旨

本計画は、町内にサリン等による人身被害（以下「人身被害」という）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、法令及び本計画に定める町本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するため定める。

2 活動体制

町は、町内に人身被害が発生した場合においては、法令及びこの計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努める。

サリン等による人身被害の連絡通報体制

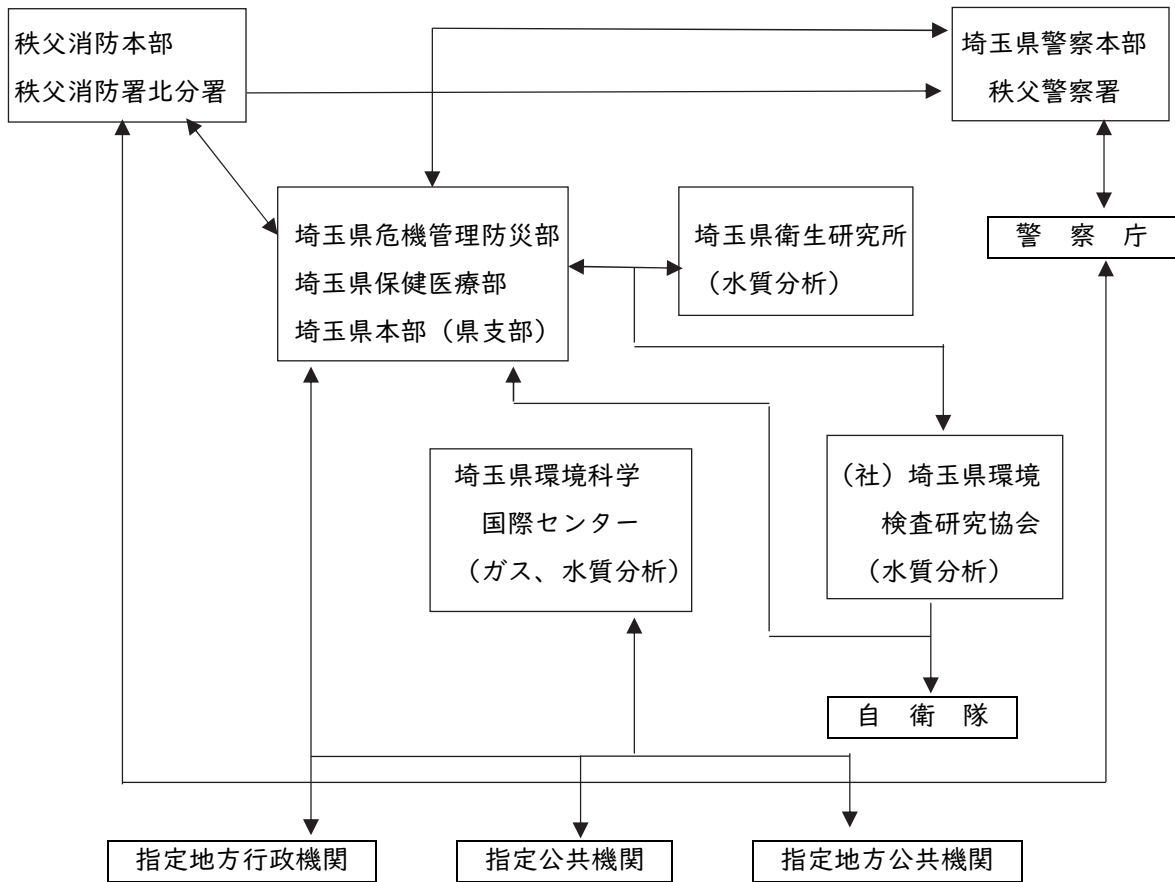


3 応急措置

(1) 原因解明

人身被害発生直後は、原因物質の特定が不可能な状況が予想されるため、通報を受けた防災関係機関は次の体制により、迅速、確実な原因解明に努め、応急措置の速やかな実施に努める。

サリン等による人身被害の原因解明のための連絡体制



(2) 情報収集

町は、町内に人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告する。

また、事故災害応急対策に関し、町が措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「第2編 震災対策編－第2章－第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備」に準ずる。

(3) 立入禁止等の措置

秩父警察署及び秩父消防本部は、相互に連携を保ちながら、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両その他の場所への立入りを禁止し、また、これらの場所にいる者を退去させる。

(4) 救出、救助

「第2編 震災対策編－第2章－第6 医療救護等対策」に準ずる。

救出、救助は、秩父消防本部を主体として活動に当たる。

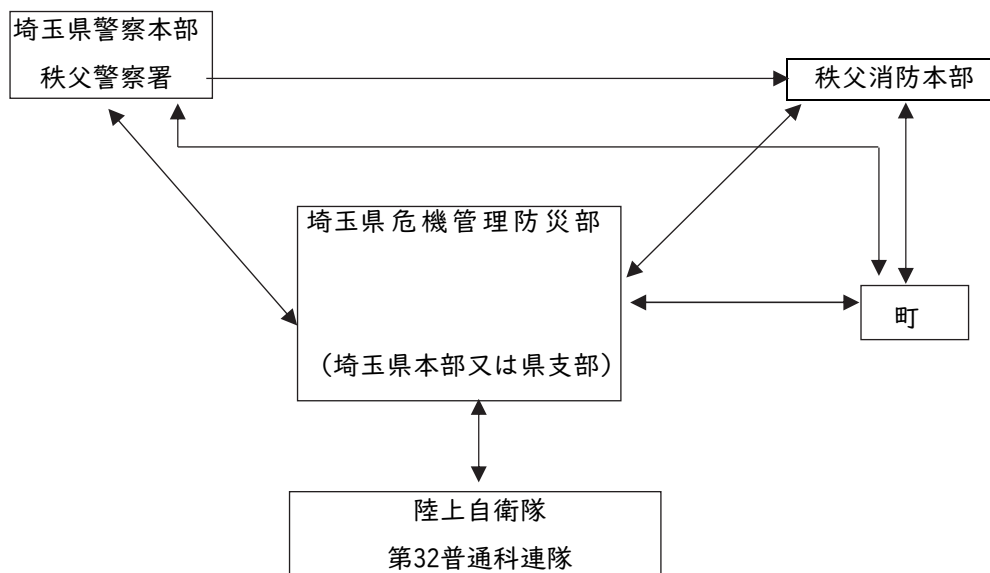
(5) 医療救護

町は、町内で人身被害が発生した場合、「第2編 震災対策編－第2章－第6 医療救護等対策」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

(6) 汚染除去

町長は町内に人身被害が発生した場合、汚染除去のため、「第2編 震災対策編－第2章－第4 応急対応力の強化－〈応急対策〉－6 自衛隊災害派遣」により、県へ自衛隊災害派遣を要請する。

自衛隊有毒物質汚染除去派遣要請連絡系統



(7) 避難誘導

町長、警察官等は、本計画の「第2編 震災対策編－第2章－第8 避難対策」に準じて、被害拡大のおそれがあると認められたときは、必要に応じて被害現場周辺の住民に対して避難の指示を行う。

第3節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

【関係各課】

第1 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策の基本的な考え方

1 趣旨

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故では、その影響は広範囲に拡大し、住民生活にも大きな影響が及んだところである。

核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が一般環境中に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合の影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ的確な対応を図るため、本計画にその予防対策、応急対策、復旧対策を定める。

2 現況

本県には、核燃料物質を使用している事業所があるほか、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設が多数ある。

一方、県内には原子力施設（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第6条の2第1項に基づき原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」の対象となる施設をいう。以下同じ。）は立地していない。また、本県は、近隣県にある原子力施設の原子力災害対策重点区域（原子力災害対策指針において、原子力施設の特性等を踏まえ、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講ずる区域である「予防的防護措置を準備する区域」（PAZ：Precautionary Action Zone・実用発電用原子炉の場合は施設から概ね半径5km）及び「緊急時防護措置を準備する区域」（UPZ：Urgent Planning Zone・施設から概ね半径30km））に含まれていない。

しかしながら、本県から80km強の位置にある東海第二原子力発電所をはじめ、福島第一・第二原子力発電所や柏崎刈羽原子力発電所、浜岡原子力発電所といった原子力施設が本県の周囲に立地している。

事故の未然防止には、専門知識を有する使用事業者の取組が最も重要であるが、放射性物質の取り扱い事業所は限られ、国からの連絡により県及び該当消防本部はその全施設数を把握している。

3 計画において尊重する指針

この計画の専門的・技術的事項については、原子力災害対策指針を十分尊重する。なお、原子力災害対策指針については、原子力規制委員会が今後の検討課題としている事項もあり、その動向に注視していく必要がある。

第2 予防対策

1 放射性物質取扱施設に係る事故予防対策

(1) 放射性物質取扱施設の把握

町及び秩父消防本部は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

2 迅速かつ円滑な災害対策への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

町、国、県、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集、連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

イ 通信手段の確保

町は、放射線関係事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。通信手段の整備、拡充を図る。

なお、町及び県の整備する通信手段については、「第2編 震災対策編－第2章－第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備」による。

(2) 災害応急体制の整備

町は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知に努める。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

(3) 緊急被ばく医療体制の整備

町は、事前に緊急被ばく医療可能施設を把握する。

(4) 防護資機材の整備

秩父消防本部は、放射線関係事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努める。

(5) 避難所の指定及び避難収容活動への備え

ア 大規模な避難住民の受入れ

放射線関係事故に伴う大規模な避難住民の受入れについては、「第2編 震災対策編－第2章－第8 避難対策」を準用する。

イ 避難所の指定

町は、放射線関係事故に備えて、あらかじめ避難所を選定するとともに、住民への周知徹底を図る。

ウ 避難誘導

町は、放射線関係事故発生時に、高齢者、障がい者等の要配慮者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。

(イ及びウは、「第2編 震災対策編－第2章－第8 避難対策」により実施する。)

(6) 飲料水の供給体制の整備

町は、放射線関係事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、「第2編 震災対策編－第2章－第10 物資供給・輸送対策<応急対策>」を準用して飲料水を供給する。

特に、乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合は、県、国等と協働して実施する。

(7) 広報体制の整備

町は県と連携し、放射線関係事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

(8) 住民相談窓口の整備

町は、住民からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ整備する。

(9) 防災教育・防災訓練の実施

ア 防災関係者の教育

町は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、以下の事項についての教育を実施する。

- ①放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- ②放射線防護に関すること。
- ③放射線による健康への影響に関すること。
- ④放射線関係事故発生時に町及び県がとるべき措置に関すること。
- ⑤放射線関係事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ⑥防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること。
- ⑦その他必要と認める事項

イ 住民に対する知識の普及

町は、放射線関係事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時から防災対策に関する事項についての広報を行う。

広報の主な内容については、以下のとおりとする。

- ①放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- ②放射線防護に関すること。
- ③放射線による健康への影響に関すること。
- ④放射線関係事故発生時に町及び県がとるべき措置に関すること。
- ⑤放射線関係事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ⑥その他必要と認める事項

第3 応急・復旧対策

1 目標

県内における放射線関係事故の発生現場としては、核燃料物質等の輸送中及び核燃料物質を使用している事業所が想定される。また、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設における火災等が想定される。

このうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく許可を受けた核燃料物質使用事業所においては、その許可及び使用数量等から勘案すると、事故発生の場合に放出される放射線による周辺環境への影響は、輸送中における事故のそれと比較して小さいものと考えられる。そのため、対策を定めるに当たっては、輸送中の事故によるものを中心とし、その他の場合にあってはこれを援用する。

なお、放射性輸送物は、収納される放射性物質の放射エネルギーに応じて輸送容器が区分される。放射エネルギーの少ない順にL型、A型、B型等に区分される。県内を通過する核燃料物質の輸送物は専ら低濃縮ウランや六フッ化ウランなどのA型輸送物であるが、対策を定めるに当たり、B型輸送物をも視野に入れる。

さらに、県内から比較的近い場所に立地している原子力発電所において放射能漏れ事故が発生した場合に備え、放射線量等の測定体制の整備、避難住民等の外部被ばくの簡易測定及び健康相談窓口を開設する体制をあらかじめ想定する。

また、これら対策を講ずる場合にあっては、国、県などが行う主体的な対策と密接に連携し行う。

2 核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策

(1) 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

ア 事故情報の収集・連絡

(ア) 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、本町内を核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は以下の事項について、町、秩父消防本部、秩父警察署、県及び関係省庁などに通報する。

- ①特定事象発生の場所及び時刻
- ②特定事象の種類
- ③検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
- ④気象状況（風向・風速など）
- ⑤周辺環境への影響
- ⑥輸送容器の状態
- ⑦被ばく者の状況及び汚染拡大の有無

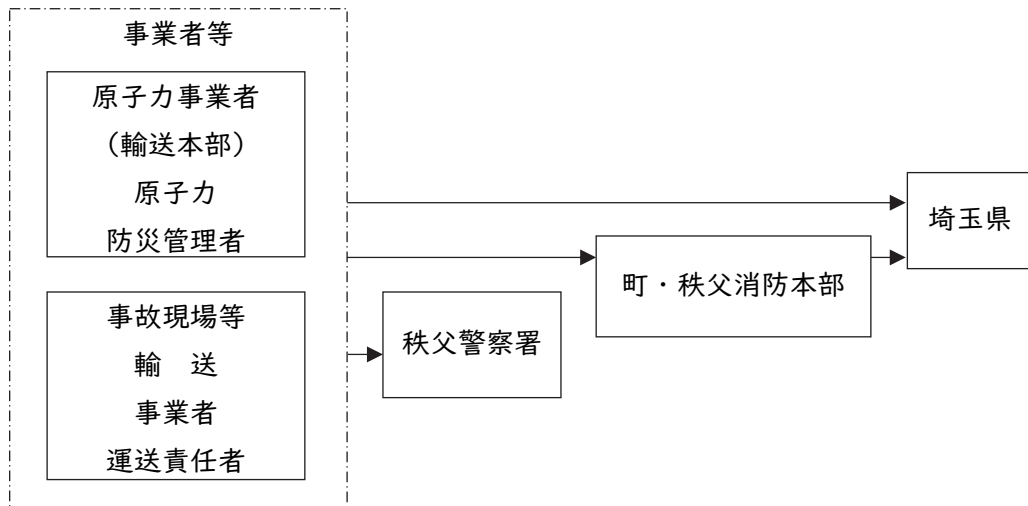
⑧ 応急措置

⑨ その他必要と認める事項

(イ) 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。

核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統



※通報先は、町、秩父消防本部、秩父警察署、県である。

(ウ) 応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、町、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

イ 通信手段の確保

町は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保する。

(2) 活動体制の確立

ア 秩父警察署の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた秩父警察署は、事故の状況把握に努めるとともに、指揮体制を確立し、状況に応じて警察官の安全確保を図りながら、事業者等、その他関係機関と協力して人命救助及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

イ 秩父消防本部の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた秩父消防本部は、直ちにその旨を消防庁及び県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講ずる。

※警戒区域の設定に係る留意事項

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として、原子力事業者が立入制限を

行った事故発生現場の半径15m以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後概ね100mを確保する。

ウ 町の活動体制

町は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとる。

また、防災関係機関相互の連携を図る。

(3) 消火活動

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行う。

秩父消防本部は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行う。

また、近隣又は相互応援協定を締結している市町村が被災した場合、要請又は相互応援協定等に基づき、迅速かつ的確に応援を実施する。

(4) 原子力緊急事態宣言発出時の対応

ア 町本部の設置など

原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、町は災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、(5)以下の措置を講ずる。

イ 町本部の閉鎖

町は、内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認めたときは、災害対策本部を閉鎖する。

(5) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

ア 緊急輸送活動

町及び県は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

なお、傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。

イ 交通の確保

町及び秩父警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

秩父警察署は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。交通規制に当たっては、町及び秩父警察署は、相互に密接な連絡を取る。

特に、原子力規制庁等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先するなど配慮する。

(6) 退避・避難収容活動など

ア 退避・避難等の基本方針

町は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合等、国から屋内退避又は避難に関する指示があったとき、又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難」の勧告又は指示の措置を講ずる。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障がい者、外国人その他要配慮者にも十分配慮する。

イ 警戒区域の設定

(ア) 警戒区域の設定

町長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が規程の線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定する。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径15mとする。

(イ) 関係市町村長への屋内退避・避難等の実施の指示

町長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を、各地域住民に講じるよう指示等する。

(ウ) 関係機関への協力の要請

町長は、警戒区域を設定したときは、秩父警察署その他の防災関係機関に対し、協力を要請する。

ウ 退避、避難等の実施

町長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をする。

また、必要に応じて、あらかじめ選定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障がい者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずる。

エ 避難所の運営管理

町は、避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図る。

また町は、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努める。

オ 要配慮者への配慮

町は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障がい者等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮する。

特に高齢者、障がい者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努める。

カ 住民への的確な情報伝達活動

(ア) 周辺住民への情報伝達活動

町は、県及び防災関係機関と連携を図り、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、防災行政無線、広報車、ちちぶ安心・安全メール等によるほか、報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

(イ) 住民への的確な情報の伝達

町は、住民に対し、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

(ウ) 住民等からの問合せへの対応

町は、必要に応じて、速やかに住民からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備する。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

(7) 各種規制措置と解除

ア 飲料水、食料の摂取制限等

町は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じて、当該区域等における飲料水、食料の摂取制限等を行う。

イ 解除

町は、環境モニタリング等による地域の調査により、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったとき、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水、飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行う。

(8) 被害状況の調査等

ア 被災住民の登録

町は、県の指示に基づき、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した住民の登録を行う。

イ 被害調査

町は、県の指示に基づき、次に掲げる事項に起因して被災地の住民が受けた被害を調査する。

(ア) 退避・避難等の措置

(イ) 立入禁止措置

(ウ) 飲料水、飲食物の制限措置

(エ) その他必要と認める事項

(9) 住民の健康調査等

町は、退避、避難した地域住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持と民心の安定を図る。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、第6編第3節「放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画」第2-2「迅速かつ円滑な災害対策への備え」第2-2-(3)「緊急被ばく医療体制の整備」において、把握されている医療機関と連携を図り、収容等を行う。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施する。

3 放射性物質取扱施設事故対策に係る応急・復旧対策

核燃料物質及び放射性同位元素の取扱施設における事故時の対応は次のとおりとする。

(1) 事故発生直後の情報の収集・連絡

ア 事故情報の収集・連絡

(ア) 放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡

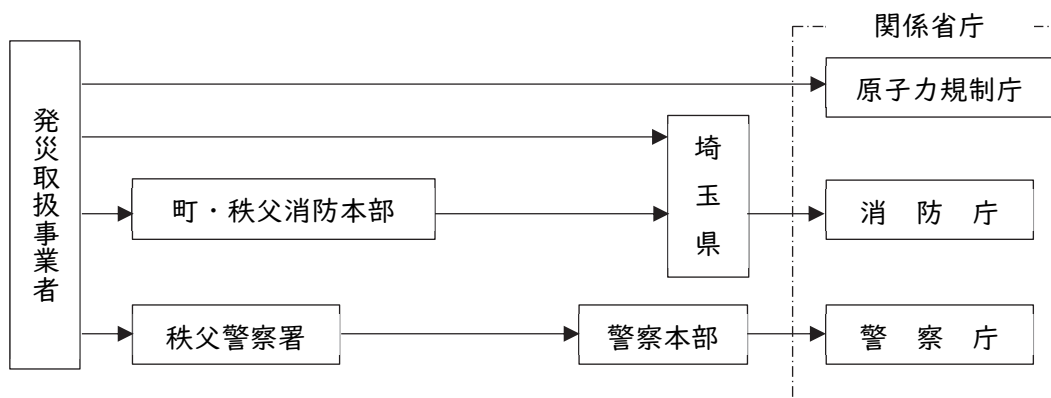
放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、町、秩父消防本部、秩父警察署、県及び国の防災関係機関に通報する。

- ①事故発生の時刻
- ②事故発生の場所及び施設
- ③事故の状況
- ④気象状況（風向・風速）
- ⑤放射性物質の放出に関する情報
- ⑥予想される災害の範囲及び程度等
- ⑦その他必要と認める事項

(イ) 放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る連絡系統



(ウ) 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、町、秩父消防本部、秩父警察署、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

イ 通信手段の確保

町は、事故発生後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保する。

(2) 活動体制の確立

町は、第6編第3節第3-2「核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策」に準じ活動体制の確立を図る。

4 原子力発電所事故災害に係る応急・復旧対策

(1) 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準

(出典：原子力規制委員会『原子力災害対策指針』)

原子力災害においては、初期対応段階では、情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う必要がある。

ア 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL)

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする。ただし、これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおり発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきである。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状況等に基づき緊急時活動レベル (Emergency Action Level。以下「EAL」という。)を設定する。

各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子力事業者が行う。

イ 運用上の介入レベル (OIL)

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には上記アの施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講ずることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講ずる場合には、避難場所等でのスクリーニングの結果から除染等の措置を講ずるようにしなければならない。さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講ずる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「OIL」という。）を設定する。

(2) 「第6編 事故災害対策編－第3節－第3－2－(4)～(9)」の原子力発電所事故災害に係る応急・復旧対策への準用

「第6編 事故災害対策編－第3節－第3－2－(4)～(9)」については、原子力発電所事故対策にも準用する。ただし、警戒区域の設定の範囲については、緊急時モニタリング及び県・町による放射線量の測定の結果等を踏まえて検討を行う。

(3) 放射線量等の測定体制の整備

ア 簡易測定の要請

町は、住民から放射線量の測定について要望を受けた場合、町の保健センター、避難所等において外部被ばくの程度を確認するための簡易測定の実施を県に要請する。町の保健センターには健康相談の窓口を開設する。

イ 空間放射線量の測定体制の整備

県内における放射線量の分布の把握については、県が空間放射線量の測定を実施する。

ウ 飲料水及び農畜水産物の放射性物質測定体制の整備

町は、県が実施した飲料水、農畜水産物及び飼料等の放射線物質の測定結果に基づき、住民に迅速かつ的確な情報を提供する。

エ 浄水発生土及び下水道汚泥等の放射性物質測定体制の整備

町は県と連携し、浄水発生土及び下水道汚泥等に含まれる放射性物質を測定することで、放射能濃度に応じた適切な管理を行う。

(4) 他県からの避難住民の受入れについて

他県において原発事故が発生した場合の避難住民の受入れについては「第2編 震災対策編－第2章－第8 避難対策」を準用する。

第4節 農林災害対策計画

【関係各課】

第1 目標

町は、暴風雨、豪雨、降雹（ひょう）、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農林関係災害に関し、その災害予防、災害発生時の迅速かつ的確な災害対策を実施する。

第2 実施計画

(1) 注意報及び警報の伝達

町は、県から以下の注意報及び警報の伝達を受けた場合、又は秩父農林振興センターからこれに関する必要な指導を受けた場合、電話又は防災行政無線により速やかに各農家に連絡する。

伝達を受ける注意報・警報の種類

区 分	種 類
注意報	強風、大雨、大雪、雷、霜、低温、洪水
警報	暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水
その他の気象情報	大雨、洪水、台風、低温

(2) 災害の応急対策及び復旧

①農作物・農業生産施設

町は、被害状況等を把握し、秩父農林振興センター等の関係機関の協力を得て農家に対し、農作物の回復、病虫害の防除、損壊施設の応急措置等について必要な技術指導を行う。

また、災害の規模や損失程度により農業生産力が低下し、安定した農業経営の継続が困難であると認められる農家に対しては、「埼玉県農業対策特別措置条例」に基づく助成措置を講ずることができる。

②農地及び農業用施設

災害によって農地及び農業用施設に被害を受けた場合は、災害の規模や損失程度に応じて「埼玉県農地・農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱」に基づく助成措置を講ずる。

③森林・林産物及び林地荒廃防止施設・森林管理道施設

林地については、被害の規模に応じて復旧措置を講ずるとともに立木、林産物被害については、損失の状況等により必要な助成措置を講ずる。

また施設被害に対しては、被害の拡大防止措置を講ずるとともに、必要な復旧措置を講ずる。

第5節 道路災害対策計画

【関係各課】

第1 道路災害予防

1 基本方針

地震や水害その他の理由により、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

県では、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時の通行規制区間及び特殊通行規制区間としてあらかじめ設定し、道路利用者等に広報をするとともに、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールを実施している。

《資料-29 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準》

2 実施計画

(1) 道路の安全確保

町は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、情報を活用できる体制を整備する。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策をとるため、道路巡回の実施等による情報の収集・連絡体制を整備する。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に災害発生の危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備する。

(2) 道路施設等の整備

ア 危険箇所の把握

町は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査、把握し、道路施設等の災害対策を行う。

イ 予防対策の実施

町は、以下の各予防対策に努める。

(ア)道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。

(イ)道路における災害を予防するため、必要な施設等の整備に努める。

(ウ)道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

また、町は、災害が発生した際、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努める。

(3) 情報の収集・連絡

ア 災害情報の収集・連絡体制の整備

町は、国、関係市町村、関係都県、警察、消防機関等の関係機関との間に情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

イ 通信手段の確保

町は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお、町の整備する情報連絡システムについては、「第2編 震災対策編-第2章-第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備」に準ずる。

(4) 災害応急体制の整備

ア 職員の体制

町は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく。

イ 防災関係機関相互の連携体制

町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておく。

(5) 緊急輸送活動体制の整備

町は、災害発生時の道路管理体制の整備に努める。

(6) 被災者等への的確な情報伝達活動

町は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。また、町は、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成する。

第2 道路災害応急対策

1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

ア 事故情報等の連絡

(ア)町

町は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに県、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合う。

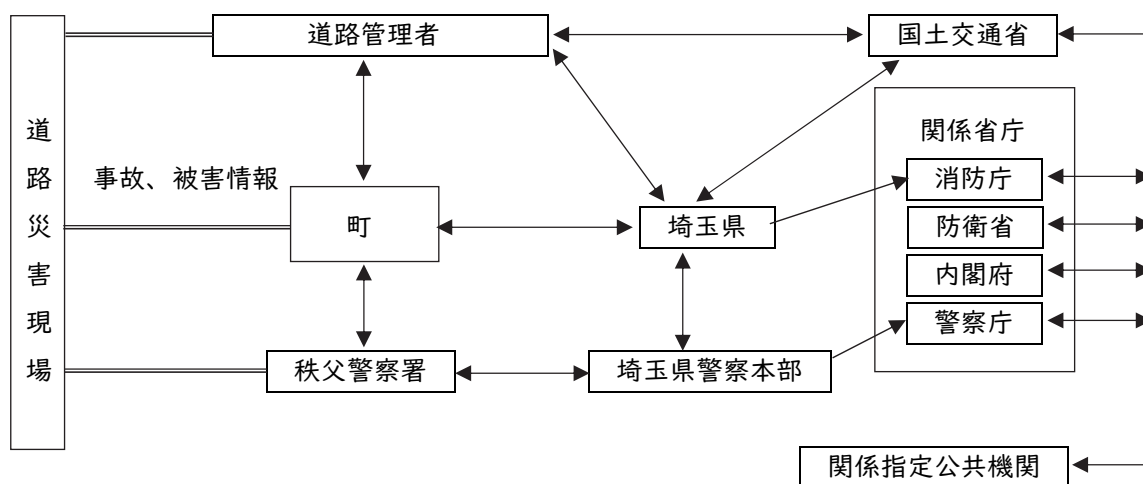
イ 災害発生直後の被害情報の収集・連絡

(ア)町

町は、被害状況を県、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合う。また、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。

ウ 道路災害情報の収集・連絡系統

道路災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。



エ 応急対策活動情報の連絡

町は、国（国土交通省）に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡する。
町は、県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

オ 通信手段の確保

町は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。

2 活動体制の確立

町は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じる。町は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との

連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整える。

3 消火活動

町は県、警察等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力する。秩父消防本部は、速やかに火災の状況を把握する。また、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

町は、車両等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

(2) 交通の確保

町及び秩父警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

秩父警察署は町と連携を保ち、緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

交通規制に当たっては、町及び秩父警察署は、相互に密接な連絡を取る。

緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的にを行う。

5 危険物の流出に対する応急対策

町は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導を行い、危険物による二次災害防止に努める。

また、秩父消防本部は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに避難誘導を行う。

6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

町は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。

また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

町は県及び防災関係機関と相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

(2) 住民への的確な情報の伝達

町は、住民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。

また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

8 道路災害からの復旧

町は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ的確に被災した道路施設の復旧事業を行う。

町は、道路の復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第6節 鉄道事故対策計画

【関係各課、秩父消防本部】

第1 基本方針

町内において列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道災害の発生を予防するとともに、事故発生時においては迅速かつ的確な対応を図る。

第2 鉄道事故対策

1 活動体制

町は、町内で鉄道事故が発生した場合においては、法令、県計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに町内の公共的団体及び住民の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

2 連絡通報体制

鉄道事故発生時の通信連絡手段は「第2編 震災対策編－第2章－第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備」に準じる。

3 応急措置

鉄道事故発生時の応急措置は、第2編 第2章及び第3編 第2章の各項に定める応急対策計画に準じて実施するが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

(1) 情報収集

町は、町内で鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関して町が既に措置した事項及び今後の措置に関する事項を、同時に報告する。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「第2編 震災対策編－第2章－第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備」に準ずる。

(2) 乗客等の避難

秩父鉄道(株)は、鉄道事故が発生した場合、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。なお、避難誘導の際は、要配慮者を優先して行う。

また、秩父消防本部は、鉄道事故が発生した場合は、秩父鉄道(株)、秩父警察署と協力し列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

(3) 災害現場周辺の住民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、町長は、「第2編 震災対策編－第2章－第8 避難対策」に準じ、避難の指示を行う。

(4) 救出、救助

「第2編 震災対策編－第2章－第6 医療救護等対策」に準ずる。

町は、事故救急対策本部等、秩父消防本部を主体とした救出、救助活動にあたり、協力者の動員を行う。

(5) 消火活動

鉄道災害は、多数の死傷者の発生が予想され、脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるため、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとし、秩父消防本部を主体とした活動を行う。

(6) 応援要請

鉄道事故発生時において、町及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。自衛隊への応援要請は「第2編 震災対策編－第2章－第4 応急対応力の強化－<応急対策>－6 自衛隊災害派遣」に、又他機関への応援要請は「同7 応援要請」に準ずる。

第7節 航空機事故対策計画

【関係各課、秩父消防本部】

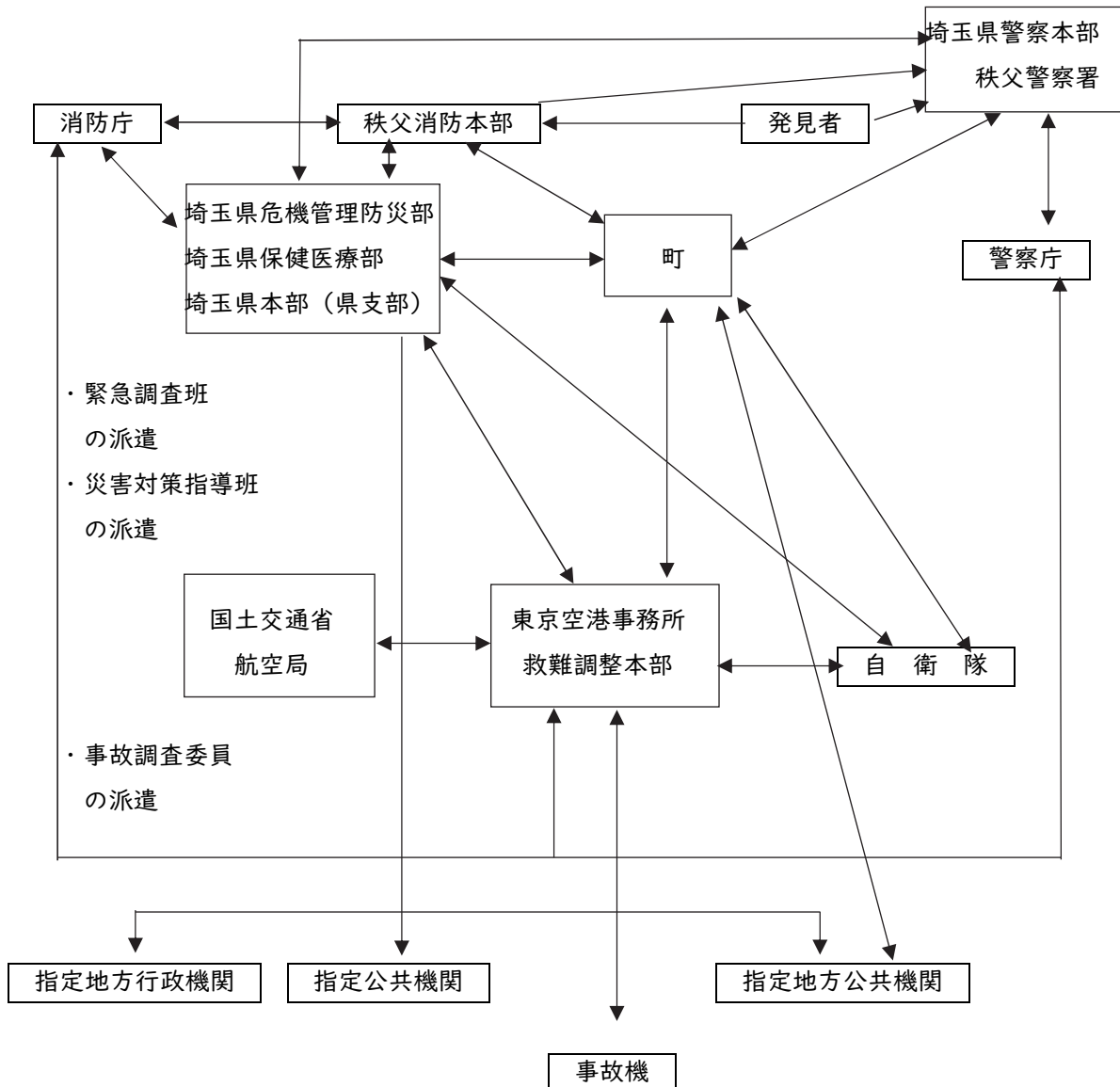
第1 目標

町内で航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合に、迅速かつ的確な事故災害応急対策を推進する。

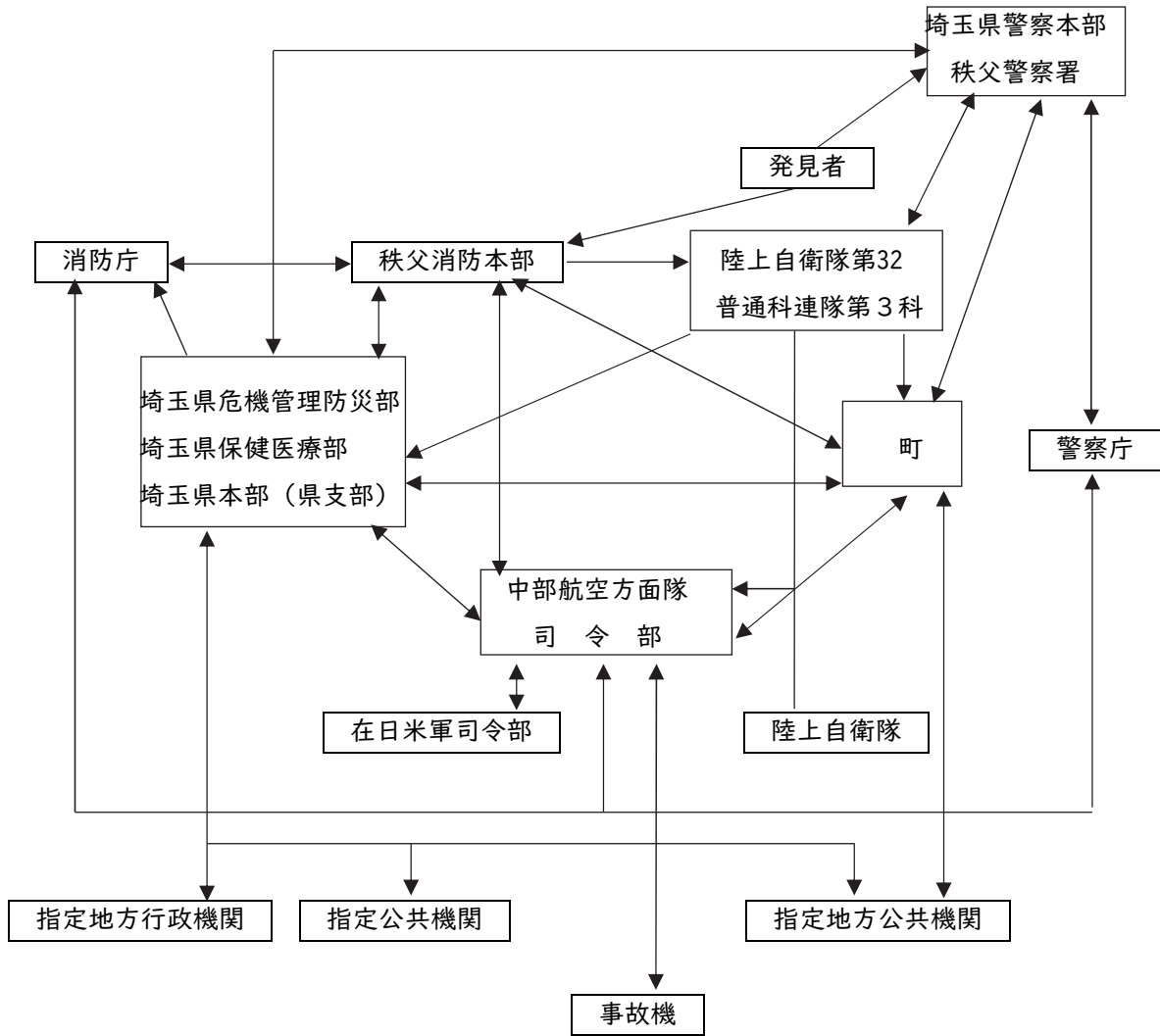
第2 活動体制

町は、本町の地域に航空機事故が発生した場合、法令、県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

民間航空機事故の連絡通報体制



自衛隊・米軍航空機事故の連絡通報体制



第3 応急措置

1 情報収集・連絡体制

町は、速やかにその被害状況を取りまとめて県及び関係機関に報告するとともに、事故災害応急対策に関して町が実施した措置及び今後の措置について、随時報告する。

2 避難誘導

(1) 乗客等の避難

秩父消防本部は、町内で航空機事故が発生した場合は、事業者、秩父警察署と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立ち入り禁止等の措置を講ずる。

(2) 災害現場周辺の住民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の身体、生命及び財産に危惧が及ぶ場合、町

長は「第2編 震災対策編－第2章－第8 避難対策」に準じ、避難の指示を行う。

3 救出、救助

「第2編 震災対策編－第2章－第6 医療救護等対策」に準ずる。

4 消火活動

航空機事故災害は、住宅地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるので、秩父消防本部及び長瀨町消防団は人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

5 応援要請

航空機事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。自衛隊への応援要請は「第2編 震災対策編－第2章－第4 応急対応力の強化－〈応急対策〉－6 自衛隊災害派遣」に、又他機関への応援要請は「同7 応援要請」に準ずる。

6 医療救護

町は、町内で航空機事故が発生した場合、「第2編 震災対策編－第2章－第6 医療救護等対策」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

第8節 文化財災害対策計画

【関係各課、秩父消防本部】

第1 基本方針

1 趣旨

町内に存在する貴重な文化財を正しく後世に伝えるため、災害からの保護、保全の対策に万全を期する。

2 留意点

文化財そのものを保護するための防災対策はもちろん、文化財保護に関する住民の意識を広め、高めるための施策も重要である。

第2 実施計画

1 予想される災害

文化財に対する災害は、有形文化財全般にわたるものとして、地震、風水害、火災、落雷などにより失われることが予想されるが、そのほとんどが火災によって失われているのが現状である。

2 文化財の防火対策

教育委員会、秩父消防本部及び長瀬町消防団は、文化財の防火対策として、次の事項について徹底を期する。

(1) 火災予防体制

- ア 防火管理体制の整備
- イ 文化財に対する環境の整備
- ウ 火気使用の制限
- エ 火気の厳重警戒と早期発見
- オ 自衛消防訓練の実施
- カ 火災発生時における早期通報と初期消火の徹底

(2) 防火施設の整備強化

- ア 火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
- イ 消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンチャー、動力消防ポンプ等の充実強化
- ウ 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化

(3) その他

- ア 文化財に対する防火思想の普及徹底のための映画会、講習会等の広報活動
- イ 所有者に対する啓発
- ウ 管理保護についての助言と指導
- エ 防災施設に対する助成

資 料 編

目 次

[資料-1	関係条例等]	1
[資料-2	応援協定・覚書等締結状況]	5
[資料-3	応援協定・覚書]	7
[資料-4	埼玉県地域防災サポート企業・事業所（長瀬町内事業所）]	62
[資料-5	報告書様式及び確定報告記入要領]	63
[資料-6	町内医療機関等]	70
[資料-7	避難所及び避難場所]	71
[資料-8	給水車等保有状況]	72
[資料-9	指定給水装置工事業者]	72
[資料-10	町有車両、輸送業者]	73
[資料-11	応急仮設住宅設置要領]	74
[資料-12	災害救助被災者調査原票]	78
[資料-13	災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」]	79
[資料-14	救助の特例等申請様式]	84
[資料-15	文化財一覧]	99
[資料-16	シビアコンディション]	101
[資料-17	山腹崩壊危険地区]	114
[資料-18	崩壊土砂流出危険地区]	115
[資料-19	地すべり危険地区]	116
[資料-20	土砂災害警戒区域]	116
[資料-21	土石流危険渓流]	120
[資料-22	地すべり危険箇所（国土交通省所管）]	121
[資料-23	急傾斜地崩壊危険箇所]	121
[資料-24	急傾斜地崩壊危険区域指定箇所]	122
[資料-25	砂防指定地]	123
[資料-26	二瀬ダム放流に伴う広報体制]	124
[資料-27	浦山ダム放流に伴う広報体制]	126
[資料-28	滝沢ダム放流に伴う広報体制]	128
[資料-29	特殊通行規制区間及び道路通行規制基準]	130

[資料- I 関係条例等]

長瀬町防災会議条例

昭和39年6月23日

条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき長瀬町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 長瀬町地域防災計画を作成し及びその実施を推進する。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は町長をもって宛てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が職務を代行する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊の隊員のうちから町長が任命する者
 - (3) 埼玉県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (4) 埼玉県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 町の教育委員会の教育長
 - (7) 消防団長及び秩父消防署の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者
 - (9) 自主防災防犯組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (10) その他特に必要と認め町長が任命する者
- 6 前項の委員の総数は、30名以内とする。
- 7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、
会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第5項及び第6号の規定は、平成27年11月1日
から適用する。

長瀬町災害対策本部条例

昭和39年6月23日
条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第6項の規定に基づき長瀬町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第8号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

長瀬町防災会議に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長瀬町防災会議条例（昭和39年条例第15号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、防災会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理委員)

第2条 条例第3条第4項の規定による会長の職務を代理する委員は、副町長の職にある委員とする。

(会議)

第3条 防災会議は、会長が召集し、その議長となる。

2 防災会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 防災会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を決め、委員に通知しなければならない。

(異動等の報告)

第4条 委員に異動があったときは、後任者は直ちに役職、氏名及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

(会長の専決処分)

第5条 防災会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。

2 前項の規定により処理したときは、会長は次の防災会議においてこれを報告しなければならない。

(会議録)

第6条 会長は、会議録を作成し、その事項を記録しておかなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議に付した案件及び審議の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他の事項

(公表等の方法)

第7条 地域防災計画を作成し、又は修正した場合の公表その他防災会議が行う公表は長瀬町公告式条例(昭和25年条例第5号)の例による。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成27年11月1日から適用する。

長瀬町防災会議の権限に属する事項のうち会長が専決できる事項について

平成9年11月28日

長瀬町防災会議 議決

長瀬町防災会議に関する要綱第5条の規定により、次の事項は会長の専決で処理することができる。

- 1 長瀬町の地域に災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること(長瀬町防災会議条例第2条第2号)
- 2 関係行政機関の長及びその他関係者に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めること(災害対策基本法第21条)
- 3 前各号に定めるもののほか、災害対策に関し緊急措置を要する事項

[資料-2 応援協定・覚書等締結状況]

NO	協定名称	協定締結先	分類	締結年月日
1	災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定	コーエイ株式会社	物資・機材等	H18. 6. 9
2	災害時における協力支援に関する協定	ちちぶ農業協同組合	食料品等	H18.12.20
3	秩父地域5市町消防団危機対応相互応援協定	秩父地域5市町(秩父市、横瀬町、皆野町、小鹿野町)	消防応援	H19. 3. 1
4	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人 コメリ災害対策センター	物資等	H19. 5. 1
5	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援協定に関する基本協定	埼玉県知事及び県内全市町村長	相互応援	H19. 5. 1
6	災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	埼玉県清掃行政研究会協議会	災害廃棄物	H20. 7.15
7	災害時における救援物資提供に関する協定	三国コカ・コーラボトリング株式会社	飲料水	H21. 7. 1
8	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	埼玉県電気工事工業組合	電気	H21. 8. 5
9	二瀬ダム、浦山ダム及び滝沢ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定	国土交通省関東地方整備局二瀬ダム管理所長 独立行政法人水資源機構荒川ダム総合管理所長	情報	H22. 2. 1
10	災害時における物資の輸送に関する協定	社団法人埼玉県トラック協会 秩父支部	輸送	H24. 6.11
11	災害時における家屋被害認定調査に関する協定	埼玉県土地家屋調査士会	家屋調査	H24. 6.26
12	災害時における被災者相談の実施に関する協定	埼玉県司法書士会	相談	H27.11. 9
13	災害時における医療救護活動に関する協定	秩父郡市医師会 秩父郡市歯科医師会 秩父郡市薬剤師会	医療救護	H28. 2.19 H29. 2.19 H29. 2.19
14	災害時における情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	情報	H28. 7. 6
15	長瀬町と郵便局との地域における協力に関する協定	秩父郵便局及び町内2郵便局	情報	H29. 7.31
16	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	情報	H29. 9. 1
17	長瀬町と株式会社モンベルとの連携と協力に関する包括協定	株式会社モンベル	包括	H29.10.23

NO	協定名称	協定締結先	分類	締結年月日
18	緊急時開放備蓄型自動販売機に関する覚書	大塚ウエルネスベンディング株式会社	飲料水	R元. 7. 9
19	災害時における被災者支援に関する協定	埼玉県行政書士会	相談	R 2. 2. 4
20	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社	電力	R 2. 8. 26
21	長瀬町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書	秩父郵便局及長瀬駅前郵便局	包括	R 2. 10. 6
22	災害時における無人航空機による活動協力に関する協定書	株式会社南建設	情報	R 3. 10. 1

令和4年12月1日現在

[資料-3 応援協定・覚書]

災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定書

長瀬町（以下「甲」という。）とコーエイ株式会社（以下「乙」という。）は、長瀬町における地震等による災害（以下「災害」という。）の発生に際し、町民生活の早期安定を図るため、レンタル機材の優先供給に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協定事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（要請手続）

第2条 災害時において、甲が別表に定めるレンタル機材（以下「機材」という。）を必要とするときは、甲は、乙に対し機材の優先供給について協力を要請することができる。

2 前項の要請を行うときは、協力要請書（別記様式）を乙に提出することにより行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請することができるものとし、その後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、機材の優先供給に積極的に努めるものとする。

（費用負担）

第4条 前3条の規定により、乙が供給した機材のレンタル料及び運搬の費用については、甲が負担するものとし、価格は、甲乙協議のうえ適正価格を算出するものとする。

（機材の引渡し）

第5条 機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から5年間とする。

2 この有効期間が満了する日の1か月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に5年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、以降においてもまた同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年6月9日

埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035番地1

甲 長瀬町

長瀬町長 大澤 芳夫 印

群馬県前橋市上小出町一丁目9-12

乙 コーエイ株式会社

代表取締役 高屋 浩志 印

別表（第2条関係）

レンタル機材一覧

品名	仕様等
仮設ハウス	仮設ハウス、連棟ハウス、物置ハウス、コンテナボックス
仮設トイレ	簡易水洗トイレ、身障者用、手洗いユニット
仮設バス	仮設風呂、仮設シャワー
発電機	各種 2kVA～
コンプレッサー	各種
溶接機	各種
ローラー各種	サイドローラー・コンバインド・タイヤ・マカダム
バイブロコンパクター	65kg～350kg
ミニショベル	0.02m ³ ～0.2m ³
油圧ショベル	0.25m ³ ～0.7m ³
その他建設機械各種	ローラー類各種、ブルドーザー、タイヤショベル
	キャリアダンプ、フォークリフト 他各種
車輛各種	軽車輛、2t・4tダンプ、クレーン車
	ライトバン・8人乗りバン
	散水車
	ウォーターパック
高所作業車	各種
投光器	クリップ式、スタンド式、2灯式、4灯式、バルーン 他各種
水中ポンプ	2吋より オート式、泥水用等 他各種
信号機	ソーラ式 他各種
電光表示盤	ソーラ式 他各種
ジェットヒーター	

集塵機	
電エドラム	
水タンク類	
その他工具類各種	削岩機類、エンジンカッター、ハンマードリル 他各種
テント	小型～大型まで各種
冷房機器各種	スポットクーラー、各種エアコン、扇風機
暖房機器各種	石油ストーブ、電気ストーブ
	石油ファンヒーター、ブルーヒーター 他各種
その他民生品	各種鍋類（大鍋・寸胴鍋 他）、セイロ
	炊飯器、電子ポット、電子レンジ、コーヒーメーカー
	ガスコンロ、流し台、調理台
	急須・湯のみ茶碗等 他各種
	ウォータークーラー、ウォータータンク、冷水ストッカー
	各種掃除機
	加湿器
	各種寝具類、パイプベット等
	テレビ、オーディオ等電化製品各種
	パソコン関連機器各種
無線機、トランシーバー	

別記様式（第2条関係）

協 力 要 請 書

年 月 日

コーエイ株式会社
代表取締役

様

長瀬町長

災害時における応急レンタル機材の優先供給等に関する協定第2条第2項の規定により、下記のとおり要請します。

記

品 名	仕 様 等	数 量	供 給 場 所

災害時における協力支援に関する協定

(協定の主旨)

第1条 この協定は、災害時（町民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす災害や事件、事故が発生した場合、又は発生する恐れがある場合）において、ちちぶ農業協同組合（以下「甲」という。）が行う、長瀬町（以下「乙」という。）への災害対策協力支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 甲の協力内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災者が緊急避難的に甲の建物及び施設を利用すること。
- (2) 甲の車両及び機械（原則として運転者同行）を乙が使用すること。
- (3) 農作物及び生鮮食料品を乙に供給すること。
- (4) その他日常生活用品等供給することが可能なものを乙に提供すること。

(協力の要請)

第3条 乙は、災害対策本部を設置し、災害対策を行う際に、甲の協力支援が必要と認めた場合、要請を行うものとする。

2 乙は、前条の協力内容を甲に要請するときは、要請の理由、要請の内容、供給を受ける日時、場所その他必要な事項を明記した書面を甲に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

(協力支援体制)

第4条 甲は、前条の要請を受けたときは、速やかに支援体制を整える等万全を期するものとする。

(指揮命令)

第5条 甲の協力に係る指揮命令及び連絡調整については、乙が指定する者が行うものとする。

(供給協力及び費用弁償)

第6条 甲は、第2条第3号及び第4号の供給の協力を行うときは、乙の指定する場所に搬入等を行うものとする。

2 乙は、前項による供給を受けたときは、被災日前日の価格を基に、その実費を甲に弁償するものとする。ただし、甲が無償と決定した場合は、無償とし、甲は、速やかにその旨を乙に通告するものとする。

(疑義の決定等)

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又は、この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各1通を保有する。

平成18年12月20日

甲 ちちぶ農業協同組合

代表理事組合長 中 嶋 政 晴 印

乙 長瀬町

長 瀬 町 長 大 澤 芳 夫 印

秩父地域5市町消防団危機対応相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、住民の生命、身体、財産に重大な影響を及ぼす災害、事件、事故の予防鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため、秩父広域市町村圏組合構成市町消防団相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町とする。

(対象となる危機)

第3条 この協定における危機とは、次の各号のいずれかに該当する災害事案等で、大規模又は特殊及び突発的で、応援活動を必要とするものをいう。

- (1) 災害（地震・台風などの風水害、雪害及び地滑りや山崩れなどの土砂災害）
- (2) 事故（列車転覆や航空機墜落の大規模事故、大規模な火災・爆発事故及び危険物・ガス・毒劇物の流出や漏洩事故）
- (3) テロ行為
- (4) 武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態
- (5) その他の災害事案等で、応援活動を必要とするもの。

(応援の種別)

第4条 この協定による応援は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 普通応援 協定市町に接する地域及び当該地域周辺部で危機が発生した場合に、発生地
の市町長の要請を待たずに出動する応援
- (2) 特別応援 協定市町の区域内に危機が発生した場合に、発生地
の市町長の要請に基づいて出動する応援

(応援要請の方法)

第5条 特別応援の要請は、危機発生市町長から電話その他の方法により、次の各号に掲げる事項を明確にして応援市町長に対し行うものとする。

- (1) 危機の種別
- (2) 危機発生場所及び被害の状況
- (3) 要請する人員・車両及び資機材の種別数量
- (4) 集結場所及び活動内容
- (5) その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、応援側は直ちにその旨を被応援側に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 応援要請を受けた市町長は、当該市町区域内の警備に支障のない範囲において、応援隊を派遣するものとする。

2 応援市町長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻・出動人員・車両及び資機材の種別数量を被応援市町長に通報し、派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく被応援市町長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第7条 被応援市町の消防団長は、集結場所に誘導員を待機させ、応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、消防長（消防署長）又は被応援市町の消防団長が、応援隊の長を通じ

て行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に行うことができる。

(経費の負担)

第9条 応援隊活動に要する経費は、次の各号に掲げる区分により負担するものとする。

- (1) この協定に基づく応援活動に要する経費のうち、人件費・消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。
- (2) 前号以外の経費は、被応援側の負担とする。

(改廃)

第10条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(疑義)

第11条 この協定の運用について疑義を生じたときは、その都度、関係市町の消防団長が協議して決定するものとする。

(協定書の保管)

第12条 この協定の締結を証するため、秩父広域市町村圏組合管理者及び協定市町長は協定書6通を作成し、記名押印のうえ各1通を保管する。

附 則

この協定は、平成19年3月1日から効力を生ずる。

平成19年3月1日

秩父広域市町村圏組合

管 理 者 栗 原 稔 印

秩 父 町 長 栗 原 稔 印

横 瀬 町 長 加 藤 嘉 郎 印

皆 野 町 長 石 木 戸 道 也 印

長 瀬 町 長 大 澤 芳 夫 印

小 鹿 野 町 長 関 口 和 夫 印

災害時における物資供給に関する協定書

長瀬町（以下「甲」という。）とNPO法人 コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年5月1日

埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035-1

甲 長瀬町

町長 大澤 芳夫 印

新潟県新潟市南区清水4501番地1

乙 NPO法人 コメリ災害対策センター

理事長 捧 賢一 印

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水、水缶
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、埼玉県内全ての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ボランティア受付及び活動調整
- (9) 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、単一の他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。

- (1) 被害の状況
 - (2) 応援の種類
 - (3) 応援の具体的な内容及び必要量
 - (4) 応援を希望する期間
 - (5) 応援場所及び応援場所への経路
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により埼玉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行い、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達する。
- 3 被災市町村の長は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長及び知事に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡する。

- 2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施する。

(応援の調整)

第5条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができる。

(情報の交換等)

第6条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努める。

(その他)

第7条 この協定は、埼玉県広域消防相互応援協定のほか、市町村間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

2 この協定の実施に関して必要な事項については、その都度協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成19年5月1日から施行する。

2 この協定の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

平成19年5月1日

同意書は、掲載省略。

災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定

埼玉県清掃行政協議会とその会員である県、市町村及び関係一部事務組合（以下「市町村等」という。）とは、災害発生時における一般廃棄物及び災害廃棄物（以下、「災害廃棄物等」という。）の処理に関する相互支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等の災害により、区域内の一般廃棄物の適正処理が困難となった市町村等に対して、県及びその他の市町村等がその円滑な処理を確保するために行う相互支援について、基本的な事項を定める。

（役割）

第2条 市町村等は、要請に応じて、次の相互支援を行うものとする。

- (1) 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及び斡旋
- (2) 災害廃棄物を一時的に保管する仮置き場の提供
- (3) 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
- (4) 災害廃棄物等の処理の実施
- (5) その他災害廃棄物等の処理に関し必要な事項

2 県は、前項の相互支援が円滑に行われるよう関係機関との調整に努めるものとする。

3 埼玉県清掃行政研究協議会は、第1項の相互支援が円滑に行われるよう支援体制の構築に努めるものとする。

（責務）

第3条 災害廃棄物等の処理の円滑な実施及び良好な相互支援体制を確保するため、次の責務を負う。

- (1) 災害発生時は、相互援助の精神を持って、処理機能が確保できる施設を最大限に相互活用するなど、県内における災害廃棄物等の円滑な処理に協力しなければならない。
- (2) 支援要請があったときは、積極的に応じるように努めなければならない。
- (3) 県外の自治体から支援要請があったときは、県内における災害廃棄物等の処理の円滑な実施に支障が生じない範囲において、これに応じるものとする。

（費用負担）

第4条 第2条第1項に規定する相互支援に要した経費は、支援を要請をした市町村等が負担するものとし、支払いの方法等については、当事者間での協議の上決定するものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、平成20年7月15日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の一か月前までにいずれからも異議の申し出がないときは引き続き一年間有効とし、翌年度以降においても同様とする。

（疑義が生じた場合）

第6条 相互支援を行う上で疑義が生じた場合は、埼玉県清掃行政研究協議会災害廃棄物対策部会で協議の上、決定するものとする。

本協定成立の証として、本書2通を作成し、記名押印、それぞれ1通を保有する。

平成20年7月15日

所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
名称 埼玉県清掃行政研究協議会
代表者 会長 相川 宗一

所在地 秩父郡長瀬町大字本野上1035番地1
名称 長瀬町
代表者 長瀬町長 大澤 芳夫

災害時における救援物資提供に関する協定書

長瀬町（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 町内に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供について要請があった時は、乙は以下の内容により協力するものとする。

- 2 乙は、第1項の要請があった時は、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。
- 3 乙は、第1項の要請があった時は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。
- 4 乙は、第1項の要請があった時は、飲料水の優先的な安定供給を甲に行うものとする。
- 5 飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認のうえ引き取るものとする。又、飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は甲乙協議のうえ決定するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は、この協定による要請を行う時は、救援物資提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

- 2 前項の解消の申し出は、1か月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成21年7月1日

埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035番地1

甲 長瀬町

長瀬町長 大澤 芳夫

埼玉県桶川市加納180番地

乙 三国コカ・コーラボトリング株式会社

取締役専務取締役執行役員

東支社長 赤地 文夫

災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

埼玉県と埼玉県電気工事工業組合との「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書」の趣旨に基づき、長瀬町（以下「甲」という。）と埼玉県電気工事工業組合（以下「乙」という。）との間において、災害時における電気設備等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の町域内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施できることを目的とする。

（支援協力の種類）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- (2) 町内における電気に係る事故防止に関すること。
- (3) 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。
- (4) 前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。
- (5) 災害発生時における復旧に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

（支援協力要請の手続き）

第3条 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、「支援要請書」（別紙様式第1）をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに支援要請書を交付するものとする。

- (1) 支援協力の種類
- (2) 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等
- (3) 支援協力を希望する期間

（支援協力の実施）

第4条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。

ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

（復旧作業後の引渡）

第5条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に「災害復旧業務完了報告書」（別紙様式第2）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話により報告し、速やかに「災害復旧業務完了報告書」（別紙様式第2）を提出する。

（復旧実施マニュアルの提示）

第6条 乙は、甲の要請に対応するために、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提

示するものとする。

(経費の負担)

第7条 乙が、甲の要請により支援協力を要した経費については、甲・乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工の価格は、適正な価格とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成21年8月5日から平成22年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 協定について、疑義を生じた時又は定めのない事項については、甲、乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成21年8月5日

埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035番地1
甲 長瀬町
長瀬町長 大澤芳夫

埼玉県さいたま市北区宮原1丁目39番地
乙 埼玉県電気工事工業組合
理事長 小澤浩二

二瀬ダム、浦山ダム及び滝沢ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書

国土交通省関東地方整備局二瀬ダム管理所長、独立行政法人水資源機構荒川ダム総合管理所長、長瀬町長（以下「甲」、「乙」及び「丙」という。）は、丙が荒川周辺の住民に対して、甲及び乙所管の放流警報設備、河川情報表示設備等河川管理施設（以下「警報設備等」という。）により、災害情報等の伝達を要請することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、洪水被害等の発生が予想される場合に、丙が住民に対して行う災害情報等の提供にあたり、甲及び乙が自らの警報設備等を利用し、支援を行うことを目的とする。

（伝達する情報の内容）

第2条 甲及び乙が丙に代わって住民に伝達提供する情報の内容は、荒川における丙が自ら実施する災害情報伝達及び緊急避難の必要がある場合の避難支援情報等の伝達提供とする。

（費用負担）

第3条 洪水時に丙が行う住民等への緊急情報の伝達提供にあたり、丙を支援することを目的とすることに鑑み、伝達に係わる費用は甲及び乙の負担とする。

（伝達方法）

第4条 丙が住民に情報伝達するために、甲及び乙へ支援の要請を求めることができる施設及び伝達方法は次のとおりとする。

- (1) 甲及び乙が設置している放流警報スピーカー設備を用いた音声放送
 - (2) 甲及び乙が設置している情報表示設備を用いた電光表示情報
- 2 丙が第2条の内容を警報設備等により伝達する必要がある場合の甲及び乙への要請の手法は、甲、乙及び丙にて別途定めるものとする。

（警報設備の配置）

第5条 警報設備等の配置は別図-1に示すとおりとする。

（警報設備利用の制限）

第6条 甲及び乙各々がダム放流などにより警報設備等を使用しているときは、丙は警報設備等を利用した伝達提供はできない。

- 2 丙の要請により警報設備等を使用しているときに、甲及び乙各々がダム放流などで警報設備等を使用する必要があると判断した場合は、甲及び乙は丙の要請による警報設備等の使用を停止することができる。
- 3 丙は、原則として荒川が洪水時等の場合以外には、警報設備等を使用できない。

（情報伝達の責任）

第7条 丙の要請により甲及び乙が実施する警報設備等を使用した情報伝達提供は、丙が実施する警戒避難等に関する情報伝達の多様な手段の一つであり、情報伝達に係る責任を甲及び乙が有するものではないものとする。

- 2 この協定に基づく警報設備等の利用が要因となって第三者に損害を与えた場合は、一切の責

務を丙が負うものとする。

(疑義の解決)

第8条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙及び丙が協議のうえ、定めるものとする。

(有効期限)

第9条 本協定書は、締結の日から適用し、甲、乙及び丙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示が無い場合は、継続されるものとする。

(実施要領)

第10条 本協定の実施のため、必要な手続きについては、甲、乙及び丙が協議のうえ、実施要領を別途定めるものとする。

この協定の証として、本通3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成22年2月1日

甲	国土交通省関東地方整備局 二瀬ダム管理所長 藤田 浩 印
乙	独立行政法人水資源機構 荒川ダム総合管理所長 松枝 修治 印
丙	長瀬町長 大澤 芳夫 印

災害時における物資の輸送に関する協定書

長瀬町（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県トラック協会秩父支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の輸送（以下「緊急輸送」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲の災害時応急対策及び自治体の相互応援措置のために、貨物自動車による緊急輸送に関し必要な事項を定め、緊急輸送を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

（要請の手続）

第2条 甲は、この協定による要請をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした「災害時における緊急輸送業務協力要請書」（様式第1号。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、安全に配慮して口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 要請理由
- (2) 輸送する物資名、数量及び輸送先
- (3) 車両の台数及び運転手等（原則として、運転手及び補助者の2名体制とする）の人数
- (4) 輸送年月日（期間）
- (5) その他必要とする事項

（実施）

第3条 乙は、甲から緊急輸送の要請があったときは、特別な理由がない限り他に優先して乙に所属する運送事業者を指定し、甲に輸送車両を提供するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により緊急輸送の実施を終えたときは、当該業務の終了後速やかに「災害時における緊急輸送業務実施報告書」（様式第2号）をもって報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が第2条の要請により緊急輸送の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の運搬費用については、原則として乙が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条の規定により国土交通大臣に届出した額によるものとし、補助者（8時間制）の費用は、実際に要した運送作業時間に単価を乗じた額を甲が負担するものとする。

3 甲は、次の場合の費用について、その実費を負担するものとし、それ以外のものについては甲乙協議して定めるものとする。

ア 燃料の高騰が著しいときのサーチャージ料

イ 宿泊の費用

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、第2条の緊急輸送終了後、当該の緊急輸送に要した費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに乙に支払うものとする。

（事故等）

第7条 乙の提供した輸送車両が故障その他の理由により緊急輸送を中断したときは、乙は速やかに当該輸送車両を交換してその緊急輸送を継続しなければならない。

2 災害時に起因する地盤のゆがみ、道路の寸断等により目的地まで、辿り着けないなど安全な走行を確保できない場合は、乙より道路等の状況を甲に報告し、甲、乙協議のうえ対応を決めるものとする。

3 乙の事情とは異なる災害の影響で、車両の故障等により代替え車両が必要となった場合の費

用は甲が負担するものとする。

(災害応援活動への適用)

第8条 この協定は、甲が締結した災害応援協定先の自治体に、地震、風水害等の災害が発生し、災害応援活動を行うために貨物自動車による緊急輸送が必要となったときについても適用するものとする。

(期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1か月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項については、その都度甲、乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が署名押印のうえ各1通を保有する。

平成24年6月11日

甲 長瀬町大字本野上 1035 番地 1
長瀬町
長瀬町長

乙 秩父市宮側町 6 番 11 号
社団法人埼玉県トラック協会 秩父支部
支部長

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

埼玉県トラック協会

秩父支部 様

長瀬町長

災害時における緊急輸送業務協力要請書

「災害時における物資の輸送に関する協定書」第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 要請理由 _____

2. 輸送日、輸送物資名、数量及び輸送先等

輸送業務 年月日 (実施日)	輸送 物資名	数量	輸送先	備考
年 月 日			地先から 地先まで	

3. その他 _____

年 月 日

長 瀬 町 長 様

埼玉県トラック協会
秩父支部長

災害時における緊急輸送業務実施報告書

このことについて、「災害時における物資の輸送に関する協定書」第4条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 輸送日、輸送物資名、数量及び輸送先等

輸送業務 年月日 (実施日)	輸 送 物資名	数 量	輸 送 先	備 考
年 月 日			地先から 地先まで	

2. その他

災害時における家屋被害認定調査に関する協定書

長瀬町（以下「甲」という。）と埼玉土地家屋調査士会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という）時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の町内において災害が発生した場合に、乙が甲に対して行う支援に関し、その手続きを定め、円滑な支援が実施できるよう必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

- (1) 災害にかかる住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号）に基づき、甲の職員と連携した町内家屋の調査に関すること。
- (2) 甲が発行したり災証明について、町民からの相談に関すること。

（支援の要請）

第3条 甲は乙に対し、前条に定める支援を受けようとする場合には、認定調査を実施する所在地及び内容等、必要事項を記載した「被害認定調査要請書」（別紙様式第1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに被害認定調査要請書を提出するものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けた時は、被害認定調査要請承諾書（別紙様式第2）を提出するとともに、速やかに乙の会員を甲に派遣し、認定調査を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を遅滞なく報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定により派遣された会員の人件費は負担しない。

2 乙が、甲の要請により認定調査を実施する場合の必要な資機材の費用については甲が負担するものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により、請求された内容を確認のうえ、適当と認めたときは速やかに乙に支払うものとする。

（守秘義務）

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（従事者の災害補償）

第8条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1箇月前までに甲乙いずれかからの協定解除の申出がないときは、さらに1年延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙間で協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年6月26日

秩父郡長瀬町大字本野上1035番地1
甲 長瀬町

さいたま市浦和区高砂4丁目14番1号
乙 埼玉土地家屋調査士会

別紙様式Ⅰ（第3条関係）

年 月 日
(時 分)

被害認定調査要請書

埼玉土地家屋調査士会会長 様

長瀬町長

災害時における家屋被害認定調査に関する協定第3条の規定により、次のとおり要請します。

Ⅰ 要請地域・内容

	内 容	備 考
要請地域	長瀬町	
認定調査内容 (被害内容)	地震被害、浸水被害、土砂崩れ被害 その他 ()	

その他の要請事項

2 要請人員 _____名

3 集合場所 _____

【要請担当者】

担当課 _____

氏 名 _____

電 話 _____

携 帯 _____

F A X _____

別紙様式2 (第4条関係)

年 月 日
(時 分)

被害認定調査要請承諾書

長 瀬 町 長 様

埼玉土地家屋調査士会会長

年 月 日 時 分に要請がありました件については、災害時における家屋被害認定調査に関する協定第4条の規定により次のとおり承諾します。

I 要請地域・内容

	内 容	備 考
要請地域	長瀬町	
認定調査内容 (被害内容)	地震被害、浸水被害、土砂崩れ被害 その他 ()	

その他の要請事項

2 要請人員 _____名

3 集合場所 _____

【派遣担当者】

氏 名 _____
電 話 _____
携 帯 _____
F A X _____

災害時における被災者等相談の実施に関する協定書

長瀬町（以下「甲」という。）と埼玉司法書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等（被災者及びその雇用主、従業者、相続人、親族を含む。以下同じ。）からの相談（以下「被災者等相談」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者等相談の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項に規定する要請（以下「要請」という。）を受けた場合は、速やかに被災者等相談を行う司法書士（以下「相談員」という。）の派遣実施計画（以下「派遣実施計画」という。）を作成し、甲に報告するものとする。

3 乙は、相談員を乙又は乙の関係団体の会員の中から選出するものとする。

（被災者等相談の範囲）

第3条 相談員は、次に掲げる相談を行うものとする。

- (1) 相続に関する相談
- (2) 不動産登記及び商業・法人登記に関する相談
- (3) 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
- (4) 成年後見制度に関する相談
- (5) その他司法書士法に定める業務に関する相談

（要請の方法）

第4条 甲が要請を行うときは、乙に相談業務の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした別紙様式「災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭等により要請することができる。

（態勢整備等）

第5条 乙は、甲の要請に対応できる態勢を確保するように努めるものとする。

2 乙は、要請に対応し、又は前項の態勢を確保するため、連絡態勢、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から派遣要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

（費用負担）

第6条 被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担するものとする。ただし、甲から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りでない。

(相談料)

第7条 乙及び相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、被災者等相談を円滑に実施できるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報交換及び資料の提供をするとともに必要に応じ協議を行うものとする。

(連携)

第9条 乙は、乙が被災者等相談を実施するに当たり、他機関と連携する必要があるときは、甲に他機関等との調整を申入れ、当該調整を了した上、当該被災者等相談を実施するものとする。

(協定の存続期間)

第10条 この協定の存続期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも協定解除の申し出がなかった場合は、協定の存続期間がさらに1年間自動延長されるものとする。2年目以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年11月9日

(甲) 埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035番地1

長 瀬 町

長瀬町長

(乙) さいたま市浦和区高砂3丁目16番58号

埼玉司法書士会

会 長

別紙様式

災害時支援協力要請書

年 月 日

埼玉司法書士会 御中

要 請 者
(担 当)

電 話

次のとおり「大規模災害時における被災者相談に関する協定（ 年 月 日締結）」
による相談員の派遣を要請します。

派遣日時	
派遣場所 及び人数	
相談内容	
その他	

災害時の医療救護活動に関する協定書

秩父医療協議会を形成している市町（以下「甲」という。）と一般社団法人秩父郡市医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秩父市地域防災計画、横瀬町地域防災計画、皆野町地域防災計画、長瀬町地域防災計画及び小鹿野町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て傷病者に対して医療救護活動を行うことを目的とする。

（災害医療支援隊の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づき医療救護活動を行う必要が生じた場合、乙に対し、災害医療支援隊の派遣を要請するものとする。
2 乙は、前項の定めにより、甲から要請があった場合は、速やかに班を甲の指定する場所（災害発生地域）に派遣するものとする。

（災害医療支援隊の業務）

第3条 災害医療支援隊の業務は、次のとおりとする。
(1) 傷病者の傷病の程度の判定
(2) 傷病者に対する応急処置
(3) 後方医療施設への搬送の要否及びその順位の決定
(4) 死亡の確認及び死体検案
(5) その他必要な措置

（災害医療支援隊の輸送）

第4条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、災害医療支援隊の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の備蓄及び輸送）

第5条 災害医療支援隊が使用する医薬品等は、原則として甲が備蓄しているものとするが、必要に応じ当該災害医療支援班が携行するものを使用することとする。
2 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。
3 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

（医療費）

第6条 救護所における医療費は、無料とする。
2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（防災訓練）

第7条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するよう努めるとともに、当該訓練の参加者に傷病者が発生したときの医療救護を併せ担当するものとする。

（費用弁償等）

第8条 第2条の規定に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。
(1) 災害医療支援隊の派遣及び輸送に要した経費

- (2) 災害医療支援隊が携行した医薬品等を使用した場合の実費
 - (3) 災害医療支援隊の医師、看護師及びその関係者（事務職等）が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
 - (4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施にのために要した経費のうち甲が必要と認めた経費
- 2 前項に定める費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（細則）

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は更新されるものとする。

この協定の成立を証するための本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年2月19日

甲

秩父市熊木町8番15号
秩父市
秩父市長 久喜 邦康

秩父郡横瀬町大字横瀬4545
横瀬町
横瀬町長

秩父郡皆野町大字皆野1420-1
皆野町
皆野町長

秩父郡長瀬町大字本野上1035-1
長瀬町
長瀬町長

秩父郡小鹿野町小鹿野町300
小鹿野町
小鹿野町長

乙

一般社団法人 秩父都市医師会
会長 新井 政幸

災害時の医療救護活動に関する協定書

ちちぶ医療協議会を構成している市町（以下「甲」という。）と秩父郡市歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秩父市地域防災計画、横瀬町地域防災計画、皆野町地域防災計画、長瀬町地域防災計画及び小鹿野町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て傷病者に対して医療救護活動を行うことを目的とする。

（災害医療支援隊の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づき医療救護活動を行う必要が生じた場合、乙に対し、災害医療支援隊の派遣を要請するものとする。
2 乙は、前項の定めにより、甲から要請があった場合は、速やかに班を甲の指定する場所（災害発生地域）に派遣するものとする。

（災害医療支援隊の業務）

第3条 災害医療支援隊の業務は、次のとおりとする。
(1) 歯科医療を必要とする傷病者に対する応急措置
(2) 歯科医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
(3) 検視・検案に際しての法歯学上の協力
(4) 歯科医療記録等による身元確認の協力
(5) 高齢者、障害者等への口腔ケアの実施
(6) その他必要な措置

（災害医療支援隊の輸送）

第4条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、災害医療支援隊の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の備蓄及び輸送）

第5条 災害医療支援隊が使用する医薬品等は、原則として甲が備蓄しているものとするが、必要に応じ当該災害医療支援班が携行するものを使用することとする。
2 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。
3 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

（医療費）

第6条 救護所における医療費は、無料とする。
2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（防災訓練）

第7条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するよう努めるとともに、当該訓練の参加者に傷病者が発生したときの医療救護を併せ担当するものとする。

（費用弁償等）

第8条 第2条の規定に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲のうち、派遣要請した団体が負担するものとする。
(1) 災害医療支援隊の派遣及び輸送に要した経費

- (2) 災害医療支援隊が携行した医薬品等を使用した場合の実費
 - (3) 災害医療支援隊の歯科医師、看護師及びその関係者（事務職等）が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
 - (4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費
- 2 前項に定める費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（細則）

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は更新されるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書6通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年2月19日

甲

秩父市熊木町8番15号
秩父市
秩父市長 久喜 邦康

秩父郡横瀬町大字横瀬4545
横瀬町
横瀬町長 富田 能成

秩父郡皆野町大字皆野1420-1
皆野町
皆野町長 石木戸 道也

秩父郡長瀬町大字本野上1035-1
長瀬町
長瀬町長 大澤 タキ江

秩父郡小鹿野町小鹿野町300
小鹿野町
小鹿野町長 福島 弘文

乙

秩父郡市歯科医師会
会長 吉田 久

災害時の医療救護活動に関する協定書

ちちぶ医療協議会を構成している市町（以下「甲」という。）と秩父郡市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秩父市地域防災計画、横瀬町地域防災計画、皆野町地域防災計画、長瀬町地域防災計画及び小鹿野町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が行う医療救護活動を円滑に実施するための乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づき医療救護活動を行う必要が生じた場合、乙に対し、薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請があった場合は、速やかに甲の指定する場所（災害発生地域）に派遣するものとする。

（薬剤師の業務）

第3条 薬剤師の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における医師の処方に基づく調剤及び服薬指導
- (2) 医薬品の集積場所における医薬品の仕分け及び管理
- (3) その他必要な措置

（薬剤師の輸送）

第4条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、薬剤師の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の備蓄及び輸送）

第5条 薬剤師が使用する医薬品等は、原則として甲が備蓄しているものとするが、災害の状況に応じ、薬剤師が携行するもの及び乙の備蓄するものを使用することとする。

2 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

3 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

（調剤費）

第6条 救護所における調剤費は、無料とする。

（防災訓練）

第7条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するよう努めるとともに、当該訓練の参加者に傷病者が発生したときの医療救護を併せ担当するものとする。

（費用弁償等）

第8条 第2条の規定に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲のうち、派遣要請した団体が負担するものとする。

- (1) 薬剤師の派遣及び輸送に要した経費
- (2) 薬剤師が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 乙が備蓄している医薬品等を使用した場合の実費
- (4) 医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(5) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(細則)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第11条 の協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は更新されるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書6通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年2月19日

甲

秩父市熊木町8番15号
秩父市
秩父市長 久喜 邦康

秩父郡横瀬町大字横瀬4545
横瀬町
横瀬町長 富田 能成

秩父郡皆野町大字皆野1420-1
皆野町
皆野町長 石木戸 道也

秩父郡長瀬町大字本野上1035-1
長瀬町
長瀬町長 大澤 タキ江

秩父郡小鹿野町小鹿野町300
小鹿野町
小鹿野町長 福島 弘文

乙

秩父郡市薬剤師会
会長 四方田 真一

災害に係る情報発信等に関する協定

長瀬町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、長瀬町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、長瀬町が長瀬町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ長瀬町の行政機能の低下を軽減させるため、長瀬町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、長瀬町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、長瀬町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、長瀬町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 長瀬町が、長瀬町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 長瀬町が、長瀬町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 長瀬町が、災害発生時の長瀬町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 長瀬町が、長瀬町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて長瀬町が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするためのwebリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - (7) 長瀬町が、長瀬町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 長瀬町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、長瀬町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく長瀬町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、長瀬町から提供を受ける情報について、長瀬町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただ

し、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、長瀬町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、長瀬町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、長瀬町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2016年7月6日

長瀬町：埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035番地1

長瀬町

町 長 大澤 タキ江

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号

ヤフー株式会社

代表取締役 宮坂 学

長瀬町と郵便局との地域における協力に関する協定書

長瀬町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社 秩父郵便局及び長瀬町内郵便局（以下「乙」という。）は、次のとおり、地域における協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携を行うことにより、ユニバーサルサービスを提供する郵便局のネットワークを通じて町民サービスの向上に資することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 協力内容は次の各号のとおりとする。

(1) 乙は長瀬町内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。

- ア 地域見守り活動に関すること。
- イ 道路の損傷等に関すること。
- ウ 廃棄物等の不法投棄に関すること。

(2) 災害発生時の協力に関すること。

2 前項第1号の規定により乙が情報を提供した場合において、甲はその個別の事実を関係機関を除く第三者に開示しないものとする。

3 第1項各号の具体的な実施内容については、別紙覚書のとおりとする。

（免責）

第3条 乙は、前条第1項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（連絡会議の設置）

第4条 甲または乙は本協定を実施するため、必要に応じ連絡会議を設置することができる。

（甲の役割）

第5条 甲は、長瀬町民に対し、本協定の趣旨を周知するとともに、第2条第1項に定める事項の実施にあたり、乙と町民との連携が必要な場合は、助言等必要な支援を行なうものとする。

（乙の役割）

第6条 乙は、乙の社員に対し、本協定の趣旨を周知するとともに、日常業務に支障のない範囲で、第2条第1項に定める事項について取り組むものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以降もまた同様とする。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討・実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。なお、情報の開示又は提供等に当たっては、法令及び条例の定めるところによるものとする。

2 甲及び乙は、本協定が前条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

(連携体制)

第9条 甲及び乙は、第2条の協力内容の連携体制について、協議するものとする。

2 甲及び乙は、それぞれの責任者の連絡先等を相互に提供することにより、相互の連携を深めるものとする。

(協議)

第10条 協力の形態、協力による成果の利用条件その他本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、甲乙協議の上、これを決定する。

本協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙署名押印の上、甲1通、乙2通をそれぞれ保有するものとする。

(附則)

本協定の締結をもって、「災害時における長瀬郵便局、長瀬町間の協力に関する覚書（平成9年11月10日締結）」を廃止する。

平成29年7月31日

甲 埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035番地1
長瀬町
長瀬町長 大澤 タキ江

乙 埼玉県秩父市上宮地町3-16
日本郵便株式会社
秩父郵便局長 萩原 厚生

長瀬町内郵便局代表
埼玉県秩父郡長瀬町大字長瀬546-1
日本郵便株式会社
長瀬駅前郵便局長 近藤 望

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

長瀬町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第（1）号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- （1） 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- （2） 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、住民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- （1） 「住宅地図」とは、長瀬町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- （2） 「広域図」とは、長瀬町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- （3） 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- （4） 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- （5） 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するとき、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等に供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - （1） 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - （2） 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲

から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本締結末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年9月1日

甲) 埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035番地1
長瀬町
長瀬町長 大澤タキ江

乙) 埼玉県さいたま市大宮区土手町1-2
株式会社ゼンリン
関東エリア統括部長 園田孝司

長瀬町と株式会社モンベルとの連携と協力に関する包括協定

長瀬町（以下「甲」という。）と株式会社モンベル（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、アウトドア活動等の促進を通じた地域の活性化と長瀬町民生活の質の向上に資するため、以下のとおり包括協定（以下、「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が緊密な相互連携のもと、アウトドア活動等の促進を通じ、社会が直面する課題に対応し、長瀬町内地域の活性化及び交流人口の拡大と、町民生活の質の向上に寄与することを目的とする。

（連絡事項等）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 自然体験の促進による環境保全意識の醸成に関する事
- (2) 子どもたちの生き抜いていく力の育成に関する事
- (3) 自然体験の促進による健康増進に関する事
- (4) 防災意識と災害対応力の向上に関する事
- (5) 地域の魅力発信とエコツーリズムの促進による地域経済の活性化に関する事
- (6) 農業水産業の活性化に関する事
- (7) 高齢者、障がい者等の自然体験参加の促進に関する事

2 連携・協力する具体的内容は、その都度、甲乙協議して定める。

3 乙は、本条に定める事項を効果的に進めるため、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヵ月までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、1年間更新され、その後も同様とする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議し変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に関し疑義が生じたものについては、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年10月23日

甲 埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035番地1
長瀬町
長瀬町長 大澤 タキ江

乙 大阪府大阪市西区新町2丁目2番2号
株式会社モンベル
代表取締役会長 辰野 勇

緊急時解放備蓄型自動販売機に関する覚書

長瀬町（以下「甲」という）と大塚ウエルネスベンディング株式会社（以下「乙」という）は、甲地内に乙が設置する緊急時解放備蓄型自動販売機（以下「本自販機」という）の取扱いに関し、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という）を締結する。

（甲の権利）

第1条 甲は、本自販機設置場所において災害が発生し、甲において災害対策本部またはそれに類するものが開設された場合、当該災害の規模により、以下の使用基準に従い、本自販機内の在庫商品（以下「庫内商品」という）を甲の責任で使用できるものとする。

ただし、通信手段の途絶等の理由から、甲乙ともに指示命令ができない場合は、被災現地の責任者の判断をもって、庫内商品を利用できるものとする。

	災害の規模	庫内商品の使用基準
1	震度5弱以上の地震。	無条件で庫内商品を使用できる。
2	気象庁より7つの警報（大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪・波浪・高潮）が発令された場合。	公共交通機関または主要道路が途絶し、復旧の見込がなく、かつ町内に滞留せざるを得ない時、庫内商品を使用できる。
3	火山の噴火・大規模停電・テロ等の予期しない災害発生時。	公共交通機関または主要道路が途絶し、復旧の見込がなく、かつ町内に滞留せざるを得ない時、庫内商品を使用できる。

（承諾事項）

第2条 乙は、前条の場合、甲が乙から貸与された本自販機の鍵を用いて庫内商品が無償で使用することを承諾する。

2 甲は、善良なる管理者の注意をもって乙から貸与された本自販機の鍵を管理することとし、紛失、盗難が発生した場合には直ちに乙に通知し、その対応を協議するものとする。

（対象自販機）

第3条 甲及び乙は、本覚書で対象となる本自販機を以下のとおりとすることに合意する。

- (1) 所在地：秩父郡長瀬町大字本野上136番地11
- (2) 設置場所：多世代ふれ愛ベース長瀬
- (3) 機種：NS-19WP2730FB-HP
- (4) 機番：030049425

（庫内商品）

第4条 甲は、第1条に基づき、庫内商品が無償で使用した場合、後日、速やかに使用した理由及び使用本数を、乙に書面にて報告するものとする。

（有効期限）

第5条 本覚書の有効期限は、締結の日から1年間とし、甲乙のいずれかから覚書の取消の申し出

がない限り、同一内容をもって継続とする。なお、本自販機が撤去された場合、当該撤去日をもって本覚書も終了とする。

(協議事項)

第6条 本覚書に定めのない事項または本覚書の各条項の解釈に疑義を生じた場合、甲乙誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和元年7月9日

甲 埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035番地1
長瀬町
長瀬町長 大澤 タキ江

乙 東京都千代田区神田美土代町9番地1
大塚ウエルネスベンディング株式会社
代表取締役社長 堀部 昭好

災害時における被災者支援に関する協定書

秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町（以下「ちちぶ定住自立圏」という。）と埼玉県行政書士会（以下「行政書士会」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、ちちぶ定住自立圏域内で地震災害、大雨災害、風災害、雪害等の自然災害並びに大規模事故、火災等の人為災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（行政書士業務相談）

第2条 この協定において行政書士業務相談は、次のとおりとする。

- (1) 罹災証明書申請書類に関する相談
- (2) 自動車登録申請書類に関する相談
- (3) 相続関係書類に関する相談
- (4) 許認可申請書類に関する相談
- (5) 権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- (6) その他行政書士法に定める業務に関する相談

（相談対象者）

第3条 行政書士業務相談を受けることができる者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 災害により被害を受けたちちぶ定住自立圏域内在住者
- (2) 災害により被害を受けたちちぶ定住自立圏域内企業及びその他の団体等
- (3) 災害によりちちぶ定住自立圏外からちちぶ定住自立圏域内に避難した者
- (4) 前各号の者の親族、介護者又は現に支援にあっている者でちちぶ定住自立圏又は行政書士会が必要と認めたもの

（支援業務の申請）

第4条 ちちぶ定住自立圏は、災害時において、被災者支援のためちちぶ定住自立圏が必要と認める場合は、行政書士会に対して第2条に規定する行政書士業務相談の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第5条 行政書士会は前条の要請を受けた場合、速やかに行政書士会の会員の中から行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。

（相談場所の調整及び広報）

第6条 ちちぶ定住自立圏は、災害時において行政書士会に協力の要請をする際には、被災者支援のための行政書士業務相談を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

（報告）

第7条 行政書士会は、行政書士業務相談を実施した場合において、ちちぶ定住自立圏から報告を求められたときは、行政書士業務相談の実施状況その他必要な事項について、書面

(様式第2号)により報告するものとする。

(費用)

第8条 行政書士業務相談は無料とする。

2 行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、行政書士会が負担するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の1か月前までにこの協定の解除又は変更について、ちちぶ定住自立圏及び行政書士会のいずれからも意思表示がないときは、この協定はさらに1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、ちちぶ定住自立圏と行政書士会が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書6通作成し、署名の上、各1通を保有する。

令和2年2月4日

秩父市熊木町8番15号

秩父市

秩父市長

秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地

横瀬町

横瀬町長

秩父郡皆野町大字皆野1420番地1

皆野町

皆野町長

秩父郡長瀬町大字本野上1035番地1

長瀬町

長瀬町長

秩父郡小鹿野町小鹿野89番地

小鹿野町

小鹿野町長

さいたま市浦和区仲町3丁目11番11号

埼玉県行政書士会

会長

災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

長瀬町（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社（以下「乙」という。）とは、長瀬町内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）により、広範囲の長時間停電（以下「大規模停電」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合の早期復旧等に係る甲及び乙による相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

- 2 甲及び乙は、甲乙協議の上、災害時に甲又は乙の職員を甲又は乙に派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- (1) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- (2) 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
- (3) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時における大規模停電の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- (1) 停電復旧に係る応急措置の実施
- (2) 電力復旧の支障となる障害物等の除去
- (3) 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- (4) 住民への停電情報等の周知のための、甲の防災行政無線、防災メール、広報媒体等の利用

（覚書の締結）

第5条 甲及び乙は、本協定に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、必要に応じ、別に覚書により定めるものとする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年8月26日

埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035番地1

甲 長瀬町

長瀬町長 大澤 タキ江

埼玉県熊谷市筑波1丁目113番地

乙 東京電力パワーグリッド株式会社

熊谷支社

熊谷支社長 大矢 孝

長瀬町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

長瀬町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、町民サービスの向上等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること。
- (2) 災害発生時における協力に関すること。
- (3) 地域経済活性化に関すること。
- (4) 教育・文化の振興に関すること。
- (5) その他、地方創生に関すること。

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

ただし、第1号～第2号については次のとおり実施する。

- (1) 第1号及び第2号について

「長瀬町と郵便局との地域における協力に関する協定書」（平成29年7月31日締結）のとおり。

（協力郵便局）

第3条 本協定の協力郵便局は、別表に定める郵便局とする。

（協力内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（免責）

第5条 乙は、連携事項について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、連携事項の具体化の検討及び第2条第2項に基づき検定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかなを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結日から2021年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

2020年10月6日

甲 埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035番地1
長瀬町
長瀬町長 大澤 タキ江

乙 埼玉県秩父市上宮地町3-16
日本郵便株式会社
秩父郵便局長 奥村 聡

埼玉県秩父郡長瀬町大字長瀬546-1
日本郵便株式会社
長瀬駅前郵便局長 近藤 望

災害時における無人航空機による活動協力に関する協定書

長瀬町（以下「甲」という。）と株式会社南建設（以下「乙」という。）とは、災害時等における無人航空機（以下「ドローン」という。）の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、長瀬町内及び隣接地域内において自然災害や大規模事故等の他、町民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、ドローンによる協力を要請する際に必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時等において、ドローンによる活動の必要が生じた際は、乙に対し要請を行う。

2 乙は、前項の要請に基づき、次の各号に掲げる内容（以下「本活動」という。）について、乙の活動に支障のない範囲内において協力する。

(1) 乙は、ドローンを活用して被害状況等の情報収集を行うこと。また、初動情報の収集活動によって得られる画像（動画を含む。）情報（以下「データ」という。）を甲に提供する。

(2) 乙は、前号に掲げる内容の他、災害時等において必要と認められる活動について協力する。

（協力の要請手続）

第3条 甲は、災害時等において、協力要請の必要が発生した場合、乙に対し活動協力要請書（様式第1号）により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請することができるものとし、その後、速やかに当該要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を受けたときは、甲に対し速やかに協力するものとする。ただし、乙が関係機材の保有状況及び被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（協力活動の実施）

第4条 甲の要請に応じ、活動のため現場に到着した乙の構成員は、前条に定める協力の要請時に甲が連絡する現場指揮者の指示に従い、行動するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、甲に対し、本活動実施後、活動完了報告書（様式第2号）により本活動の実施状況及びデータ等を報告するものとする。

（費用負担）

第6条 乙は、第2条第2項各号に掲げる協力を要した費用については、原則として無償とする。

2 甲からの要請に基づき、乙が前項以外の活動を実施した場合に要する費用については、甲乙協議の上算出し、甲から乙に支払われるものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、平時及び緊急時における連絡先を明らかにし相互に確認するものとする。

(データの取扱い)

第8条 乙は、ドローンによる初動情報の収集活動によって得られたデータを収集後速やかに甲に提出するものとする。

2 甲が、前項により提供されたデータを報道機関等に提供するときは、あらかじめ乙に連絡の上、承諾を得なければならない。

3 乙は、不慮の事態により収集したデータを消失した場合、その責を免れるものとする。

(損害の負担)

第9条 本活動の実施に伴い、甲乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたときは、乙はその事実の発生後、遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙にて協議し誠意をもって対処するものとする。

(訓練場所の提供)

第10条 甲は、乙よりドローンの操作訓練の実施場所の提供依頼があった場合には、長瀬町総合グラウンドを提供するものとする。ただし、平日に限る。

(有効期間及び更新)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲乙いずれからもこの協定を解除する旨の申出がない場合は、更に1年間自動延長するものとし、以後においても同様とする。

(守秘義務)

第12条 乙は、ドローンによる情報収集活動にあたり業務上知り得た情報を漏らしてはならない。本協定が終了した後においても同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年10月1日

埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上10350番地1

甲 長瀬町
長瀬町長

埼玉県秩父郡長瀬町大字長瀬500番地2

乙 株式会社 南建設
代表取締役

[資料-4 埼玉県地域防災サポート企業・事業所（長瀬町内事業所）]

企業名	業種	主なサポート内容
株式会社清水金物長瀬営業所	金物販売	・ 火事等の消火 ・ 負傷者等の搬送 ・ トラック、バン、フォークリフト等車両提供 など
東洋パーツ株式会社	製造業	・ 避難場所 ・ 消防車など車両駐車場所
東洋パーツ株式会社長瀬工場	製造業	・ 避難場所 ・ 消防車など車両駐車場所
長瀬幼稚園	幼稚園	・ 避難場所 ・ 災害時要援護者の避難場所
長栄建設株式会社	建設業	・ 負傷者等の搬送 ・ 避難場所 ・ 負傷者などの救護場所 トラック、バン、フォークリフト等車両提供 など

令和4年12月現在

[資料-5 報告書様式及び確定報告記入要領]

報告書様式

様式第1号

発 生 速 報

長 瀬 町

日	時	分	受信	発信者		受信者	
1	被 害 発 生	自	月	日	時	分	
		至	月	日	時	分	
2	被 害 場 所						
3	被 害 程 度						
4	災 害 対 する 措 置						
5	そ の 他 必 要 事 項						

注) 内容は簡単に要領を得たものとする。

経 過 速 報

長 瀬 町

		発信者				受信者					
災害の種別				発生地域							
被害日時		自 月 日		至 月 日							
報告区分											
区 分		被 害		区 分		被 害					
人的被害	死者		人			田畑被害	流出・埋没		ha		
	行方不明者		人				冠水		ha		
	負傷者	重傷		人			畑	流出・埋没		ha	
		軽傷		人				冠水		ha	
							道路被害	決壊		箇所	
						冠水		箇所			
住家被害	全壊 (焼)		棟			その他被害	文教施設		箇所		
			世帯				病院		箇所		
	半壊 (焼)		棟				橋りょう		箇所		
			世帯				河川		箇所		
	一部破損		棟				砂防		箇所		
			世帯				清掃施設		箇所		
	床上浸水		棟				崖くずれ		箇所		
			世帯				鉄道不通		箇所		
	床下浸水		棟				被害船舶		隻		
			世帯				水道		戸		
			棟				電話		回線		
			世帯				電気		戸		
		棟			ガス		戸				
		世帯			ブロック塀等		箇所				
		棟									
非住家被害	公共建物	全壊 (焼)		棟			り災世帯数		世帯		
		半壊 (焼)		棟			り災者数		人		
	その他	全壊 (焼)		棟			火災発	建物		件	
		半壊 (焼)		棟				危険物		件	
				棟			その他		件		

災害に対してとられた措置

(1) 災害対策本部の設置状況

(2) 市(町村)のとした主な応急措置の状況

(3) 応援要請又は職員派遣の状況

(4) 災害救助法適用の状況

(5) 避難命令・勧告の状況

(6) 消防機関の活動状況

	市町村数	地区数	人員	人
	ア、出動人員	消防職員	人、消防団員	人
イ、主な活動内容(使用した機材を含む)				

様式第3号

(1/2)

被 害 状 況 調

長 瀬 町

災害の種別		発生地域	
被害日時	自 月 日	至 月 日	
報告区分	確 定		

区 分		被 害		区 分		被 害		
人的被害	死者	人		田畑被害	田	流出・埋没	ha	
	行方不明者	人				冠水	ha	
	負傷者	重傷	人			畑	流出・埋没	ha
		軽傷	人				冠水	ha
住家被害	全壊 (焼)	棟		道路被害	決壊	箇所		
		世帯			冠水	箇所		
	(流失)	人		その他の被害	文教施設	箇所		
		棟			病院	箇所		
	半壊 (焼)	棟			橋りょう	箇所		
		世帯			河川	箇所		
	一部破損	棟			砂防	箇所		
		世帯			清掃施設	箇所		
		人			崖くずれ	箇所		
	床上浸水	棟			鉄道不通	箇所		
		世帯			被害船舶	隻		
		人			水道	戸		
		棟			電話	回線		
	床下浸水	世帯			電気	戸		
棟			ガス		戸			
人			ブロック塀等		箇所			
非住家被害	公共建物	全壊 (焼)	棟	り災世帯数	世帯			
		半壊 (焼)	棟	り災者数	人			
	その他	全壊 (焼)	棟	火災発生	建物	件		
		半壊 (焼)	棟		危険物	件		
			その他		件			

区 分		被 害	市災 害 町対 策 村本 部	名称			
公立文教施設	千円			設置	月	日	時
農林水産施設	千円			解散	月	日	時
公共土木施設	千円						
その他公共施設	千円						
小 計	千円						
公立施設被害 市町村数		団体	災設 害置 対市 策町 本村 部数				
そ の 他	農産被害	千円					
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
				計	団体		
			災適 害用 救市 助町 法村 名				
その他		千円		消防職員出動延人数	人		
被害総 額		千円		消防団員出動延人数	人		
備 考	1 災害発生場所						
	2 災害発生年月日						
	3 災害の種類概況						
	4 消防機関の活動状況						
	5 その他（避難の勧告・指示等の状況）						

確定報告記入要領

区分	基準
人的被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。 2 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。 3 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。 4 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2 棟とは、一つの独立した建物とする。 3 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。 4 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。 5 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 6 「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 7 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。 8 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 2 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 3 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 4 「非住家被害」とは、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
田畑被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「田の流出、埋没」とは、田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。 2 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。 3 「畑の流出、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

道 路 被 害	<p>1 道路決壊とは、道路法（昭和27年法律180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。</p> <p>2 道路冠水とは、道路法（昭和27年法律180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの。</p>
そ の 他 被 害	<p>1 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。</p> <p>2 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。</p> <p>3 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。</p> <p>4 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。</p> <p>5 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。</p> <p>6 「崖くずれ」とは、崖くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたものとする。</p> <p>7 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。</p> <p>8 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。</p> <p>9 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。</p> <p>10 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。</p> <p>11 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。</p> <p>12 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。</p> <p>13 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。</p> <p>14 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。</p> <p>15 「り災者」とは、罹災世帯の構成員とする。</p>
火 災 発 生	<p>火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。</p>

被害金額	<ol style="list-style-type: none"> 1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。 3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 4 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 5 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。 6 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。 7 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 8 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 9 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。 10 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
災害対策本部等	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村災害対策本部欄は、各市町村において、本部設置に当たり、とった配備体制の名称を記入する。 2 災害対策本部設置市町村名、災害救助法適用市町村欄は、各支部で記入する。
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の発生場所とは、被害を生じた市町村名又は地域名とする。 2 災害の発生日時とは、被害を生じた日時又は期間とする。 3 災害の種類、概況とは、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等とする。 4 消防機関の活動状況とは、消防、水防、救急、救助、避難誘導等の活動状況とする。 5 その他とは、その他特記事項。なお、市町村長が避難の勧告・指示を行った場合には、その概況とする。

- (注) 1 この報告の調査報告にないものは「その他被害」欄に具体的に記入すること。
 2 要領第13条の規定に基づく報告は、累計とすること。

[資料-6 町内医療機関等]

名 称	所 在 地	電 話
倉林医院	長 瀬 1355-2	66-0387
南須原医院	本 野 上 174-3	66-2038
落合眼科医院	// 1083	66-3366
野上歯科医院	// 146-4	66-3418
落合歯科診療所	// 1083	66-0271
新井接骨院	// 298-2	66-0162
長瀬医新クリニック	岩 田 587	66-1000
おこのぎ歯科医院	中野上379-1	69-0505

令和4年12月現在

[資料-7 避難所及び避難場所]

■指定緊急避難場所、指定避難所（令和4年12月現在）

指定緊急 避難場所	指定避難 場所	名称	所在地	水 害	土 砂	地 震	火 事
	○	長瀬町中央公民館	野上下郷3312	○	○	○	○
○	○	長瀬第一小学校	本野上600	○	○	○	○
○	○	長瀬第二小学校	野上下郷920-1	—	—	○	○
○	○	長瀬中学校	本野上1035-1	○	○	○	○
○	○	長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬	本野上136-11	—	○	○	○
○		長瀬地区公園	長瀬834	—	○	○	○
○		本野上地区公園	本野上343-8	—	○	○	○
○		井戸地区公園	井戸640-1	—	—	○	○

■その他の避難所及び避難場所（令和4年12月現在）

名称	所在地
埼玉県立長瀬元気プラザ	井戸367
上長瀬区コミュニティ集会所	長瀬1400
長瀬上区公会堂	長瀬1022
大木小路コミュニティ集会所	長瀬1276
下山集落農業センター	本野上545-3
上宿中宿区コミュニティ集会所	本野上640-3
下宿区コミュニティ集会所	本野上651-3
根岸地区コミュニティ集会所	本野上988-6
野上コミュニティ集会所	本野上189-6
下袋地区コミュニティ集会所	中野上155-2
竹之内地区コミュニティ集会所	中野上299
中野上和田地区集会所	中野上495-1
唐沢集落農業センター	中野上787-4
宮沢集落農業センター	野上下郷1987
杉郷区コミュニティ集会所	野上下郷3282-1
地区公会堂	野上下郷2864
樋口地区コミュニティ集会所	野上下郷970-1
小坂区公会堂	野上下郷287-2
矢那瀬集落農業センター	矢那瀬1380-1
矢那瀬下郷区集会所	矢那瀬566
岩田地区コミュニティ集会所	岩田938-1
岩田中郷コミュニティ集会所	岩田540-1
高橋地区自治会集会所	岩田272-1
岩田上割地区コミュニティ集会所	岩田35-3
井戸下郷地区集会所	井戸297-3
井戸風布地区コミュニティ集会所	井戸498-1
美しいむらづくり井戸農村センター	井戸898-10
風布地区コミュニティ集会所	風布962-1
矢那瀬地区コミュニティ消防センター	矢那瀬1345-7

[資料-8 給水車等保有状況]

給水タンク (1.5+)	給水タンク (1.0+)	ポリ容器 (20ℓ)	災害用給水袋 (10ℓ)
1基	1基	170個	310個

令和4年12月現在

[資料-9 指定給水装置工事業者]

上下水道組合指定給水装置工事業者は、下記の15業者が指定されている。

工事事業者名	店 舗 所 在 地	電話番号
樋口水道設備	秩父郡長瀬町大字野上下郷474番地1	66-2035
(有)長瀬土木	秩父郡長瀬町大字中野上1135番地	66-2487
添田設備	秩父郡長瀬町大字矢那瀬458番地	66-2842
(有)秩北給排水サービス	秩父郡長瀬町大字長瀬1655番地2	66-2211
浅見鉄工所	秩父郡長瀬町大字本野上749番地	66-0016
(有)梶野建材	秩父郡長瀬町大字中野上473番地5	66-1418
(株)一志工業	秩父郡長瀬町大字長瀬618番地2	66-3043
シンテック(株)	秩父郡長瀬町大字野上下郷3337番地1	66-0457
アメミヤ興業(株)	秩父郡長瀬町大字野上下郷1405番地	66-1120
長栄建設(株)	秩父郡長瀬町大字野上下郷1920番地	66-2750
水道屋さん	秩父郡長瀬町大字中野上571番地	66-3715
大沢建材(有)	秩父郡長瀬町大字井戸753番地	66-2002
(有)高橋工務店	秩父郡長瀬町大字本野上80-1番地	66-0368
(有)関口建設	秩父郡長瀬町大字長瀬1408-3番地	66-1179
縄文道楽	秩父郡長瀬町大字長瀬1036-3番地	080-6696-6566

令和4年9月30日現在

[資料-10 町有車両、輸送業者]

(1) 町有車両

車種別	台数	管 理 課 (台数)
乗用車	3	総務課 (3)
広報車	1	総務課 (1)
ワゴン車	1	総務課 (1)
ライトバン	1	総務課 (1)
貨物車	2	総務課 (1) 給食センター (1)
軽乗用車	6	総務課 (2) 税務会計課 (1) 健康福祉課 (2) 給食センター (1)
軽貨物車	6	総務課 (2) 町民課 (1) 産業観光課 (1) 建設課 (1) 教育委員会 (1)
消防車両	9	総務課 (9)
	29	

令和4年12月現在

(2) 輸送業者

ア 旅客

名 称	所 在 地	電 話
秩父観光タクシー 長瀬営業所	長 瀬 533-4	66-0116
秩父鉄道観光バス(株)長瀬自動車営業所	// 804-1	66-1634

令和4年12月現在

イ 貨物

名 称	所 在 地	電 話
(有)野口運輸	長 瀬 129-4	66-1233
打木運輸(有)	// 830-10	66-3951
長瀬運輸(株)	野上下郷 1405	66-1121
(株)荒川瀧石物流環境部	矢 那 瀬 480	66-3300
赤帽ゴウシ急送	井 戸 521	66-0505
(有)セキグチ	// 940	66-3219

令和4年12月現在

[資料-11 応急仮設住宅設置要領]

1 目的

応急仮設住宅は、災害により住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を確保することのできないものに建設し供与することにより、一時的な居住の安定を図ることを目的とする。

2 対象者

応急仮設住宅に入居できる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 住家が全壊、全焼又は流失し、他に居住する住家がない者
- (2) 自らの資力では、住家を得ることのできないもの

3 規模及び費用

1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内とする。

4 工事施行の方法

- (1) 原則として知事が建設するが、救助の迅速を図るため、その建設を当該市町村に委任することができる。
- (2) 委任を受けた市町村は、請書(様式1)に応急仮設住宅に入居を要する者の名簿(様式2)を添えて知事に提出すること。
- (3) 当該市町村長は、県の示す設計書を参考に、請負に付して建設すること。
- (4) 工事着工の際は、着工届(様式3)に契約書の写を添えて知事に提出すること。
- (5) 工事完了の際は、竣工届(様式4)を知事に提出し、検査を受けること。

5 工期

工事の最終の着工期限は、災害発生の日から20日以内であるができる限り速やかに着工及び竣工すること。

6 敷地

- (1) 原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、私有地を利用することが可能であること。
- (2) 私有地を借用して設置する場合は、市町村長が、土地の所有権者又は借地権者と、借地契約を結んでおくこと。
- (3) 借地料は市町村の負担とすること。

7 入居者の決定

- (1) 市町村長は、必要に応じて市町村関係職員、議会議員、町内会長、民生委員等による協議会を開催し、その意見を聴いて入居を要する者を決定し知事に提出すること。
- (2) 知事は入居者を決定して、市町村長に通知する。

(3) 市町村長は、前項の決定を受け工事の完了次第入居手続きを進めること。

8 供与

(1) 供与期間は、完成の日から2年以内とすること。

(2) 供与期間中の貸付料は、無料とすること。

(3) 供与期間中に増改築を必要とする場合は、予め知事の承認を受けて行うこと。

9 維持管理

(1) 委任を受けた市町村長が、公営住宅に準じて維持管理すること。

(2) 供与期間中に入居者が退去した場合は、その旨知事に報告しその指示を受けること。

10 指導監督

(1) 設置については、知事が行うこと。

(2) 工事については知事が行うこと。

11 繰替支弁金の支払い

市町村長は、県の竣工検査が終了したときは、請求書（様式5）2部を知事に提出すること。ただし、知事が必要と認めるものは概算支払いを行うことができる。

12 書類の提出

町村にあっては、知事へ提出すること。

様式1

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

長瀬町長

印

請 書

年 月 日第 号をもって委任の通知を受けた災害救助法による応急仮設住宅設置事業を次の条件により承諾します。

記

- 1 設置戸数 戸
- 2 規模構造 円以内
- 3 着工期日 年 月 日まで
- 4 事業内容 上記の金額の範囲内で「災害救助法による応急仮設住宅設置要領」に基づき応急仮設住宅の設置事業を行う。

様式2

応急仮設住宅に収容を要する者の名簿

選考月日

(長瀬町)

選考順位	住 所	氏 名	家族数	職 業	月 収	世帯の状況

注) 世帯の状況は、生活保護世帯、老人世帯、身体障害者世帯等の別を記入すること。

様式3

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

長瀬町長

印

災害救助法による応急仮設住宅の着工について

月 日第 号により委任された標記住宅については、下記のとおり着工したの
でお届けします。

記

- 1 設置戸数 戸
- 2 着工月日 月 日
- 3 竣工予定 月 日
- 4 添付書類 請負業者の着工属の写 別紙のとおり

注) 請負業者別に着工、竣工予定の違う場合には、その区分明細によりわけて記入すること。

様式4

		第	号
		年	日
		月	
埼	玉	県	知
事	様		
		長	印
		瀬	
		町	
		長	
災害救助法による応急仮設住宅の竣工について			
月	日	第	号
により委任された標記住宅については、下記のとおり竣工したの			
でお届けします。			
記			
1	設置戸数		戸
2	着工月日	月	日
3	竣工月日	月	日
4	市町村の竣工検査日	月	日
5	添付書類	請負業者の竣工届の写 別紙のとおり	

様式5

請 求 (概算・精算) 書			
一	金	円	也
た	だ	し、	
		による災害救助法による応急仮設住宅設置費	戸分
上記のとおり請求します。			
		年	日
		月	
埼	玉	県	知
事	様		
		長	印
		瀬	
		町	
		長	
添	付	書	類
		支出調書及び領収書の写	

[資料-12 災害救助被災者調査原票]

調 査 番 号

世帯主氏名						住 所			調査者	氏名	
被害程度		全焼 %、全壊 %、流失 %、半焼 %、半壊 %、床上浸水 cm、床下浸水									
応 急 救 助 を 必 要 と す る 家 族 状 況	氏 名	性別	年齢	職業	在 学 校 名 及 び 学 年 別		死亡	行方不明	負 傷		要助産
		男 女							重傷	軽傷	
		男 女 男 女 男 女 男 女 男 女 男 女									
	計	人			小学生 人 中学生 人	人	人	人	人	人	人
半壊、床上浸水世帯の土砂流入状況				有 無		面積	m ²	高さ	cm		
住家及び非住家の棟数及び所有別				住家 棟	自家 借家	非住家 棟	住民登録状況		有・無		
避難先	縁故先 所在地等						避難場所 所在地、 名称等				
備 考											

記載上の注意

- この票は、応急救助実施の基本となるものであるから正確に記入すること。特に、被害程度、世帯人員及び小・中学校児童、生徒の有無については留意すること。
- 被災程度の判定基準は下記によること。
 - イ 全壊、全焼、流失とは、延床面積の70%以上が損壊、焼失、流失したものまたは、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達したものの。
 - ロ 住家の半壊、半焼とは、延床面積の20%以上70%未満の損壊、損傷のものまたは主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。(補修しても住家として使用不能の場合は、全壊、全焼、流失に含める)
 - ハ 床上浸水とは、浸水が住家の床上に達した程度のものまたは土砂竹木等のたい積により一時的に居住できない状態となったもの。(イ、ロは除く。)
- 死亡、行方不明、負傷、要助産欄は該当欄に○印を付すること。
- 重軽傷の区分は下記による。
 - イ 重傷とは、1か月以上の治療を要する見込みのもの。
 - ロ 軽傷とは、1か月未満で治療できる見込みのもの。
- 家屋被害がなく、人的被害のみの場合でも本票を用いて該当欄に記入すること。

[資料-13 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」]

令和4年7月

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 ○高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上する。 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。		法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上する。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	建設型応急住宅 1 規格 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,285,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内 着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内とする。
		賃貸型応急住宅 1 規格 建設型仮設住宅に準じる 2 限度額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		地域の実情に応じた額		域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊（燃）、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,180円以内	災害発生の日から7日以内	1 食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上する。
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（燃）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額とする。 2 現物付に限る。

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全壊・全焼 流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
半壊・半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 た者（応急的処置）	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	1 患者等の移送費は、別途計上する。
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日	1 妊婦等の移送費は、別途計上する。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上する。
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,700円 中学校生徒 5,000円 高等学校等生徒5,500円	災害発生の日から （教科書） 1ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額とする。 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 213,800円以内 小人（12才未満） 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	1 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上する。 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、遺体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり3,500円以内（一時保存） 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり5,400円以内（検案） 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班が行う。 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額とする。
	災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とする。		
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げ	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	1 災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	<p>る費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、下記のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。</p> <p>イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4</p>		

[資料-14 救助の特例等申請様式]

- (1) 申請は、当該救助種類の期間の満了する日の前日までにとりあえず電話又はFAX等で行い事後すみやかに書面申請すること。
- (2) 申請書の日付は、電話又は FAX 等で申請した日とし、申請書及び承認書並びに聴取書等の関係書類は整理保管しておくこと。
- (3) 救助の種類毎の特例申請は、次のとおりでその内容については、「災害救助の運用と実務」(通称赤本)を参照すること。
- (4) 前項の特例は、内閣総理大臣の同意を得て通知するものであるから真にやむを得ない場合にのみ申請すること。

様式1		第 年	月	号 日
	埼玉県知事様			
	長瀬町長			印
	避難所開設期間の延長承認申請書			
	月 日 地方に発生した	による	害は、その被害が極めて甚大であって、り災者の被害は深刻を極めて、避難所の開設期間である	日間では、避難所を閉鎖し自宅に復帰させることが困難な実情にありますので、次のとおり開設期間の延長を御承認下さるよう申請します。
		記		
	1 延長を要する期間			
	2 期間の延長を要する具体的理由			
	3 期間の延長を要する避難所ごとの収容人員			
	4 その他			

様式2		第 年	月	号 日
	埼玉県知事様			
	長瀬町長			印
	応急仮設住宅設置戸数限度の引上げ承認申請書			
	月 日 地方を襲った	による	害は、その被害が極めて大きく、り災者の実情は深刻の様相を増し、加えて住民の経済能力、住宅事情等も極めて悪く、基準の設置戸数のみでは、低所得者の保護の万全を期することが困難な実情でありますので、次のとおり設置戸数の限度を引上げられたく、事情御賢察の上御承認下さるよう申請します。	
		記		
	1 設置戸数の引上げ数 ((1) - (2))			
	(1) 設置戸数の総数	戸		
	(2) 設置基準戸数	戸 (全壊 (焼)、流失世帯	戸 × 30%)	
	2 設置戸数の引上げを要する具体的理由			
	3 全壊 (焼)、流失世帯に対する住宅復旧計画			
	4 応急仮設住宅に収容を要する者の名簿			
	5 その他			

様式3

第 号
年 月

日

埼玉県知事様

長瀨町長

印

応急仮設住宅着工期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて甚大であって、応急仮設住宅の着工期間である20日間では、着工が困難な実情にありますので、次のとおり着工期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの応急仮設住宅の設置戸数
- 4 その他

様式4

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

長瀨町長

印

炊出し期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であって、り災者の被害は深刻を極め炊出し期間である 日間では炊出しを打ち切り自宅炊事に切り替えることが極めて困難でありますので、次のとおり炊出し期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する炊出し所ごとの給与人員
- 4 その他

様式5

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

長瀨町長

印

飲料水供給期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であって、り災者の被害は深刻を極め飲料水の供給期間である 日間では供給を打ち切ることが極めて困難でありますので、次のとおり期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの供給人員
- 4 その他

様式6

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

長瀬町長 印

被服寝具生活必需品の給与の季別変更承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が甚大であって、り災者の被害は深刻を極め、夏季の基準ではこの冬をしのぎ得ない実情にありますので、次のとおり冬季基準に変更願いたく御承認下さるよう申請します。

記

1 冬季基準を適用すべき数

被害別	被害数		季別の変更を要する数		備考
	世帯数	人員	世帯数	人員	
全壊（焼）流失					
半壊（焼）床上浸水					
計					

2 季別の変更を要する具体的理由

3 変更額と夏季基準額との差額概算

4 義援金品等の状況

様式7

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

長瀬町長 印

被服寝具生活必需品の給与限度額の変更承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて大きく、り災者の被害状況は極めて深刻でありまして基準額ではこの冬をしのぎ得ない実情にありますので、次のとおり限度額を上げられたく事情御賢察のうえ御承認下さるよう申請します。

記

1 変更を要する限度額

2 変更を要する具体的理由

3 変更を要する地区ごとの世帯数

4 変更額と基準額の差額概算

5 その他

様式8

	第 年 月 日	号 日
埼 玉 県 知 事 様	長瀬町長	印
被服、寝具生活必需品の給与期間の延長承認申請書		
月 日 地方に発生した による 害は、その被害が甚大 であって、給与期間である 日間では給与することが困難でありますので次のとおり給与 期間の延長を御承認下さるよう申請します。		
記		
1 延長を要する期間		
2 期間の延長を要する具体的理由		
3 期間の延長を要する地区ごとの世帯数		
4 その他		

様式9

	第 年 月 日	号 日
埼 玉 県 知 事 様	長瀬町長	印
医療期間の延長承認申請書		
月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて 甚大であって、り災者の被害は深刻を極め医療期間である 日間では医療を打切ることが 困難な実情でありますので次のとおり医療期間の延長を御承認下さるよう申請します。		
記		
1 延長を要する期間		
2 期間の延長を要する具体的理由		
3 期間の延長を要する地区又は医療機関ごとの患者数		
4 その他		

様式10

	第 年 月 日	号 日
埼 玉 県 知 事 様	長瀬町長	印
助産期間の延長承認申請書		
月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて 甚大であって、り災者の被害は深刻を極め助産期間である分べんの日から 日間では、助 産を打切ることが困難な実情にありますので次のとおり助産期間の延長を御承認下さるよう 申請します。		
記		
1 延長を要する期間		
2 期間の延長を要する具体的理由		
3 期間の延長を要する地区または助産機関ごとの助産を要する人員		

様式11

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

長瀬町長 印

災害にかかった者の救出期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて激甚であり、救出期間である 日間では救出が困難な状態にありますので、次のとおり救出期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長によって救出されるべき人員及びその状況
- 4 その他

様式12

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

長瀬町長 印

住宅の応急修理戸数限度の引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて大きく、り災者の実情は深刻の様相を増し、加えて住民の経済能力、住宅事情等も極めて悪く、基準の修理戸数のみでは、人心の安定を図り、り災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので次のとおり修理戸数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

記

- 1 修理戸数の引上げ数 ((1) - (2))
 - (1) 修理戸数の総数 戸
 - (2) 修理基準戸数 戸 (半壊 (焼) 世帯 戸 × 30%)
- 2 修理戸数の引上げを要する具体的理由
- 3 半壊 (焼) 世帯に対する応急修理計画
- 4 応急修理対象者名簿
- 5 その他

様式13

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

長瀬町長 印

住宅の応急修理期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて甚大であって、応急修理期間である1ヶ月間では、修理が困難な実情にありますので、次のとおり修理期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの応急修理戸数
- 4 その他

様式14

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

長瀬町長 印

生業資金貸与世帯数限度の引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて大きく、かつ、り災者の経済能力も悪く、基準の貸与世帯数では人心の安定を図り、り災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので、次のとおり貸与世帯数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

記

- 1 引上げを要する貸与世帯数 ((1) - (2))
 - (1) 貸与世帯数の総数 世帯
 - (2) 貸与基準世帯数 世帯 (全壊 (焼)、流失世帯 戸 × 25%)
- 2 貸与世帯の引上げを要する具体的理由
- 3 他の貸付金制度による貸付との関連
- 4 その他

様式15

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

長瀬町長 印

生業資金貸与期間の延長承認申請書

月 日の による被害は、極めて甚大であって生業資金の貸与期間である1ヶ月間 (先般承認を受けた延長期間) ではその貸与を終了することができませんので、次のとおり貸与期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの世帯数
- 4 その他

様式16

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

長瀬町長 印

学用品給与期間の延長承認申請書

月 日の による被害は、極めて甚大であって、基準で示された教科書 (文房具及び通学用品) の給与期間 日間では給与が終了いたしかねますので、次のとおり、給与期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区又は学校ごとの児童生徒数
- 4 その他

様式17

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

長瀬町長

印

埋葬期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて激甚であり、埋葬期間である 日間では埋葬を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり埋葬期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの埋葬を要する死体数
- 4 その他

様式18

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

長瀬町長

印

死体の搜索期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて激甚であり、搜索期間である 日間では、搜索を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり搜索期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長をすることによって搜索されるべき死体数
- 4 その他

様式19

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

長瀬町長

印

死体処理期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて激甚であり、死体処理期間である 日間では、死体の処理を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり死体処理期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長をすることによって処理されるべき死体数
- 4 その他

様式20

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

長瀬町長

印

障害物除去戸数の限度引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による被害は極めて大きく特に障害物の流入が甚だしく加えて住民の経済能力等も悪く基準の除去戸数のみでは、り災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので、次のとおり除去戸数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

記

- 1 障害物除去戸数の引上げ数 ((1) - (2))
 - (1) 除去戸数の総数 戸
 - (2) 除去基準戸数 戸 (半壊、床上浸水世帯 戸 × 15%)
- 2 除去戸数の引上げを要する具体的理由
- 3 障害物の除去対象者名簿
- 4 その他

様式21

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

長瀬町長

印

障害物除去期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による被害は極めて大きく特に障害物の流入が甚だしく除去期間である 日間では、除去が困難な実情にありますので、次のとおり除去期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの除去戸数
- 4 その他

様式22

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

長瀬町長

印

輸送の特例承認申請書

月 日発生した による被害は極めて大きく、次のとおり輸送を実施する必要がありますので御承認下されたく申請します。

記

- 1 輸送を要する救助の種類及び輸送する物資等の内容
- 2 輸送区間又は距離
- 3 輸送を要する物資等の数量又は積載台数
- 4 輸送を実施しようとする期間
- 5 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
- 6 輸送を要する具体的理由
- 7 その他

様式23

第 年 月 日 号

埼玉県知事様

長瀬町長

印

輸送期間の延長承認申請書

月 日発生した による被害は極めて大きく、次のとおり輸送期間の延長を必要とするので、御承認下されたく申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 輸送目的又は輸送物資等の品名
- 3 輸送区間又は距離
- 4 輸送物資（人員）の数量又は積載台数
- 5 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
- 6 期間の延長を要する具体的理由
- 7 その他

様式24

第 年 月 日 号

埼玉県知事様

長瀬町長

印

人夫の雇上げの特例承認申請書

月 日発生した による被害は、極めて大きく次のとおり人夫の雇上げをする必要がありますので御承認下されたく申請します。

記

- 1 人夫の雇上げを要する目的又は救助の種類
- 2 人夫の所要人員
- 3 雇上げを要する期間
- 4 人夫の雇上げに要する経費
- 5 人夫の雇上げを要する具体的理由
- 6 その他

様式25

第 年 月 日 号

埼玉県知事様

長瀬町長

印

人夫雇上げ期間の延長承認申請書

月 日発生した による被害は、極めて大きく、次のとおり人夫の雇上げ期間の延長を必要とするので、御承認下されたく申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 人夫の雇上げの目的又は救助の種類
- 3 雇上げの人員
- 4 使用場所
- 5 期間の延長を要する具体的理由
- 6 その他

様式26の1

第 号

罹災証明書

世帯主住所	埼玉県秩父郡長瀬町大字		
世帯主氏名			
世帯構成員	氏名	続柄	生年月日
		世帯主	年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

罹災原因	年 月 日の	による
------	--------	-----

被災住家※の 所在地	埼玉県秩父郡長瀬町大字	
住家※の被害の 程度		
浸水区分		

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

長瀬町長

様式26の2

医 療 班 出 動 報 告 書				〇〇医療班	
班 長		班 員		編 成 出 動 状 況	
資 格	氏 名	資 格	氏 名		
上記のとおり 月 日出動したので報告します。 年 月 日 (本隊、支、分隊、関係機関の別) 責任者 印					
本 隊 衛 生 部 長 様					

様式26の3

取 扱 患 者 台 帳								〇〇医療班	
年月日	住 所	氏 名	職 業	年 令	性 別	病 名	死 体 検 案 数	措置概要適用	

様式26の4

救 助 実 施 状 況					年 月 日			〇〇医療班	
使 用 医 療 用 品 内 訳					救 助 実 施 状 況				
品名	数量	単価	金額	調達先その他	患者数	内 訳			備考
						外 科	内 科	眼 科	
計									

様式26の5 様式26の6

(第 号) 送 付 書				
送 付 年 月 日		取扱者氏名 印		1 本書は、正、副、受領者の3枚複写とし、特に数量については誤記のないよう記すこと。 2 受人の職氏名は、もれることなく記入し、印を押しってもらうこと。引渡しの際
送人職氏名 印		受人職氏名 印		
車 両 番 号 第 号		運転手氏名 印		
品 名	数 量	品 名	数 量	
		合 計		
荷 姿	個 数	荷 姿	個 数	
		合 計		

車 両 使 用 書			
使用部、係名		印	
使用責任者職氏名		印	
1 使用車両			
車両の所属			
車両番号			
運転者氏名			
2 使用目的			
3 使用区間及び場所			
4 使用月日			
自 月 日 午 時			
至 月 日 午 時			
5 その他			
上記のとおり車両を使用しました。			
年 月 日			

様式26の7

輸 送 費 内 訳 書					
従事会社名			会社所在地		
車両番号	第	号	運転者氏名	印	
出庫時間	帰庫時間	出動時間	走行キロ数	請求額	備考
発 地	着 地	作業内容	キロ数(日数)	金 額	摘 要
上記のとおり従事したことを証明する。					
年 月 日					
使用部、係名					
使用責任者職氏名					
印					
様					

様式26の8

合 番 号	処 理 番 号	第 号	取扱日時		年	月	日	午前	時	分	
			取 扱 者	収容所	取扱者	保管所					
災 害 死 体 処 理 票	被 保 管 者			処 理 顛 末							
	住 所	地 番	性 別 年 令	送付月日	年	月	日	火葬場			
	氏 名			埋火葬	年	月	日	火 葬			
	性別年令	(男)(女)	推定	月 日	埋 葬						
	死亡日時	年	月	日							
	死亡場所			埋葬位置	区	側	番				
	発見場所			遺留品	年	月	日				
	保管日時	年	月	日	送付月日	保管所へ送付					
	遺留品	(有)	(無)	遺骨送付	年	月	日				
	容 姿	身長	尺 寸	客観	月 日	保管所へ送付					
その他			引渡月日	年	月	日					
着 衣			受取者	区	町	丁目	番地				
摘 要			摘 要								

様式26の9

処理番号	第 号	取扱日時 取扱者	年 月 日 午前 時 分 後 収容所 取扱者 保管所			
災害 死体 遺留品 処理票	被 保 管 者		遺 留 品			
	住 所 氏 名	番地	立会者 氏 名			
	整理月日	年 月 日 保管所へ送付	品 名	数 量	品 名	数 量
	引渡月日 受取人	年 月 日 番地 印				
	保 管 替 処 分 月 日	年 月 日 保管所へ 年 月 日				
	摘 要		摘 要			

様式26の10

死 体 災 害 送 付 票 焼 骨	
年 月 日 御 中 収容所 取扱者 火葬場	
処 理 番 号	氏 名
第 号	
第 号	
計	名 霊
上 記 送 付 に 付 受 納 年 月 日 様 墓 地 火葬場 管理者 保管所 印	

様式26の11

災 害 死 体 遺 留 品 送 付 票	
年 月 日 保管者 御 中	
保管所 取扱者 収容所	
処 理 番 号	氏 名
第 号	
第 号	
計	名 分
上 記 送 付 に 付 受 納 年 月 日 収容所 保管所 御中	
遺留品保管所 管 理 者	

様式26の12

合 番 号	処 理 番 号	焼 骨 保管者名	保 管 所	
焼 骨 処 理 票	死 亡 者		保 管 事 項	
	住 所 氏 名 性別年令	番地 (男)(女) 歳	保管受付	年 月 日
	死亡日時	年 月 日	保管位置	
	死亡場所	町 番地	保管替 月 日	
	火葬日時	年 月 日	引渡月日	年 月 日 番地
	火葬場	火葬場	受 取 人	印
			埋葬先及 日 時	墓 地 年 月 日 埋葬
摘 要		摘 要		

[資料-15 文化財一覧]

■国指定文化財（5件）

種別・種類	名称	員数	所在地	所有者(管理者)	指定年月日
有文・建造物	旧新井家住宅	1棟	長瀬1164	長瀬町	昭46・6・22
記念物・史跡	野上下郷石塔婆	1基	野上下郷39	小坂区	昭3・2・7
記念物・名勝	長瀬		長瀬町・皆野町	長瀬町・皆野町	大13・12・9
記念物・天然記念物	長瀬		長瀬町・皆野町	長瀬町・皆野町	大13・12・9
記念物・天然記念物	古秩父湾堆積層及び海棲哺乳類化石群	3体	長瀬1417	自然の博物館	平28・3・1

■埼玉県指定文化財（7件）

種別・種類	名称	員数	所在地	所有者(管理者)	指定年月日
有文・考古	矢那瀬の石どう	1基	矢那瀬958	地藏堂	昭30・11・1
記念物・史跡	寛保洪水位磨崖標		野上下郷1011	瀧上家	昭9・3・31
記念物・天然	川本町産出カルカロドンメガロドンの歯群化石	7点	長瀬1417	自然の博物館	平15・3・18
記念物・天然	狭山市笹井産出アケボノゾウ骨格化石	1体	長瀬1417	自然の博物館	平15・3・18
記念物・天然	チチブサワラ骨格化石	1括	長瀬1417	自然の博物館	令3・7・30
記念物・天然	川本町産出カルカロドンメガロドンの歯群化石	1点	長瀬1417番地1	自然の博物館	平15・3・18
記念物・旧跡	板石塔婆石材採掘遺跡	1箇所	野上下郷1082	野口家	昭38・8・27

■長瀬町指定文化財（24件：無形文化財を除く）

種別・種類	名称	員数	所在地	所有者(管理者)	指定年月日
有文・絵画	多宝寺奉納絵馬	1面	本野上40	多宝寺	昭45・9・1
有文・絵画	玉泉寺天井絵	1面	長瀬1827	玉泉寺	昭45・9・1
有文・彫刻	玉泉寺欄間彫刻	1括	長瀬1827	玉泉寺	昭45・9・1
有文・彫刻	役行者像	1軀	野上下郷2323	遍照寺	昭57・7・19
有文・彫刻	法善寺欄間彫刻	3面	井戸476	法善寺	平22・6・22
有文・古文書	中林得常遺品	1括	本野上632	中林家	昭49・3・23
有文・古文書	北条氏邦感状及び印判状	2点	本野上603-2	山崎家	平8・7・17
有文・古文書	持田鹿之助日記	61冊	井戸131	持田家	平15・3・25
有文・考古	万福寺宝篋印塔	2基	中野上万福寺墓地内	万福寺	昭36・7・1
有文・考古	嶋田家宝篋印塔	2基	本野上総持寺墓地内	嶋田家	昭36・7・1
有文・考古	積蔵院青石塔婆	3基	井戸積蔵院墓地内	積蔵院	昭45・9・1

種別・種類	名 称	員数	所 在 地	所有者(管理者)	指定年月日
有文・考古	福田家青石塔婆	3基	野上下郷2887	福田家	昭45・9・1
有文・考古	法善寺の自然銅	1口	井戸476	法善寺	昭57・7・19
有文・考古	真性寺青石塔婆	1基	本野上436	真性寺	平13・3・16
有文・考古	光明寺青石塔婆	1基	野上下郷1952-1	光明寺	平13・3・16
記念物・史跡	西浦採銅坑跡		井戸21	井上家	昭45・9・1
記念物・天然	横臥褶曲(菊水岩)		風布1769-2	中川家	昭38・4・27
記念物・天然	武野上神社の櫓	9本	本野上1114	武野上神社	昭61・5・24
記念物・天然	法善寺のしだれ桜	2本	井戸476	法善寺	昭61・5・24
記念物・天然	法善寺のアラカシ	1本	井戸476	法善寺	平9・4・23
記念物・天然	法善寺のナツグミ	1本	井戸476	法善寺	平9・4・23
記念物・天然	玉泉寺のタラヨウ	1本	長瀬1827	玉泉寺	平9・4・23
記念物・天然	相生の松	2本	長瀬1827	宝登山神社	平9・4・23
記念物・天然	落合家の梅の木	5本	本野上1083	落合家	平17・3・24

令和4年12月現在

[資料-16 シビアコンディション]

I 命を守るのは「自分」が基本

■リスク状況の認識

町、県及び防災関係機関は、今までの災害対応の教訓を踏まえ、現場対応力の強化や避難者支援に力を入れている。

しかし、阪神・淡路大震災で亡くなった方の8割以上は、家屋の倒壊、家具の転倒等による圧死・窒息死が原因で、そのほとんどが即死だと言われている。震度6弱の揺れて、家具は部屋の中を飛び交い、家族の命を奪う凶器となる。

発災直後に命が助からなければ、いくら消防や警察が救助に力を入れても、いくら行政が被災者支援を強化しても、役には立たない。

また、タンスや家電で重傷を負ってしまうと、その後の避難行動にも困難が伴う。

今回新たに実施された県の被害想定調査では、東京湾北部地震により県内に7,215人の負傷者が生じる（長瀬町では、死者、負傷者なし）予測になっている。

また、首都圏全体では3万人以上の重傷者が発生する見込みである。

緊急医療の収容能力や輸送能力を考えるに、迅速に十分な医療処置を施すのが難しい、膨大な人数である。

■課題

ア 家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死亡者、負傷者を減らす

イ 室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。

■対策の方向性

ア 家屋の耐震性を確認し、必要な耐震改修等を行う。

イ 家具の配置を見直し、家具の固定を進める。

ウ 地震に備えた防災総点検を行う。

2 支援者の犠牲はあってはならない

■ リスク状況の認識

総務省消防庁のまとめによると、東日本大震災で犠牲になった消防団員は、岩手県・宮城県・福島県で合わせて254人になる。同じ3県で犠牲になった消防本部の職員は27人、警察官は30人で、比較すると消防団員の犠牲者が際立って多い。

阪神・淡路大震災における消防団員の犠牲者は1名のため、大震災の津波被害が甚大であったとも考えられるが、この教訓を生かさなくてはならない。

犠牲になった消防団員は、多くは水門や車両が通り抜ける陸閘（りくこう）の閉鎖や避難支援に関わり、津波の被害を受けている。内陸県の埼玉県でも、津波警報の発令や、一定規模以上の地震が起きた場合、荒川等の遡上に備え、水門等の閉鎖を行う消防団もある。

また、大規模かつ広域的な災害では、消防団員も含め、自主防災組織や民生委員など地域防災を担う多くの支援者が、消火活動支援や避難支援を行い、被害の拡大を防ぐ。大規模広域型災害で地域の命を救うためには、こうした各地域の支援者の存在が不可欠となる。

しかしそのために、支援者が犠牲になることは、あってはならない。

「生命に危険を感じた場合、避難を優先させる」「正しく撤退する」ことを徹底した上で、自助・共助の取組を進めていくことが重要である。

■ 課題

ア 発災後、救助・救出・初期消火に当たっている支援者が、二次災害に巻き込まれることを防止する。

イ 現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを逃す事態を回避する。

■ 対策の方向性

ア 救助・救出・初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避方法について、事前の研修や訓練を進める。

イ 支援者側の退避ルールをあらかじめ定める。

ウ 必要な資機材（無線機や倒壊家屋からの人命救助用エンジンカッター等）の装備を進める。

エ 防災指揮システムの可視化を進め、現場への情報提供をより迅速・的確に行う。

3 火災から命を守る

■ リスク状況の認識

関東大震災が起こった大正12年9月1日は、台風通過直後で、風速10～15mの強風が吹く日だった。昼食時の発災で、かまど使用も多かった当時は、各所で火災が発生し、時速400～800mの速さで延焼していった。延焼地帯は拡大していき、「合流火災」「火災旋風」が発生した。関東大震災では百か所で「火災旋風」が発生、約2万坪の被服廠跡では3万8千人が焼死や圧死で命を落としたと言う。

一方、首都直下地震（都心南部地震）に係る国の想定では、火災による死者は、首都圏で最大約1万6千人、建物倒壊と合わせ最大約2万3千人の死者とされている。

シビアコンディションとして考えられるのは、地震発災直後から、火災が同時多発的に発生する中、断水により消火栓が機能停止し、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できず、消防力が分散する中、特に都心の木造住宅密集市街地において大規模な延焼火災に至ることである。

また、高圧ガス施設、火薬類施設からの発火・爆発による延焼地域の拡大、危険物施設や毒劇物取扱施設からの発火が加わると、さらに消火活動は遅れ、住民への被害が多くなる。

【参考：東京都被害想定】

区部西部から南西部にかけての環状7号線と8号線の間、区部東部の荒川沿いの地域は木造住宅密集地域が大規模に連担している。これらの地域を中心に、焼失等約20万棟、4,000人の死者が発生する。

【参考：国被害想定】

地震火災による焼失最大約41万2千棟、倒壊等と合わせ最大約61万棟

■ 課題

- ア 消防機関に頼らない初期消火を確実にいき、火災を拡大させない。
- イ 消防機関の現場到達を早める。
- ウ 火災から逃げ遅れる人をなくす。

■ 対策の方向性

- ア 自主防災組織や消防団の消火活動訓練を推進し、初期消火を推進する。
- イ 安否情報の確認方法や、迅速な避難を促す啓発や訓練を行う。
- ウ 被害や危険地域の正確な把握と、住民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先提供し、インターネット、携帯電話、マスメディア、防災行政無線等あらゆる手段を活用する。
- エ 道路啓開や交通規制を行うため、県警、市町村、協定締結先企業を円滑に統括し、通行可能な緊急交通路を迅速に確保する。

4 首都圏長期大停電と燃料枯渇

■ リスク状況の認識

東日本大震災では、震源から離れた首都圏であっても、多くの発電所が稼働停止に追い込まれる事態となった。復旧にも長い時間を要し、常陸那珂発電所の1号機は5月15日、鹿島火力発電所の2・3・5・6号機は4月6日から20日にかけてようやく復旧した。

発電所の施設や設備に直接被害を受けた場合は、さらに復旧に時間がかかる。東日本大震災では、地震の影響を直接的に受けた福島県・広野火力発電所の復旧に4か月を要した。

これらのことを踏まえると、首都直下地震のシビアコンディションとして、首都圏広域大停電が発災後1か月以上続くことも想定しなければならない。

大災害が発生し、電気の供給がストップすると、各種石油燃料も枯渇する。

製油所が被災するほか、急激な需要増やタンクローリー・ドライバーの不足、ガソリンスタンドでの停電により、応急対応・緊急輸送用を始めとする車両のガソリン・軽油、避難の生活のための灯油が長期間にわたり不足する状態が続く。

公的機関や災害拠点病院などの防災拠点では、非常用発電設備が備えられているが、消防法等により燃料の備蓄量が限られていることから、常に燃料を補給することが前提となる。製油所や輸送インフラの被災により、長期間に渡り燃料が流通されない場合、非常用発電機の燃料が枯渇し、県本部や防災活動拠点における災害対応、医療機関における医療行為、各避難所における避難生活等に大きな影響がでる。

■ 課題

ア 災害対応を行う防災活動拠点や病院等は、1か月以上の長期間にわたる停電時においても、活動を継続させなければならない。

イ 電力、ガス、道路などのライフライン被害を軽減するとともに、復旧を早める。

ウ 首都圏長期停電下でも、被災者が安全・快適に生活を送れる環境を整える。

■ 対策の方向性

ア 町の主な防災拠点では、燃料又は電源を多重的に確保するとともに、町庁舎、災害拠点病院等にも同様の取組を働きかける。例えば災害対策本部が設置される町庁舎等には、備蓄が可能なLPガスを使用する発電設備の導入等を検討する。

イ 災害時重要施設への燃料供給体制を見直し、確実な入手手段を事前に確保する。

ウ 非常用発電機及び緊急車両用の燃料確保について、既存の協定を見直す。

エ ライフライン事業者による減災活動や早期復旧に関し、目標設定や計画作成、復旧活動を支援する。

オ 町外からの避難者の受入れについて、自治体間の協定に基づく広域訓練の実施や応急仮設住宅の適地調査等を通じ、実効性を高める。

カ 長期避難を想定し、町内避難所の環境を向上させるとともに、住民及び他市町村の広域移送・集団疎開を調整し、計画的に移送する。

5 その時、道路は通れない

■ リスク状況の認識

首都高速道路や国道、主要な県道など、緊急輸送ルートとして想定されている道路の橋梁は、耐震化対策がおおむね施されている。しかし、首都圏全体としては、沖積低地などの軟弱地盤を中心に、地盤の変位（隆起や沈下・陥没・断層）や液状化による道路自体の損壊、落橋も懸念される。加えて、沿道建造物から道路への瓦礫の散乱、電柱の倒壊、道路施設の損傷による道路閉塞、鉄道の運行停止に伴う道路交通需要の増大等により、深刻な道路交通麻痺が発生する可能性もある。

走行中の自動車にも激震が直撃する。一般的には、震度5はタイヤがパンクしたような感覚、震度6以上では車を制御することが困難と言われる。首都高速道路を中心に事故車両が多発し、火災が近ければ輻射熱を原因とする車両火災も発生する。

一方で、車両での避難者が続出するため、交通渋滞が発生する。

また、ガス欠や事故車両、置き去り車両が道路上に多数放置され、渋滞の原因となる。レッカー車の不足、及び道路渋滞によりレッカー車の現場到達が困難になるという渋滞悪化の悪循環が発生する。

鉄道については、東日本大震災では、緊急地震速報の受信によって首都圏の電車は安全停止できたが、直下型地震では緊急地震速報の到達が間に合わないため、走行中に脱線事故を起こす可能性がある。

また、都心では液状化及び施設欠損により、地下鉄や地下街への浸水が発生する恐れもある。

これらはすべて、最悪の可能性を挙げたに過ぎない。しかし、万が一の時に冷静に対処するためにも、その最悪の事態を想像することは無意味ではない。

■ 課題

ア 被災地の災害対応活動拠点への交通路を速やかに確保する必要がある。

イ 緊急車両の通行を阻害する緊急交通路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応。

ウ 道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。

■ 対策の方向性

ア 北関東、東北、中部方面から首都圏を結ぶ道路ネットワークを確保するため、高速道路や国県道の幹線道路網の整備を進める。

イ 都内からの徒歩帰宅を支援する帰宅支援ロードを設定し、沿道サービスを拡大する。

ウ 災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及啓発を進める。

エ 既存の災害時応援協定を見直し、緊急交通路上の障害物や放置車両の撤去体制や優先的的道路啓開のシミュレーションを行う。

6 首都機能の麻痺

■ リスク状況の認識

東京には、政治、行政、経済の中枢を担う機関が高度に集積している。首都直下地震により政府機関の業務継続に支障が生じた場合、緊急災害対策本部等による情報収集や指示、調整が実施されず、被災者救助や事態収拾に影響が出る。

官公庁施設は耐震化が順次進められているが、ライフラインの途絶や交通の麻痺、停電や通信の途絶などの悪条件が影響し合い、復旧が大幅に遅延する可能性もある。

最も懸念されるのが、夜間及び休日に大規模地震が発災した場合、交通機関の運行停止に伴い、多くの職員が都心に到達できず、業務継続に支障が出ることである。

■ 国が被害想定の中で示している被害シナリオ

発災直後	省庁の職員及び国会議員が同時に多数被災し、一時的に国家の運営機能が低下する。
1日後～	都心部の中央省庁において、職員の不足や室内の混乱、PCやサーバの不調等により、災害対応の中核としての機能が低下する。
更に厳しい被害様相	想定外の庁舎等の甚大な被害や、職員の被災、電力・通信の途絶が発生する。 → 応急対応や全国への波及影響が数日間以上続く。

これは、あくまでも国が提示した、最悪な事態としての一つの想定である。

なお、首都直下地震応急対策要領では、緊急災害対策本部の設置順位が定められており、官邸内に設置される緊急災害対策本部の代替順位として、官邸が被災した場合は、中央合同庁舎第5号館（千代田区霞が関）→ 市ヶ谷駐屯地（新宿区市谷本村町）→ 立川広域防災基地（立川市緑町・泉町）の順番で代替拠点に移る。

しかし、現在想定されている代替拠点はいずれも都内であり、国が提示している諸課題（職員の参集など）が依然残ることになる。

多くの国の職員が県内に居住している現状も踏まえ、被害が少なく首都に隣接する埼玉県としては、国に全力で協力する体制の整備も、考えていかなければならない。

■ 課題

- ア 首都機能の停止。国による災害対応の遅れ。
- イ 情報や職員が集まりやすいところに、代替拠点を用意すべきである。
- ウ 立川や都庁は被災地に近すぎる。大阪府や北関東では、都心から離れすぎる。

■ 対策の方向性

- ア さいたま新都心に集積する省庁の機関と連携し、国家機能の継続をサポートする。
- イ さいたま新都心周辺に後方支援の資源を確保し、国と協力して首都復旧に努める。

7 デマやチェーンメールは新たな災害

■ リスク状況の認識

東日本大震災では、広い範囲で電話回線や携帯電話の基地局が被災し、被災地での情報取得が著しく制限された。

その中で、ツイッターやSNSなど、新たな情報伝達手段の有効性が確認され、震災以降、多くの団体が活用を検討している。しかし、これらは強力な拡散性を持つことから、「嘘の情報」いわゆるデマやチェーンメールによる新たな危険（二次災害）を引き起こす可能性がある。

これらは、ア 情報が極度に不足した状態で現れやすい、イ 危険回避を指示する内容が多い、ウ 伝播速度が早い、という特徴があり、親切心から周囲に知らせようとした人から、情報を渴望していた人へ急速な勢いで拡散していくことになる。

東日本大震災でも例えば、「被災地で外国人窃盗団が暗躍している」「被災地で、略奪、強盗、暴行等が発生している」等の治安情報や、「ヨウ素を含むうがい薬や海藻類を摂取すると内部被曝が防げる」等の放射能関係情報、「某県の水は汚染されている」等の不正確な情報が、検証もされずに広がった。

デマや流言が拡散すると、過剰な自衛行為やパニックが思いもよらない二次災害に発展する可能性がある。「そんな嘘は見抜ける」「信じるはずがない」という日ごろの自信は、大規模災害時には却って危険かもしれない。

■ 課題

ア 情報通信基盤が破壊又は電源喪失し、情報収集・伝達手段が制限される。

イ 政府、行政による正確な情報発信が不足する。

ウ 不安や恐怖心から、不正確な情報や流言・デマが拡散する。

■ 対策の方向性

ア 電力事業者や通信事業者と協力し、通信設備の停電対策（携帯電話基地局の増設と耐震化、非常用電源の強化等）を推進する。

イ 正しい情報の発信者・取得方法などの防災情報教育を行い、プッシュ型の災害情報を取得するための事前登録等を進める。

ウ 政府や行政は発災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。

8 超急性期医療と慢性疾患の同時対応

■ リスク状況の認識

阪神・淡路大震災では、建物倒壊に伴う負傷者が多く、圧挫症候群を始め、外傷傷病者に対する超急性期医療が求められた。

一方、東日本大震災は、多くの被災者が津波で亡くなったが、生存者の多くが軽傷者で、どちらかと言えば慢性疾患への対応が課題となった。

首都直下地震の被害の様相は、阪神・淡路大震災に近い都市型であると考えられる。

国の被害想定では、首都圏で最大約12万3千人の負傷者が発生し、そのうち約2万4千人が重傷者の見込みである。

医療活動の主体は、超急性期（48時間以内）から急性期（1週間以内）では、災害派遣医療チーム（DMAT）が中心になる。しかし、深刻な道路交通麻痺により、救急車両等による現場到達が困難となることも見込まれる。

また、大量の負傷者が同時に発生すると、医師や看護師、医薬品、医療資機材の不足が生じ、十分な診療ができない可能性がある。

さらに、地震によって直接的に負傷しなかった被災者でも、都心の復旧に時間がかかる場合は、慢性疾患に対するケアが大量に必要なことになる。

■ 課題

ア 首都圏約12万3千人の重傷者に対し、DMAT等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関を確保する必要がある。

イ 道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。

ウ 電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。

■ 対策の方向性

ア 衛星携帯電話や医療情報システム（EMIS）の整備など、確実かつ複数の情報連絡体制の構築を図るとともに、災害医療コーディネーターの養成及び活用を検討する。

イ 医薬品や医療資機材等の協定を見直し、入手について実効性を確保する。

ウ 都内等から県内医療機関への傷病者の受入れを支援する。特に、輸送に危険を伴わない慢性病患者の被災地外移送についても検討する。

エ 平素に訓練等を実施し、トリアージスキルを向上させるとともに、トリアージポストの設置を早期に実施する。

オ 一定の安全を確保した上での住民、自主防災組織、地域の企業等による救命救助活動が行える仕組みの検討、及び地域医療者の協力の下、地域でできる医療対応を検討する。

カ 災害拠点病院における災害時の業務継続を確保するため、水、食料、自家発電に必要な燃料等の供給体制を確立するとともに、全ての医療機関について、耐震化を進める。

9 都心からの一斉帰宅は危険

■ リスク状況の認識

県では、平成24年度に「モバイル空間統計」を利用した帰宅困難者の推計調査を行った。

まず、県外で帰宅困難になる県民の発生数は、136万人であると推計した。そのうち88万人は東京23区内で被災するため、交通機関が麻痺している中、安全に帰宅させるための帰宅タイミングやルート選定が課題になる。

次に、発災後、一斉帰宅の混乱を市町村ごとにシミュレーションした。例えば、都内にいる埼玉県民と県内にいる埼玉県民と都民252万人が一斉に徒歩で帰宅した場合、さいたま市では72万人、川口市では45万人の通過人数が見込まれる結果となった。帰宅経路に当てはめると、例えば、国道17号戸田橋の通過人数は1時間当たり最大12万人という大混雑が予測される。

その結果、主な緊急輸送道路が徒歩帰宅者であふれ、緊急車両が通行できないことなども考えられる。

発災直後の一斉帰宅は二次被害の危険があるだけでなく、消防・警察等による救助・救出活動を阻害し、被害を拡大させる要因になる。

■ 課題

ア 余震による落下物の恐れがある地域や火災延焼地域など、危険地帯を通過する徒歩帰宅者が二次被害に巻き込まれる。

イ 徒歩帰宅者が特定の箇所に集まり、混乱が生じる

ウ 緊急交通路や緊急輸送道路に徒歩帰宅者があふれ、救助・救出活動を阻害する。

■ 対策の方向性

ア 近隣都県と協力し、発災直後における一斉帰宅の危険性を周知し、一斉帰宅抑制の取組を進める。

イ 慌てて帰宅を開始しないですむよう、安否確認手段として、災害用伝言ダイヤル等の利用を促進する。

ウ 都内にいる町民も含め、町内の被害情報や避難所開設情報、帰宅経路の危険情報を様々な手段で発信する。

エ 主に都内から徒歩帰宅する徒歩帰宅者支援として、帰宅支援道路を設定し、沿道サービス（水道水、情報、トイレ等）による安全で確実な徒歩帰宅を支援する。

オ 公共交通機関を利用した遠距離通勤者がいる企業など、実情に応じて企業内備蓄を推進する。

10 危険・不便な首都圏からの避難

■ リスク状況の認識

国の被害想定では、冬の18時発災、風速15m/sの都心南部地震で、首都圏で1日後に約300万人、2週間後に約720万人の避難者が発生すると想定される。

1か月後に1都3県の約9割の断水が解消した場合でも、約120万人が避難所生活を続けており、継続的な余震の発生や気象条件によっては、避難所生活者はさらに増加することになる。

また、避難所そのものや周囲生活施設の被災、ライフラインの復旧の遅れが重なると、被災地内での避難所運営はさらに難しくなる。

道路の復旧が遅れ、あるいは輸送手段が不足すると、避難所へ物資や医療が十分に提供できなくなり、長期化に伴う健康管理や安全確保の観点から、被災地外への遠距離避難（疎開）を検討する必要がでてくる。

特に、医療や介護が必要な要配慮者は、安全で健康的な環境に速やかに避難させることが急務であり、本県は、被害が大きい都心南部からの避難者を受入れるとともに、さらに北側（北関東や東北地方）に向けて二次避難の調整を行うこととなる。

■ 課題

ア 避難所における長期生活が困難な者の把握（配慮の種類や規模）。

イ 緊急避難的な広域受入れは速やかに、また、生活困難（不便地からの脱出）に伴う広域受入れは計画的に行う必要がある。それぞれ手法を検討する。

ウ 観測機器や通信回線の破損により、情報が正常に伝達されず、人々が正確な情報なしでの行動を強いられる。

エ 他の都道府県からの被災者が大量に流入することにより、避難者管理が複雑になる。

■ 対策の方向性

ア 都内からの避難者の輸送や受入れについて、災害発生時に混乱が生じないよう、あらかじめ受入先や輸送手段等を確保する。

イ 計画的な受入れについて、事前に関係自治体とシミュレーションを行う。

ウ 九都県市等の枠組みにより取得した被害情報や応援要請に基づき、県内市町村との受入調整を行い、県内又は群馬県・新潟県（三県の防災協定に基づく広域避難の受入れ）と調整を行う。

エ 発災後、避難所における長期生活が困難な者を把握し、広域避難の調整を行う。

オ 被害状況や避難に係る情報は、報道機関等の協力の下、あらゆる手段でこまめに発信する。

11 助かった命は守り通す

■ リスク状況の認識

大規模な災害では、発災後、長期間にわたり生活基盤が麻痺する。その結果、災害発生時には助かった命が、震災関連死という形で失われてしまう恐れがある。

東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死亡率は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の約2倍に上った。死亡に影響のあった事由としては、「避難者等における生活の肉体・精神的疲労」が約3割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が約2割、「病院の機能停止による初期治療の遅れ等」が約2割であった。

例えば、1都3県には約7万8千人の慢性透析患者がいる。首都直下地震により電気・水道が長期にわたり断絶した時、被災地内での処置は極端に制限される。万一の場合に備え、透析施設に余裕のある遠方への二次避難を検討し、助かった命を守り通す取組が重要になる。

■ 課題

- ア 配慮事項ごとに必要とされる避難施設の確保。
- イ 福祉避難所など比較的環境が整備された場所へ、要配慮者を移送する体制の確立。
- ウ 在宅避難している要配慮者への対策（高リスク者の事前把握、物資の供給、見回り）

■ 対策の方向性

- ア 被災地外の都道府県において、受入可能な医療機関の事前把握や移送手段の確認を行い、日ごろから情報を持ち合う。
- イ 避難所、医療機関等における毛布や燃料等の備蓄、非常用電源・通信手段の確保、物資や燃料の供給手段の確保を行う。
- ウ 発災後は、帰還できる体制（道路、住宅、医療等）を早期に整備する。
- エ 被災者の見守り活動や孤立防止、こころのケアの長期的提供を行う。

12 食料が届かない

■ リスク状況の認識

東日本大震災では、被災地のニーズが伝わらず、必要とされるものが被災地に行き届くのに時間がかかった。もちろん輸送には、道路の確保が重要になる。東日本大震災では、津波により大きな被害を受けた道路のうち南北に延びる東北道・国道4号を優先的に復旧させ、その後に東方向に複数ルートを確認し、沿岸部の支援に使用した。輸送道路の段階的復旧は迅速な災害対応に有効だったが、確保されたのは発災4日後、国道45号の道路啓開がおおむね終了したのは発災7日後だった。

そのような中、避難所には十分な食事が行き渡らなかった。

例えば、宮城県内最大避難者数約32万人に対し、発災後3日間に県下の市町村が確保できた食料は62万食だけだった。

また国の物資調達も、発災1週間後に約39万人が避難所に滞在していたのに対し、6日後までの到着済み食料は約290万食、水が約213万本だけで、おおよそ一人一日約1食であった。

道路の不通やライフラインの途絶、生産工場や倉庫の損壊により、首都直下地震でも同様の課題が生じる。

また、在宅避難者には支援が届きづらい、という問題もある。

シビアコンディションの極めつけは、首都直下と南海トラフ地震が同時期に起こることである。安政地震では、東海・東南海地震が起きた後、すぐに安政江戸地震が起きている。南海トラフ付近を震源地とする地震が発生し、被災地に備蓄食料ほとんどを提供した後に、首都直下地震が起こることも、可能性としてゼロではない。

■ 課題

ア 広域物資供給体制の整備

イ 広域緊急輸送体制の整備

■ 対策の方向性

ア 被災情報及び避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートを選定及び啓開を速やかに行う。

イ 国や他都道府県からの応援を埼玉県広域受援計画に基づき迅速かつ円滑に受入れ、救援物資の広域物資拠点における受領、及び被災市町村を通じた被災者への支給を実施する。

ウ 原則3日以上、可能であれば1週間以上の家庭内備蓄を推進する。

エ 複合災害も視野に入れ、町及び県と合わせた備蓄を十分に行う。

13 災害の連鎖を防止せよ

■ リスク状況の認識

災害の連鎖を防止することが重要である。

一つの災害が引き金となり、新たなリスクが連鎖する可能性がある。例えば、次のような最悪シナリオがある。

ア 東京湾岸地域の製鉄所、石油化学プラント、石油化学工場等が被災し、様々な産業への影響が全国に波及する。

イ 港湾機能の麻痺により、サプライチェーンが寸断し、国内外の企業活動が影響を受ける。

ウ 工場や店舗等の喪失、従業員の被災、生産活動や物流機能の低下により、経営体力の弱い企業が倒産に追い込まれる。

エ 日本経済や日本企業への信頼が低下し、国際競争力の低下のみならず、日本市場からの撤退や海外からの資金調達コストの増大、株価や金利、為替の大幅な変動を引き起こす。

すべての事態の推移をあらかじめ予見するのは不可能である。

しかし、災害リスクを管理し戦略を策定する場合は、低頻度だが影響の大きい巨大災害に伴う連鎖反応を意識し、対応する措置をシミュレーションしておくべきである。

■ 課題

災害に伴う被害の連鎖（経済、農業、治安悪化など）を起こさない。

■ 対策の方向性

ア 各種システムにおける十分な冗長性の確保、バックアップ。

イ 各主体による事業継続計画の策定と日常からの見直し。

[資料-17 山腹崩壊危険地区]

箇所名	位置				面積 (ha)
	郡・市	町・村	大字	字	
根岸	秩父郡	長瀬町	矢那瀬	下破崩	6
中西	〃	〃	〃	中西	10
宮沢	〃	〃	野上下郷	違沢	5
諏訪沢	〃	〃	中野上	諏訪沢	5
本野上	〃	〃	本野上	根岸	4
中野上	〃	〃	〃	石原	6
中郷	〃	〃	井戸	古沢、ほか2	8
下郷	〃	〃	〃	下郷	4
大崩	〃	〃	長瀬	大崩	1
横町	〃	〃	野上下郷	横町	1
根岸2	〃	〃	矢那瀬	坂本	5

令和4年12月現在

[資料-18 崩壊土砂流出危険地区]

箇所名	位置				面積 (ha)
	郡・市	町・村	大字	字	
根岸	秩父郡	長瀬町	矢那瀬	城下	0.1
大日峠	〃	〃	〃	大日峠	0.7
丹沢	〃	〃	〃	横吹	1.8
鎌ヶ入沢	〃	〃	〃	上破崩	2.3
入寺沢1	〃	〃	〃	竹ノ平	1.6
入寺沢2	〃	〃	野上下郷	湖桃久保	1.6
諸沢	〃	〃	〃	諸沢	1.2
滝ノ上1	〃	〃	〃	大ヶ谷	1.1
滝ノ上2	〃	〃	〃	栃沢	1.2
違沢	〃	〃	〃	違沢	1.2
大日影沢	〃	〃	〃	戸倉	2.7
八重子沢	〃	〃	〃	日向	1.8
一ノ沢	〃	〃	〃	高池	0.5
唐沢	〃	〃	中野上	丸山	2.9
宝登山	〃	〃	長瀬	谷黒田	1.5
大鉢形山	〃	〃	風布	熊穴	1.7
蕪木山	〃	〃	〃	蕪木山	0.9
古沢	〃	〃	井戸	古沢	1.0
植平沢	〃	〃	風布	植平	0.8
滝の沢	〃	〃	井戸	下郷	2.4
下郷	〃	〃	〃	〃	0.2
棒ヶ入	〃	〃	岩田	野出	0.6
高橋沢	〃	〃	〃	深沢	1.1
なら沢	〃	〃	長瀬	松木沢	0.6
有白木	〃	〃	矢那瀬	白木	0.6
東山	〃	〃	長瀬	東山	0.7
入寺沢3	〃	〃	野上下郷	城山	0.3
破崩	〃	〃	矢那瀬	下破崩、ほか 	0.1
下栗沢	〃	〃	岩田	月見平	0.6

令和4年12月現在

[資料-19 地すべり危険地区]

箇所名	位置				面積 (ha)
	郡・市	町・村	大字	小字	
植平沢	秩父郡	長瀬町	風布	植平	14.0
植平	秩父郡	長瀬町	風布	植平	25.0

令和4年12月現在

[資料-20 土砂災害警戒区域]

告示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住所	警戒 区域	特別 警戒 区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類
H23.3.18	古沢	秩父郡長瀬町井戸	○	○	土石流
H23.3.18	中郷	秩父郡長瀬町井戸	○	○	土石流
H23.3.18	銅の入沢	秩父郡長瀬町井戸	○	○	土石流
H23.3.18	森下 1-1	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.18	森下 1-2	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.18	井戸上郷 1	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.18	井戸岩下	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.18	井戸上郷 2	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.18	井戸中郷	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.18	井戸上郷 3	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.18	井戸上郷 4	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.18	阿弥陀ヶ谷	秩父郡長瀬町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.18	植平 1	秩父郡長瀬町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.18	植平 2	秩父郡長瀬町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.18	大鉢形 1	秩父郡長瀬町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.18	大鉢形 2	秩父郡長瀬町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.18	蕪木 1-1	秩父郡長瀬町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.18	蕪木 1-2	秩父郡長瀬町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.18	蕪木 1-3	秩父郡長瀬町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.18	蕪木 2	秩父郡長瀬町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.18	蕪木 3	秩父郡長瀬町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.18	蕪木 4	秩父郡長瀬町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.18	蕪木 5-1	秩父郡長瀬町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.18	蕪木 5-2	秩父郡長瀬町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.18	井戸下郷 1	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.18	井戸下郷 2-1	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.18	井戸下郷 2-2	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊

告示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住 所	警戒 区域	特別 警戒 区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類
H23.3.18	井戸下郷 3	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.18	井戸下郷 4	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.18	井戸下郷 5-1	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.18	井戸下郷 5-2	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.18	井戸下郷 5-3	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.18	井戸下郷 6-1	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.18	井戸下郷 6-2	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.18	井戸下郷 7	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.18	井戸下郷 8	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.18	岩田上郷 1	秩父郡長瀬町岩田	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.18	岩田上郷 2	秩父郡長瀬町岩田	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.18	中郷沢-1	秩父郡長瀬町岩田	○	○	土石流
H23.3.18	中郷沢-2	秩父郡長瀬町岩田	○		土石流
H23.3.18	滝の沢	秩父郡長瀬町井戸	○	○	土石流
H23.3.18	高橋沢	秩父郡長瀬町岩田	○		土石流
H23.3.18	野出	秩父郡長瀬町岩田	○	○	土石流
H23.3.18	岩田-1	秩父郡長瀬町岩田	○	○	土石流
H23.3.18	岩田-2	秩父郡長瀬町岩田	○	○	土石流
H24.3.30	小坂 1	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
H24.3.30	中西 1	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
H24.3.30	小坂 2	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
H24.3.30	中西 2	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
H24.3.30	大月 1	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
H24.3.30	大月 2	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
H24.3.30	矢那瀬根岸	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
H24.3.30	矢那瀬根岸 1	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
H24.3.30	矢那瀬根岸 2-1	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
H24.3.30	矢那瀬根岸 2-2	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
H24.3.30	矢那瀬根岸 3	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
H24.3.30	小坂 1-1	秩父郡長瀬町大字野上下郷、矢那瀬	○	○	土石流
H24.3.30	小坂 1-2	秩父郡長瀬町大字野上下郷、矢那瀬	○	○	土石流
H24.3.30	小坂 1-3	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	土石流
H24.3.30	小坂 2	秩父郡長瀬町大字野上下郷、矢那瀬	○	○	土石流
H24.3.30	石原沢 1	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	土石流
H24.3.30	石原沢 2	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	土石流
H24.3.30	丹沢	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○		土石流
H24.3.30	大月沢	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	土石流

告示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住 所	警戒 区域	特別 警戒 区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類
H24.3.30	大槻沢	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	土石流
H24.3.30	梅の木沢	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	土石流
H24.3.30	坂本沢	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	土石流
H24.3.30	矢那瀬 2	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	土石流
H26.11.21	中野上-1	秩父郡長瀬町大字中野上	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.11.21	中野上-2	秩父郡長瀬町大字中野上	○		急傾斜地の崩壊
H26.11.21	本野上根岸 2	秩父郡長瀬町大字本野上	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.11.21	長瀬 1-1	秩父郡長瀬町大字長瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.11.21	長瀬 1-2	秩父郡長瀬町大字長瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.11.21	長瀬 2	秩父郡長瀬町大字長瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.11.21	本野上根岸 1	秩父郡長瀬町大字本野上	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.11.21	山根	秩父郡長瀬町大字本野上	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.11.21	唐沢	秩父郡長瀬町大字中野上	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.11.21	和田	秩父郡長瀬町大字中野上	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.11.21	長瀬 4	秩父郡長瀬町大字長瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.11.21	根岸	秩父郡長瀬町大字長瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.11.21	根岸沢	秩父郡長瀬町大字長瀬	○	○	土石流
H26.11.21	檜沢	秩父郡長瀬町大字長瀬	○		土石流
H26.11.21	北沢	秩父郡長瀬町大字本野上	○	○	土石流
H26.11.21	根岸	秩父郡長瀬町大字本野上	○	○	土石流
H26.11.21	和田	秩父郡長瀬町大字中野上	○	○	土石流
H26.11.21	中野上	秩父郡長瀬町大字中野上	○		土石流
H26.11.21	唐沢 2	秩父郡長瀬町大字中野上	○	○	土石流
H26.11.21	下山根	秩父郡長瀬町大字長瀬	○	○	土石流
H26.11.21	山根	秩父郡長瀬町大字長瀬	○	○	土石流
H26.11.21	井出入	秩父郡長瀬町大字中野上	○		土石流
H26.11.21	長瀬 1	秩父郡長瀬町大字長瀬	○	○	土石流
H26.11.21	高野沢	秩父郡長瀬町大字長瀬	○	○	土石流
H26.11.21	長瀬 2	秩父郡長瀬町大字長瀬	○	○	土石流
H26.11.21	宿本	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.11.21	滝ノ上 1-1	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.11.21	滝ノ上 1-2	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.11.21	滝ノ上 1-3	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.11.21	滝ノ上 2-1	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.11.21	滝ノ上 2-2	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○		急傾斜地の崩壊
H26.11.21	宮沢 1	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.11.21	滝ノ上 3	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.11.21	宿本 2	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.11.21	杉郷 1	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.11.21	宮沢 3	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊

告示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住 所	警戒 区域	特別 警戒 区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類
H26.11.21	宮沢 2	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.11.21	辻 1	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.11.21	辻 2-1	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.11.21	辻 2-2	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.11.21	杉郷 2	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.11.21	杉郷 3	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.11.21	辻 4	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.11.21	辻 5	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.11.21	宿本 3	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.11.21	辻 3	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.11.21	辻	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	土石流
H26.11.21	砂吹沢-1	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	土石流
H26.11.21	砂吹沢-2	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	土石流
H26.11.21	八重子沢	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○		土石流
H26.11.21	滝の上	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	土石流
H26.11.21	熊野沢	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○		土石流
H26.11.21	堂坂沢	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	土石流
H26.11.21	唐沢	秩父郡長瀬町大字中野上	○	○	土石流
H26.11.21	田中沢	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○		土石流
H26.11.21	大日影沢-1	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○		土石流
H26.11.21	大日影沢-2	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○		土石流
H26.11.21	野上下郷	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	土石流
H28.7.8.	下郷	秩父郡長瀬町大字岩田	○	○	土石流
H28.7.8.	岩田下郷	秩父郡長瀬町大字岩田	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8.	野出	秩父郡長瀬町大字岩田	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	野上下郷	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○		地すべり
H28.12.27	根岸	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○		地すべり

令和4年12月現在

[資料-21 土石流危険溪流]

溪流番号	溪流名	溪流所在地		
		郡・市	町・村	大字
363-I-001	中郷沢	秩父郡	長瀬町	岩田
363-I-002	滝の沢	//	//	下郷
363-I-005	古沢	//	//	井戸
363-I-006	中郷2	//	//	//
363-I-008	長瀬	//	//	長瀬
363-I-009	檜沢	//	//	//
363-I-010	北沢	//	//	本野上
363-I-011	根岸	//	//	根岸
363-I-012	和田	//	//	和田
363-I-013	中野上	//	//	中野上
363-I-014	諏訪沢	//	//	唐沢
363-I-015	辻1	//	//	辻
363-I-016	砂吹沢	//	//	//
363-I-017	八重子沢	//	//	//
363-I-018	滝の上1	//	//	滝の上
363-I-019	熊野沢	//	//	野上下郷
363-I-022	小坂1	//	//	小坂
363-I-023	小坂2	//	//	//
363-I-024	石原沢	//	//	矢那瀬
363-I-026	丹沢	//	//	//
363-I-027	大月沢	//	//	//
363-I-028	大槻沢	//	//	//
363-I-029	梅ノ木沢	//	//	根岸
363-I-030	坂本沢	//	//	//
363-II-001	下郷3	//	//	下郷
363-II-003	高橋沢	//	//	野出
363-II-004	野出	//	//	//
363-II-005	岩田	//	//	岩田
363-II-006	中郷1	//	//	中郷
363-II-007	小路	//	//	小路
363-II-009	高野沢	//	//	山根
363-II-010	唐沢	//	//	犬塚
363-II-011	田中沢	//	//	杉郷
363-II-013	大日影沢	//	//	野上下郷
363-II-014	野上下郷	//	//	//
363-II-016	矢那瀬2	//	//	矢那瀬

令和4年12月現在

[資料-22 地すべり危険箇所（国土交通省所管）]

区 域 名	所 在 地 面積 (ha)	人家 (戸)
野上下郷	秩父郡長瀬町野上下郷 17.2	2
根 岸	秩父郡長瀬町矢那瀬 36.4	4

令和4年12月現在

[資料-23 急傾斜地崩壊危険箇所]

箇所番号	箇所名	所 在 地			自然／人工
		市町村名	大 字	小 字	
11106-I-0100	宿本	長瀬町	野上下郷	宿本	自然
11106-I-0101	小坂1	〃	〃	小坂	〃
11106-I-0102	岩田上郷2	〃	岩田	上郷	〃
11106-I-0103	滝ノ上1	〃	野上下郷	滝ノ上	〃
11106-I-0104	滝ノ上3	〃	〃	〃	〃
11106-I-0105	宮沢3	〃	〃	宮沢	〃
11106-I-0106	中西1	〃	矢那瀬	中西	〃
11106-I-0107	小坂2	〃	野上下郷	小坂	〃
11106-I-0108	中西2	〃	矢那瀬	中西	〃
11106-I-0109	下郷	〃	下郷	下郷	〃
11106-I-0110	大月	〃	矢那瀬	大月	〃
11106-I-0111	矢那瀬根岸	〃	〃	根岸	〃
11106-I-0112	矢那瀬根岸1	〃	〃	〃	〃
11106-I-0113	矢那瀬根岸2	〃	〃	〃	〃
11106-I-0114	森下	〃	井戸	森下	〃
11106-I-0115	井戸上郷1	〃	〃	上郷	〃
11106-I-0116	下郷5	〃	〃	下郷	〃
11106-I-0117	下郷2	〃	〃	〃	〃
11106-I-0118	岩下	〃	〃	岩下	〃
11106-I-0119	犬塚	〃	中野上	犬塚	〃
11106-I-0120	唐沢1	〃	〃	唐沢	〃
11106-I-0121	長瀬五区1	〃	長瀬	長瀬五区	〃
11106-I-0122	宝登山区	〃	〃	宝登山区	〃
11106-I-0123	長瀬五区2	〃	〃	長瀬五区	〃
11106-I-0124	本野上根岸	〃	本野上	根岸	〃

箇所番号	箇所名	所在地			自然／人工
		市町村名	大字	小字	
11106-I-0371	北沢	//	//	北沢	//
11106-II-0153	唐沢2	//		唐沢	//
11106-II-0154	杉郷1	//	野上下郷	杉郷	//
11106-II-0155	下郷1	//	井戸	下郷	//
11106-II-0156	下郷3	//	//	//	//
11106-II-0157	下郷4	//	//	//	//
11106-II-0158	下郷6	//	//	//	//
11106-II-0159	井戸上郷3	//	//	上郷	//
11106-II-0160	中郷	//	//	中郷	//
11106-II-0161	下郷7	//	//	下郷	//
11106-II-0162	岩田上郷1	//	岩田	上郷	//
11106-II-0163	井戸上郷4	//	井戸	上郷	//
11106-II-0164	阿弥陀ヶ谷	//	風布	阿弥陀ヶ谷	//
11106-II-0165	植平1	//	//	植平	//
11106-II-0166	植平2	//	//	//	//
11106-II-0167	大鉢形1	//	//	大鉢形	//
11106-II-0168	大鉢形2	長瀬町	風布	大鉢形	自然
11106-II-0169	蕪木1	//	//	蕪木	//
11106-II-0170	蕪木2	//	//	//	//
11106-II-0171	宮沢1	//	野上下郷	宮沢	//
11106-II-0172	宮沢2	//	//	//	//
11106-II-0173	辻1	//	//	辻	//
11106-II-0174	辻2	//	//	//	//
11106-II-0175	矢那瀬根岸3	//	矢那瀬	根岸	//
11106-II-0472	杉郷2	//	野上下郷	杉郷	//
11106-II-0473	杉郷3	//	//	//	//
11106-II-0474	和田	//	中野上	和田	//

令和4年12月現在

[資料-24 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所]

区域名	所在地			指定面積 (ha)	告示番号	指定 年月日	概成
	郡・市	町・村	大字				
中西	秩父郡	長瀬町	矢那瀬	4.45	1711	S58.12.1 6	○
井戸上郷	秩父郡	長瀬町	井戸	3.26	1012	H24.7.20	

令和4年12月現在

[資料-25 砂防指定地]

幹川名	小支川名	溪流名
荒川	荒川	小路沢
〃	〃	馬内沢
〃	馬内沢	檜沢
〃	荒川	高野沢
〃	〃	鶴沢
〃	鶴沢	蕪木沢
〃	〃	植平沢
〃	荒川	北沢
〃	〃	古沢
〃	〃	滝の沢
〃	〃	諏訪沢
〃	諏訪沢	唐沢

幹川名	小支川名	溪流名
荒川	諏訪沢	田中沢
〃	〃	大掘
〃	荒川	砂吹沢
〃	砂吹沢	八重子沢
〃	〃	大日影沢
〃	荒川	田ノ入沢
〃	〃	高橋沢
〃	〃	中郷沢
〃	〃	諸沢
〃	〃	唐樋沢
〃	〃	丹沢

令和4年12月現在

[資料-26 二瀬ダム放流に伴う広報体制]

Ⅰ 二瀬ダムの放流に伴う河川沿岸の住民等に対する広報

二瀬ダムからの放流開始及び二瀬ダムからの放流によって下流河川の水位が急激に上昇する場合は、FAX等により関係機関へ通知するとともに、サイレン、拡声器及び警報車により沿岸住民及び河川利用者に周知徹底を図るものとし、通知、警報は次の要領による。

(1) ダム放流時における通知の方法

ア 二瀬ダムからの放流開始及び二瀬ダムからの放流によって下流河川の水位が急激に上昇する場合は、「二瀬ダム放流時連絡系統図」により、二瀬ダムの放流に関する通知を放流開始約2時間前までにFAX等により行う。

イ アの通知とは、次の事項とする。

(ア) 放流開始時

- A 放流の理由
- B 放流の開始日時
- C 放流量
- D 放流に伴うダム下流区間の水位上昇見込時間及び水位

(イ) ダム放流により急激な水位上昇が見込まれるとき

- A 放流の理由
- B 放流の開始及び終了日時
- C 放流量

(2) ダム放流時の一般の人への警告

ア 警報の方法

(ア) 放流時の警報は、サイレン、拡声器及び警報車で行うものとする。

(イ) サイレンによる警報は、次のとおりとする。

約50秒 約10秒 約50秒 約10秒 約50秒
吹鳴 休止 吹鳴 休止 吹鳴

(ウ) サイレン及び拡声器の警報は、41地点において放流の状況に応じて行う。

(エ) 警報車による警報は次の区間において警報車備付けの拡声器で行う。

二瀬ダムから樋口（白鳥橋）まで

イ 警報の時期

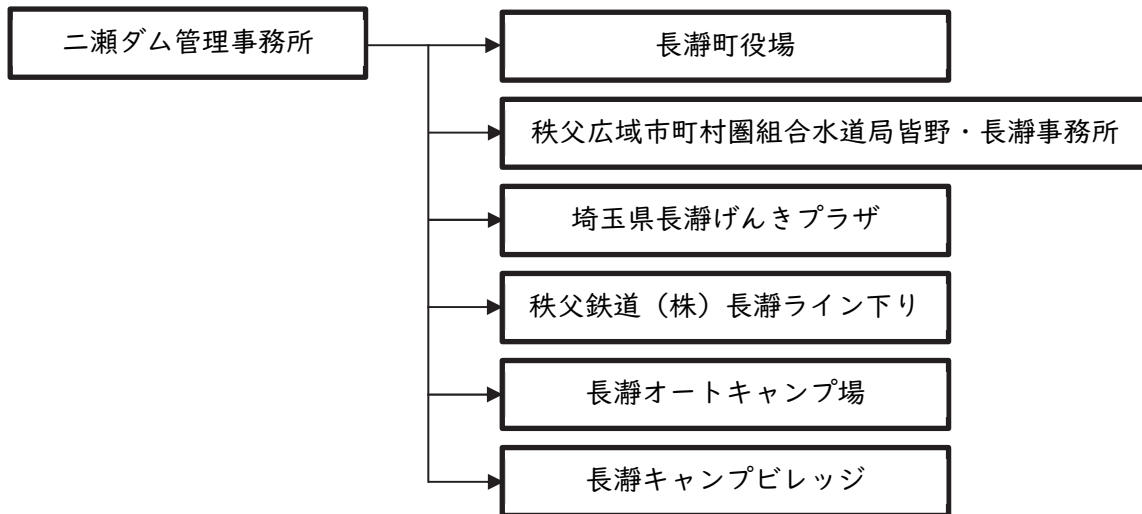
(ア) サイレン及び拡声器による警報

各地点においてダム放流による水位上昇見込み時間の約1時間前に行う。

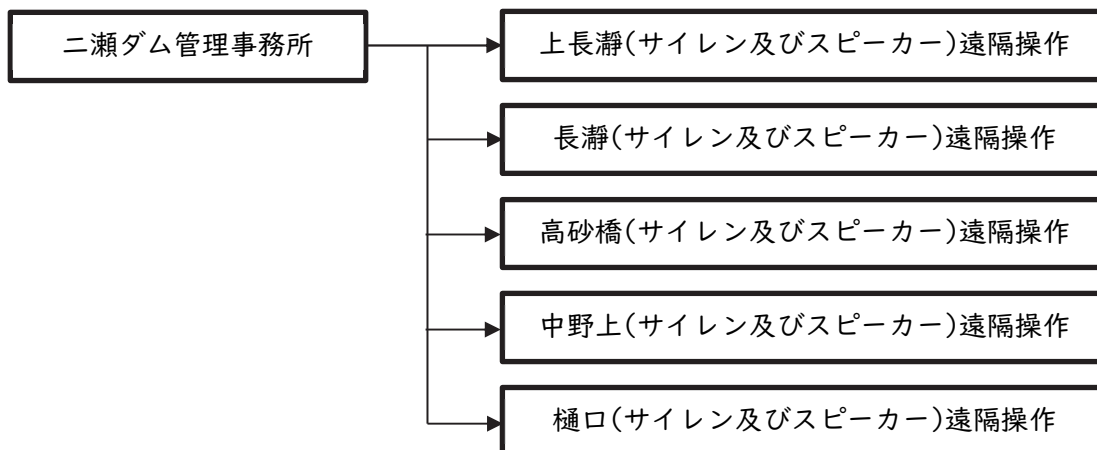
(イ) 警報車による警報

各地点においてダム放流による水位上昇見込み時間の約30分前に行う。

2 二瀬ダム放流時連絡系統図（当町関係のみ）



3 二瀬ダム警報系統図（当町関係のみ）



[資料-27 浦山ダム放流に伴う広報体制]

1 浦山ダムの放流に伴う河川沿岸の住民等に対する広報

浦山ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生じると予想される場合は、フックス等により関係機関へ通知するとともに、警報局のサイレン、スピーカー及び警報車により沿岸住民に周知徹底を図るものとし、通知、警報は次の要領による。

(1) ダム放流時における通知の方法

ア 浦山ダムからの放流によって下流河川の水位が急激に上昇する場合は、「浦山ダム放流時関係機関」(資料参照)により、浦山ダムの放流に関する通知を放流開始約1時間前までにファックス等により行う。

なお、計画規模を超える洪水によって非常用洪水吐き設備からの自然放流が見込まれる場合は、放流開始約4時間前、放流開始3時間前及び放流開始1時間前にも行う。

イ アの通知とは、次の事項とする。

(ア) 放流により急激な水位上昇が見込まれるとき

- A 放流の理由
- B 放流の開始日時
- C 放流量

(イ) 非常用洪水吐き設備からの自然放流が見込まれるとき

- A 放流の理由
- B 放流の開始日時
- 量

(2) ダム放流時の一般の人への警告

ア 警報の方法

(ア) 放流時の警報は、サイレン、スピーカー及び警報車で行うものとする。

(イ) サイレンによる警報は、次のとおりとする。

45秒	10秒	45秒	10秒	約45秒
吹鳴	休止	吹鳴	休止	吹鳴

(ウ) サイレン及びスピーカーの警報は、「浦山ダム警報局」の4地点において放流の状況に応じて行う。

(エ) 警報局のスピーカーによる放送は、サイレン吹鳴の前に行う。

(オ) そのほか、警報車に設置したスピーカーによる放送及びサイレンを必要に応じ併用しながら下流巡視を行う。

イ 警報の時期

(ア) サイレン及びスピーカーによる警報

「浦山ダム警報局」(次項参照)各地点において水位の上昇が生じると予想される約30分前に行う。ただし、浦山ダム警報局に設置されたサイレンによる警報は、常用洪水吐き施設から、又は非常用洪水吐き施設から自然放流を行う約3分前にも行う。

2 浦山ダム放流時関係機関

区分	関係機関
(独)水資源機構	本社ダム事業部
国土交通省	荒川上流河川事務所
埼玉県	秩父県土整備事務所 秩父地域振興センター 秩父市
警察	秩父警察署
消防	秩父消防本部
発電	東京発電(株)埼玉事業所

3 浦山ダム警報局

警報局名	警報の種類	回線
浦山ダム	サイレン・スピーカー	有線
糎屋	スピーカー	無線
花御堂	スピーカー	無線
常盤橋	サイレン・スピーカー	無線

[資料-28 滝沢ダム放流に伴う広報体制]

Ⅰ 滝沢ダムの放流に伴う河川沿岸の住民等に対する広報

滝沢ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると予想される場合は、ファックス等により関係機関へ通知するとともに、警報局のサイレン、スピーカー及び警報車により沿岸住民に周知徹底を図るものとし、通知、警報は次の要領による。

(1) ダム放流時における通知の方法

ア 滝沢ダムからの放流の放流によって下流河川の水位が急激に上昇する場合は、「滝沢ダム放流時関係機関」(資料参照)により、滝沢ダムの放流に関する通知を放流開始約1時間前までにファックス等により行う。

なお、計画規模を超える洪水によって異常洪水時防災操作の実施が見込まれる場合は、放流開始4時間前、放流開始3時間前及び放流開始1時間前にも行う。

イ アの通知とは、次の事項とする。

(ア) 放流開始時

- A 放流の理由
- B 放流の開始日時
- C 放流量

(イ) ダム放流により急激な水位上昇が見込まれるとき

- A 放流の理由
- B 放流の開始日時
- C 放流量

(ウ) 異常洪水時防災操作の実施が見込まれるとき

- A 放流の理由
- B 放流の開始日時

(2) ダム放流時の一般の人への警告

ア 警報の方法

(ア) 放流時の警報は、サイレン、スピーカー及び警報車で行うものとする。

(イ) サイレンによる警報は、次のとおりとする。

50秒	10秒	50秒	10秒	50秒
吹鳴	休止	吹鳴	休止	吹鳴

(ウ) サイレン及び拡声器の警報は、「滝沢ダム警報局」(資料参照)46地点において放流の状況に応じて行う。

(エ) 警報局のスピーカーによる放送は、サイレン吹鳴の前に行う。

(オ) そのほか、警報車に設置したスピーカーによる放送及びサイレンを必要に応じ併用しながら下流巡視を行う。

イ 警報の時期

(ア) サイレン及びスピーカーによる警報

「滝沢ダム警報局」(次項参照)が設置されている各地点において水位の上昇が生じると予想される約30分前に行う。ただし、滝沢ダム警報局に設置されたサイレン等による警報は、常用洪水吐き設備または非常用洪水吐き設備から放流開始する約3分前にも行う。

2 滝沢ダム放流時関係機関

区分	関係機関
(独)水資源機構	本社 ダム事業部
国土交通省	荒川上流河川事務所 二瀬ダム管理所
埼玉県	秩父県土整備事務所 秩父地域振興センター 秩父市 皆野町 長瀬町
警察	秩父警察署
消防	秩父消防本部
発電	東京発電(株)埼玉事業所

3 滝沢ダム警報局 (長瀬町分のみ)

警報局名	警報の種類	回線
上長瀬	サイレン・スピーカー	無線
長瀬	サイレン・スピーカー	無線
高砂橋	サイレン・スピーカー	無線
中野上	サイレン・スピーカー	無線
樋口	サイレン・スピーカー	無線

[資料-29 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準]

道路種別 一般国道

路線名	規制区間		規制条件 (通行止)	危険内容
	自 町 大字 至 町 大字	延長 (km)		
140号	長瀬町矢那瀬 寄居町末野	0.3	パトロール等により危険が 予想される場合	落 石
//	長瀬町矢那瀬 長瀬町野上下郷	0.4	//	土砂崩落

道路種別 主要地方道

路線名	規制区間		規制条件 (通行止)	危険内容
	自 町 大字 至 町 大字	延長 (km)		
前橋長瀬線	皆野町金沢 長瀬町中野上	1.5	パトロール等により危険が 予想される場合	落 石 土砂崩落
長瀬玉淀自然公園線	長瀬町岩田 寄居町金尾	2.4	//	路肩欠崩

長瀬町地域防災計画・資料編

発行／長瀬町防災会議

発行日／令和 5 年 3 月

編集／長瀬町総務課

〒369-1392 埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035番地1

電話 0494 (66) 3111 ファックス 0494 (66) 0894

